

# 1. 都市整備区域建設計画

愛 知 県  
三 重 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	14
6	産業の業種、規模等に関する事項	15
7	土地の利用に関する事項	20
8	施設の整備に関する事項	25
9	環境の保全に関する事項	34
10	防災対策に関する事項	37

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、都市整備区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した都市整備区域であり、関係市町村は次のとおりである。

愛知県の名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡東郷町、長久手町、西春日井郡西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、丹羽郡大口町、扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町、平和町、海部郡七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幡豆郡一色町、吉良町、幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、並びに三重県の四日市市、桑名市、桑名郡多度町、長島町、木曾岬町、員弁郡員弁町、東員町、三重郡楠町、朝日町、川越町の73市町村

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

(現状と課題)

本区域は、名古屋市を中心としたほぼ半径40km圏内の地域で、これまで、産業、経済分野を中心にわが国を代表する大都市圏の一つとして発展を続けている。区域内には、中枢都市名古屋市と有機的な関連を持ちつつも比較的独自性を有する周辺都市が多核的に配置され、

大都市圏としては土地、水などの国土資源にも恵まれていること、国土の中央に位置していること、既存の交通網に加え、中部国際空港を始め陸海空にわたる交通体系が一段と整備される見通しにあり、また、2005年日本国際博覧会の開催が決定したことなどから、今後は、その特性を生かして、先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たしつつ、国土の主軸の一翼を担う地域として、さらに発展していくことが期待される地域である。

こうした中、この地域は輸送機器を始めとする世界第一級の厚い産業集積があるものの、中部圏の中核を担う地域としては、高次都市機能の集積において相対的な立ち遅れがみられ、また、生産拠点の海外流出が懸念される。こうしたことなどから、東京圏、関西圏との連携のもと、世界都市機能の充実と分担を図るとともに、周辺の岐阜区域、東三河区域、伊勢区域及び伊賀区域都市開発区域との交流・連携を強化しながら総合的な整備を推進することが必要である。

そこで、大都市圏としての機能強化を図る上で基盤となる国際空港、幹線道路、鉄道等の基幹交通体系の整備を進めるとともに、情報通信、研究開発、文化、国際性などに関する高次の諸機能を強化し、地域の魅力を高めていく必要がある。

また、価値観の多様化に伴う自立性・選択性の重視、少子・高齢化の進行、自然環境に対する意識の高まり等を踏まえ、福祉施設、文化施設の整備や公園、下水道等の生活環境施設の整備、中心市街地の再生など、総合的な都市・生活空間の整備を推進する必要がある。

さらに、環境と調和した地域を創造する観点から、緑地の保全・創出、水環境・水循環の保全・回復、廃棄物の発生抑制・リサイクル、環境負荷の少ない交通体系の形成、省エネルギー等を総合的に推進し、環境共生型の地域づくりを進める必要がある。

一方、インターネットの急速な普及や電子商取引の発展に代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な進展は、経済活動や社会構造までも変革しつつあり、IT革命への対応が大きな課題となっている。

さらに、平成12年9月の集中豪雨による災害の教訓・課題等を踏まえながら、地震・風水害などあらゆる災害に対応できるよう防災対策の確立を積極的に推進する必要がある。

伊勢湾については、環境保全や安全の確保、多面的な利用など多様化、高度化する要請に対処するため、関係自治体等広域的な連携のもと総合的な利用と保全に向け諸施策を推進する必要がある。

(基本的な方向)

以上の現状と課題を踏まえ、本区域においては、国土の主軸の一翼を担い、先端的産業技術の中枢を形成するため、中部圏の中核として総合的な整備開発を行うこととし、基本的な方向を次のとおり構想する。

## ■重点施策の方向

### (1) 中部国際空港の整備とその活用

中部国際空港は、24時間運用可能な、大都市圏における拠点空港として、伊勢湾東部常滑沖の海上に、滑走路 3,500m・1本、面積約 470ha の規模で、2005年(平成17年)の開港を目指して整備を推進する。また、将来的には、滑走路 4,000m・2本、面積約 700ha の規模を目指す。

中部国際空港の整備により、グローバルな人・モノ・情報の交流条件は飛躍的に高まることから、空港アクセスの整備と関連させながら、空港整備の波及効果をできる限り広域で受けとめ、産業はもとより学術研究、文化、観光など様々な分野で拠点性を高める地域整備を推進し、都市整備区域はもとより、中部圏全体で活用していくことが極めて重要である。

こうした中、空港に近接する知多地域においては、空港の魅力を高める観点から、空港需要の拡大につながる集客系の産業や航空貨物を利用する臨空型産業の立地誘導など、生活環境や自然環境にも十分配慮しつつ、様々な地域整備の展開を図る。

特に、新空港のインパクトを大きく受ける空港島及び対岸部においては、空港支援を始め、流通・業務など高次都市機能の計画的な導入・拡充により、環伊勢湾地域の発展を先導する新たな都市拠点の形成を図る。

中部国際空港を中部圏におけるグローバルゲートとして機能させるために必要なアクセス整備のうち、道路アクセスは、広域としては高規格幹線道路の整備を基本とし、第二東名・名神高速道路、東海環状自動車道、名古屋環状2号線等の整備を推進する。空港に近い知多地域では、知多半島道路から空港へ向かう知多横断道路の整備を推進するとともに、空港対岸部と空港島を結ぶ中部国際空港連絡道路の整備を図る。さらに、将来の交通需要を勘案しつつ西知多

道路の整備について検討する。

鉄道アクセスについては、名鉄常滑線から空港に至る中部国際空港連絡線を開港時までの開業を目指して推進する。さらに、将来の空港需要の動向等を勘案しつつ、西名古屋港線を延伸し、空港に至る鉄道についても検討を進める。

海上アクセスについては、空港島内に海上アクセス基地を整備し、需要予測等を勘案しながら検討を進める。

## (2) 2005年日本国際博覧会の開催とその活用

2005年日本国際博覧会は、2005年（平成17年）3月25日から9月25日の間、「自然の叡智」をテーマに愛知県瀬戸市、長久手町及び豊田市内の約173haの地域で開催されることとなっており、この開催に向け、関連整備を含む必要な整備を積極的に推進する。

会場整備に当たっては、テーマである「自然の叡智」にふさわしい会場となるよう、限られた造成地を最大限に活用し、自然をなるべく保全する。また、会場地の環境を生かし、周囲の自然と調和した建築とするとともに、省エネルギー・新エネルギーの積極導入により、CO<sub>2</sub>の排出量を大幅に低減する。可能な限りモノや水の循環を行うと同時に、ライフスタイルや新技術の情報発信の場となる「ゼロエミッションを実感できる国際博」とする。

博覧会会場へのアクセスのうち、道路については整備推進中の第二東名高速道路、東海環状自動車道及び名古屋瀬戸道路のほか、猿投グリーンロード、力石名古屋線の整備等により対応を図る。鉄道については、愛知環状鉄道線が博覧会会場の直近を通る唯一の既設路線であることから、整備推進中の複線化や高蔵寺駅でのJR中央本線との相互直通運転による乗継円滑化のための施設整備等により対応する。

国内外から数多くの人々が来場し、注目を集める国際博の開催を契機に、この地域が世界の一大交流拠点として発展していくために、博覧会で使われる環境技術や情報技術等のもとより、観光、文化・芸術などにおいても地域のレベルアップを図るなど、開催のインパクトをあらゆる分野で活用し、情報発信しながら、地域づくりに生かしていくことが重要である。

こうした中、博覧会会場地とその周辺については、「あいち学術研究開発ゾーン」の中核として、高度な学術・研究開発機能が集積す

るとともに、国際博の理念や成果を継承・発展させ、環境、情報など様々な分野で先導的社会実験が行われるなどの地区となる「交流未来都市」づくりを進める。

このうち、国際博において、主要施設を収容するゾーンとなる愛知青少年公園地区については、「青少年公園」としての歴史を生かすとともに、国際博の理念を継承、発展させた21世紀にふさわしい都市公園としての再整備を行う。

また、里山の自然を活かし、人と自然が交流する場となる海上地区については、海上集落とその周辺を取り囲む森を含め、自然環境と調和した新しいライフスタイルを学び、体験できる場づくりや森と人が共存できるふれあいの場づくりを進め、海上の森全体を「里山学びと交流の森」として整備を図る。

### (3) 先端的産業技術の世界的中枢にふさわしい地域の形成

名古屋市とその周囲に展開する四日市市、豊田市、岡崎市を始めとする各都市が、工業、商業、研究開発、教育・文化、国際交流などの分野で特徴を生かしながら、連携して高次都市機能の充実・強化を図り、先端的産業技術の世界的中枢にふさわしい地域の形成を目指す。

こうした中、中部国際空港の母都市、2005年日本国際博覧会の表玄関、さらには中部圏の中核となる名古屋市については、大都市空間を修復、更新し、有効に活用する「大都市のリノベーション」を推進しながら、名古屋駅周辺から栄を中心とする地区で、高次な商業・業務、文化機能等の一層の充実を図り、大都市圏の中核としての魅力を高めていく。

一方、産業経済の活力を持続・増大させていくため、産業構造の高度化・複合化を図り、ファインセラミックス、メカトロニクス、航空宇宙など先端技術産業の集積を高めるとともに、情報通信、環境、医療等の新規成長産業分野や燃料電池などの新しい技術の育成を積極的に推進する。また、これらの発展に欠くことのできない研究開発機能を一層強化するため、本区域の鈴鹿山麓、名古屋東部丘陵及び岐阜区域都市開発区域内の東濃の三つの研究学園都市構想を、東海環状自動車道を始めとする高規格幹線道路の整備にあわせ、有機的な連携・機能分担のもとに一体的な推進を図ることにより、先端的産業技術の世界的中枢にふさわしい研究開発拠点づくりを進め

る。

さらに、I T革命に対しては、産・学・行政の連携のもと、積極的に対応することとし、特に行政レベルでは、「電子地方政府の基盤の構築」、「産業育成、情報通信インフラ、ハード・ソフトの整備」、「人材の育成」等を積極的に推進する。

とりわけ、この地域は世界規模の自動車産業拠点であり、交通の要衝であることから、最先端の情報技術を駆使し、人々の移動や自動車交通等を高度化させるI T S（高度道路交通システム）の先駆的な導入に適した地域であるといえる。

現在事業中の第二東名・名神高速道路（豊田市～四日市市）において路車間の通信システム、各種センサーなどI T S技術を統合して組み込んだスマートウェイの実道実験を実施する予定である。また、中部国際空港の整備、2005年日本国際博覧会の開催に当たっては、アクセスを始め様々な分野で最新・先駆的なI T S技術の導入を積極的に推進する。

さらに、これらの取組を起爆剤としながら、I T Sを活用した地域づくりを進めるとともに、名古屋市内で開催される「2004年I T S世界会議」を契機として、全国・世界におけるI T Sの拠点となることを目指す。

#### (4) 環境共生型の地域づくり

今日の社会経済活動は、大量の資源やエネルギーの消費に依存して営まれており、環境に様々な負荷を与えている。今後は、環境に配慮しながら、資源やエネルギーの有効かつ効率的な利用に努めつつ、これまでの生産と消費のパターンを見直し、持続的発展が可能な社会を構築していく努力が求められている。

一方、本区域は大都市圏の中核でありながら、東京圏や関西圏に比べて空間的なゆとりを有しており、緑や水辺などの豊かな自然環境に恵まれた圏域を形成している。

そこで、こうした地域特性を十分に生かし、先端的な環境関連技術や2005年日本国際博覧会で展開される環境に関する取組などを積極的に取り入れながら、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた環境共生型の地域づくりを進める。

このため、従来の社会経済活動やライフスタイルの見直しを図り、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リ

サイクル) を積極的に促進するとともに、やむを得ず廃棄される場合には適正な処分の確保を進めることにより、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。

また、低公害車や低燃費車などの一層の普及、公共交通機関の利用とパーク・アンド・ライドの推進、ロードプライシングシステムの検討など、環境への負荷の少ない交通を実現するための施策を推進する。

## ■ 地区別施策の方向

- (1) 名古屋市及び隣接市町村を含むほぼ 15km 圏内の地域は、都市機能が集積していることから名古屋圏全体に様々な都市的サービスを提供するとともに、中部圏の中核として重要な役割を担っている。

このため、本地域はその優れた立地条件を生かし、全国的・国際的な商業・業務、研究開発、教育・文化、医療等の高次都市機能の更なる強化と、そうした機能強化につながる情報発信、国際交流などの世界都市機能の充実強化を図るとともに、多核的都市配置を前提に、防災・安全対策等に十分配慮した土地利用の適正な誘導、都市基盤の整備、交通通信体系の整備、産業の振興などを積極的に推進して、均衡のとれた発展を目指す。

このうち、名古屋市においては、大都市の魅力を生かし、国際性に富む業務空間を整備するとともに、国際連合地域開発センターの機能充実や更なる国際機関及び領事館等の誘致、国際的行催事の継続的な誘致・開催など、中部圏の中核都市としてふさわしい国際交流拠点都市づくりを進める。また、安全・快適な生活環境の確保、産業の振興、複合的な都市拠点整備等積極的な都市基盤の整備を進めるとともに、デザインの拠点づくり、学術・文化・研究開発機能の強化、都市景観の創造に努めるなど生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた「誇りと愛着のもてるまち。名古屋」の建設を目指し、うるおいと魅力あふれた質の高い都市空間づくりを進める。

特に名古屋港については、横浜港、神戸港と並ぶわが国の代表的な港湾として発展を続けているが、中部国際空港、第二東名高速道路、第二名神高速道路の整備と相まって陸・海・空の交通の要衝となることから、流通・生産機能等多様な機能の集積による拠点形成を図るとともに、国際交流機能、海洋文化・レクリエーション機能

の充実により親しまれる港づくりを進める。さらに、耐震性の強化等により、災害に強い港湾の構築を図る。

名古屋市を取り巻く周辺地域では、名古屋都心部からの人口の流入などにより、都市化が進行している。このため、公害の防止、自然環境の保全及び災害の防止に十分留意しつつ、質の高い居住地区の形成に向けて、土地区画整理事業等により計画的な住宅地の供給に努め、公園、下水道等生活関連公共施設の積極的整備を進めるなど、快適な市街地の形成を図る。また、名古屋市との有機的な連携を一層強めるため、東部丘陵線など道路、鉄道等の交通網の整備を図る。さらに、こうした整備のもとに名古屋市の高次都市機能を生かしつつ、既存の大学や研究機関等の集積を活用し、「あいち学術研究開発ゾーン」の一翼を担う研究開発機能の強化を図る。

- (2) 本区域西部のうち、四日市市、桑名市周辺は、東西幹線交通の要衝であるとともに、四日市港を核として工業生産機能や商業機能など、産業の集積や都市化が進んだ地域であり、第二名神高速道路や東海環状自動車道などの高速交通網、国道1号北勢バイパス、四日市インターアクセス道路等の整備が大きく進展している上、中部国際空港の開港が見込まれるなど陸海空の交通体系を備えた人・物・情報・文化などの多様な交流の拠点として、その発展可能性が飛躍的に高まっている。

また、世界的な産業技術の中核圏域を目指す名古屋大都市地域の重要な一翼を担う地域として、研究開発機能、情報機能、交流機能等の強化と、それによる産業の一層の高度化が求められている一方で、自然の保全や活用、多様な機能を持つ緑地空間や親水空間の創出などによる緑豊かな生活環境の形成とともに、商業、文化、教育等の高次の都市機能を備えた安全で快適なまちづくりが求められている。

このため、中部国際空港の開港や、2005年日本国際博覧会の開催等によるインパクトを最大限に活用できるよう、他地区・他圏域とより一層の連携のもと、更なる交通体系や情報通信体系の整備や今後形成される広域国際交流圏の一角を担うにふさわしい地域づくりを進めるとともに、産業・技術研究開発拠点の整備や情報・交流機能などの高次の都市機能の充実・強化を図り、快適でうるおいのあるまちづくりを進め、国際性に富み、豊かで快適な産業・都市圏の

形成を目指す。また、「三重ハイテクプラネット 21 構想」を推進し、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発拠点の整備、先端技術の研修・交流機能、情報発信機能等の基盤となる中核的施設の整備を進め、産業の活発な展開を促進するとともに、高速交通網の整備にあわせ、東海地域における研究学園都市構想を一体的に整備し、本区域の研究学園都市の有機的な連携を図る。

なお、地場産業については、消費者の価値観の多様化、経済のグローバル化、流通構造の変化に対応して、創意工夫ある技術力、企画・デザイン力、市場開拓力の向上を図る。

地域の中心都市である四日市市、桑名市では、立体交差事業や市街地の再開発等の都市計画事業と連携を図りながら、すべての住民が自由に移動し、安全かつ快適に暮らすことができるよう施設の整備等を進め、人びとがふれあい、情報交換するコミュニティ空間としてのバリアフリーのまちづくりを進める。また、にぎわいのある都市の形成を目指すし、中心市街地人口の回復に努めるとともに、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、TMO（タウンマネジメント機関）など様々な関係機関により中心市街地の活性化を図る。

四日市港は、中部圏における重要な物流拠点の一つとして、中部地域の港湾相互間のより一層の連携を図りつつ、今後は、貿易構造の変化、輸送革新の進展に対処するため、霞ヶ浦地区に国際海上コンテナターミナル等の整備を推進し、国際貿易港としての機能を拡充・強化するとともに、中部国際空港と直結する海上アクセス拠点としての整備を検討する。また、市民に親しまれる港として、海洋性レクリエーション空間や親水空間の形成を図るなど総合的な港湾空間の形成を図る。

また、産業の集積、都市化、宅地開発の進展による土地需要の増大に対応し、土地利用の高度化、効率化を図るとともに、計画的な土地利用を進める。さらに、公害の防止、自然環境の保全にとどまらず、より良い環境の確保と創造を目的として、「三重県環境基本条例」、「三重県環境基本計画」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、広範な分野における環境対策を積極的に推進し、快適な生活環境の整備に努める。

特に、「循環型社会」を構築するため、市町村と一体となって、RDF（ごみ固形燃料）化構想や廃棄物処理センター事業を推進する

とともに、リサイクル運動、パーク・アンド・ライドなどによる公共交通機関の利用促進を進める。また、伊勢湾の環境保全を図るため、下水道整備を促進する。

木曾川及び揖斐・長良川の河口地区においては、中部国際空港、第二名神高速道路等の高速交通基盤整備の進展を生かし、人・物・情報などの交流拠点の形成を検討する。

なお、木曾岬干拓地については、当面、現状の地盤高で土地利用を図りつつ、同時に広大な空間と干拓地の立地条件を生かした、将来の高度な都市的土地利用に向けた検討を進める。

海部・津島周辺は、治水面の問題を克服しながら農業地帯を形成するとともに、金魚養殖や七宝焼など特色のある産業が営まれているが、名古屋市に隣接する地区では、近年、住宅立地が進む一方、地区の南部では、臨海部に様々な産業集積が図られている。こうした中、第二東名高速道路、伊勢湾岸道路、第二名神高速道路等の広域交通網の整備により、交通の利便性が飛躍的に高まり、名古屋港、中部国際空港も視野に入れた総合的な交通体系の中で重要な位置を占めることが見込まれている。

今後は、農業等の既存産業について、生産基盤整備を進めるなど活性化・高付加価値化等一層の振興を図る一方、恵まれた交通条件を生かして高次の複合物流拠点を形成するとともに、航空宇宙などの先端産業の集積拡大を図る。

また、下水道や農業集落排水処理施設等の整備を推進するなど、快適な居住環境整備を進めるとともに、高潮・洪水等に対する総合的な基盤整備を進める。

さらに、河口地区及び海部・津島周辺においては、国営木曾三川公園の充実を始めとする親水空間の整備等、水辺を生かした快適空間の整備とネットワーク化を図る。

- (3) 本区域北部のうち、一宮市、尾西市周辺は、名岐道路等の交通網整備や稲沢駅を始め鉄道駅周辺の再開発などにより、高度な都市拠点としての整備を進める。

また、地場産業である繊維産業については、付加価値の高い製品づくりの拠点を目指して、公的試験研究機関を核に、研究開発・人材育成機能等の強化やファッション情報のネットワーク整備を進める。さらに、電気機器等他の工業や都市型産業の育成を図るとと

もに、都市近郊農業の振興を図り、調和のとれた地域づくりを進める。

また、国営木曾三川公園などの整備を進め、豊かな水と緑を生かしたうるおいあるスポーツ・レクリエーション空間を形成する。

春日井市、小牧市周辺は、名古屋近郊の住宅地として、良質な住宅供給や駅周辺の再開発などにより、複合的な都市機能の強化等に努める。また、高速道路や名古屋空港など広域交通の結節点として、その優位性を生かして、企業立地の受け皿となる工業・研究開発用地の整備を推進し、研究開発・研修機能の集積強化や先端的な企業などの立地誘導を図る。さらに、中部国際空港開港後の名古屋空港の機能変化に対応し、地域特性・資源を生かした産業・交流拠点の創出など新たな地域づくりに向けて取組を進める。

犬山市周辺は、飛騨木曾川国定公園を有し、今後も名古屋市との連携のもとに、国際観光モデル地区として国際的な観光・コンベンション機能の強化に努めるとともに、道路等の整備を進め、広域的な交流機能の強化を図る。また、自然との調和を図りつつ、教育・研究の機能を兼ね備えた観光・交流拠点としての機能の充実に努める。

瀬戸市周辺は、窯業を中心に発展してきたが、今後は、製品の高付加価値化や経営の安定化により地場産業である窯業の振興に努めるとともに、ファインセラミックスを始めとする技術開発による先端産業の育成を図る。また、東海環状自動車道、名古屋瀬戸道路の建設や愛知環状鉄道の一部複線化など交通網の整備、市街地の再開発による都市機能の強化に努める。

- (4) 本区域東部のうち、岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市周辺は、交通網の整備、輸送機器を中心とする内陸工業の拡大に伴い、都市化の進展、人口の増加が続いている。今後は、産業技術の厚い集積や国際研究機能等を活用して、人材育成や国際的な協調・分業体制における中枢機能強化を図り、既存産業の高度化・高付加価値化を進める。また、高規格幹線道路網等の整備による交通拠点性の向上を生かした新たな生産・流通機能等の導入や豊田市中心部の再開発、岡崎市シビックコア地区整備、東海道新幹線三河安城駅を始めとする交通結節点周辺地域の土地区画整理事業等により、商業・文化施設の整備や情報通信基盤の整備を一層促進し、高次都市機能の集積

を図る。

さらに、地域情報化への先進的な取組と密接に関連させながら、情報通信産業を始めとする都市型産業の育成を図るとともに、豊田市ではTDM（交通需要マネジメント）施策やITS（高度道路交通システム）の導入を進める。

碧南市、高浜市等衣浦湾に面する沿岸部については、衣浦港の整備に伴う着実な発展がみられるが、今後は、東西軸、南北軸の整備により西三河内陸部、名古屋市、知多地域、東三河臨海部との連携強化に努め、今後の物流需要に対応した衣浦港の港湾施設の高度化や物流・生産機能の一層の充実強化を図る。

また、臨海部から内陸部にかけて広がる広大な農業地帯においては、積極的に高生産性農業の展開を図る。

三河湾に面する地区については、三河湾地域リゾート整備構想の推進に向けて、交通網の整備を進めつつ、対岸の知多・渥美半島を含めた周遊型・大都市近郊型のリゾート・レクリエーション拠点として整備を進める。

- (5) 本区域南部は、伊勢湾東部常滑沖の海上に 2005 年の開港を目指す中部国際空港の建設が進められており、全国的・世界的な交流拠点性の飛躍的な向上が見込まれる地域である。

今後は、空港アクセス整備を積極的に進め、これらと一体となった交通ネットワークの形成を図る。また、空港島及びその対岸部において、空港支援機能などの諸機能を計画的に導入・拡充していくとともに、常滑駅周辺における再整備を促進し、新しい高次都市拠点の形成を図る。さらに、豊かな自然環境や優良農地の保全に配慮しながら、知多中央丘陵地区において、居住・産業・研究開発などの機能を複合的に備えた都市拠点の形成を図るとともに、南部西海岸における地域整備を進める。また、半島北部の第二東名高速道路の沿線においては、広域的な交通利便性と空港への近接性を生かした高次物流拠点の形成を目指す。

さらに、愛知用水二期事業を促進し安定的な水の確保に努めるとともに、公共下水道などの整備促進、土地区画整理事業の推進により居住環境の整備を進めるほか、「あいち健康の森」を核として、その周辺を始めとした適地において健康・福祉関連の産業・研究・レクリエーション機能の集積を目指す。

農業・水産業については、空港の立地に伴う環境変化に対応した優良農地の確保や水産資源等への影響緩和を図るとともに、広域営農団地農道整備事業、漁港整備事業などにより生産基盤の充実を図る。

(6) 以上の地区別の方向のほか、分野別の重点施策は次のとおりとする。

伊勢湾を取り巻く交通体系の一環として、名古屋市を中心とする放射状及び環状交通網、中部圏内各地域と連携する幹線交通網の整備を進める。

道路については、国土の主軸となる東西軸を多軸化する第二東名高速道路、第二名神高速道路の整備のほか、東海環状自動車道等の環状交通体系の整備を進める。

鉄道については、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

港湾及び空港については、国際化の進展、利用圏域の拡大等を考慮して積極的な整備を図る。

地域の均衡ある発展を目指した総合的な環境づくりを推進するため、国際交流、商業・業務、文化、情報など高次都市機能の強化を図るとともに、住宅、公園、下水道等の生活関連施設の整備、地震・風水害等による災害に強い地域整備を推進する。また、水需要の増加や渇水に対応するため、水資源の確保を図るとともに、本区域の立地条件を生かした都市近郊農業の展開に寄与する農業基盤の整備等を進める。

地震、風水害などあらゆる災害に対しては、防災対策をさらに強化し、安全で安心して暮らせる地域づくりに一層努める。特に、都市化の進展に伴う災害に対しては、中小河川の整備や空間の確保のほか、情報伝達体制の確立等を進めるなど、ハード・ソフト両面からの防災体制の確立を積極的に推進する。

伊勢湾の利用に当たっては、その良好な環境と調和を図ることとし、「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」との基本的な考え方のもと、伊勢湾の総合的な利用と保全を図る。

#### (配慮事項)

この計画の実施に当たっては、里山・森林など地域内の自然との調和、環境との共生に十分配慮する必要がある。

また、厳しい財源状況の中で、投資の効率性といった視点にも配慮する必要がある。

具体的には、これまでの基盤整備の蓄積、いわゆる都市のストックを有効利用するため、交通混雑の緩和に向けてTDM（交通需要マネジメント）やITS（高度道路交通システム）の活用を図るなどソフトな施策の導入、費用対効果分析等を導入した客観的評価に基づいた投資、PFI（民間資金等活用事業）の導入など、従来の手法にとらわれない様々な方策を検討・活用しながら地域整備を進めることが大切である。

さらに、行政だけでなく、民間企業、NPO（民間非営利組織）など多様な主体が参加し、協力していくことが重要である。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

### 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成12年には6,732千人となり、今後5年間に117千人増加し、平成17年には、6,849千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は1,067千人、生産年齢人口は4,737千人、高齢人口は942千人となり、平成17年には、年少人口1,037千人（対12年比2.8%減）、生産年齢人口4,684千人（対12年比1.1%減）、高齢人口1,121千人（対12年比19.0%増）になるものと見込まれる。

(3) 本区域の世帯数（一般世帯）は、平成12年には、2,656千世帯となり、今後5年間に436千世帯増加し、平成17年には3,092千世帯になるものと見込まれる。

(4) 労働力の需給については、人口の少子・高齢化の進展や女性労働力の増加等により、労働力の供給構造の変化が進む一方、産業

の空洞化、産業構造の変化や技術革新の進展等により職種の転換、能力開発の必要性が高まってきている。

このような労働力の需給構造の量的・質的变化に対応して、職業情報の提供、職業訓練等の雇用安定対策を推進するとともに、中高齢者、障害者、女性等に対する雇用促進対策を積極的に推進する。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

本区域は、自然的、社会的な条件に恵まれ、わが国における産業面で極めて枢要な地位を占めており、今後も日本の産業経済の発展に重要な役割を担っていくことが期待されている。

このため、交通体系の結節点としての恵まれた条件をさらに高める道路、鉄道、空港、港湾等の基盤整備を進める。そして、モノづくりを中心に引き続き世界をリードする地域として発展していくため、研究開発機能の強化に努めるとともに、既存産業の高度化・複合化や新規成長産業の育成・誘導など、新たな分野の拡大を図る。

また、情報通信技術が飛躍的な進展をみせる中で、産業構造の高度化を担う重要な戦略分野として情報通信産業の積極的な振興を図ることとし、既存の技術集積やノウハウと新しい情報通信技術の融合を促進するとともに、ソフトウェア、コンテンツ産業の技術力、企画・提案能力の強化等を図る。

とりわけ、中部国際空港と2005年日本国際博覧会のインパクトを最大限に生かして、情報通信や環境関連分野を中心に様々な実験的取組を行い、既存産業はもとより、情報通信など新規成長分野においても世界をリードする産業拠点の構築を目指す。

なお、環境問題については、従前の産業公害への対応策は相当程度進められているが、依然として伊勢湾、油ヶ淵等の閉鎖性水域や中小河川における水質汚濁、産業廃棄物などの問題が生じているため、今後とも、環境の保全、災害の防止に十分留意しつつ産業の振興に努める。

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 農水産業

本区域の農業は、都市化・工業化の進展の中で、農地及び農家人口の減少と高齢化、農地と宅地の混在化の進行等がみられるが、

大都市に近い立地条件を生かした野菜生産やより集約的な施設利用型の園芸・畜産など多彩な営農が展開されている。

こうした中で、今後は、食料・農業・農村基本計画による食料の安定的な確保と農業・農村の発展、国土保全などの公益的な機能の増進といった面から、本区域の恵まれた条件を生かし、優良農用地の保全を図るとともに、国際化に対応し、規模が大きく低コストな水田農業、付加価値の高い施設園芸・露地野菜などの都市近郊型農業を確立する。このため、農用地の流動化の促進等により農家の経営体質を強化するとともに、新濃尾総合農地防災事業、愛知用水二期事業、新矢作川用水事業等の各種農業農村整備事業の推進や、流通の合理化のための広域流通施設の整備、バイオテクノロジーを活用した新品種の育成やエレクトロニクス等の先端技術を利用した高度な農業管理システムの確立など、生産性・品質向上に向けて農業振興策の積極的な展開を図る。

漁業については、本区域では漁船漁業とともに養殖業が盛んであり、種苗放流等のつくり育てる漁業の充実により水産資源の維持増大を図るとともに、漁業者による自主的な資源管理型漁業の推進、沿岸漁場の整備、試験研究機関の充実等を進め、生産性の高い漁業の育成を図る一方、水質汚濁を防止し、漁場環境の保全に努める。

また、中部国際空港の立地に伴う環境変化に対応した水産資源等への影響緩和を図るとともに、漁港整備事業などにより生産基盤の充実を進める。

さらに、近年の余暇需要の増大に対応するため、レクリエーションとの関連を考慮した農水産業の振興を図る。

なお、これらの産業は生産と生活の場が同一であるため、生産基盤整備とあわせて集落排水施設等農山漁村の生活環境の総合的な整備を推進する。

## ロ 工業

本区域の工業は、土地、水資源等の自然条件のほか、国土の中央に位置するという地理的条件にも恵まれ、輸送機器を始めとする製造業を中心に厚い集積を擁している。このため今後も、研究開発機能の充実、工業基盤の整備等を積極的に進めるとともに、情報通信、医療・福祉、環境関連を始め、今後成長が期待される工業分野の戦略的な育成・誘致に努める。特に研究開発機能の充

実・強化のため、岐阜区域及び伊勢区域都市開発区域と相互に連携・補完を図りながら、研究学園都市の整備を進める。

(イ) 本区域の名古屋市及び隣接市町村を含むほぼ 15km 圏内のうち、名古屋市は環境保全に配慮しつつ、既存工業の高度化と適正配置に努めるとともに、大都市の特性に適合した工業の育成・振興を図る。

また、「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点の一つとして志段味ヒューマンサイエンスパークの整備を進めるなど、研究開発機能の整備を図り、国際的な研究開発拠点の形成を目指す。

本区域南部にまたがる名古屋南部臨海部は、電力、鉄鋼、石油化学、航空宇宙、自動車産業などが立地しているが、今後は、環境保全、防災対策に十分配慮しつつ、既存工業の高度化等質的転換を進め、調和のとれた活力のある工業地帯の整備を図る。

(ロ) 本区域西部のうち、臨海部の四日市市を中心とする地域は、石油精製、石油化学などの基礎素材産業が主体となったわが国有数の石油化学コンビナート地区として発展してきており、また、内陸部では、エレクトロニクス関連産業や産業用機械産業などの集積が進められているが、産業構造の変化、国際化の進展に対応するため、事業分野の再構築等既存企業の高度化を積極的に促進するとともに、先端産業型等の付加価値の高い優良企業の導入を進め、工業の一層の知識集約化・高付加価値化を図ることが必要となっている。

このため、振興拠点地域基本構想「三重ハイテクプラネット 21 構想」を推進し、バイオテクノロジー、環境技術、新素材等に関する研究開発拠点の整備、先端技術産業の導入を進めるとともに、鈴鹿山麓リサーチパークに整備された国際環境技術移転研究センター（ICETT）、研究学園都市センターや試作開発型事業促進施設などが有機的連携を図りながら、環境技術や先端技術の研究開発拠点、情報発信拠点、交流拠点としての機能の整備・充実を図る。また、あわせて財団法人三重県産業支援センターにおいて企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援を一元的に提供するなど、企業の研究開発機能や技術能力を有効に活用し、新産業・新事業の創出と既存産業の高度化を促進する環境整備を進める。

また、名古屋西部臨海部は、名古屋市、名古屋南部臨海部と

の機能連携を保ちながら、優位な交通条件を生かして、高次の物流・流通拠点としての整備、さらには航空宇宙などの先端産業の集積を図る。

- (ハ) 本区域北部のうち一宮市、尾西市周辺は、繊維工業を主体として発展してきたが、近年は機械工業等の比重も高まっている。繊維工業については、生産の合理化等による体質改善を図るとともに、付加価値の高い製品づくりの拠点を目指して、公的試験研究機関を核に、研究開発・人材育成機能等の強化やファッション情報のネットワーク整備を進め、技術開発力・デザイン開発力の強化などを図る。また、大都市周辺及び交通結節点という特性を生かし、適切な工業用地を確保し、電気・電子機器等高付加価値型産業の一層の立地・育成に努め、産業構造の多角化・複合化を進める。

小牧市、春日井市、犬山市周辺は、内陸工業地帯として、機械・電気機器等の高い集積がみられるが、既存産業の高度化・高付加価値化を促進するとともに、先端技術型・研究開発型企業の立地を誘導することが必要である。このため、「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点の一つとして、企業立地の受け皿となる工業・研究開発用地の整備を推進し、研究開発・研修機能の集積強化や先端的な企業などの立地誘導を図る。また、インターチェンジ周辺などにおいて高度な物流機能の集積を進める。

瀬戸市周辺は窯業地区を形成しているが、近年は電気機器の比重が高まっている。窯業については近代化・合理化等による体質改善に努めつつ、ファインセラミックスなど新技術の導入を進めるとともに、高技術・高付加価値型の内陸工業の集積を高める。

また、国際博覧会会場とその周辺については、「あいち学術研究開発ゾーン」の中核として、科学技術交流センター施設建設に向け、引き続き整備を図るなど研究開発機能を充実し、新規産業創出の拠点づくりを図る。

- (ニ) 本区域東部のうち、豊田市、岡崎市、刈谷市、安城市、西尾市周辺は、輸送機器産業を軸に一大内陸工業地帯を形成しているが、今後は「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点地区を含む区域として、産業・技術の集積を生かす研究開発機能の充実を図りながら、既成の工業集積の高度化に努めるとともに、新規成長分野などの新たな工業立地の一層の推進を図る。さらに、

高規格幹線道路網等の整備による交通拠点性の向上を生かし、新たな生産・流通機能等の導入を図る。

(ホ) 本区域南部と東部にまたがる衣浦臨海部のうち、半田市を中心とする西部には電力、鉄鋼、木材、化学等の工業が、碧南市等東部には電力、輸送機器、食料品等の工業が、それぞれ立地している。今後も、西三河内陸部の輸送機器との関連を深めながら、今後の物流需要に対応した港湾施設の高度化を推進し、物流・生産機能の一層の充実強化に努める。

また、本区域南部の知多地区の内陸部においては、内陸工業用地の整備を進めるとともに、常滑市周辺の窯業については、近代化・合理化等の体質改善に努め、一層の振興を図る。

さらに、中部国際空港のインパクトを活用した新たな生産・研究開発機能の導入、国際的な物流・流通拠点の整備等を図る。

#### ハ 商業等

本区域の商業その他業務機能は、中部圏さらにはわが国における拠点の一つとして一層の強化を図る必要がある。このため、この地域の厚い工業集積を生かした卸売、運輸を始め、金融、情報等の多様な第3次産業の振興を図る。

また、ソフトウェア業、デザイン業等の産業支援サービス業の強化を図る。

特に、本区域においては、中部国際空港や高速交通網などの整備に伴い、国内外との交流が一層拡大していくことが予想される中、既存の都市機能集積を活用しつつ、国際的な物流・流通機能や全国的にも魅力ある商業機能の集積強化を進める。また、コンベンション産業やアミューズメント（娯楽）産業など集客産業の集積を図り、世界的な高次都市機能を担う拠点づくりを目指す。

また、この地域の産業集積を生かした産業観光を推進する。

一方、モータリゼーションの進展や規制緩和に伴い、広域的な集客力を持つ大規模小売店の郊外への進出が進む一方で、中心市街地の商店街などでは、厳しい状況がみられ、都市の生活基盤の衰退が懸念されている。そこで、中心市街地の活性化を図るため、市町村において策定される中心市街地の活性化に関する基本計画に沿って、商業の活性化を図る機関であるTMO（タウンマネジメント機関）への支援等を行うなど、地域の特性を生かした街づくりを進め、地域商業の円滑な発展を促進する。

名古屋市では、都心部での土地の高度利用を目的とする再開発等を推進しつつ、中部国際空港のインパクトも生かして、商業・業務、金融などの高次都市機能の集積を図るとともに、情報、環境、医療・福祉・健康、デザイン、ファッション、コンベンション関連などの都市型産業の振興を図る。

四日市市、桑名市、一宮市、春日井市、岡崎市、豊田市、半田市等各地区の拠点都市においては、市街地再開発等との総合的かつ一体的な整備により、商業・サービス機能の強化を図る。また、地域の実情に応じて、消費者ニーズの個性化・多様化に対応し、ショッピング機能のほかスポーツ、文化、レジャー等の総合的な商業サービス集積拠点の整備を促進する。

## (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数（従業地）によってみると、平成 12 年には 3,711 千人となり、平成 17 年には 3,770 千人になるものと見込まれる。産業別には、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口は今後とも減少傾向が続くものと見込まれるのに対して、第 3 次産業の就業人口は引き続き増加が見込まれ、平成 12 年の第 1 次産業 78 千人（2.1%）、第 2 次産業 1,339 千人（36.1%）、第 3 次産業 2,293 千人（61.8%）が、平成 17 年には第 1 次産業 71 千人（1.9%）、第 2 次産業 1,252 千人（33.2%）、第 3 次産業 2,447 千人（64.9%）になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、わが国の三大都市地域の一つであり、また、中部圏の中核地域でもあることから、今後もわが国の経済、社会、文化を支える重要な地域として発展が期待されている。

このため、今後とも一層の都市機能の充実、都市環境の整備を図っていくものとし、環境の保全、災害の防止に十分配慮しつつ、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し土地利用に関する諸制度を適切に運用するとともに、国公有地等の有効利用を図ることにより、適正かつ合理的な土地利用と地価の安定を図る。

以上の基本的考えに基づき、本区域の土地利用の大綱は次のとおりとする。

イ 住宅地については、交通の利便性、災害の防止、生活環境の向上等を考慮しながら、人口の適正配置を進めるため、土地区画整理事業、都市再開発等による市街地の整備などを推進する。

ロ 商業地については、中部圏の中核である名古屋市において、商業・業務、金融、情報等の高次都市機能の強化を図るとともに、周辺諸都市においては、鉄道駅周辺を中心とした商業地の一層の高度化に努める。

特に、本区域においては、中部国際空港、第二東名高速道路、第二名神高速道路などの整備により陸海空が一体となった高速交通体系を生かした国際的な物流・流通拠点の形成を目指す。

ハ 工業地については、環境の保全、災害の防止に配慮しつつ、名古屋港、四日市港、衣浦港を取り巻く臨海部や内陸部の適地に配置する。特に内陸部については、適地において計画的な工業用地の造成を進める。また、緩衝緑地等の緑地の計画的確保に努める。

ニ 農用地については、愛知用水二期事業、新濃尾総合農地防災事業、尾張西部排水事業、新矢作川用水事業等、各種農業農村整備事業を推進し、集团的優良農用地の確保・保全及び利用集積を図り、都市近郊型農業地帯として整備する。

また、都市周辺部においては、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図る。

## (2) 土地利用の概要

イ 名古屋地区における土地利用は、中部圏の中核としてふさわしい高次都市機能の充実・強化が期待されていること、名古屋都心部の既成市街地では、依然人口の減少傾向と高齢化が続き、一方、名古屋市周辺部では、人口の増加、都市化の進展が続いていること等を踏まえ、次のとおり想定する。

(イ) 名古屋市については、市街化の秩序ある進展、活力ある産業活動の促進、魅力ある都市景観の創出を目指しつつ、住宅、工業、商業が複合的に配置された活力ある市街地の計画的な形成に努める。特に、ささしまライブ24地区を含む名古屋駅周辺、金山等で、都心の活性化等を目指した拠点開発を推進する。また、外周部については、自然環境などとの調和を図るとともに、無秩序な市街化の防止に努める。

- (ロ) 住宅地については、土地の高度利用などにより都心居住を促進し、定住人口の確保に努め、また、老朽木造住宅密集地域などでは、地域特性に応じた市街地整備などにより、安全性、利便性の向上及び居住環境の改善を図る。さらに、土地区画整理事業などにより都市基盤の整備がなされた地区では、良好な居住環境の維持に努める。
- (ハ) 商業地については、栄、名古屋駅、金山を中心とした都心部では、商業・業務機能などの一層の集積を図り、また、大曽根地区等では、交流拠点として、地域の特徴や資源を生かしたまちづくりを重点的に進める。
- (ニ) 工業地については、「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点地区の一つでもある志段味地区において、国内外の先端的な学術・研究機関及び先端技術産業の立地を進め、国際的な研究開発の拠点を目指す。名古屋臨海部では、工業、エネルギー供給、物流を中心とした土地利用の維持を基本としつつ、臨海部の機能変化にあわせて円滑な土地利用転換を進める。また、工場その他地域への移転による大規模な低・未利用地については、周辺の土地利用や環境など地域特性を踏まえて、有効活用を促進する。
- ロ 本区域西部における土地利用は、名古屋港、四日市港を中心とした臨海部に工業地帯が展開し、幹線道路沿線、鉄道沿線に市街地が形成されており、名古屋に接続する恵まれた交通条件のもとに、さらに都市化、工業化が進むことが予想されることなどを踏まえ、次のとおり想定する。
  - (イ) 住宅地については、桑名市西部、四日市市内陸部において残されている優良農用地や緑豊かな丘陵部の貴重な自然環境の保全を図りつつ、良好な都市機能を備えた住宅団地整備を計画的に進める。
  - (ロ) 商業地については、四日市市、桑名市、津島市及び周辺の購買力等を考慮し、都市的業務機能の充実を図るとともに、既成業務地の機能を補充するため、周辺に物流・流通拠点の整備を図る。
  - (ハ) 工業地については、名古屋港、四日市港を中心とする臨海部にかなりの工業集積があるので、今後は、既存工業の高度化・高付加価値化等その体質の強化に努めるとともに、航空宇宙な

どの先端産業の集積を図る。

また、新規工業の立地については、後背内陸部の適地に環境負荷の少ない工業等の計画的な誘導を図る。

ハ 本区域北部における土地利用は、東名高速道路、名神高速道路、東海北陸自動車道などの高速自動車国道の結節点として比較的交通条件に恵まれていること、今後も内陸工業地帯として一層都市化が進展することが見込まれていること、豊かな自然を有し、各都市が名古屋市との有機的連携のもとに、それぞれ特色のある機能を分担しながら発展していることなどを踏まえ、次のとおり想定する。なお、2005年日本国際博覧会会場地及びその周辺では、国際博のインパクトを念頭に置きつつ、「あいち学術研究開発ゾーン」の中核的な役割を担う複合的な地域整備を推進する。

(イ) 住宅地については、本区域が名古屋市のベッドタウンとして人口の増加が続いていることから、名古屋鉄道小牧線と名古屋市営地下鉄名城線間の結節点を改善するため、上飯田連絡線などの交通体系の整備を図りつつ、生活関連施設の整備を進め、春日井市、小牧市、尾張旭市、瀬戸市、一宮市等において土地区画整理事業等により住宅用地を確保する。また、愛岐丘陵地については、残された自然景観の保全に努めつつ、レクリエーション、教育・文化の場として利用の促進を図る。

(ロ) 商業地については、一宮市、春日井市、瀬戸市、小牧市等諸都市の鉄道駅周辺において再開発を推進し、土地利用の高度化を図るとともに、新たな住宅地の整備が進んだ地域において商業地を計画的に配置する。

工業地については、一宮市、尾西市を中心とする繊維工業、瀬戸市を中心とする窯業等の地場産業の体質改善を図りつつ、工業地の高度利用を進める。

また、「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点地区周辺は、交通の利便性や優れた住環境を生かし、研究開発型産業、試験研究機関等の誘致を図る。

ニ 本区域東部における土地利用は、本区域が、豊田市を中心に輸送機器を主体とする全国屈指の内陸工業地帯であり、また、衣浦港、東海環状自動車道等の幹線道路及び第二東名高速道路の整備により、今後一層都市化が進展する地域であることなどを踏まえ、次のとおり想定する。

- (イ) 住宅地については、岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、三好町等において、土地区画整理事業等により住宅用地を確保する。
  - (ロ) 商業地については、岡崎市、刈谷市、豊田市、知立市等の諸都市の鉄道駅周辺において再開発を推進し、土地利用の高度化を図る。また、愛知環状鉄道線、名古屋鉄道豊田線等の主要駅周辺及び新たな住宅地の整備が進んだ地域に商業地を計画的に配置する。
  - (ハ) 工業地については、豊田市等の輸送機器を主体とする既存産業の高度化・高付加価値化等を進めるとともに、「あいち学術研究開発ゾーン」の拠点地区等において、研究開発型産業や新規成長分野など新たな産業の立地を推進する。また、岡崎市、豊田市周辺地区等の内陸部に、新たな工業用地を確保する。
- ホ 本区域南部における土地利用は、中部国際空港や名古屋港、衣浦港、道路交通網等の整備により、今後、一層の都市化の進展が予想されること、知多半島南部は優れた自然景観を有し、リゾート・レクリエーション地帯としての発展が期待されることなどを踏まえ、次のとおり想定する。
- (イ) 住宅地については、自然環境との調和を図りつつ、良好な都市機能を備えた住宅用地整備を計画的に進めるとともに、丘陵地には都市化の動向とあわせ集团的な住宅地を確保する。中部国際空港周辺の知多中央丘陵において、空港に関連する公益機能や居住機能を備えた市街地の整備を推進する。
  - (ロ) 商業地については、半田市を始めとする諸都市の鉄道駅周辺において再開発を推進し、土地利用の高度化を図るとともに、新たな住宅地の整備が進んだ地域に商業地を計画的に配置する。また、中部国際空港の交流拠点性を生かし、商業・業務機能の集積の高度化を目指す。
  - (ハ) 工業地については、中部国際空港に近接するという地理的優位性や恵まれた自然環境を生かしながら、臨海部において既存産業の高度化や新たな産業の導入を図るなど生産拠点の再編・整備を進めるとともに、内陸部において研究開発機能、先端技術産業の導入に努める。
  - (ニ) この地域の農用地については、愛知用水二期事業、広域営農団地農道整備事業等の農業農村整備事業を実施するとともに、集团的優良農用地の確保・保全等に努め、レクリエーション活

動との関連を持たせつつ、都市近郊農業を振興する。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域整備を進めるものとし、その計画の大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備に当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての住民が自由に行動し、安全で快適に生活することができるようバリアフリー化を図る。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の整備及び開発を推進する上で、交通通信体系の整備は極めて重要である。このため、今後における輸送需要、通信需要の増大とその質的高度化の要請を踏まえ、環境面や安全面に配慮しつつ、各種の交通施設及び通信施設の整備を推進する。

#### イ 道路

首都圏、近畿圏を始め中部圏各地域との結びつきを強め、また、伊勢湾を取り巻く諸都市及び港湾、空港、鉄道等との連携を強化しつつ、名古屋市を中心とする一体的な都市圏の形成を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の道路ネットワークの整備を計画的、重点的に進める。

また、区域内における交通需要の増大に対処するため、幹線道路等の整備を進める。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

#### 高規格幹線道路

第二東名高速道路、第二名神高速道路、東海環状自動車道（国道475号）、名古屋環状2号線

#### 地域高規格道路

名古屋高速道路（名古屋朝日線、名古屋新宝線、1号四谷高針線、2号線、名古屋小牧線、清洲一宮線）、名豊道路（国道23号）、衣浦豊田道路（国道419号）、名古屋瀬戸道路、知多横断道路、四日市インターアクセス道路

#### 一般国道

1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号、164号、247号、248号、258号、301号、302号、306号、363号、365号、

366号、419号、421号、477号

#### 主要地方道

弥富名古屋線、瀬戸設楽線、名古屋碧南線、豊田知立線、力石名古屋線、豊田安城線、名古屋岡崎線、瀬戸大府東海線、名古屋津島線、甚目寺佐織線、西尾知多線、半田常滑線、上海老茂福線、湾岸桑名インター線

#### 街 路

菱野線、名古屋江南線、一宮春日井線、枇杷島小田井線、刈谷知立線、萩原多気線、名古屋半田線、衣浦岡崎線、浜田線、広小路線、江川線、大津町線、南陽大橋（仮称）、豆田町線、富田山城線、塩浜波木線（六呂見）、堀木日永線（常磐）

このほか、本区域内諸都市及び隣接する岐阜区域、東三河区域及び伊勢区域などの都市開発区域の相互を連絡する道路網の骨格として、一宮西港道路、西知多道路、名浜道路等の名古屋圏自動車専用道路に関する調査を推進する。

武豊大府自転車道の建設、市町村道、交通安全施設、自動車及び自転車駐車場等の整備を推進するとともに、交通安全やバスの円滑な運行と利便性の増進に資する道路整備を推進する。また、安全で快適な都市空間の形成のために電線共同溝の整備を推進する。

さらに、わが国を代表する国際拠点空港となる中部国際空港の整備にあわせ、空港アクセス道路の整備を推進するとともに、空港整備のインパクトを最大限に引き出すため、総合的な道路網整備を推進する。また、東部丘陵線の整備を図る。

こうした道路整備を推進するとともに、TDM（交通需要マネジメント）施策やITS（高度道路交通システム）の導入を進める。

また、踏切事故の防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、東海旅客鉄道中央本線（新守山～春日井）、同関西本線（名古屋～蟹江）、名古屋鉄道名古屋本線（本星崎～左京山）、同（一ツ木～牛田）、同常滑線（新日鉄前～尾張横須賀）、同河和線（太田川～高横須賀）、同三河線（重原～三河八橋）、近畿日本鉄道名古屋線（黄金～伏屋）の連続立体交差事業を推進し、東海旅客鉄道関西本線（四日市駅周辺）の連続立体交差化の

事業化を検討する。

#### ロ 鉄軌道

域内と域外諸地域との連携を強めつつ、区域の一体的な整備開発を進めるとともに、通勤通学等の輸送需要の増大に対処するため、道路網等他の整備計画との関連を考慮しつつ、以下の鉄道について、その整備を図る。

名古屋市高速度鉄道第4号線（砂田橋～名古屋大学、名古屋大学～新瑞橋）、上飯田連絡線、西名古屋港線及び中部国際空港連絡線の建設を進め、東部丘陵線の整備を図るとともに、名古屋市高速度鉄道第6号線（野並～徳重）の整備に向けて検討を進める。

在来線については、愛知環状鉄道線について、現在事業中の複線化や、高蔵寺駅での東海旅客鉄道中央本線との相互直通運転化による乗継円滑化のための施設整備を推進するとともに、岡崎～高蔵寺の複線化について検討を進める。また、名古屋鉄道小牧線（味鋺～犬山）の複線化を図るとともに、東海旅客鉄道関西本線（名古屋～四日市）、名古屋鉄道三河線（知立～碧南、知立～豊田市）、同西尾線（新安城～吉良吉田）、同知多新線（富貴～内海）及び同河和線（河和口～河和）の複線化並びに東海旅客鉄道武豊線の電化を検討する。なお、愛知環状鉄道線、東海旅客鉄道東海道本線等に、新駅の設置を需要に応じて検討する。

交通機関相互の乗り換えの利便性を高めるため、八田で各路線の駅を集約し、総合駅化するなど交通結節点の整備を進める。

さらに、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

#### ハ 港湾

本区域には、特定重要港湾の名古屋港、四日市港、重要港湾の衣浦港、地方港湾の東幡豆港等の港湾があるが、今後も港湾相互の合理的な機能分担と域内外諸地域との有機的な連携を重視した広域的な港湾整備を推進するとともに、コンテナ輸送の進展、船舶の大型化等に対処し得る施設の整備を図る。

また、土地造成及び土地利用に当たっては、地域社会の要請に適切に対応しつつ、海上交通の安全、快適な港湾環境の形成及び自然環境に十分配慮して、計画的に進める。

(イ) 特定重要港湾名古屋港は、わが国における代表的な国際貿易港の一つとして着実に発展を続けているが、今後とも中枢国際港湾として国際競争力を強化し、世界市場と直結した効率的な海運ネットワークを構築していくため、引き続き港湾施設の充実を図る必要がある。

このため、西部地区において、大水深・高規格な国際海上コンテナターミナル（耐震強化岸壁）、多目的国際ターミナル及び鍋田ふ頭進入道路等の臨海道路の整備を図るとともに、内港地区において複合一貫輸送に対応した内貿ユニットロードターミナル、フェリーターミナル（耐震強化）の整備を行う。

また、船舶の円滑な入出港と航行の安全確保のため、東航路の拡幅・増深、西航路の拡幅、中航路の整備を進めるとともに、港内から発生する浚渫土砂の処分用地を南5区に整備を図る。

さらに、商業・集客・業務機能の集積が進む金城地区の交流拠点性の向上を図るとともに、都心部からの交通利便性を高めるため、臨港鉄道金城ふ頭線の整備を推進する。また、親しまれる魅力的な空間や景観が享受できるよう、ガーデンふ頭や中川運河に緑地を整備するとともに、自然環境や生態系に配慮した海浜整備を行う。

(ロ) 特定重要港湾四日市港については、地域経済の活性化に寄与し、中枢国際港湾としての機能を発揮していくための整備を推進し、国際物流拠点としてその港湾機能の拡大を図るため、霞ヶ浦北ふ頭における国際海上コンテナターミナル、臨港道路等の港湾施設整備を進める。

また、市民に親しまれる港として、海洋性レクリエーション空間や親水空間の形成を図るなど港湾空間の形成を図るとともに、中部国際空港と直結するアクセス拠点としての整備を検討する。

(ハ) 重要港湾衣浦港については、本区域における東の流通拠点港湾として、背後圏の今後の発展動向に対応しつつ、亀崎ふ頭、武豊北ふ頭において多目的国際ターミナル等の整備を進める。

また、中央ふ頭間の海底トンネル等の臨港道路整備を進めるとともに、東浦地区等の緑地の整備、2号地沖の廃棄物埋立護岸（衣浦ポートアイランド）等の整備を進める。

(ニ) 地方港湾東幡豆港等については、背後圏の整備開発による取

扱い貨物量の増大等に応じた整備を進める。

## ニ 漁港

漁業の振興と水産物の円滑な流通等に資するため、豊浜漁港の防波堤等の整備を進める。

## ホ 空港

わが国の航空需要の増大等に適切に対処し国際航空網の充実を図るためには、大都市圏における拠点空港の整備が最優先課題である。こうした観点を踏まえ、中部圏の経済力を背景とした航空需要に対応するため、中部国際空港について、2005年の開港を目指し、アクセス等を含めた整備を積極的に進める。

## へ 情報通信施設

インターネットの急速な普及や電子商取引の発展に代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な進展は、経済活動や社会構造までも変革しつつあり、こうしたIT革命に対応する情報通信体系の整備を進める。

光ファイバー網の整備、より高速、高品質な移動通信システムの導入と普及等については、民間主導の原則の下で進め、高速・大容量の通信が可能なネットワークインフラの整備を推進し、それらの利活用を図る。

また、災害時の通信を確保するとともに、県と市町村間の各種ネットワークの基礎となる地上系と衛星系の大容量多重無線による新総合通信ネットワークの形成を進める。さらに、名古屋市、瀬戸市等において、行政を含む地域情報ネットワークの構築を図る。

## (2) 宅地

居住ニーズの多様化に対応するとともに、土地利用の適正化、市街地の防災性の向上を図るため、生活環境、自然環境及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的に良好な住宅用地、工場用地を確保する。

### イ 住宅用地

大曾根北、志段味、大高南、有松（以上名古屋市）、岡崎駅東（岡崎市）、浄水（豊田市）、新幹線駅周辺、北部（以上安城市）、小牧南（小牧市）、尾張西部都市拠点（稲沢市）、竹の山南部（日進市）、長湫南部（長久手町）、末永・本郷（四日市市）、播磨、桑名駅西（以上桑名市）等の大規模な土地区画整理事業を促進し、住宅用地の確保を図る。

#### ロ 工場用地

工場用地の需要に対応するため、臨海部においては、名古屋港、四日市港及び衣浦港、内陸部においては、岡崎東部、小牧大草、犬山高根洞、日進機織池、東浦森岡、三好昉生、多度御衣野・下野代等の工業用地を確保する。

#### (3) 公園緑地

都市における生活環境の改善、増大するスポーツ・文化活動等の多様な需要の充足を図り、都市災害に対する安全性を確保するとともに、都市の健全な発展と住民の健康の維持増進に寄与するため、平成17年度末における1人当たり都市公園面積を約8平方メートル確保することを目標に、大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地（以上名古屋市）、岡崎中央総合公園（岡崎市）、矢作緑地（豊田市）、三好公園（三好町）、北勢中央公園、南部丘陵公園（以上四日市市）、桑名市総合運動公園（桑名市）等の公園緑地の整備を推進する。

また、都市近郊における大規模な都市公園として、木曾三川の河川敷等を利用した国営木曾三川公園の整備を推進する。

#### (4) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定と地域経済の発展に資するため、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に国土保全及び水資源確保等の対策を講ずる。

#### イ 河川、水路

木曾川、揖斐川、長良川、矢作川、庄内川、鈴鹿川等の治水事業を進めるとともに、都市化の進展に対応して、新川流域、境川流域において総合治水対策を推進する。また、日光川、地藏川、三滝川、員弁川、朝明川等の整備を進めるとともに、鍋田川、福田川等における地盤沈下対策を推進する。また、平成12年9月に甚大な被害のあった庄内川、新川、天白川について、河川激甚災害対策特別緊急事業として緊急に整備を行う。さらに、堀川、三滝川において親水機能に配慮し、まちづくりと一体となった治水対策を進める。

また、生物の良好な生育環境に配慮した多自然型川づくりを推進する。

さらに、洪水調節等を行うため、木曾川、庄内川、矢作川水系

等に新丸山ダム、小里川ダム、男川ダム等の建設を進める。

また、本区域は、人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等による水需要の増加が今後とも見込まれ、さらに大規模な地盤沈下地域を擁しており、地下水転換措置のための代替水の確保が必要であることなどから、河川水に依存する需要量は引き続き増加するものと見込まれる。

このため、既存用水施設の有効利用など合理的な水利用を図りつつ、木曾川水系において洪水調節等とあわせ水資源開発を行うため、徳山ダムの建設を推進するとともに、新濃尾総合農地防災事業、愛知用水二期事業及び矢作川水系における新矢作川用水事業の推進を図る。

#### ロ 海岸

名古屋港海岸、四日市港海岸、衣浦港海岸等や知多半島・西三河沿岸部において海岸保全施設の整備を進めるとともに、親水性に配慮した海岸環境の改善を進める。

また、伊勢湾奥部の海岸地帯や西三河南部は、海拔ゼロメートル地帯が広範囲に存在し軟弱地盤地帯であることから、飛島海岸、吉良海岸等において耐震性堤防の整備を推進する。

#### ハ 治山、砂防等

土砂災害等発生のおそれのある地域については、緊急に防災対策を講ずるものとし、木曾川水系、鈴鹿川水系、庄内川水系、矢作川水系等の治山、砂防、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

### (5) 住宅

人口、世帯数の増加、住宅の質的向上への要求の高まり等による住宅需要に対処するため、必要な住宅の建設を進める。

このため、既成市街地においては、土地の高度利用を図り、良好な市街地住宅の供給を推進するため、大曾根駅前、小幡駅前、鳴海駅前、有松駅前、日比野、豊田市駅前通り南街区等の地区において市街地再開発事業等を推進する。

また、八田・高畑等における住宅市街地の総合的な整備、老朽住宅地区などにおける住宅地区改良事業等により、住環境の整備を推進するとともに、職場に近接する市街地住宅を積極的に建設する。

周辺地域においては、住宅市街地の無秩序拡散的な展開を避けな

がら、通勤通学輸送体系との関連を考慮して、良質な住宅を供給する。

さらに、高齢化社会の到来に備え、シルバーハウジング・プロジェクトの実施等長寿社会対応型住宅の整備を推進する。

#### (6) 供給施設及び処理施設

本区域の人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対応するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

##### イ 水道

平成17年度における給水人口約6,904千人を目途に、愛知県水道用水供給事業、名古屋市水道事業、北中勢水道用水供給事業等の整備を進める。

##### ロ 工業用水道

本区域の工業生産の拡大への対応、地盤沈下防止等に資するため、愛知用水工業用水道第4期、尾張工業用水道第1期、名古屋市工業用水道、北伊勢工業用水道の整備を図るとともに、必要な水源の確保に努める。

##### ハ 下水道

都市の健全な発展及び生活環境の向上に寄与し、あわせて伊勢湾等公共用水域の水質保全に資するため、平成17年度における下水処理区域人口約4,435千人を目途に、矢作川・境川、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸、新川東部、北勢沿岸の各流域下水道を整備するほか、日光川下流等の事業化を図る。名古屋市、岡崎市、四日市市、長島町等の公共下水道の整備を促進する。また、高度処理についても導入に努める。さらに、発生汚泥量の増大に対処するため、必要に応じて下水汚泥の広域処理処分についても配慮する。

##### ニ 廃棄物処理施設

多量の廃棄物等の発生に対処し、循環型の社会を構築するため、地域の生活環境へ配慮しつつ、以下の処理施設等の整備を推進する。

一般廃棄物のうち、ごみ処理については焼却施設等をダイオキシン類排出抑制、熱エネルギー利用等を推進しつつ、名古屋市、岡崎市、豊田市等において新たにごみ処理施設を整備するとともに

に、多度町においてごみ固形燃料化施設及びR D F 焼却・発電施設を、四日市市に廃棄物処理センターを整備する。また、最終処分場の確保に努める。し尿処理については、下水道整備との調整を図りつつ、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設及び合併処理浄化槽の整備を推進する。

また、産業廃棄物については、その再生利用等の促進により、最終処分量の減少を図りつつ、名古屋港南5区廃棄物処分場における埋立処分事業等を推進する。

## (7) 教育・文化・研究等施設

### イ 教育・文化施設

学校教育については、小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、幼稚園について計画的に施設の充実を図る。

また、高等教育機関については、愛知県立大学、名古屋市立大学等において大学院等の充実を図る。

社会教育については、生涯学習時代における人々の学習・文化・芸術活動の拠点等を充実させ、地域における教育的及び文化的環境の向上を図るため、西尾市岩瀬文庫（仮称）を始め、地域の特色を生かした教育・文化施設の整備を図る。

### ロ 試験研究等施設

産業技術の世界的中枢にふさわしい研究開発拠点を形成するため、「あいち学術研究開発ゾーン」を踏まえ、志段味ヒューマンサイエンスパーク（名古屋市）などの整備のほか、科学技術交流センター施設（豊田市及び瀬戸市）建設に向け、引き続き整備を図る。また、「三重ハイテクプラネット21構想」の中心整備地区である鈴鹿山麓リサーチパークなどの整備充実を図る。

また、地域の研究開発機能の強化を目指して、工業技術院名古屋工業技術研究所の移転を進めるなど試験研究機関の充実・強化を図る。

## (8) 流通業務施設

本区域の流通機能の向上を図るため、流通業務施設の整備を進める。

## (9) その他の施設

## イ 社会福祉施設

寝たきりや痴呆などの高齢者の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために、必要な基盤整備を介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、現在、社会福祉基礎構造改革が行われつつあり、障害者福祉施設もこの変化に対応した基盤整備を推進する。

さらに、子育て家庭を社会全体で支援するため、地域の子育ての機能を担えるような保育所や児童館等の整備を推進する。

## ロ 保健医療施設

人口構造、疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大・多様化に対処し、地域医療の確保を図るため、保健医療計画に沿って各種医療施設の整備・充実を推進する。また、「あいち健康の森」にあいち小児保健医療総合センターの整備を進める。

その他、市町村レベルでの保健活動を効率的に展開するため、市町村保健センターの整備・充実を進める。

## ハ 公共職業能力開発施設

産業構造の変化と技能労働の高度化に対処するため、公共職業能力開発施設の整備を進める。

## ニ 中央卸売市場等

生鮮食料品等の流通の円滑化を図るため、名古屋市中央卸売市場本場及び南部市場（仮称）等の整備を図る。

## 9 環境の保全に関する事項

本区域の環境は、大気汚染、伊勢湾等の水質汚濁、工場や交通機関からの騒音・振動の発生、悪臭、地盤沈下現象等の問題に加え、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、廃棄物、近隣騒音などが大きな問題となってきた。

また、近年、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少など地球環境問題も深刻化しており、環境問題は多様化・複雑化している。

このため、本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施策の整備等による公害の防止はもとより、環境基本法、愛知県及び三重県の環境基本条例並びに環境基本計画等に基づく環境影響評価の実施、環境教育の推進等環境保

全に関する施策を総合的・計画的に推進する。

また、地域の環境条件を生かしつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を環境保全の立場からも計画的に推進することにより、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図る。さらに、愛知地域、四日市地域の各公害防止計画のもとに、環境基準等の達成・維持を目的として、各種施策の実施を図る。

イ 大気汚染防止については、硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物低減対策の実施、ダイオキシンなど有害物質の監視や排出抑制についての指導を強めるとともに、浮遊粒子状物質等の汚染機構の解明のための調査研究や大気汚染測定網の整備を図るなど、総合的な大気汚染防止対策を推進する。

ロ 水質汚濁防止については、水質総量規制等による工場、事業場に対する規制の強化、水質監視の充実に努めるとともに、下水道の整備促進、生活排水対策・河川の浄化対策の推進等に努め、伊勢湾・三河湾、油ヶ淵の総合的な浄化対策を進める。

ハ 自動車の排気ガス対策として、最新規制適合車への転換促進、低公害車の普及促進に努める。また、幹線道路周辺での大気汚染や騒音等の実態を踏まえ、環境施設帯、遮音壁の設置等の施策を講じる。

また、公共交通機関の整備、バイパスの建設等による交通流の適切な分散及び貨物輸送の効率化等による交通負担の低減を図るなど、総合的な環境保全対策を進める。

ニ 新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに、沿線の土地利用の適正化を図る。また、在来線の新設、連続立体交差化等の大規模改良に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

ホ 空港周辺地域に対する環境対策を積極的に推進するとともに、航空機騒音に配慮した空港周辺の土地利用の推進を図る。

ヘ 工場等からの騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じ騒音・振動発生工場等の適地への移転等の施策を推進する。

ト 地盤沈下については、濃尾平野においては工業用水法及び県公害防止条例による地下水揚水規制に加え、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づき、代替水の確保及び供給、節水及び水使用の

合理化並びに地盤沈下による災害の防止、または復旧に関する施策の実施を図る。その他の地域においては、今後の地盤沈下の状況等を勘案し、必要に応じ代替水源の確保、節水、水使用の合理化及び地下水揚水規制等の対策を講じる。

チ 廃棄物問題については、廃棄物の減量化・再利用化の促進を図り、循環型廃棄物処理を推進する。また、産業廃棄物の適正処理を推進する。

可燃性廃棄物のリサイクル化の一環として、ごみの固形燃料(RDF)化とRDF焼却・発電施設の整備を推進するとともに、廃棄物処理センター等による公共関与での廃棄物処理について、施設の整備及び検討を進める。

リ 近隣騒音については、防止のためのモラル高揚を図るため、広報等で啓発活動を推進する。

ヌ 悪臭については、悪臭防止法による規制及び指導の徹底を図る。

ル これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定及び調査研究体制を整備拡充するとともに、環境保全のための技術開発を図る。

ヲ 地球環境保全のため、環境基本法や環境基本条例、環境基本計画、ローカルアジェンダ 21 等に基づき、資源リサイクルを始め持続的に発展する社会づくりに向けた取組を行政、事業者、住民が一体となって進める。特にエネルギーに関しては、太陽光や風力等の自然エネルギーの積極的な導入、コジェネレーション・システム等の効率の良いエネルギーシステムの導入や省エネルギー対策の推進など、環境面や資源・エネルギー利用の両面で一層の取組を進める。

ワ 都市公園の整備、緑地保全地区の指定、緑地協定の活用、里山の保全、道路沿道の緑化、ビオトープの創出などにより身近な緑を計画的に確保し、野生生物の生息空間としてのみならず、市民のいこいの場として重要な緑地を計画的に確保する。また、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、生物の多様性と自然との共生の場を確保する。

カ 水資源の有効活用を図るとともに、農地、樹林地、ため池等の保全、道路や宅地等における透水性の向上などにより、地下水涵養機能の増進に努め、健全な水循環の確保を進める。また、河川や港においては、親水性や景観に配慮した潤いとふれあいのある

水辺づくりを進める。

ヨ 環境にやさしい地域づくりを進めるため、企業等における環境管理システムに関する規格「ISO 14001」の認証取得を促進する。

タ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ事前に環境影響評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講じる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域の西部は、木曾川の氾濫原である濃尾平野及び伊勢平野が広がり、この地域の伊勢湾奥部の海岸地帯には海拔ゼロメートル地帯が広がっている。この他、後背湿地や旧河道等での人口・資産の集積が進んでおり、高潮・洪水・内水氾濫等の潜在的な危険を有している。

また、尾張北部・東部・西三河北部、知多半島等の丘陵地には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び山地災害危険区域などの土砂災害危険箇所が点在している。さらに、厚い沖積層や名古屋港、四日市港等の臨海部での埋立地などの軟弱な地層が分布する本区域においては、その発生が最も懸念される駿河湾を震源とした東海地震に加え、天白河口断層、養老断層、桑名断層、深溝断層及び猿投一境川断層などの活断層も存在していることから、内陸直下型大地震発生の危険性を内包している。

災害の歴史を見ると、明治以降、明治 24 年の濃尾地震、昭和 19 年の東南海地震、昭和 20 年の三河地震、昭和 34 年の伊勢湾台風と大規模な災害に繰り返し見舞われている。社会的には、産業経済活動の活発化により、名古屋市を中心とする都市部では、人口の集中、都市化の進展に伴う市街地の拡大、建物の過密化・高層化、都市高速道路等の交通施設の建設など大規模な地震災害及びそれに伴う二次災害等の拡大に対して、危険性を内包している都市構造となっている。また、平成 12 年の集中豪雨では、河川の破堤、いっ水による大きな災害を被ったことから、この災害を教訓として、避難勧告のあり方、情報の伝達体制の確立といったソフト面を含め、都市化の進展した地域における災害への対応について、改めて検討する必要がある。

さらに、重化学工業等が展開する臨海部では、石油コンビナートなどの危険物施設が立地している。

以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、この区域における防災対策は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期するため、県地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的に推進する。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区等災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。また、地盤沈下の防止や液状化対策の推進を図る。

(ロ) 防火地域、準防火地域の指定に基づく建築物の防火規制や、建築物の火災耐力等増強策の推進により、建築物の不燃化の促進を図る。また、都市公園の整備や緑地保全地区の指定等防災空間の整備拡大を図る。さらに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

(ハ) 道路、河川、港湾など骨格的な基盤施設の耐震性向上の確保を図るための整備等を推進する。

特に、幹線道路等の多重化・ネットワーク化を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震診断、耐震改修の普及など耐震化を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図るとともに、共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。

ニ 液状化対策

液状化発生が予想される地域の施設の設置については、地盤改良等により発生の防止を図る。

ホ 危険物施設等の安全確保

石油コンビナート等の危険物施設等については、石油コンビナート等防災計画等に基づき、施設の保全及び耐震性の強化を図る。

## へ 広域防災拠点の整備

情報の収集伝達に多角的な手段を持ち、防災ヘリコプターの有効活用が可能であるなどの後方支援機能を有する広域防災拠点を整備し、被災市町村の要請に応じた様々な支援を臨機応変に行うほか、緊急物資の海上輸送手段確保等のため、臨海部における防災施設の整備を推進する。

## ト 避難所施設の充実

学校等の避難所を地域の防災拠点として活用するため、学校教育活動等に支障が生じないように配慮しながら、避難所資機材整備を進めるとともに、都市公園等の整備の中で耐震性備蓄倉庫や耐震性貯水槽の配備を図り、防災拠点づくりを進める。

## (2) 風水害に関する事項

### イ 風水害に強いまちの形成

- (イ) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区等災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。
- (ロ) 洪水による災害発生を防止するため、河川や多目的ダム・小規模ダムの整備を図るとともに、低下した保水・遊水機能を確保するような施設整備（流域対策）を行い、総合的な治水対策を推進する。また、洪水シミュレーションを実施し、想定氾濫区域図を作成して、市町村における洪水ハザードマップ作成を支援する。
- (ハ) 高潮や海岸侵食の防止などのため、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持・向上を進める。
- (ニ) 農地の公益的機能の保持、侵食・崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。
- (ホ) 道路、河川、港湾など骨格的な基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備等を推進する。特に、幹線道路等の多重化・ネットワーク化を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。
- (ヘ) 近年都市型水害が多発しており、中部地区でも昨秋には東海豪雨で名古屋都市圏を中心に甚大な被害が生じている。こうし

た災害を防止するために、河川・下水道が連携して雨水排水対策の推進を図る。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。

また、強風による落下物防止対策に努めるとともに、防水板など建築物や地下街等を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。

## 2. 富山・高岡区域都市開発区域建設計画

富 山 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	5
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	10
9	環境の保全に関する事項	16
10	防災対策に関する事項	19

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、富山・高岡区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した富山・高岡区域都市開発区域であり、関係市町村は、次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

富山市、高岡市、新湊市、砺波市、小矢部市（一部）、中新川郡舟橋村、婦負郡婦中町、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町、西砺波郡福岡町（一部）

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施にあたっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図る。

## 4 整備及び開発の基本構想

本区域は、富山県の中西部に位置し、北は富山湾に面し、南部、西部には丘陵が広がっており、面積では全県の約20%、人口は約65%、工業出荷額でも約65%を占めている（いずれも小矢部市、福岡町は全域の数字）。さらに、富山高岡新産業都市区域の主要部分を占めるとともに、富山高岡広域都市計画区域を包含している。

また、富山・高岡両市を中核として、東西に走る交通幹線に沿って一つの広域都市圏を形成し、本県の政治、経済、教育、文化の中心となっている。

本区域の特色としては、日本海側を代表する工業地域であることがあげられる。昭和20年代後半から、豊富で低廉な電力と工業用水、勤勉な労働力などを背景に工業開発に取り組み、新産業都市指定を契機にした富山新港の開港や後背地の大規模工業地帯の形成、テクノポリス開発計画による、高度技術産業を中心とした産業と学術研究機関、良好な居住環境が結びついた新しいまちづくりの推進、頭脳立地計画による、産業の頭脳部門といわれる情報、デザイン業等の集積の推進など、積極的な施策展開を行ってきた。また、住環境、学習環境等に優れ、全国でトップクラスの住み良さを誇る地域でもある。

ただ、近年の経済のソフト化・サービス化、グローバル化の波は、特に、高

速交通体系の整備が遅れている本区域にとって、大きな発展阻害要因となっている。

しかし、今後、北陸新幹線の整備や、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、能越自動車道等高速道路網の整備、特定重要港湾伏木富山港の整備、富山空港の機能拡充など陸・空・海の広域的な交通体系の整備が推進されることにより、日本海国土軸や中央横断軸の接点として、また、三大都市圏及び日本海沿岸地帯と結び、対岸諸国等との経済、文化等の環日本海交流の拠点として、日本海沿岸地帯の発展をリードするとともに、地域の多様な連携・交流による多軸型国土の形成に重要な役割を果たすことができる。

こうした観点から、次のような方向を地域開発整備の目標として、魅力のある都市圏の形成に努める。

(1) 本区域は、本州日本海側の中央部に位置し、三大都市圏とほぼ等距離にあるという地理的条件や、環日本海地域と古くから歴史・文化のつながりがあるなど、環日本海交流の拠点として発展していく可能性の高い条件を有しているながら、高速交通体系の整備の遅れから三大都市圏等との時間距離を短縮できず、産業構造の高度化、都市機能の集積を図るうえで大きな制約となっている。

近年、情報通信の高度化や高速交通網の発達、産業構造の転換等により、企業立地要因も、かつてのような土地、労働力、電力といった直接要因から、市場等への時間距離、都市基盤の整備等の間接要因がより重視されるようになってきている。特に、輸送等に係る高速交通網の整備水準は、企業立地の大きな要因である。このような状況に対処し、日本海国土軸や中央横断軸等地域連携軸の形成を図るために、北陸新幹線の整備を推進するとともに、北陸と大都市圏及び中部内陸地方を結ぶ東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、能越自動車道の高規格幹線道路の整備拡充を推進するほか、本区域内及びその周辺地域における地域高規格道路をはじめとする広域幹線道路網の整備拡充を図る。

また、環日本海諸国と距離が近く、交流実績もある本区域が、今後とも環日本海交流の拠点として発展するためには、多方向・多頻度の物流拠点を用意することが必要である。このため、環日本海諸国とのゲートウェイとしての機能を発揮できるよう、特定重要港湾伏木富山港の機能強化・高度化等の整備を進めるとともに、富山空港について、新規路線の開設や増便、空港施設の計画的な整備を図る。

(2) 富山・高岡両市及びその連担地域を中心に、業務、文化、情報、国際交流等の高次都市機能の集積や、レクリエーション施設等を整備するとともに、地域住民が安全・安心で快適な生活ができるよう、住宅、公園、下水道等生活基盤施設の整備充実を図るほか、地域交通網の整備を推進し、富山・高岡市を核に周辺市町村を包括した一体的な中核都市圏の形成を図る。

また、定住人口以外に交流人口の増加を図るという観点から、高速交通体系及び情報通信体系の整備や、自然・歴史・文化等の地域の個性を活かした特色ある地域づくりを推進するとともに、魅力あるイベントの開催などにより多様な地域との交流・連携を図る。

(3) 本区域における定住の促進を図るため、人々がその能力と個性に応じて就業できるよう、産業構造の転換や就業形態の多様化に対応した総合的な雇用対策を進め、労働力需給調整の円滑化を図る。特に、全国平均より早いスピードで高齢化が進展しており、少子化も進む中、労働力不足と需給のミスマッチという相反する課題への対応が求められる。このため、少子・高齢、高度情報社会に対応した保健・医療・福祉サービス、インターネット等情報通信関連サービスなど質の高い生活及び多様な就業機会の確保対策を推進する。特に、新事業の創出や成長産業の振興等を図ることにより、雇用機会を確保するとともに、富山・高岡の中心市街地や駅周辺において、賑わいの核となる高次都市機能の集積を図るなど、魅力ある都市づくりを進める。

また、若者が定着し、その能力を伸ばし活かせるよう、高齢化・国際化や高度情報化等の進展に対応した人材の育成や、人々の学習意欲の高まりと地域産業の期待に応えうる高等教育の整備を進める。

(4) 工業については、経済のグローバル化や情報通信技術（IT）の進展など、本区域の産業構造が大きな変革の時期を迎えている中、新しい時代に対応した新産業の創出や集積を図る必要がある。

このため、戦後、本区域に蓄積されたアルミ、化学、機械産業等の高度技術、質の高い労働力や豊富な電力等の地域資源を有効に活用し、地域の特色を活かした産業の振興を図る。

また、域内企業に対する総合的な支援体制を整備するとともに、地域資源を結集した研究開発拠点を形成し、産学官の連携による戦略的な研究開発を推進する。

中小企業、地場産業については、経営基盤の充実、新製品・新技術の開発、人材育成等により、その振興を図る。

(5) 商業については、厳しい商業環境に対応できるよう経営基盤の強化を図るとともに、商業基盤施設の整備やまちづくりと一体となった商業集積の形成の推進など、魅力ある商業空間、コミュニティ空間の形成を進め、新たな生活文化を提案する生活創造型産業としての発展を図る。

サービス業は、高度情報社会、少子・高齢化社会の到来に伴い需要の増大が期待できるほか、若者の雇用の場の提供や地域経済の活性化に大きな役割を果たすものである。このため、既存サービス業の経営基盤を強化するとともに、情報サービス業や福祉サービス業等の多様なサービス業の育成を推進する。

また、国内外の交流の拡大により、観光産業の発展が見込まれることから、地域の観光資源の積極的な活用や滞在型・通年型観光の促進を図るため、観光商品の多様化や人材の育成を図る。

(6) 農林水産業については、担い手の育成確保や経営基盤の強化を図るとともに、産業としての農林水産業の振興のみならず、幅広い観点から施策を展開し、農林水産業が併せ持つ多面的な機能が発揮できるよう、道路整備や生活環境の整備等による住みよく豊かな農山漁村の整備を進める。

(7) 本区域の環境汚染については、これまでの環境対策の進展を反映して、一般的には改善されてきている。しかしながら、今日の環境問題は、生活排水、自動車騒音、廃棄物などの都市・生活型の環境問題が課題となっている。さらに、近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球的環境問題が生じているほか、ダイオキシン類などの有害化学物質対策も新たな課題となっている。

今後は、良好な自然環境と快適な生活環境を確保するため、環日本海地域や地球環境問題までを視野に入れ、自然との共生や循環型社会の形成を通じて安全で健康な環境の確保を図る。

(8) 本区域は、背後に急峻な山岳部を控え、急流河川が多く、多雨多雪によってもたらされる災害を多く経験している。

また、海岸部では冬期風浪等により絶えず海岸侵食の危険にさらされている。このため、河川、山地、海岸の保全対策を推進するとともに、被害の発生を最小限に食い止めるための防災対策の充実に努める。

雪対策については、少子・高齢化や高度情報社会等に対応する快適なまち

づくりの推進や雪国ならではの文化を創造するなどの対策を総合的・計画的に推進する。

また、地震対策に関しては、防災拠点施設の整備や災害に強いライフラインの確保など、地震に強い地域整備を推進する。

なお、この計画の実施にあたっては、国、民間企業、NPOや個人を含む多様な主体の積極的な参加により推進する必要がある。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成12年は715千人となっている。出生率の低迷は依然として続いているが、今後、区域の開発整備及びそれに伴う都市機能の充実、少子化対策の推進等により、平成17年の総人口は718千人程度になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口を見ると、平成12年の年少人口は103千人、生産年齢人口は475千人、老年人口は137千人であり、平成17年には年少人口103千人（対平成12年比0%）、生産年齢人口464千人（対平成12年比2.3%減）、老年人口151千人（対平成12年比10.2%増）程度になると見込まれる。

(3) 本区域の世帯数（普通世帯）は、平成12年には236千世帯となっている。

今後、本区域の都市化の進行や世帯の分離等により、平成17年には244千世帯程度に達するものと見込まれる。

(4) 労働力の需給については、需要側では産業構造の変化や雇用・就業形態の多様化が続くとともに、供給側では労働力の高齢化や若者の就業観の変化が進むものと見込まれる。このため、産業間、地域間、職業間、世代間等における需給のミスマッチの発生が懸念される。

このため、人材の確保・育成に努めるとともに、新産業の育成や多様な産業の振興による雇用機会の創出・確保、定年延長や継続雇用制度の普及、労働時間の短縮など労働条件の改善による、時代に対応した雇用環境の整備、生涯を通じた職業能力開発など、総合的な雇用対策を推進する。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 産業別開発の構想

イ 農林水産業

国際化及び情報化の進展など、経済の構造改革が進められる中であって、農林水産業はややもすると他産業との生産性の格差の拡大を批判される一方、現場では新規就農者の減少、従事者の高齢化、農地や森林の管理不足・放置が顕在化するとともに、農山漁村の過疎化の進行など、農林水産業や農山漁村をめぐる情勢はいよいよ厳しさを増してきている。

このような状況に適切に対処し、農林水産業、農山漁村の持続的な発展を図る必要がある。

農業では、「食」と「生活」を支える産業として、農業者と消費者・食品産業等との連携・交流を深め、望ましい食料消費を推進する。また、水田農業を基幹として、美味しい富山米、品質の高い大豆などの農産物を供給するとともに、安心・新鮮な農産物を生産し提供する。

このような農業を展開するため、個別経営や法人経営、生産組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、地域農業の相当部分を担うような農業構造の確立を図るとともに、ほ場の汎用化、耕地利用率の向上を図る生産基盤整備を推進する。さらに、県民の「生活」を支えるため、地域用水、地域防災の機能を備えた用排水施設などの整備を進めるとともに環境にやさしい農業や資源循環を考えた農業生産を推進するなど自然環境と共生した農業・農村づくりを展開する。

林業では、住民のニーズに応えるため、本区域の優れた緑としての森林を活かしながら森林のもつ多様な機能の持続的発揮を目指した森林整備を計画的に進める。

このような持続可能な森林の管理・経営を展開するため、伐採地の集団化や生産基盤の整備による県産材の安定的な出材等の促進を図るとともに、林業の中心的担い手として森林組合の機能を強化する。

水産業では、水産資源を持続的かつ高度に利用するため、漁場環境の保全に努め、資源管理型漁業やつくり育てる漁業を推進する。また、生産基盤の一体的な整備により、地域や消費者のニーズに対応できる水産物供給体制の確立を図るとともに、担い手の育成確保や経営基盤の強化、漁業生産体制の再編を進め、効率的な経営への転換を図る。

## ロ 工業

本区域の工業は、これまで日本海側屈指の工業集積を築きあげ、概ね順調に発展してきたが、近年、経済のグローバル化や情報通信技術（IT）の進展など我が国の経済社会情勢が大きく変化する中で、一部の基幹産業の成熟化などから厳しい状況に直面している。

こうした中、経済の自立的発展を目指していくためには、地域資源を有

効に活用し、新しい時代に対応した新産業の創出や集積を図る必要がある。

このため、今後、発展が期待される I T、バイオ、深層水関連産業など、次代をリードする成長産業の振興やアルミ、機械工業をはじめとする既存産業の振興を図る。

また、本県の地域資源を結集した中核的研究開発拠点を形成し、研究機関、大学、企業の連携による戦略的な研究開発を促進する。

さらに、県中小企業支援センターにおける支援機能の充実を図るなど、県内企業に対する総合的な支援体制を充実、強化し、創業や経営革新などの新たな事業活動に対する支援を推進する。また、地場産業の振興を図るため、新製品の開発や販路開拓などを進める。

#### ハ 商業・サービス業等

商業については、消費者の行動形態の変化等に伴い、店舗の郊外立地、大型化が進むなど構造変化が進んでいる。

サービス業については、I T革命が進む情報通信分野や高齢化に伴う医療福祉分野で成長が見込まれる。

観光・交流型産業については、観光資源の特性やコンパクトな区域であることから、夏季集中型・通過型の傾向があり、滞在型・通年型への転換が求められる。

商業については、中心市街地の商業振興を図るため、歴史や文化を活かした「物語のある街づくり」の推進、若手経営者や後継者等の交流の場の設置など商業の担い手の育成、店舗等のバリアフリー化など高齢者にやさしい街づくりの推進や市街地と商業施設の一体的な整備を行う。

また、商業者の経営革新への支援や新たな商業集積の形成を図る。

サービス業については、産業支援サービスや生活支援サービスなどの分野における新しい事業創出を図るとともに、情報関連、デザイン関連、医療福祉関連、生活文化関連等今後発展が期待される分野について、開発支援、人材育成、研修等産業発展の環境づくりを行う。

観光・交流型産業については、特色を活かしたイベントの企画、環境にやさしい観光地の育成など、自然や歴史・文化を活かした観光の推進を図るほか、体験型観光の開発促進、地域間・業種間の連携による観光の総合産業化の促進など新しいニーズに対応した観光産業の振興を図る。

また、県境を越えた広域観光、東アジア諸国など外国人観光客の誘致等国際観光を推進するほか、景勝地や観光地を有機的に結ぶ湾岸道路、山麓道路等観光・交流基盤の整備を進める。

## (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数によってみると、労働生産性の向上、高齢者雇用や女性の労働市場への参入等があるものの、生産年齢人口が減少することにより、平成12年の387千人から平成17年には381千人程度になると見込まれる。

産業別には、第1次産業の就業人口は引き続き減少傾向が続くものの減少率は縮小し、平成12年の15千人（構成比3.9%）が、平成17年には14千人（構成比3.7%）程度になると見込まれる。

第2次産業については、情報通信、バイオテクノロジー、福祉等の分野で発展が期待できるものの、企業のリストラクチャリングによる雇用調整等も引き続き進むことにより、就業人口は、平成12年の136千人（構成比35.1%）から平成17年には128千人（構成比33.6%）程度になると見込まれる。

第3次産業については、情報通信、高齢化に伴う医療福祉、対事業所・対個人サービス分野などで拡大が見込まれるほか、流通業の活性化等により、成長が見込まれる。労働生産性の向上はあるものの、他の分野に比して労働集約的要素が強いため、就業者数は若干増加し、平成12年の236千人（構成比61.0%）が、平成17年においては239千人（構成比62.7%）程度になると見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、県の中央部から西部に位置し、二大都市である富山、高岡両市を中核とし、本県の政治、経済、教育、文化の中心となっており、また、産業活動においても中心的役割を担っている。さらに、比較的交通基盤が整備されており、都市や集落が適度の間隔を保って展開している。

今後の土地利用の見通しについては、大規模開発等による大幅な変化は見込まれないものの、趨勢としては、これまでと同様に住宅の建て替え等により、宅地が引き続き増加し、農用地が減少していくものと予測される。また、宅地の増加に伴う市町村道の増設や渋滞対策としてのバイパス、環状・放射道路が必要になる。なお、中山間地域等において、人口減少に伴い、耕作放棄地がさらに増加する懸念がある。

今後の土地利用にあたっては、ゆとりのある居住環境のもとで、都市的なサービス、田園空間の快適性、豊かな自然を享受できる魅力的なライフスタイルが実現できるように、県土のネットワークを強化していく。

具体的には、富山、高岡両市を中核とし、周辺市町村を包含した「中心都市圏」の形成を目指すとともに、各広域生活圏において、高次都市機能や都

市型産業の集積した中核都市の形成を推進する。

また、都市と農村の連携を強化して、豊かな自然や多様な産業・特色ある文化に恵まれた快適生活圏を形成し、多様な価値観をもった人々がいきいきと生活できる「多自然型居住地域」の形成を進める。

このように、地域の個性を大切にしながら、どこに住んでいても、快適で便利な生活が営める「全県ネットワーク社会」の実現を目指す。

都市部については、歴史文化などの特色を活かした個性的なまちづくりを進め、中核都市については、高次都市機能を整備し、ファッションブルで賑わいのある市街地を創造する。

また、空洞化が進む都市部への居住を促進するため、公共交通機関の利便性の向上や優良な住宅の供給を進め、誰もが住みやすい都市環境の整備を図る。

農山漁村については、農業生産に必要な優良農地の確保を図るとともに、地場産業や農林水産業の振興、道路や下水道など基礎的な整備に加え、自然や文化を活かしたうるおいある環境づくりや都市との交流を推進し、とりわけ中山間地域の活性化を図る。

山地、河川、海岸を保全し、県民の生命・財産を災害から守るため、治山、治水、海岸保全事業など防災対策を着実に進めるとともに、災害の発生時を想定し、被害を最小限に止める減災対策を推進する。

また、水行政に関する諸課題に適切に対応するため、水に関する施策を総合的に推進し、上流の山林から農地や都市を経て富山湾に至るまでの流域を見据えた地域づくりを展開する。

河川環境や生態系に配慮した水資源の管理を進めることにより、安全で良質な水道水の安定供給を確保するとともに、治水対策と調和を図りながら、河川、海岸等の快適な水辺環境を整備し、身近な水資源の活用を図る。

冬期における県民生活や社会活動の円滑な運営と安全性を確保するため、道路除排雪の充実や各種雪対策施設の整備を推進するとともに、高齢化や情報化などにも対応した雪対策を展開する。さらに、雪を資源として活用し、雪の特性を活かした地域づくりを進める。

富山湾をはじめとする日本海及びその沿岸域については、海洋環境の保全に配慮しながら開発利用を進めるとともに、海洋及び日本海文化に関する調査研究を行うなど総合的な施策を推進する。

## (2) 土地利用の概要

本区域においては、富山市、高岡市、小矢部市等が東西に走る交通幹線に

沿って連鎖状に位置し、やや離れて北に新湊市、南に砺波市が位置している。

これらは、富山市、高岡市を中心に広域都市圏を形成し、幹線道路を軸に市街地が発達している。

富山市北部、高岡市北部、伏木富山港新湊地区には、高い工業集積が見られるほか、その他の地区においても企業団地の分散立地が進んでいる。

今後の土地の利用にあたっては、

- イ 富山地域においては、拠点的な都市機能の向上や、高度情報通信網、高速交通網の整備を進めるなど、高度技術産業集積地域としてのさらなる飛躍を目指す。また、芸術文化の振興、国際交流や県内外との人的交流を促し、魅力ある文化都市の形成を進める。
- ロ 高岡・射水地域においては、高速道路の結節点にあるという優位性、恵まれた自然環境や文化、伝統ある地場産業から臨海型の工業までの幅広い工業集積を活かし、地域の活力化を図る。また、伏木富山港伏木地区、新湊地区を有するなど、環日本海地域などの国内外へのゲートウェイを担う地域として、人々が集い、学び、賑わいを創出できる交流拠点として発展を図る。
- ハ 砺波地域においては、企業誘致や産業振興を図り、若者から高齢者まで誰もが働きやすい魅力ある雇用の場を確保する。また、歴史と伝統に恵まれた田園空間の保存に努める。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づき、21世紀において、人、地域、産業が力強く発展し、いのちと環境にやさしい社会を実現するため、次のとおり、定住及び連携・交流条件の整備を進める。

### (1) 道路等

国土軸、地域連携軸形成のため、全国的な交流を進めるとともに圏域内の連携を支える高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を進める。また、これらと一体的に機能する広域的な幹線道路、道路交通の円滑化と良好な市街地形成のための人にやさしく環境に配慮した都市幹線道路及び生活道路の整備を体系的、効率的に推進する。

整備を推進する主要な道路は次のとおりである。

高規格幹線道路	能越自動車道
地域高規格道路	富山高山連絡道路、富山高岡連絡道路、高岡環状道路
一般国道	8号、41号、156号、359号、415号、471号、472号

主要地方道 富山立山公園線、新湊平岡線、富山環状線、富山八尾線、小矢部伏木港線、小杉婦中線、砺波福光線 等  
一般県道 姫野能町線 等  
街 路 呉羽町袋線、草島西線、東岩瀬線、総曲輪線、能町庄川線、高岡駅佐加野線、二口北野線、社内上野本線 等

このほか、北陸自動車道富山西インターチェンジ（仮称）の整備や富山外郭環状道路の構想を進めるとともに、本地域と他の中部圏域の交流に資する道路として、隣接する地域において、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備を推進する。

また、道の駅の整備や、道路における交通安全施設の整備を推進する。

最先端の情報通信技術などを用いて、様々な道路交通課題を解決するITS（高度道路交通システム）の整備を推進する。

## (2) 鉄軌道等

圏域内外の多様な交流と連携を支える広域高速交通体系の整備を図る。

まず、日本海国土軸形成の柱となる北陸新幹線については、平成12年の政府・与党申合せに基づき、既に一部が着工されている長野・富山間のフル規格による整備を推進するとともに、富山以西の未着工区間について所要の事業を進める。

また、中央横断軸の形成に資する高山本線の電化等によるスピードアップについて検討を進めるほか、北陸本線等の旅客輸送サービスの向上を図る。

地域住民の生活の足を確保する地域交通体系の整備を図るとともに、JRローカル線、万葉線及び生活路線バス等の地域公共交通の維持・活性化を図る。

## (3) 港湾

特定重要港湾伏木富山港については、環日本海時代に向けてのゲートウェイ機能など、環日本海国際港湾としての役割を果たしていくため、伏木・富山・新湊3地区が相互に有機的な連携を図りながら、一体的な発展を図る必要がある。このため、伏木外港の整備を推進し、富山外港の整備を図る。新湊地区においては、多目的国際ターミナルの整備を推進し、新湊大橋（仮称）等臨港道路の整備を図る。また、親しみのある港湾空間を創出するため、港湾緑地等の整備や、新湊地区において日本海ミュージアム構想を推進し、旅客船ふ頭を整備するほか、日本海博物館（仮称）等レクリエーション施設の整備を図る。

#### (4) 空港

環日本海交流の拠点空港として、利用客の増加や航空ニーズに適切に対応するため、富山空港について、新規の国内・国際航空路線の開設や増便等を進めるとともに、空港施設の計画的な整備を図る。

#### (5) 情報・通信施設

情報通信基盤は、住民の豊かさと安らぎのある暮らしを支え、産業活動の活性化や地域間の情報格差に大きく貢献する重要な社会基盤である。

地域の住民が都市部と比べて遜色なく情報を入手できる環境の構築に向け、地域内の過疎地等における携帯電話等移動通信用鉄塔施設の整備や地域全域における光ファイバーやケーブルテレビ等の整備を民間主導の原則のもと進めていく。特に、ケーブルテレビは、番組の放送だけでなく、低廉・定額・高速な情報通信基盤として有力であり、未整備地域である小矢部市、小杉町等において整備を進めるとともに、県内のケーブルテレビ事業者間を結ぶケーブルテレビ事業者間ネットワークの活用による他の地域との連携を図る。

さらに、情報通信産業の誘致を進めるとともに、ギガビットネットワークなど高度な情報通信基盤を活用した研究開発を推進する。

#### (6) 工場団地等

交通、情報通信、住宅、教育等立地環境の整備、オーダーメイドの企業立地サービスの提供などにより、成長性の高い企業の立地を図るため、小杉インターパーク（小杉町）、金屋企業団地（富山市）、西本郷企業団地（婦中町）、小矢部フロンティアパーク（小矢部市）等の整備を進める。

#### (7) 公園緑地等

都市の根幹的な公共施設として、良好な都市環境の形成、都市の安全性の確保及びスポーツ・レクリエーション活動等のニーズの充足などを図るため、富山県富岩運河環水公園（富山市）、山室二区公園（富山市）、呉羽山公園（富山市）、高岡おとぎの森公園（高岡市）等の整備を進める。

#### (8) 河川・海岸・治山・砂防等

災害に強い地域づくりを推進するとともに、豊かな水辺環境を創出するため、次のような国土保全施設の整備を推進する。

##### イ 河川

河川改修については、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等の主要河川及びいたち川、岸渡川、白岩川等の改修を進める。

また、良好な河川環境の形成を図るため、河川浄化、河道整備、河川敷の緑化など河川環境の整備を推進する。

#### ロ ダム

治水ダムとして、黒川ダムの建設を推進するとともに、多目的ダムとして久婦須川ダム、百瀬ダム、利賀ダム、湯道丸ダムの建設及び調査を推進する。

#### ハ 海岸保全施設

伏木富山港海岸、富山海岸、雨晴海岸（高岡市）、水橋漁港海岸（富山市）において、高潮対策事業、侵食対策事業、海岸環境整備事業として、護岸、離岸堤、潜堤、人工リーフ等の整備を推進する。

#### ニ 砂防事業等

常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系等の治山・砂防及び地すべり対策事業を実施するとともに、がけ崩れや雪崩の被害から人命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業を進める

### (9) 漁港

水産業を取り巻く環境が大きく変化している中、漁業生産基盤の整備を図るため、新湊漁港、水橋漁港、四方漁港の整備を進める。

### (10) 住宅・住宅地等

世帯の形成や住み替え等により、平成17年までに必要とされる住宅建設戸数は約31千戸と推計される。このため、山室第2地区（富山市）等をはじめ市街地周辺において良好な住宅の建設を推進するとともに、富山市、高岡市等において公営住宅等の整備を進める。

また、都市の再生と魅力ある街づくりを進めるため、J R 富山駅・高岡駅の周辺整備を図るとともに、両市の中心市街地等において、市街地再開発事業を推進する。

### (11) 供給処理施設

安全な水質の確保、生活環境の改善、循環型社会の構築、災害対策等に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

#### イ 水道施設

上水道の普及率の向上を図るため、平成17年度における給水計画人口を

約705千人と見込み、県営西部水道用水供給事業、県営熊野川水道用水供給事業、砺波広域水道用水供給事業、射水上水道企業団水道事業等を推進する。

ロ 工業用水道

砺波地域の工業用水需要に応えるため、利賀ダムを水源とする利賀川工業用水道事業の建設計画を推進する。

ハ 公共下水道及び流域下水道

平成17年度における公共下水道処理区域内人口約562千人を目途に、小矢部川流域下水道及び神通川左岸流域下水道の整備を推進するとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を推進する。

ニ ごみ処理施設

ごみ処理の広域化を進め、ダイオキシン類の発生抑制対策を図るため、高岡市、富山・射水・砺波各広域圏事務組合の処理施設整備を進める。また、最終処分場の汚染防止対策を強化する。

ホ し尿処理施設

し尿処理については、公共下水道整備との相互調整のうへ富山市等において、合併処理浄化槽等の処理施設の整備や老朽化した施設の改築を行う。

ヘ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任の原則に立脚し、産業廃棄物処理計画に基づいて、適正な処理を推進する。

(12) 教育文化施設

イ 幼稚園及び小・中高等学校施設

平成13年から平成17年までの児童生徒数は、引き続き減少すると見込まれるが、学校施設が地域の生涯学習や文化活動の拠点としての役割を果たすことができるよう、高機能かつ多機能な施設づくりを図るとともに、危険建物について改築事業を行う。また、高等学校の産業教育施設や設備の整備を進める。

ロ 大学等

18歳人口の減少等から高等教育機関をめぐる状況は厳しくなっているが、国際化、情報化の進展や社会の要請に対応できる学部・学科への再編に協力するとともに、産学官の連携や地域社会との連携を進める。

ハ その他の教育文化施設

国民文化祭（平成8年度）、2000年とやま国体（平成12年度）開催等により整備された文化・スポーツ施設等について、地域住民の文化的環境の向

上、生涯学習等の充実を図るため、引き続き整備充実を行う。

また、日本海博物館（仮称）の整備を図るとともに、重要文化財勝興寺（高岡市）について、計画的に保存修理を進める。

## ニ 教育文化施設の活用・連携の推進

地域社会等との積極的な連携を図り、社会に開かれた学校づくりを行うとともに、少子・高齢化、学習ニーズの多様化に対応するため、学校施設の生涯学習施設への転用等、教育文化施設の活用・連携を推進する。

## (13) 社会福祉施設

### イ 児童福祉施設

子育て支援の充実や少子化対策を推進するため、延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育の拡充や保育所等の整備、子育て支援センター、放課後児童クラブ（学童保育）の設置等を進める。

### ロ 障害者福祉施設

福祉のまちづくりを推進し、障害者の自立と社会参加を支援するため、通所施設、グループホーム、授産施設等の障害者（児）福祉施設の整備を進める。

### ハ 老人福祉施設

急速に進む高齢化に対応し、高齢者福祉の充実を図るため、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター、老人介護支援センター等の老人福祉施設の整備を進める。

### ニ その他

住民の健康と福祉の向上を図るため、健康福祉センター（福岡町）等の整備を進める。

## (14) 介護老人保健施設

介護保険制度の定着と充実を図るため、介護老人保健施設の整備を引き続き進める。

## (15) 医療施設

新潟県医療計画に基づき、人口構造の高齢化の進展や医療の質の向上に対する要望の高まりなど、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、市立砺波総合病院（砺波市）や北陸中央病院（小矢部市）等の整備を進めるとともに、介護保険制度と整合性のとれた総合的かつ効果的なサービス提供体制の確立のため、保健・医療・福祉の連携強化を図る。

(16) 職業能力開発施設

産業構造の高度化に伴う高度人材育成の要請に対処するため、職業能力開発機関をはじめ、産学官が連携して職業能力開発支援ネットワークを構築するなど総合的な職業能力開発体制の整備を図る。

(17) 中央卸売市場

生鮮食料品等の流通の合理化を図り、安定した供給を行うため、富山市中央卸売市場の整備を図る。

(18) 公害防止施設

後述する「環境の保全に関する事項」を推進するため、大気汚染、水質汚濁、地下水位等の監視施設の充実を図る。

(19) 農業生産施設

常願寺川流域における農作物及び農地災害を防止するため、常願寺川沿岸地区において国営総合農地防災事業を推進する。

(20) 林道等

効率的な林業経営の展開や森林の公益的機能の持続的発揮のほか、区域住民の生活向上にも資するため、隣接する森林地域における林道整備を推進する。

## 9 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等により、環境汚染を未然に防止し、環境基準等の維持・達成を図ることはもとより、環境基本法、富山県環境基本条例及び富山県環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、環境への負荷の少ない循環型社会の確立、自然との共生、地球環境の保全への行動などを進め、環境と調和した美しい地域づくりを目指す。

また、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策の推進にあたっては、これらの環境保全施策との有機的連携を保ちながら、地域の自然的・社会的特性についても十分配慮して、計画的に推進することにより、総合的に環境の保全を図る。

また、富山・高岡地域公害防止計画策定地域においては、本計画と連携して

各種施策の実施を図る。

イ 健康で快適な大気環境の確保

大気環境計画（ブルースカイ計画）を推進することにより、環境基準の達成・維持を図るなど総合的に大気保全対策を推進する。工場等に対しては、良質燃料の使用、排ガス処理施設の設置等の指導を継続的に行う。また、自動車排出ガス対策として、新交通管理システムの整備や低公害車の普及を図る。

有害大気汚染物質や微小粒子など新たな有害物質について、適切な監視体制の整備を図るほか、効率的な監視体制を整備する。

悪臭防止対策については、市町村と連携した適切な指導を行う。

ロ 豊かで清らかな水環境の確保

水質環境計画（クリーンウォーター計画）を推進し、公共用水域について、環境基準の類型指定、改定及び上乘せ排水基準の見直しを図る。また、生活排水対策として公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進する。

有害化学物質等による汚染防止を図るため、工場・事業場排水、公共用水域及び地下水の適切かつ効率的な監視を行う。

富山湾の汚濁原因を究明し、水質改善対策を推進する

ハ 健やかで豊かな生活を支える土壌環境の確保

カドミウム汚染田について、農用地土壌汚染対策計画に基づいて復元工事を継続して実施するとともに、未転用農地の他用途への転用等を促進する。

有害物質を使用していた工場・事業場の過去の使用状況、管理状況を調査し、必要に応じて土壌・地下水調査を実施するよう指導し、浄化対策を指導する。

土壌の利用にあたっては、化学物質や化学肥料について適正な使用を確保するなど、長期的な視点に立って適切な利用を図る。

ニ 騒音・振動のないやすらかな環境の実現

各種開発事業については、周辺環境に配慮した土地利用が図れるよう、計画段階からの調整を図る。

自動車騒音対策のため、交通流対策や道路構造の改善等に努めるとともに、整備不良車に対する指導等の対策を講じる。

北陸新幹線について、土地利用状況を踏まえて環境基準の類型あてはめを行うとともに、開業当初から環境基準が達成できるよう措置することを指導する。また、航空機騒音の監視を継続し、必要に応じた対策を講じる。

ホ 化学物質による環境汚染の防止

地域住民が安心して生活できる安全社会づくりを進めるため、産業廃棄物の不適正処理に対しては、問題解決を図るための監視制度を適切に運用する。

有害化学物質について工場・事業場の使用状況等に関する情報をデータベース化し、化学物質管理指針を策定するなど情報管理体制を強化する。

ダイオキシン類対策特別措置法及びP R T R法について、円滑な施行が図られるよう、所要の体制を整備する。

農薬及び化学肥料の適正使用を推進し、その散布回数や使用量の削減を図る。

#### へ 廃棄物の減量・リサイクルの推進と適正処理の確保

とやま廃棄物ゼロプラン（仮称）を策定し、廃棄物の減量化に総合的かつ計画的に取り組む。

市町村や事業者に対して焼却施設や最終処分場の計画的な整備を指導する。

排出事業者に対して、排出事業者責任の徹底を図るとともに、廃棄物の適正処理に関する意識啓発を図る。

#### ト 省資源・省エネルギーの推進

廃棄物発電等未利用エネルギーの有効利用を積極的に推進するとともに、新エネルギーの利用に関する普及・啓発、省資源・省エネルギーに関する調査研究を行う。

省資源・省エネルギー型の工場・事業場の普及を図るとともに、省資源・省エネルギー型商品の購入や省エネルギーの生活様式の普及・啓発事業を推進する

#### チ 健全な水循環・水利用の確保

清く豊かな水に恵まれ、心地よい水辺環境の創造のため、とやま21世紀水ビジョンに基づき、今後のニーズにあった水資源の管理を推進する。また、健全な水循環を後世に伝えていくための施設を整備する。

地下水障害未然防止の見地から地下水条例や地下水指針の運用により、地下水の保全を図る。また、道路消融雪設備の水源の多様化、節水型消融雪設備の普及等に努めるほか、冬期間における地下水保全対策を講ずる。

水道の未普及地域の解消や小規模水道事業の広域化を推進し、水質管理体制を強化・充実する。

水環境に親しむ場として、快適な水辺空間の創出、自然性の確保を図るとともに、身近な水辺環境の保全を推進する。

#### リ 豊かな自然を実感できる自然共生社会づくり

生き物の生息空間(ビオトープ)を、生き物が往来できるような形で保全、又は復元する。

また、貴重な生物種等について適切な保全を図るため、現況調査を実施し、分布状況を把握する。

環境教育・学習においても身近な自然を活動の拠点として利活用する。

#### ヌ 地球環境保全のための対策の推進

温室効果ガスの排出実態を把握するとともに、「温室効果ガス排出削減計画」を策定し、住民、事業者、行政が一体となって削減するよう推進する。また、地球環境保全行動計画の推進、地球温暖化防止活動推進センターへの支援、フロン回収の推進等により環境にやさしい行動の普及啓発を図る。

#### ル 地球環境の保全に積極的に取り組む連携型社会づくり

環日本海地域の環境保全を図るため、(財)環日本海環境協力センターを中心に、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や北東アジア地域自治体連合等の枠組みを活用した国際環境協力を積極的に推進する。

#### ヲ 環境影響評価の実施

環境の保全について適正な配慮をするため、開発行為については、環境影響評価法、環境影響評価条例、土地対策要綱等の制度に基づき、適切に環境影響評価等を実施する。

戦略的環境アセスメントについて、国等の検討の動向に着目し、必要に応じて検討を進める。

#### ワ 環境保全に関する調査研究等の推進

将来の環境問題を見通した調査研究の充実のため、試験研究機関間の連携を一層推進する。

環日本海地域の海洋環境の保全に向けた調査研究については、(財)環日本海環境協力センターを中心に、環日本海地域の自治体の協力を得ながら推進する。

#### カ 環境に配慮した交通施策の推進

マイカーから公共交通機関への転換を推進するとともに、アイドリングストップ等環境にやさしい運転の普及啓発を図る。

## 10 防災対策に関する事項

### イ 災害特性

本区域は日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。冬の寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通やライフラインの確保等に多大な労

力と費用を要する。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときに起きるフェーン現象下では、大火の危険とともに、3月から5月にかけては融雪洪水や雪崩等の災害をもたらす。

梅雨期は、特に集中豪雨が起りやすく、河川が急勾配のため洪水が発生しやすい。

本区域に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力が若干弱まるものの、過去にいくつかの大きな災害をもたらしている。

また、本区域及びその周辺地域には、大地震の震源となる可能性のある活動度の高い横ずれ断層が数多く分布している。本区域の大部分は扇状地で軟弱な地盤の範囲も広く、地震災害時には液状化の危険性がある。

さらに、海岸地域においては、冬期波浪や寄り回り波等の波浪による被害の危険性がある。

#### ロ 防災対策上の課題及び基本方針

本区域は人口集積度が高く、災害の発生時には大きな被害を被る恐れがあるため、自然条件や社会条件、過去の災害等をも踏まえながら、富山県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、地震、風水害・火災等、雪害対策を軸とした計画的な各種防災対策を積極的に推進する。

このため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等による防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設・廃棄物施設の被害防止策や系統多重化等による代替性の確保を図り、都市基盤の安全性を強化する。また、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送道路ネットワーク等の整備をはじめ、航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療援護体制の整備等の救援・救護体制を整備する。

### (1) 震災対策に関する事項

#### イ 防災都市づくり

大規模な地震が発生した場合の市街地大火を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園・緑地等を組み合わせた延焼遮断帯で囲まれた防災ブロックを形成する。

防災空間としての公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾の整備を推進するとともに、震災時の代替性を確保した交通体系の整備を行う。

市街地の耐震不燃化を進めるため、防火地域の指定、建築物の火災耐力

の向上、建築物の耐震化を図る。

ロ 都市基盤等の安全性強化

道路、鉄道、港湾、河川、海岸等公共土木施設等の耐震設計にあたり、緊急通行確保路線など特に重要な施設から順次、耐震性の向上を図る。

ライフライン関連施設については、耐震性や系統多重化等による代替性の確保を図る。また、都市整備計画にあわせ、電線類の地中化を進める。

廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、広域的な廃棄物処理の協力体制を整備する。

危険物施設等について、市町村火災予防条例や富山県石油コンビナート等防災計画に基づき、出火、流出等の防止を図る。

地盤の液状化対策については、液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及を図る。

ハ 防災活動体制等の整備

地震災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるため、防災拠点の整備を進めるとともに、防災情報システムの充実強化により、通信連絡系統の多ルート化やネットワーク化を図る。

また、陸上、海上、航空輸送拠点施設の整備を進めるとともに、ヘリコプターを活用した航空防災体制の強化を図る。

さらに、消防力の強化、被災建築物の応急危険度判定体制の整備、医療救急体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保など被害の軽減に資する救援・救護体制の整備を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

イ 風水害に強い地域づくり

砂防えん堤の整備をはじめとした治山・砂防事業を推進するとともに、治水ダム等の建設、堤防護岸等の整備、河積の拡大を図る。

堤防・護岸、根固工、消波工、離岸堤等の海岸保全施設の整備や、防波堤、護岸等の港湾外かく施設の整備を推進するとともに、航路、泊地の確保並びに防波堤等漁港施設の整備を図る。

道路改良事業、道路災害防除事業等により、道路網の整備を推進するとともに、防災ダム、ため池等整備、地すべり対策事業等農地防災事業を推進する。

河川敷を使用する富山空港について、護岸強化等施設整備や工作物の円滑な撤去体制を整備する。

ロ 災害危険地域の予防措置

各種危険箇所、老朽ため池、重要水防箇所、災害危険区域等の調査、研究を実施し、実態を把握するとともに、巡視や有害行為の規制、避難体制の整備等災害予防措置を推進する。

#### ハ ライフライン施設等の安全性強化

ライフライン施設の風水害に対する予防措置を積極的に行う。また、廃棄物処理施設の風水害による被害を最小限に止めるとともに、災害後において廃棄物が適正に処理される体制を整備する。

### (3) 雪害対策に関する事項

#### イ 雪害に強い地域づくり

まちづくり総合支援事業等による克雪施設の整備を推進するとともに、防災行政無線等の通信施設や消防施設等防災関連施設整備事業を実施する。

また、文教施設や一般住宅、社会福祉施設等建築物の耐雪化事業を推進するとともに、消融雪設備等の設置を進める。

雪崩及び融雪による土砂災害の防止や被害軽減を図るため、実態の把握や警戒避難体制の確立等を行う。

#### ロ 都市基盤等の耐雪化

都市基盤の耐雪化を図るため、公共施設を含めた建築物の安全確保、ライフライン施設や廃棄物処理施設、危険物施設等の耐雪化、消流雪用水の確保対策等を推進する。

#### ハ 交通対策

交通対策として、道路除雪計画を策定するとともに、堆雪帯の確保、消融雪施設、流雪溝、スノーシェッド等雪崩対策施設の整備等雪に強い道路の整備や、除雪機械の整備を進める。

また、道路交通情報、除雪情報等各種情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備を図るとともに、富山空港について、施設の耐雪化、除雪体制の強化を図る。

### 3. 金沢・小松区域都市開発区域建設計画

石 川 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	7
6	産業の業種、規模等に関する事項	7
7	土地の利用に関する事項	9
8	施設の整備に関する事項	11
9	環境の保全に関する事項	17
10	防災対策に関する事項	18

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、金沢・小松区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備について大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した金沢・小松区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。

金沢市（一部）、小松市（一部）、松任市、能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町（一部）、同郡川北町、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡野々市町、河北郡津幡町（一部）、同郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町、同郡内灘町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### (1) 新しい時代への変化と要請

本区域を取りまく社会・経済情勢は、あらゆる分野において国際化が進むとともに、情報通信技術の発達による高度情報化社会の到来等、国際的視野で大きな変革期を迎えている。

また、出生率の低下から少子化が進む一方、急速に本格的な高齢化と総人口の伸びの鈍化を迎えるものと予測され、その対応が求められている。

さらには、人々の価値観の多様化が進むとともに、地方分権、地域間交流の進展等から、生活及び個性重視の地域社会づくりが強く求められている。

### (2) 地域の個性を活かした目指すべき発展方向

本区域は、石川県の中南部に位置し、東京、関西、名古屋の三大都市圏に近接し、一方、国外、特に東アジアに目を向けた場合、環日本海地域の中心に位置するという地理的優位性を有している。

また、海と山岳が織りなす美しく良好な自然環境、四季折々の風土、豊富な温泉等の観光余暇資源、藩政期以来培われてきた伝統に育まれた質の

高い文化の集積、全国的にも上位にある高等教育機関の高い集積、規模は小さくとも特定分野で世界に誇りうる世界企業の立地等、数々の優れた資源的特性を有している。

今後、このような他に誇りうる個性を十分に活かし、一方で、本区域を取りまく時代の潮流を的確に把握しながら、以下のように発展方向を定め、開発整備を進める必要がある。

#### (人、もの、情報が交流する地域の形成)

高速交通網の整備や情報通信技術の進展により経済活動や様々な分野において交流が活発化する中、時間・距離の短縮効果を活かし、国内各地域のみならずグローバルな視点で人、もの、情報の交流を深めていくためには、本区域と直接交流が可能となる高速交通網や高度情報通信網等の基盤整備を進める。

また、学術・文化の高い集積等、本区域の優位性や独自性を活かし、多様な国際交流・協力を進めるとともに、味覚、祭り、歴史等の多彩な観光資源を活用し、個性が光る観光・コンベンション都市づくりを進める。

#### (個性的な人づくりと文化の創造)

高等教育機関の集積をさらに高め、学術・研究交流拠点の形成を進める。

また、質の高い伝統文化、伝統工芸等、独自の個性を磨き、さらに新たな文化資産を創造し、国際的にも評価される個性と魅力にあふれる文化の拠点づくりと地域文化の振興を図るとともに、伝統と創造を兼ね備えた県都づくりを進める。

また、子どもたちの個性を活かし、時代に対応した教育と学校づくりの推進や、子どもたちが明るくのびのびと育つ「ゆとり」のある環境整備を進めるとともに、地域住民の暮らしの中に生涯学習とスポーツの普及を図る。

#### (自然と人との共生)

物の豊かさから心の豊かさへと人々の価値観が変化する中、四季折々の豊かな自然環境を将来の世代へ継承する必要がある。

そのため、環境保全対策の総合的・計画的な推進や、環境保全に関する体験活動や自然観察等の環境教育の充実を図るとともに、自然と人とが共生する持続的発展可能な、環境に優しい社会の形成を進める。

(安心と楽しさの生活が実感できる社会の形成)

災害に強い安全、安心な地域づくりと、バリアフリー社会の推進や生活・都市基盤等の整備により、地域住民が快適な社会生活を実感できる豊かな生活空間の形成を目指す。

また、ゆとりある子育て環境の整備や高齢化社会にふさわしい社会システムの構築、障害者の自立支援等の生涯にわたる総合的な福祉・保健・医療サービスの提供体制の整備や男女共同参画社会の形成、NPOやボランティア活動をはじめとする県民の自主的活動の促進等により、安心して健康に暮らせる社会づくりを進める。

(国際競争力のある知恵とモノづくりの推進)

規模は小さくても世界に通用する個性的な地場産業の振興を図るとともに、地域の産学官の力を結集し、情報通信、環境関連、医療福祉等の新たなリーディング産業を創出し、活力ある地域産業社会づくりを進める。また、伝統産業の活性化や既成市街地の商業地域のにぎわいの創出を図る。

さらには、世界規模での食料、資源、エネルギー不足等の長期的かつ国際的な視点をも念頭に、農林水産業の振興を図る。短期的には、国内外の産地間競争に打ち勝つための条件整備を進める。

(3) 発展方向を踏まえた本区域の開発整備の主要施策

イ 多様な連携・交流を支える交通・情報通信基盤の整備

環日本海地域の中心に位置するという地理的優位性や、風格ある歴史や重厚な文化等の地域特性を活かし、多様な連携・交流と多彩な活動を推進する。

そのため、国際的・全国的な交流や地域内の交流を支えるための交通基盤として、東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線の整備を図るとともに、小松飛行場を拠点としたFAZ計画の推進による物流拠点化を進めるなど、地域グローバルゲートとしての整備の推進と、能登空港の建設とあわせた国内外路線網の拡充を図る。

一方、重要港湾金沢港については、輸入促進地域の指定に向け環日本海の物流拠点としての役割を果たすため、多目的国際ターミナルの整備を推進するとともに、定期航路の拡充を図る。

また、三大都市圏との近接性を高めるとともに、観光面における周遊性や災害発生時の代替機能の確保を図る県土ダブルラダー構想を推進するため、高規格幹線道路の能越自動車道や地域高規格道路である小松白川連絡

道路の調査を推進し、事業の具体化を図るとともに、金沢外環状道路、月浦白尾 I C 連絡道路等の幹線道路の整備を進める。

情報通信技術が急速に発達する中、子どもたちから高齢者までが高度情報通信ネットワークを利用して、創造的で自由かつ多様な生産活動や生活を営んだり、世界各地との同時的な交流機会を拡大するなど高度情報通信技術の恩恵を享受できる I T 社会を実現することが重要である。

そのため、いしかわマルチメディアスーパーハイウェイによる大容量光ファイバーケーブルネットワークの拡充等、行政をはじめとする多様な社会的サービスの高度化を目指す。

#### ロ 世界に開かれた地域づくりと観光・コンベンション都市づくり

本区域の地理的優位性や歴史、文化、学術、技術・人材等の特性を活かし、環日本海をはじめとした諸外国との多様な国際交流・協力を、今後さらに発展させる。

このため、外国人留学生・研修生の受け入れや外国人に対する日本語・日本文化研修等の拡充を図るとともに、国際交流センターをはじめとする国際交流施設・機能の充実を図る。

白砂青松の海岸線、山岳、湖沼や温泉等の自然資源や、永々続く神社、仏閣、史跡、街並み、伝統工芸、民俗芸能等の歴史・文化資源を観光資源として最大限に活用し、訪れた人々の、味覚、祭り、歴史、文化財探訪、民族体験、自然探勝等、多様な目的に配慮し、本区域ならではの味わいや良さを実感できる魅力ある観光地とするため、地域の特色を活かしたイベント・観光商品の創造、広域観光の推進、観光関連企業等の自立的・創造的な経営努力を支援する施策の推進を図るとともに、南加賀・白山麓総合保養地域整備構想を推進し、温泉保養や伝統工芸の体験等を活用した特色ある滞在型リゾートの形成を図る。

また、国際会議場等の施設整備によるコンベンション機能の充実を図るとともに、国際会議や各種学会の開催を促進するための支援制度の充実を図る。

#### ハ 文化を活かした環日本海中核地域の形成

本区域には、百万石文化と形容された加賀藩・前田家時代から脈々と育まれてきた質の高い伝統文化、伝統的工芸品や邦楽等の伝統芸能など世界にも誇れる文化資産が色濃く残されている。

これら先人の築き上げてきた地域の個性をしっかりと守りながら後世に

伝えるとともに、個性に磨きをかけ新たな地域のエネルギーとして活用していくことが重要である。

このため、環日本海の中核地域にふさわしい、伝統と創造を兼ね備えた県都づくりを進める。

具体的には、長い伝統に培われた邦楽文化とオーケストラアンサンブル金沢に代表される新しい洋楽文化との融合を図る県立音楽堂の整備を図る。

また、加賀百万石の文化発祥の源であった金沢城址を兼六園と並ぶ県都金沢のシンボルとなる公園として整備を進めるとともに、平成15年春の県庁移転を控え、跡地利用については、兼六園、金沢城址公園等の歴史・文化継承ゾーン、金沢21世紀美術館の芸術創造ゾーン及び中央公園に囲まれ、香林坊・片町等商業・業務ゾーンに隣接する貴重な空間であり、かつ、兼六園周辺文化ゾーンの一角をなす空間であることから、「知性のゾーン、知的空間」を基本に整備を進め、新たな格調高いにぎわいの創出により都心部の活性化を図る。

さらには、県都金沢が、今後さらに発展・飛躍するには駅の東西両地域の適正な役割分担を図りながら、金沢の新たな副都心地区として都市機能の集積を図ることが重要である。

金沢西部地区においては、JR金沢駅、北陸自動車道、金沢港等の広域的交通にアクセスしやすいメリットを活かし、新県庁舎の移転を契機として、北陸のみならず、環日本海も視野に入れた本店又は支店機能を有する業務系機能や行政・医療・福祉等の都市機能の集積を図るため、土地区画整理事業等により市街地整備を進めるとともに、新しい公共交通システムの導入検討を進める。

## ニ 安全、安心で活力と魅力ある地域づくりの推進

区域内の各都市においては、街路事業、土地区画整理事業等による、都市基盤の充実を図ることにより、交通の利便性の向上や良好な景観形成を行い、活力・魅力・にぎわいのある街づくりを進めるとともに、高齢者、障害者等が安心して暮らせるよう、歩道、住宅等のバリアフリー化を推進するほか、住宅、下水道等の整備を図る。

また、心の豊かさが重視される時代を迎え、都市公園の整備や河川、海岸でうるおいと親しみのある水辺環境の整備等により自然とのふれあいを創出するとともに、芸術文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等の整備を推進する。

さらには、地域の保全と災害のない地域づくりに向け、河川、ダム、砂防地すべり対策等を進めるほか、交通安全対策として、交差点改良や歩道の整備及びスノーシェッドや消雪装置の設置による冬期の安全で快適な道路づくり等を推進する。

#### ホ 豊かな暮らしを支える産業社会の形成

本区域においては、機械金属工業と繊維工業を基幹産業として発展してきたが、これまでの積極的な企業誘致により、今日では、機械金属工業のうち、電子・電機関連産業が製造品出荷額等のトップを占めるなど、進出企業を中心とした先端企業と地場企業を中心とした一般機械製造業がバランスよく集積している。

個別企業では、依然下請け依存度は高いものの、高い技術力を背景に特定分野でシェアの高いニッチトップ企業や新製品開発、新分野進出に意欲的な中小企業、バイオ・情報通信関連の研究開発型企業が数多く存在するとともに、金沢大学や北陸先端科学技術大学院大学をはじめとした高等教育機関の高い集積等の優れた特性を有している。

こうした地域特性を活かし、産学官の交流・連携とネットワーク化を推進するとともに、北陸先端科学技術大学院大学を核に国際的な研究開発拠点を目指す「いしかわサイエンスパーク」の整備を進めるほか、産学官連携の中核的機関である(財)石川県産業創出支援機構や県工業試験場を中心とする産業振興ゾーンの技術・経営支援機能や関係機関のコーディネート機能の充実等により、新技術・新産業の創出と既存産業の高度化を図る。

また、本区域には、加賀百万石の歴史と伝統が育む九谷焼、金沢漆器、金箔、加賀友禅等の伝統産業が盛んであり、文化立県を支える重要な産業として、その振興を図る。

一方、金沢平野の主要部分を占める本区域は、県内で最も都市化の進行している地域であり、今後、都市的需要との調和を図りつつ、計画的な土地利用を基本に優良農地を確保し、産業基盤や農村生活基盤の整備を進めるとともに、産地間競争に打ち勝てる低コスト・良質米産地づくりや消費者ニーズに沿った園芸作物等の産地づくりを推進する。

なお、この計画の実施にあたっては、財政状況等の調整を図りつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換、既得水利権の変更等を要するものについては、十分な調整を図る。特に、文化財の保護、農林地等の保全、国土保全と安全性の確保、環境保全、エネルギーの安定確保と省エネルギー化に留意する。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の総人口は、平成12年は842千人となり、今後、さらに本区域の開発及び都市機能の充実により、平成17年には858千人に達するものと見込まれ、平成12年に対して16千人の増加となる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は131千人、生産年齢人口581千人、老年人口は131千人であり、平成17年には、年少人口132千人、生産年齢人口580千人、老年人口146千人になると見込まれ人口の高齢化が進展する。
- (3) 本区域の世帯数（普通世帯）は、平成12年は、299千世帯あり、今後、高齢者世帯、単身世帯の増加等により平成17年には308千世帯に達するものと見込まれる。
- (4) 本区域の労働力については、先端企業等の集積、産業構造の変化等により、その量の確保とともに質的な向上を図る必要がある。

近年、新規学卒者の高学歴化、労働力人口の急速な高齢化、女性の職場進出といった労働力供給構造の変化がみられるが、これら時代の変化に即応するため、高等教育機関の拡充、技能訓練等職業教育の充実、社会人の再教育等による人材の養成と県外就職者のU J I ターンの促進を図るとともに、職業紹介機能の強化、完全週休2日制の普及をはじめ労働時間の短縮等雇用環境の向上、福利厚生施設の整備、女性の社会進出のための環境整備、定年延長や高齢者雇用機会の拡大等を図る。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

本区域は、技術力のある中小企業を中心として産業集積が高く、また、高度商業地域、国民的リゾート地域、先進的農業地域等として発展してきていることに加え、産業の発展を支える高等教育機関や研究機関の集積が進んできている。今後、この地域の特色を踏まえ、産業集積、研究開発集積等の活性化及びベンチャー・創造的中小企業に対する支援の強化を図ることにより、既存産業の高度化と新たな産業の創出を図る。

#### イ 農 業

本区域は、加賀の沖積平野、砂丘園芸地帯、河北潟干拓地等を中心に多

様な農業を展開してきたが、今後は産地間競争に打ち勝てるよう産地の体質強化が課題となっている。

このため、産地ごとに足腰の強いたくましい担い手の育成を図ることを基本に、平坦水田地帯においては、良品質・低コスト稲作経営の展開、施設園芸団地における花き、野菜の周年供給体制の整備、都市近郊における新鮮多彩な地もの野菜の供給体制の整備を推進する。また、河北潟及び砂丘地帯においては、県内で最も広大な畑地を活かして生産性の高い大規模畑作経営と畜産経営を確立するとともに、都市住民のいきい場として緑地空間や水辺環境の整備を進める。

なお、本区域は最も都市化の進展している地域であり、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整により優良農地の確保を図るほか、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤と道路、集落排水施設などの生活環境の整備を総合的に推進する。

## ロ 工業

本区域の製造品出荷額は、県全体の70%程度を占め、機械金属工業、繊維工業に特化している。機械金属工業、繊維工業においては、近年、経営、技術力の向上により高付加価値化の進展がみられる。さらに、技術革新や国際化等に対応し、県工業試験場を中心とする産業振興ゾーンの拡充等により、県内企業の技術革新や体質強化を図るとともに、研究開発など知識サービス生産部門や情報等のネットワーク部門の集積を促進する。

また、創造的産業等立地条例の活用、北陸先端科学技術大学院大学を核とするいしかわサイエンスパークの形成等により、研究開発型産業、ソフト産業の集積を図るとともに、人材養成のためのソフトウェア研修機能の充実・強化を推進する。さらに、地域の産学官の力を結集した研究開発の推進と、研究成果の実用化・事業化の促進により、情報通信、環境関連、医療福祉等、新たなリーディング産業の創出を図る。

一方、本区域は、金沢漆器、九谷焼、加賀友禅、金箔等の伝統産業が多く集積しているが、これらの産業は、地域経済や地域文化の振興に大きな役割を果たしている。今後、本県の個性を承継するうえでも、後継者の育成と経営安定を図るとともに市場のニーズの迅速な把握、市場の拡充に向けた情報化対応力、高付加価値型企業となりうる技術開発能力、デザイン力等の強化を図る。

## ハ 商業及び観光

本区域は、北陸地方の商業流通圏の中心部に位置することから、商品流通の拠点として広域的な商業活動が行われており、商社、メーカーの支店

・営業所も多く、また、卸売業は北陸3県をカバーしている。

一方、幹線交通ネットワークの整備により大都市圏との結び付きが強化されているが、これらのメリットを享受するとともに、大規模小売店舗の進出に対処するため、既成市街地の商業地域の活性化、卸売業、小売業の近代化、協業化の促進を進めるとともに、魅力ある商業地域の形成と体質改善、集客力の強化、国際的販路の拡大を図る。

さらに、小松飛行場、金沢港や北陸自動車道インターチェンジ周辺等の流通施設の整備を進め、交通の広域化に対応した北陸における流通拠点としての機能の拡充強化を図る。

また、観光については、本県の変化に富んだ海岸、山岳、全国有数の温泉資源、豊富な伝統工芸、史跡等の多彩な観光資源を活かしながら、新しい観光ニーズに対応した個々の観光資源を整備または再開発することにより、観光産業の振興、観光地の活性化を図る。

さらに、南加賀・白山麓総合保養地域整備構想に基づく民間活力の積極的導入を図り、特色のある多様な滞在型リゾートの形成を推進する。

## (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数（従業地）によってみると、平成12年には449千人であり、平成17年には451千人が見込まれる。産業別では第1次産業就業人口は今後とも減少傾向が続き、第2次産業就業人口は、産業開発とソフト化の進展に伴って、ほぼ横ばい、また、第3次産業就業人口は引き続き増加が見込まれる。因に、平成12年は、第1次産業11千人（構成比2.5%）、第2次産業147千人（同32.7%）、第3次産業291千人（同64.8%）と推移し、平成17年は、第1次産業10千人（構成比2.2%）、第2次産業147千人（同32.6%）、第3次産業294千人（同65.2%）となるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、都市化の進展、経済社会活動の安定的拡大等が見込まれるが、土地の利用については、地域住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と区域の均衡ある発展を図ることをめざし、国土利用計画及び土地利用基本計画に即して土地利用等に関する諸制度を適切に運用することにより、有効かつ適

切な土地利用を図る。

## (2) 土地利用の概要

以上の基本的な考え方にに基づき、今後の地域の土地利用は、次により行うものとする。

### イ 都市地域

都市地域においては、緩やかな人口増加等により、市街地(人口集中地区)面積の拡大が見込まれることから、都市における環境を安全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、公園、下水道、道路、港湾等の都市・交通施設や高度情報通信基盤等の整備を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用及び都市機能の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。新たに市街化を図るべく区域においては、地域の実情に応じ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、水循環や資源・エネルギー利用の効率化等に配慮した整備を行うことなどにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好な街並み景観を形成することや緑地及び水辺空間をそれらのネットワーク化に配慮しつつ確保することにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

### ロ 農村地域

農村地域については、地域特性を踏まえた良好な生活環境を形成するとともに地域の伝統や風土を活かした特色ある農業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入による就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農用地を確保するとともに、その整備と利用の高度化を図る。

また、ゆとりと安らぎのある農村景観の維持形成を図るとともに、都市との交流を促進する。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営を営む

者への農用地の集積を図る。

さらに、都市周辺の農地と宅地が混在する地域においては、都市的な生活環境や利便性へのニーズが高まる中で、虫食いの住宅等の建設、農業用水の汚濁や農業生産性の低下及び住居環境の悪化等の問題が生じてきている。

このため、こうした実態の把握に努めながら、農業生産活動と生活環境が調和するよう地域住民の意向に配慮しつつ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本方向に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進める。その計画の大綱は次のとおりである。

### (1) 交通施設及び通信施設

交通・通信需要の増大等に対処するため、環境の保全に配慮しつつ、各種の交通施設及び通信施設の整備を推進する。

#### イ 道 路

交流・連携の広域化、拡大と増大する輸送需要に対処するため本区域と他地域との結びつきを強化する幹線道路及び区域内都市間を連絡する道路の整備を推進する。

整備を推進する主要な道路は次のとおりである。

地域高規格道路	金沢外環状道路 月浦白尾IC連絡道路 金沢能登連絡道路
一般国道	8号、157号、159号、304号、416号
主要地方道	松任宇ノ気線、金沢小松線、高松津幡線 金沢井波線
街 路	小立野鈴見線、金沢駅通り線、鈴見新庄線 疋田上荒屋線、空港軽海線、小立野古府線

このほか、本区域と他地域の交流に資する道路として、現在整備中の高規格幹線道路である能越自動車道や東海北陸自動車道の整備推進と、中部縦貫自動車道へのアクセス道路として、小松白川連絡道路や東海北陸自動車道連絡道路の調査を推進し、事業の具体化を図るとともに、日常生活に密着した市町村道、交通安全施設等の整備を推進する。

また、踏切事故の防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、西日本旅客鉄道北陸本線（小松駅付近）の連続立体交差事業を推進する。

さらに、金沢都市圏の交通渋滞の緩和を図るとともに、都市の骨格となる都心軸の形成を図るため、新しい交通システムの導入の検討調査を進める。

#### ロ 鉄軌道

北陸と首都圏及び近畿圏を結び、東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線については、石動～金沢間の事業の実施を推進する。また、金沢以西については小松駅整備事業及び小松～南越間の所要の調査を進める。

#### ハ 港湾

重要港湾である金沢港については、海上輸送の効率化、船舶の大型化、木材の荷役形態の変化に対応し、日本海側における対岸貿易や国内貿易の流通拠点としてより一層の役割を果たすため、多目的国際ターミナル、臨港道路等の整備を進める。

また、大規模地震が発生した際の海上輸送ルートの機能整備として、旅客船岸壁の耐震性の強化を図る。

一方、金沢港の海の玄関口としての整備及び親水空間の創出により潤いと賑わいのある港づくりのウオーターフロント開発として、廃棄物埋立護岸の整備を進める。

#### ニ 空港等

小松飛行場については、国内航空路線網の拡大を進めるとともに、国際化の推進及び輸入促進地域として国際物流拠点の形成に向け、国際航空路線網の充実強化を進めるほか、国際貨物ターミナルの整備を図る。

また、C I Q体制の充実、空港施設の整備拡充等国際化推進に必要な体制を整備するとともに、臨空産業の誘致等空港周辺の地域開発を進める。

#### ホ 通信施設

I T社会の実現に向け、多様かつ高度な情報の有効利用ができるよう、I T関連産業全体の育成及びレベルアップを図るとともに、いしかわマルチメディアスーパーハイウェイ等の高度情報通信ネットワークの整備を推進する。また、災害時においても情報通信網の機能確保を図るため、伝送路の多ルート化等防災対策を推進して安全性・信頼性の高い情報通信網の整備を図るとともに県民の安全を確保するため防災行政無線の整備を図る。

金沢市、小松市、松任市、野々市町、内灘町等においては住民の情報サービスの向上と観光、文化、産業等の振興を図るため、CATVのデジタル化等ネットワークの高度化を図る。

## (2) 宅 地

人口・世帯の増加や居住環境の質的向上、先端産業等の立地展開等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工業用地を確保する。

### イ 住宅用地

増大する住宅需要に対処するため、宅地需要が多い都市部及び既成市街地周辺に重点をおいて、良好な宅地を確保するものとし、金沢西部、金沢西部第二、金沢駅北、安原中央、野田、大桑第三、田上第五、田上本町（以上金沢市）等とともに、金沢通勤圏の高松北西部、内灘町北部、野々市町中南部、さらに南加賀拠点都市である小松市の小松駅東、小松駅西等において土地区画整理事業等を進める。

また、既成市街地における土地利用の高度化を図るとともに、公共施設の整備をあわせて行うため、金沢駅武蔵地区において市街地再開発事業を推進する。

### ロ 工業用地等

北陸自動車道、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路、金沢港及び小松飛行場等の交通体系の整備、金沢市等の都市的サービス機能の充実等、恵まれた立地条件を生かし、農用地や自然環境の保全を図りつつ丘陵地、平野部等に計画的に工場用地を整備し、新規企業の立地、既成市街地の工場の円滑な移転等を進める。また、北陸先端科学技術大学院大学を核とした「いしかわサイエンスパーク」（辰口町）の造成・分譲を進める。

## (3) 公園、緑地等

緑の中に都市があると感じられる都市づくり、芸術文化、歴史、里山、花等が身近に楽しめる都市公園づくりを進めるため、金沢城址公園、奥卯辰山健民公園、卯辰山公園、西部緑道、大乘寺野田丘陵公園（以上金沢市）等の整備を推進する。

また、ゆとりある緑豊かな生活環境の形成を目指し、緑と花のある暮らしを創造、支援するため、都市緑化推進拠点の整備をはじめとした諸施策を展開し、官民一体となった緑の文化の醸成と普及を図る。

#### (4) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害から住民の生命と財産を守り、安全で豊かな生活基盤を整備するため、自然環境との調和を図りつつ、治山、治水、海岸保全等の事業を推進する。

##### イ 河 川

手取川、犀川、梯川、安原川等の治水事業を推進するほか、河川景観の美化を図り、住民の憩いの場を拡充するため、河川環境の整備を推進し、河川環境の向上と合わせ、まちづくりとの一体性に配慮した治水対策を進める。

また、ダムを建設することにより犀川流域の洪水被害を防除し、かつ河川の流水の正常な機能の維持及び増進を図るとともに、発電も行う。

##### ロ 海 岸

石川海岸、小松海岸、金沢海岸等において、海岸保全施設の整備を推進し、安全・安心かつ豊かな親水性や自然環境を有する潤いのある海浜空間の創造を図る。

##### ハ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、手取川水系、犀川水系、大野川水系等の治山、砂防及び地すべり対策事業を危険度の高い区域から順次実施するほか、人家密集地における急傾斜地崩壊対策事業を実施し、災害の防止を図る。

#### (5) 住 宅

核家族化に伴う世帯分離、人口増加、低質な住宅の建て替え等の要因による住宅需要の増加に対処するために必要な住宅建設戸数は、平成17年度までに約41.2千戸と見込まれる。そのために金沢瑞樹団地、津幡町井上地区、内灘町北部地区、野々市町末松地区等において、住宅建設を推進する。

なお、住宅建設に当たっては、世帯の規模及び構成等に応じて適正な住宅の供給を図るとともに、住宅の質的向上に努めるほか、良好な居住環境の確保を図る。

#### (6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

## イ 水道

本区域において、生活用水の安定供給を図るため、平成17年度における水道普及率99%を目途に、水道の統合広域化を進めるほか、地震や渇水等災害に強い水道の構築と施設高度化を推進する。

## ロ 工業用水

本区域の工業出荷額等の増加に伴う工業用水の新規の需要に対処するため、手取川ダム及び犀川ダムを水源とする工業用水道の整備や水利用の合理化に努める。

## ハ 下水道

公共用水域の保全、生活環境の改善等に資するため、平成17年度における下水道処理区域人口約721千人を目途に金沢市、小松市、松任市、津幡町等の公共下水道及び犀川左岸、加賀沿岸の流域下水道の整備を推進するとともに、広域的な汚泥処理処分事業を推進する。

## ニ 廃棄物処理施設

深刻化するごみ問題等に対応し、本区域の清潔で快適な生活環境を確保するため、従来の焼却・埋立処理施設の整備から、リサイクルを重視した循環型の処理施設の整備を推進する。

## (7) 教育文化施設

### イ 教育施設

出生児の減少に伴う、児童・生徒数の減少から、小学校及び中学校の統廃合が見込まれるとともに、高等学校においては、現在進められている再編整備や特色ある学校づくりをより一層進めるためには、教育の多様化に対応した施設整備が必要であり、危険校舎の改築、余裕教室の活用や防災機能の強化のための大規模改造事業、屋内・屋外運動場、プール等の整備により教育環境の整備を推進する。高等教育、特殊教育についても施設整備等教育環境の向上を図る。

また、学術文化や科学技術の振興と優秀な人材の育成を図るため、金沢大学総合移転第Ⅱ期計画事業の推進や北陸先端科学技術大学院大学、石川県立大学（仮称）の整備等により高等教育機関の拡充整備を推進する。

### ロ 文化施設

それぞれの地域に心豊かで活力に満ちた地域社会を築き個性ある文化を育てるため、地域住民が自発的意思に基づき生涯にわたって充実した学習ができ、文化活動に参加できるよう、石川県立音楽堂、小松駅周辺文化施設（仮称）及び石川ルーツ交流館等社会教育文化施設の整備、県民中学校

等学習機会の充実、生涯学習情報提供システムの充実・活用を推進するとともに、生涯スポーツの普及・推進にも努め、住民の真の豊かさと、うらおいのある生活の実現を図る。

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

ねたきり老人、障害のある人など、社会的に弱い立場の人々の福祉のより一層の向上を図るため、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設等の整備を推進するほか、社会参加を促進するための各種社会福祉施設の整備を推進する。

また、児童の心身の健全育成を図るため、児童館等の児童福祉施設の整備を推進する。

### ロ 医療施設

生活習慣病や、高齢化に伴う要介護者の増加により、医療の需要は、年々増大かつ多様化しており、これに対応するため、医療施設の機能分担と連携強化を図るほか、救急医療、ターミナルケア、リハビリテーション、訪問看護等の医療内容の多様化・高度化に対応可能な質の高い医療体制を確保する。

### ハ 職業訓練施設

技術革新の進展、就業構造の変革、少子高齢化社会への移行等から派生する課題に対処し、雇用の安定と人間性豊かな職業生活の実現を図るため生涯能力開発体制の充実に努める。

### ニ 農業生産施設

農業を取り巻く状況の変化に対応し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業用水の確保と適切な供給、適期に必要な排水が可能な水利条件の確保等に資する基幹かんがい排水施設等の整備を、環境との調和に配慮し整備を図る。

また、農地防災にも資するため、加賀三湖周辺地区において、国営総合農地防災事業を推進する。

### ホ 卸売市場

生鮮食料品に対する消費者ニーズの多様化、産地の大型化や小売形態の変化等に十分対応しうるよう卸売市場の整備を図る。特に情報化や流通に係る新技術に関する施設整備を推進する。

## 9 環境の保全に関する事項

都市部への人口の集中、自動車台数の増加、廃棄物発生量の増大等により、大気汚染、水質汚濁等の都市・生活型公害が増大している。更に、地球温暖化、ダイオキシン等有害化学物質の汚染、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題への対応が求められている。

このため、石川県環境基本計画及び環境にやさしい石川創造計画等に基づき、県民、事業者の自主的な環境保全行動を促しつつ、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、自然と人とが共生する循環型社会の構築に努める。

一方、公害防止関係法令による規制及び指導の徹底、各種の生活環境の整備、環境の常時監視等により、環境基準等の達成維持に努めるなど、公害の防止に関する施策を積極的に推進する。

また、開発事業については、環境汚染の未然防止の観点から、必要に応じ事前に、その環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなどの所要の措置を講じ、良好な自然環境の保全と秩序ある土地利用の推進に配慮する。

更に、これらの公害防止対策との有機的関連を保ちつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を計画的に推進することにより、総合的に環境の保全を図る。

個別には以下の施策を推進する。

イ 省エネルギー、資源のリサイクル、エネルギーの有効利用等、資源・エネルギーの循環・効率化を進め、環境への負荷の低減を図る。

ロ 大気汚染については、大気汚染防止法等による排出の規制及び指導の徹底を図る。また、有害大気汚染物質による環境汚染状況の把握に努め、今後の有害大気汚染物質排出抑制対策の推進を図る。

ハ ダイオキシン類による環境汚染状態を把握し、大気、水質、土壌に関する環境基準の維持達成を図る。また、廃棄物焼却炉等の排出源に対する規制及び指導の徹底を図り、排出抑制対策を的確に推進する。

ニ 水質汚濁については、排水の規制及び指導の徹底を図る。

また、生活排水対策として、地域の実情に応じて下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等を推進するとともに、河川・湖沼の浄化対策を推進する。

更に、化学物質による地下水汚染の未然防止を図るとともに地下水資源の保全と適正利用について調査・検討し、適切な対策を講ずる。

ホ 自動車交通については、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮しながら交通量の分散、環境施設帯の確保、緩衝緑地の整備等の施策を講じ、

環境保全に努める。

また、北陸新幹線の整備に際しては、音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の諸施策を積極的に講ずることにより、騒音及び振動問題の未然防止に努める。

ヘ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ト 環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備拡充するとともに、公害防除のための技術開発を図る。

チ 市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進して、健全な生態系の維持回復を図るとともに、大規模開発行為については、良好な自然環境の保全等に十分配慮する。

## 10 防災対策に関する事項

### (1) 地域の特質

#### ア 気象特性

- ・多雪地で雪害も多く、冬の雷は日本で一番多い。
- ・春はフェーン現象により火災が発生しやすくなる。
- ・梅雨末期には、豪雨に見舞われて大きな被害を引き起こしやすい。
- ・影響を与える台風は、平均すると年に1個、多い年には数個に及んでいる。
- ・冬期の風浪による被害の危険性が高い。

#### イ 地震特性

- ・被害を及ぼす地震は、主に陸域のあさい地震である。
- ・県内のどこでも、約100年に一度の割合でかなりの規模の地震被害を経験している。
- ・県全体としては、30年に1度の割合で被害地震が発生している。
- ・県都が被害を受けた直下型地震の例として、200年前の金沢地震（マグニチュード<sup>6</sup>）がある。
- ・将来も同程度の直下型地震が発生する可能性がある指摘されている。
- ・日本海東縁にも大規模な地震が発生する地帯がある。

#### ウ 地勢特性

- ・山間部地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- ・地形上急流が多く、流域延長の短い小河川が多い。
- ・山の配置が地形的に多雨をもたらしやすい状態にある。
- ・海岸近くに潟が多く、これに流入する小河川も多い。

- ・河口は波浪により集まる砂礫でふさがれやすく、かつ移動しやすい。

#### エ 社会的要因

- ・本県の人口は、加賀地方の都市部において増加しており、市街地は過密化、高層化が進展してきている。
- ・災害時には被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。
- ・工業化の進展により、工場自体が災害発生の危険性を内蔵している。
- ・ライフライン等の急速な整備により、災害時にこれらの途絶による不安の増大や心理的に危険な状態が予想される。
- ・交通機関の発達により、災害時の交通混乱による被害の拡大が予想される。

これらの地域特性から、石川県地域防災計画を踏まえ、県、市町村及び消防機関等は、災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するため、具体的な対策をあらかじめ準備、整備するとともに一丸となって防災対策を推進する。

### (2) 防災対策

#### ア 水害に関する事項

- ・治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

#### イ 風害に関する事項

- ・海岸砂地造林事業及び防災林造成事業を実施し、飛砂及び砂丘の移動防止、潮害を防ぐとともに、公共施設、農耕地、人家等の被害をなくすよう努める。

#### ウ 雪害に関する事項

- ・除雪体制の強化等全県的な交通確保を図ることなどにより、産業経済の振興と生活の安定を図る。

#### エ 噴火に関する事項

- ・噴火等の異常時における情報伝達体制や事前措置などあらかじめ定めておき、応急措置の円滑化を図る。

#### オ 干ばつに関する事項

- ・気象情報を早期に把握し、水源確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

#### カ 事故災害に関する事項

- ・関係機関はそれぞれ相互に協力し、海難、油流出、航空機、鉄道、道路、

危険物などの大規模な事故災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

キ 地震に関する事項

- ・防災活動施設の整備や広域防災拠点施設の整備等の防災基盤推進、「自らの身は自らが守る」という防災意識の高揚等、自主防災組織の育成事業の推進に努める。

ク 津波に関する事項

- ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設を計画的に進めるとともに、津波予報、避難指示等の伝達体制の整備、津波監視体制の確立、津波に関する知識の普及及び津波避難計画の策定等により津波予防対策に努める。

## 4 . 福井・坂井区域都市開発区域建設計画

福 井 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備および開発の基本構想	1
5	人口の規模および労働力の需給に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	4
7	土地の利用に関する事項	6
8	施設の整備に関する事項	7
9	環境の保全に関する事項	12
10	防災対策に関する事項	13

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、福井・坂井区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

区域計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した福井・坂井区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く。)

福井市(一部)、吉田郡松岡町、坂井郡三国町、同郡芦原町、同郡金津町、同郡丸岡町(一部)、同郡春江町、同郡坂井町、丹生郡清水町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備および開発の基本構想

本県は、経済企画庁が平成11年まで公表していた新国民生活指標をはじめ各種の社会指標において、豊かで住みやすい県であるとの高い評価を受けている。しかし、このような指標は県民生活の全ての面を捉えたものとはいえず、また県民が現在の生活に必ずしも満足しているとはいえない。このような観点から、本県が名実ともに豊かで住みやすい県となるよう、「生活満足度の向上」を県政の大きなテーマとして取り組んでいる。

また、国内問題が地球規模での問題と直結する傾向が増大しており、21世紀初頭は、いわゆる「地球時代」が本格的に到来する。加えて、これまでのような大幅な人口の増加が期待できない中で、交通、情報通信基盤の整備や都市機能の充実など、ハード、ソフト両面にわたる基盤を整備した上で、国内はもとより地球規模で、交流、連携を深めることが、本県がこれからの国際社会において「キラリと光る」地域となるために不可欠であると考えている。

このような観点から、本県においては、「生活満足度日本一・地球時代に光り輝く福井県」を基本目標としているところである。

この基本目標のもと、本県の文化、産業、経済の中心をなす本区域についても、「個性ある地域づくり」「交流と連携による地域づくり」を基本的な指針として、本計画を作成した。

本区域は、全国屈指の良質米の産地である。また、繊維産業に代表される地場産業が発達しているとともに、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）がある。

また、J R 北陸線、一般国道 8 号、北陸自動車道等の交通幹線が縦貫しており、交通輸送条件は極めて優れている。

今後、21 世紀の国土のグランドデザインで示された日本海国土軸の形成を図る観点から、北陸新幹線の整備、ならびに中部縦貫自動車道および地域高規格道路の建設等の高速交通体系の整備をはじめ、一般国道や港湾の整備等総合的な交通体系の整備について検討を行う。また、文化の香り高い魅力ある県都の顔づくりを進めるため、福井駅周辺の整備を進め、県都にふさわしい都市空間を創出するとともに、中心市街地の活性化を図る。さらに、住んでいる人や訪れた人が交流しあい魅力を創出していく交流都市としての機能の充実を図る。

また、日本海国土軸の中央部に位置し、近畿圏、中部圏、北陸圏のいずれにも属しているという本県の地理的特性を活かした、環日本海地域、アジア地域との経済交流をはじめとした文化、スポーツ、教育、技術など多彩な分野での交流の積極的推進とともに、地域資源と結びつけた特色ある地域づくりやこれを核とした他地域との交流、連携を推進する。

さて、本県産業を牽引してきた繊維、機械、眼鏡などの基幹産業は、アジア諸国の経済成長等を背景に激しい国際競争にさらされている。農林水産業においても、大きな環境変化の中で中山間地における農地の荒廃等による生産活力の低下が懸念されるなど非常に厳しい状況に置かれている。こうした状況において、本県産業は構造的な転換を余儀なくされており、「未来産業」ともいうべき、21 世紀を担う新しいリーディング・インダストリーを生み出し、時代の変化に柔軟に対応した活力ある産業構造へ転換していくことが強く求められている。そのため、I T 革命へ積極的に対応するほか、本県産業がこれまで蓄積してきた技術、ノウハウ、地域資源など、本県産業が有する特性や優位性を最大限に活かして、今後成長が期待される分野を中心に、21 世

紀の本県を支えることが出来る新たな産業の創出に努めるとともに、「科学技術創造立県」をめざした科学技術の振興を図る。

また、農業についても、国際化の進展や新たな米管理システムの導入など、大きな変革のときを迎えている。そのため、「新しい福井型農業・農村の展開」として、一層の省力化、低コスト化の推進や稲作偏重からの転換、担い手の育成などにより、魅力ある産業として自立を図るとともに、安心して豊かな食料の供給といった観点から施策を展開する。

林業については、木材価格の低迷、従事者の高齢化など、非常に厳しい状況に置かれている。このため、林業生産体制を整備するとともに、県産材の需要の拡大に努めるほか、森林、林業を支える山村の活性化を図る。

水産業については、200海里排他的経済水域の設定や主要魚種のTAC(漁獲可能量)制度の導入など新たな海洋秩序が確立される中で、生産性が高く、多様性に富んだ本県漁場を活用して漁業生産の増大を図るため、今後も継続して「つくり育てる漁業」を推進する。

また、工業では、高付加価値産業への変革を進めるため、デザインを重視し、県デザインセンターの充実強化やデザイン教育の充実など人材を育成するほか、デザインマインドの向上を図る。さらに、活力ある地域産業集積の形成に向け、得意分野の一層の高度化を図るほか、産学官の連携、協力の下、保有する技術、ノウハウを活用した新たな事業分野を開拓する取組みを積極的に促進する。

また、来るべき高度情報通信ネットワーク社会における企業活動の活発な展開に向けて、民間、行政が一体となった県内企業の情報化のための促進策を積極的に展開する。

さらに、イベントやコンベンションの開催など、都市と連携した集客力の高い観光地を目指す。また、新たな観光ルートの開発等を通して地域の魅力を高め、滞在型観光の振興を図る。

また、循環型社会の構築など環境と調和した社会づくりや、生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現、災害等に強い安心で安全な社会づくりなど活力とやすらぎのある県民生活の実現を図る。

なお、この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換および既得水利権の変更を要するものについてはこれらと十分調整を図る。

また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、地域の

環境の適切な管理に努め、環境の保全を図るとともに、文化財の保護をはじめ、農林地等の保全、治山治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化および安全の確保について適切な考慮を払う。

## 5 人口の規模および労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口総数は、平成7年からの5年間で約2千人増加した。

今後は、全国的な少子化傾向の中で、大幅な定住人口の増加は見込めないが、社会経済情勢の変化に的確に対応した魅力ある就業機会の確保や快適な社会基盤の整備により、若者の定住促進が期待されるため、平成17年には、平成12年より3千人増加し、398千人に達するものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口63千人、生産年齢人口259千人、老年人口73千人から、平成17年には、年少人口61千人、生産年齢人口258千人、老年人口80千人になるものと見込まれる。

(3) 労働力の需給については、少子・高齢化が進行する中で、労働力の不足や高齢者の就業機会の確保への対応が求められている。また、産業の高付加価値化や新産業の創出を支える高度かつ創造的能力を有する人材の確保が重要になっている。

このため、U、J、Iターン就職を促進し若年労働力を確保するほか、定年延長、再雇用制度などの継続雇用制度の導入や公共職業能力開発施設における職業訓練を充実して、高齢者や女性の就業機会の拡充や、障害者を取り巻く雇用環境の整備に努める。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本区域は、人口および産業等の集積が高く、地域経済の発展と地域住民の生活の向上に大きな役割を果たしてきたが、今後とも、生活基盤、産業基盤の整備を図ることによって、一層の発展が期待される。

イ 新産業の創出に向けて、新規創業気運の醸成をはじめ、資金や技術開発面での支援、受け皿となる新たな産業団地の整備など、本県産業の特性を踏まえた新産業の創出に向けての各種施策を推進する。

ロ 農業については、水田農業の省力・低コスト化を推進するため、カントリーエレベーター等生産、供給の拠点となる基幹施設の整備、ほ場の大区画化や水田の汎用化および九頭竜川下流地区等における用水のパイプライン化、基幹農道の整備等を進める。また、快適でふれあいのある農村づくりを進めるため、農村型CATVやコンポストが可能な集落排水施設、交流人口の増大を図るための交流拠点施設の整備を進める。

林業については、経営基盤の強化、林道等の重点的な整備など、林業生産体制を整備するとともに、林業従事者の確保・育成や木材加工、流通施設の近代化、公共施設等への利用による県産材の需要の拡大に努める。また、森林の有する多面的な機能を踏まえ、目的に応じた森林整備の方向を明確にするとともに、県民に親しまれる森林づくりや県民による支援体制の整備を促進する。さらに、生活環境施設の整備や都市との交流の促進等により、森林、林業を支える山村の活性化を図る。

水産業については、「つくり育てる漁業」を推進するため、主要水産資源の管理体制の確立や沿岸海域の高度利用、漁場の保全、つくり育てる漁場の強力な推進、拠点漁港の重点的な整備などを行う。また、漁業経営の基盤の強化に向け、経営の多角化や販売力の強化、系統組織の基盤の強化などへの対応が必要になるとともに、魅力ある漁村環境の整備や内水面漁業の振興を図る。

ハ 工業については、合成繊維を主体とする繊維のほか、機械、化学等の工業が発達しているが、地域産業を担う人材の育成、確保を図るため、産業界との連携の下、県立大学をはじめとする人材養成機能を充実するほか、中小企業産業大学校、職業能力開発センターの充実を行う。また、市場ニーズに的確に対応した商品開発力を強化するため、工業技術センターにおける研究開発を積極的に進めるとともに、その開発成果を県内企業に普及移転する。

また、繊維産業については、多品種・少量化・短納期化に対応した市場指向型生産体制やクイック・レスポンス体制を確立するための構造改善事業を推進するなど、市場ニーズに的確に対応できる産地体制を確立する。

ニ 商業については、近年それを取り巻く環境が大きく変化してきており、中小小売業者の経営の悪化や中心市街地の空洞化などの問題が顕在化してきている。一方で、生活者の価値観、ライフス

タイトルの多様化、個性化が進展しており、こうした変化に対応した多様な商業、サービス業の育成が求められている。

そのため、リテールサポート機能の充実や地域商業のリーダーとして活躍する人材の育成、流通情報システムづくりへの支援などによる流通形態の効率化など、活力ある商業の振興を図る。

また、小売商業を取り巻く環境は、商店街を越えた地域間競争の様相を呈しており、地域全体を考慮して、まちづくりと一体となった活力ある商業集積の形成を計画的に行っていく。

さらに、観光についても、観光産業を 21 世紀の地域を担う基幹産業と位置付け、魅力ある観光地づくり、福井らしいもてなし環境の整備などを行う。

(2) 産業の規模を従業地従業者数によってみると、平成 12 年の 216 千人から平成 17 年には 220 千人に達するものと見込まれる。

産業別では、平成 12 年の第 1 次産業就業者数 12 千人、第 2 次産業就業者数 83 千人、第 3 次産業就業者数 122 千人が、平成 17 年には、第 1 次産業就業者数 11 千人、第 2 次産業就業者数 84 千人、第 3 次産業就業者数 125 千人になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

県土の利用は、県土が現在および将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

今後の県土利用にあたっては、農用地、森林、宅地等の利用区分ごとの土地需要の量的調整を行うとともに、「安全で安心できる県土利用」、「自然と共生する持続可能な県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本として県土利用の質的向上を図るものとする。

福井市については、大型商業施設の郊外立地、中心市街地の人口減少、高齢化率の上昇等により、中心市街地の活力が低下し、空洞化が進行していることから、市街地再開発事業等により中心市街地の再整備および商業の活性化を一体的に推進し、多様な都市機能の集積を誘

導し、中心市街地の再活性化を図る。

中心部を含む既成市街地については、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高めるとともに、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、計画的な再整備を進める。

郊外の大型商業施設については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の景観との調和に配慮する。

福井市郊外および周辺市町村の市街化を図るべき区域においては、スプロール化を抑制しつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置し、良好で快適な環境の形成を進める。

農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて、圃場の効率的利用や大区画化など生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を促進する。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域において、計画の基本的方向に基づき自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の形成を図るため、施設の整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 交通施設および通信施設

環日本海交流圏の形成や他の圏域との広域的な交流を促進するとともに、地域の連携を促す交流ネットワークの構築を進めるため、道路、鉄道、港湾等がそれぞれの機能を適切に分担し合うよう総合的、体系的に交通施設の整備を図る。

なお、交通施設の整備に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

#### イ 道路

本区域と他区域とを連絡する道路の整備を推進するため、高規格幹線道路として中部縦貫自動車道の整備を進めるとともに、本区域内都市間を連絡する幹線道路の整備を推進する。

また、地域高規格道路として福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路の調査を進めるとともに、次の主要な道路について

整備を推進する。

一般国道	8号、305号、416号
主要地方道	福井加賀線、福井大森河野線、福井四ヶ浦線
一般県道	大畑松岡線、本郷福井線
街路	福井縦貫線

福井市周辺の通勤時間帯の渋滞や、観光客、夏季の海水浴客の集中による混雑などを解消するため、バイパスや拡幅等の体系的道路ネットワークの整備等により渋滞対策を推進する。

さらに、河川や鉄道による地域分断を解消するため、橋梁整備や連続立体交差事業の推進により市街地の一体化、交流促進を図るとともに、広幅員歩道の整備や植栽帯の設置を進め、ゆとりとるおいのある道路空間を創出する。一方で、電線類の地中化を推進して、道路空間の有効利用に資する。

また、日常生活に密着した市町村道の整備を進めるとともに、安全性の確保を図るための立体交差化、歩車道の分離、交通安全施設等の整備を推進する。

#### ロ 鉄軌道

北陸と首都圏および京阪神地域を結び、東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線の未着工区間については、平成12年の政府・与党申合わせに基づき、所要の事業を進める。

#### ハ 港湾

特定地域振興重要港湾の福井港については、テクノポート福井(福井臨海工業地帯)を支える物流基盤、嶺北地域等を後背圏とする流通拠点やレクリエーション拠点として更なる活性化を図るため、福井港振興ビジョンを策定(平成12年~13年)し、個性と魅力ある「みなとづくり」を目指す。

このビジョンにまとめられる港湾貨物の増大に向けた産業振興、海洋性レクリエーションの基盤づくり、歴史を活かしたまちづくり等の施策により、福井港の整備、振興を図る。

#### ニ 空港

地域産業の活性化と地域間交流の拠点化等を図るため、福井空港について調査・検討を進める。

#### ホ 情報通信施設

近年、デジタル技術やネットワーク技術をはじめとしたITによる社会・経済構造の転換が急速に進展しており、こうした状況の変

化に的確に対応するため、本区域を含む県全域をカバーする高速・大容量の福井県情報スーパーハイウェイ（仮称）を整備し、行政の効率化、電子化を推進するとともに、これを利用して多様な行政サービス等を提供することにより、住民生活の向上と地域間の情報格差の是正を図る。

また、大容量・双方向性といった特性を有し、地域に根ざした情報通信基盤として期待されるケーブルテレビについては、本区域内の未整備エリアの解消に努めるとともに、既存のケーブルテレビのネットワーク化を推進する。

さらに、電気通信事業者の協力を得ながら、移動通信用鉄塔施設の整備を進め、携帯電話などの移動通信サービスの不感地域の解消に努める。

## (2) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全および農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

### イ 住宅用地

都市化の進展、人口の増加等に対応して、北部第七、森田北東部（以上福井市）等において、計画的に土地区画整理事業を推進する。また、雪に強い良質な住宅団地開発の基準を策定し、良質な住環境を備えた新規団地の開発の促進を図る。

### ロ 工場用地

工場用地として、本県の産業構造の高度化を図るため、公害の防止等に配慮するとともに、工場の立地動向を勘案しつつ、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）等の造成を推進する。

## (3) 公園・緑地等

公園緑地については、区画整理事業等による住宅地の増加や、余暇時間の増大等に伴う野外レクリエーションニーズに対応するため、自然環境保護に配慮し、福井市総合運動公園、北部2号公園（福井市）、トリムパークかなづ（金津町）等の都市公園の整備を推進する。

## (4) 河川、海岸、治山、砂防等

本区域における住民の福祉と地域経済の発展を図るため、次のとおり国土保全施設の整備等を推進する。

イ 河川

荒川、竹田川、底喰川等の河川改修事業を促進し、治水安全度の向上とともに良好な水辺空間を形成するため、河川環境の整備を進める。

また、洪水調節と併せて、水需要の増大に対処するため、九頭竜川鳴鹿大堰、足羽川ダムおよび日野川流域水資源総合開発事業を推進する。

ロ 海岸

福井港海岸、鮎川海岸等において、侵食対策、高潮対策を推進する。

ハ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、九頭竜川水系の治山、砂防事業等を推進する。

(5) 住宅等

住宅建設に当たっては、地域特性を踏まえた「雪に強い住宅」や高齢者等の日常生活に配慮した「長寿社会対応住宅」等の普及を図り、より良質な住宅ストックの形成を図る。

(6) 供給施設および処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、生活環境の向上および公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給、処理施設の整備を推進する。

イ 水道

福井市等において水道施設の整備拡充を図る。

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善に資するため、処理施設および排水施設を整備する。このため、九頭竜川流域下水道事業および関連公共下水道、福井市等における単独公共下水道事業等を推進する。

ハ 廃棄物処理施設

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築するため、ごみの減量化、再資源化をめざした廃棄物処理施設を整備し、

また、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、し尿処理施設の整備を図るとともに、生活排水対策の重要性にかんがみ、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の整備を図る。

## (7) 教育・文化施設

### イ 教育施設

小・中・高等学校および特殊教育諸学校においては、新增改築や改修を進めるとともに、IT（情報通信技術）革命など社会の変化に対応した教育を実践するための設備の充実を図る。

また、大学については、社会情勢、地域ニーズ等に対応できる人材を養成するとともに、産・学・官の共同研究を積極的に推進し地域産業の振興を図るため、県立大学に「地域経済研究所」を設置するなど調査研究施設の充実・整備を図るほか、急速な少子・高齢社会の到来および保健・医療・福祉の連携に対処し、より高度かつ専門的な教育・研究を推進するため、福井県立大学看護福祉系大学院の設置準備を進める。

### ロ 社会教育、文化施設

住民の生涯学習ニーズなどに対応した環境を整備する必要があることから、新しい県立図書館の建設をはじめ、博物館や体育施設等の社会教育施設の改修等を図るとともに生涯学習情報や文化情報を提供するシステムの整備を進める。

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

保育所の改築を積極的に推進するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう児童センター、児童館等の児童福祉施設の整備を推進する。

また、障害者の社会復帰を促進するため、障害者福祉施設の整備を推進するとともに、高齢者の在宅生活を支援するデイサービスセンターや在宅での生活が困難な高齢者の生活の拠点としての特別養護老人ホーム等の老人福祉施設および介護保険施設の整備と適正配置に努め、福祉の向上を図る。

### ロ 医療施設

医療需要の増大、高度化に対処するため、本県の2次、3次医療を担う基幹病院となる「福井県立総合医療センター（仮称）」の

整備を進める。さらに、保健医療計画に基づき医療資源の効率的活用を促進するとともに、公的医療機関等の施設整備および救急医療体制の充実を図る。また、保健医療サービス体制の確立に努める。

## 9 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境と調和した社会づくりを目標とした長期的視野に立って、計画的に環境の保全を図るものとし、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音等に係る環境基準等の達成、維持ならびに公害の未然防止を図るため、公害関係法令等に基づく規制および指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等公害の防止に関する施策を積極的に推進する。

また、化学物質汚染対策については、排出削減を進めるため、指導の徹底等をはじめ、調査研究体制の整備を推進する。

さらに、環境基本法、福井県環境基本条例、福井県環境基本計画等に基づき、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、省資源・省エネルギー、廃棄物、自然環境、歴史的・文化的環境、景観、地球環境など幅広い環境問題に適切に対応するための環境施策を総合的、計画的に推進する。

イ 大気汚染防止対策については、常時監視体制の強化および排出規制の強化、汚染物質排出量の削減指導等の施策を推進する。

ロ 水質汚濁防止対策については、必要に応じ公共用水域の類型指定やその見直しを行うとともに、排水規制および常時監視体制の強化、下水道等の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等の施策を総合的に推進する。

特に、湖沼の富栄養化による水質汚濁については、抜本的な水質改善を図るため、発生源対策から湖沼内対策までを含めた湖沼水質保全総合対策を地域住民と一体となって積極的に推進する。

ハ 地下水汚染防止対策については、常時監視の徹底と、汚染原因者に対する浄化対策の指導の強化を行う。

ニ 騒音、振動および悪臭防止対策については、規制および指導の徹底を図る。また、自動車騒音状況の常時監視体制の強化を行う。

ホ 自動車交通対策については、自動車から排出される大気汚染物質の監視測定を行い、監視の強化を図るとともに、低公害車の導

入やアイドリングストップ運動を推進する。また、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、道路ネットワークの整備による交通流の分散、必要に応じ環境施設帯の設置、遮音壁の設置等の施策を総合的に講じる。

へ 地盤沈下防止対策については、地下水揚水量の増加を抑制するため、代替水源の確保を行うとともに、特に地盤沈下が認められた地域において地下水の採取の規制および指導の徹底、監視体制の強化および地下水利用の合理化等の対策を推進する。また、必要に応じ、工業用水道による代替水の確保を図る。

ト 環境汚染の測定、公害の防止に関する調査研究を充実し、環境監視体制を強化する。

チ 化学物質汚染防止対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象施設の届出の徹底や、指導の強化を図るとともに常時監視に努める。また、ダイオキシン類および環境ホルモンの調査研究施設および研究体制の整備を推進する。

リ 公害の防止と自然環境の保全を図るとともに、潤いとやすらぎのある生活空間が形成され、人と自然とのふれあいが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成を図る。

ヌ 新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などを始めとする資源・エネルギーの面での循環・効率化を進め、また、温室効果ガスの削減を図るなど、環境への負荷をできる限り少なくするとともに、県民や事業者における取組みを促進するため、企業等におけるISO14001 認証取得の支援をはじめ、住民への環境教育・環境学習の推進を図ることにより、循環を基調とした地域づくりや地球環境保全への取組みを進める。

ル 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、その結果に応じて地域の環境に配慮した適切な保全対策を講じるなど環境影響評価の推進に努める。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、山地が多く、河川の周辺地域に人口の多くが集中し、災

害時には大きな被害をもたらす危険性があるほか、海岸部では、冬季風浪等による被害が多く発生している。

加えて、昭和 23 年に発生した福井地震など大きな災害を経験してきたことから、従来から福井県地域防災計画等に基づき防災対策の充実に努めている。

今後ともこれらの災害や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全で安心な社会づくりをめざして総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

#### (1) 震災対策に関する事項

- イ 避難場所等としての機能を有する都市公園の整備、緊急輸送道路等被災時の代替機能を考慮した計画的な道路の整備、ライフラインおよび防災上重要な病院、学校等の耐震性の強化等により都市防災を総合的に推進し、地震に強いまちづくりを図る。
- ロ 高齢者、障害者に配慮したまちづくり、社会福祉施設等の耐震性の強化等災害弱者に配慮した震災対策を推進する。
- ハ 防災活動の拠点となる庁舎の耐震性の強化、防災センター機能の充実強化、広域的防災拠点となる地域防災基地の整備等を推進するとともに、情報通信手段・経路の多様化を図り、緊急事態管理体制を確立する。

#### (2) 風水害対策に関する事項

- イ 山地災害、林野火災等の情報収集を行い、森林を適正に保全することにより、災害に強い地域づくりを推進する。
- ロ 山地災害危険地区における予防対策を実施し、安全の確保を図るとともに、森林が災害防止の機能を十分発揮できるよう、荒廃した山地や荒廃しつつある山地の復旧整備を図る。
- ハ 地すべり防止指定区域内において予防対策を実施し、農地等の災害を未然に防止するとともに、安全の確保を図る。
- ニ 湛水の防除やため池等の整備、中山間地の農地防災等により大雨等による農地等の災害の未然防止を図る。
- ホ 総合的な土砂災害対策を講じて安全で安心な県土づくりを推進するとともに、施設の維持管理体制の充実に努める。
- ヘ がけ崩れ等の危険から住民の安全を確保するため、災害危険区域等にある既存の不適合住宅の移転を促進する。
- ト 洪水時の被害を軽減するため、ダムおよび堰の建設を推進する。

- チ 災害発生 of 著しい河川や県民生活上特に重要な河川等について、重点整備区域を設定し、効率的な改修を図る。
- リ ポンプ場、護岸等の工作物の適正な維持管理に努めるとともに、良好な河川環境の保全を図る。
- ヌ 波浪等により重大な被害が発生するおそれのある海岸について、越波・侵食等を防止する施設の整備を推進する。
- ル 護岸、人工リーフ等の施設を設置し、県土保全および海岸域の住民の生命、財産の安全確保を推進する。

(3) 雪害対策に関する事項

雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、融雪工、流雪溝の計画的整備、耐雪住宅の建設促進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、雪崩危険箇所において雪崩防止施設および警戒避難体制の整備を図る。

## 5. 長野・上田区域都市開発区域建設計画

長野県

# 目 次

1 計画の性格 .....	1
2 計画の対象区域.....	1
3 計画の期間 .....	1
4 整備及び開発の基本構想 .....	1
5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項 .....	3
6 産業の業種、規模等に関する事項 .....	4
7 土地の利用に関する事項 .....	7
8 施設の整備に関する事項 .....	8
9 環境の保全に関する事項 .....	11
10 防災対策に関する事項.....	14

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、長野・上田区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 43 年 11 月 14 日付総理府告示第 43 号をもって告示のあった長野・上田区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く）

長野市（一部）、上田市（一部）、須坂市（一部）、中野市、更埴市、更級郡上山田町、埴科郡坂城町及び戸倉町、上高井郡小布施町、上水内郡豊野町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 か年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### 【区域の現状】

本区域は、長野県の東北部に位置し、北から中野市、須坂市、長野市、更埴市、上田市等が千曲川に沿って弓状に展開する都市地域であり、中枢管理機能を有する県都長野市を中心に、県内はもとより、中部内陸部における中核的都市地域として先導的役割を担っている。1998 年には、長野市を中心に長野オリンピック・パラリンピックが開催され、各種社会基盤の整備が進んだほか、世界に「NAGANO」が発信された。

本区域を、関越自動車道上越線、中央自動車道長野線、一般国道 18 号、19 号、北陸新幹線、信越本線、中央本線、篠ノ井線、しなの鉄道等の交通網が縦貫し、県内外の地域を結んでいる。産業では、電気機械、一般機械、食料品、輸送機械、印刷・出版などの工業の集積が著しく、近郊には生鮮農産物の供給基地として発展している農業地帯が展開し、後背地には、上信越高原国立公園をはじめとする優れた自然

資源を擁した観光地が広がっている。

### 【区域の発展と開発の方向】

中部圏基本開発整備計画では、複数の圏域軸の形成により、4つの国土軸と相互に連結し、アジア・太平洋諸国とも連携した「世界に開かれた多軸連結構造」をもつ中部圏の形成をめざしている。本区域は上越から長野市、上田市、甲府市、清水市を経て伊豆半島に至る「中部横断軸」、名古屋市及び豊橋市・浜松市から飯田市、松本市、長野市を経て上越まで至る「東海・信越連携軸」の2つの圏域軸の結合する地域であり、美しく、誰もが暮らしやすい中部圏形成の一翼を担う地域としての発展が求められている。

オリンピック・パラリンピックの開催都市にふさわしい、高度な都市機能と自然が調和したまちづくりを進め、本区域の更なる発展を図るために、今後も様々な社会基盤整備が必要であり、このための開発整備の方向は次のとおりであるが、その整備に当たっては、事業の必要性の検討を十分に行うとともに、住民と情報を共有したうえで要望や意見を反映し、透明なプロセスにより実施することが必要である。

#### (1) 様々な交流の拡大

- ・ 日本海側地域との交流を推進する北陸新幹線長野・上越間の建設、より安全・スムーズな交通を確保するため関越自動車道上越線の四車線化を推進する。また、地域高規格道路（上信自動車道、長野環状道路）の調査を推進するとともに、県内主要都市間を結ぶ道路、高速交通網へのアクセス道路、生活道路などの整備を推進し、総合的な交通ネットワークの形成を図る。
- ・ 全国でもトップクラスの普及が進んでいるCATV網や長野市フルネットセンター、須坂市総合情報センター、上田市マルチメディア情報センター等の高度な活用を進めるとともに、高度情報化に対応した情報・通信基盤の整備を図る。
- ・ 高速交通網やオリンピック・パラリンピックの会場となったエムウェーブやビッグハットなどの施設を活用して、県内外や海外との交流・連携、国際会議や国際スポーツイベントなどコンベンションの開催・支援などを推進する。
- ・ さわやかな自然、善光寺をはじめとする歴史的文化財、多くの温泉などの地域資源を生かした広域観光ネットワークの形成を図

る。

## (2) 自然と人、人と人との共生

- ・ 上信越高原国立公園や聖山高原県立公園をはじめとする豊かな自然環境との調和を図り、景観に配慮しながら、市街地再開発や都市計画街路、河川、下水道、公園緑地、住宅などの生活基盤を整備し、住みよい圏域の形成を推進する。
- ・ 少子・高齢化の進行に対応し、特別養護老人ホームや保育所をはじめとした福祉施設、医療施設などの整備を進め、長寿社会に対応した地域福祉の推進、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める。
- ・ オリンピック・パラリンピックを通じてボランティア活動が活発化し、障害者の社会参加に対する理解も深まった。こうしたことを更に広げていくために、ボランティア活動の支援や障害者や高齢者などすべての主体が活躍できる社会づくりを進める。

## (3) 地域の活力の創造

- ・ 県工業試験場に整備された創業支援センターなどを通じて新規創業や既存企業の新分野展開などを総合的に支援するとともに、上田市マルチメディア情報センターなどの施設、技術を活用した新映像産業の振興を図るなど、高度で特色ある産業の集積を図る。
- ・ 地域営農システムの推進による農業生産基盤の整備や農業経営者などの人材の養成、地域材の利用促進など、気候・風土を生かした付加価値の高い農林業の振興を図る。
- ・ 大型店舗の撤退や郊外への移転などによる中心市街地の空洞化に対応するため、商店の経営力の向上や、商店街等の商業基盤施設の整備などを通じて魅力あるまちづくりを推進するほか、多様な観光ニーズに対応し観光の振興を図る。
- ・ 世界的な知名度や地域の特性を生かした自主的・主体的な地域づくりの取り組みや、地域づくりを担う人材の育成などを推進する。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の総人口は、平成 12 年には 648 千人となり、今後 5 年間に於いて 6 千人増加し、平成 17 年には 654 千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口を見ると、平成 12 年の年少人口は 99 千人、生産年齢人口は 426 千人、老年人口は 123 千人であり、平成 17 年には年少人口 95 千人（対平成 12 年比 4.0%減）、生産年齢人口 425 千人（対平成 12 年比 0.2%減）、老年人口 134 千人（対平成 12 年比 8.9%増）になるものと見込まれる。

(3) 本区域の世帯数（一般世帯）は、人口の増加と 1 世帯当たりの平均人員の減少により増加傾向にあり、平成 12 年に 224 千世帯となっている。今後の 5 年間においては、14 千世帯増加し、平成 17 年には 238 千世帯になるものと見込まれる。

(4) IT 化の進展、経済活動のグローバル化、経営革新や技術革新の進展、高齢化の進展などにより産業構造が変化している中、労働力の需給両面においても変化が見込まれる。

このため、職業能力開発、職業指導等の雇用安定対策を進めるとともに、失業の予防、再就職の促進を図り、また、高齢者・障害者の雇用対策、中小企業における人材確保対策等を積極的に推進する。

さらに、雇用環境が厳しくなる傾向にある新規学卒者の雇用対策を積極的に進めるとともに、県外就職者の I ターン対策など人材確保を推進する。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 農林業

本区域は、千曲川に沿って南北に連なる千曲川沖積層の平たん部と周辺の肥沃な耕作地を持つ地帯であり、都市化の進行に対応しつつ、恵まれた土壌条件や交通条件を生かし、果樹、きのこをはじめ野菜、花き等の園芸作物の生産が盛んである。

今後は、生産基盤の整備により優良農用地を確保しつつ、認定農業者制度等の活用により、効率的な経営体の育成と法人化の推進を図るとともに、経営体を中心として多様な農家が役割を分担する地域営農システムの構築と、農村環境の整備を進め、調和のとれた生産性の高い産地づくりに努める。

また、基幹作物である園芸作物について、先端技術の開発と普及による生産性の向上と地域環境と調和した安全な農産物生産を

推進するとともに、多様な流通経路の開拓による高付加価値販売を進め、生鮮農産物の供給基地として、主産地化を推進する。

さらに、畜産については、先端飼養技術の導入等による高品質・低コスト生産を推進し、安定的な畜産経営の確立を図る。

林業については、国土の保全や水源のかん養、保健休養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、間伐等の保育を推進し、健全な森林の造成に努めるとともに、地域で生産される木材の利用を促進する。

この他、農林業の振興を図るため、担い手の育成確保に努めるとともに、農・林道、農業集落排水施設等の整備を効果的に進めるため、農業生産の基盤と農山村の生活環境の一体的な整備を進める。

#### ロ 工業

本区域は、電気機械、一般機械、食料品、輸送機械、印刷・出版などの工業が集積、発展している。地域別にみると、長野市を中心とした地域は、通信機器、電子計算機、電子部品などを軸とした電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、味噌、野菜缶詰等の食料品製造業、印刷・出版・同関連製品製造業などが発展している。上田市を中心とした地域は、エンジン部品、ブレーキ部品等を軸とした輸送用機械器具製造業、計測器、小型モーターを中心とした電気機械器具製造業、NC旋盤、射出成形機等の一般機械器具製造業などが発展している。

今後は国際競争力のある高度技術を備えた産業を中核として、各産業がバランスのとれた形で発展する産業集積地の形成を図る。

このため、新事業創出のための中核的支援機関である（財）長野県中小企業振興公社を中心として県内の各産業支援機関と有効なネットワークを形成しながら、新規創業や既存企業の新分野展開などを総合的に支援するとともに、工業関係試験場の機能を充実強化し、研究開発、技術開発等の支援体制の整備を図る。

また、上田市マルチメディア情報センターなどの施設・技術を活用し、マルチメディア産業の集積を図る。

#### ハ 商業

本区域は、長野と上田の2大商圈で形成されており、特に長野の顧客吸引力が強く、また、北陸新幹線佐久平駅周辺の開発に伴う新たな商業施設の集積などにより都市間、商業集積間の格差が

広がりつつある。こうした中で、特に、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展等によって既存商店街の空洞化や販路の多元化が進んでおり、中小零細規模の商店にとっては厳しい経営環境となっている。

このため、経営の近代化・合理化を進めて各商店の経営力の向上を図るとともに、地域の生活者にとってより魅力的な商店の創出、商店街等の商業基盤の整備等を支援し、その一層の振興を図る。

## ニ 観光

本区域は、周辺に志賀高原、飯綱高原等の優れた自然景観を有し、国宝善光寺、戸倉上山田等の温泉地など、豊かで優れた自然や名所、旧跡を数多く抱えている。近隣にある信州の鎌倉といわれる上田市塩田地区の文化財や、野沢、湯田中等の温泉地、志賀高原等のスキー場などの観光資源とあわせ、国民の観光レクリエーションの場として大きな役割を担っている。

今後は、高速交通網を活用した広域観光の推進や、オリンピック、パラリンピックを開催した国際的な知名度を生かし、国際会議や全国的会議、国際スポーツイベントなどの開催によるコンベンション施設の有効活用を推進する。また、観光サービス産業や地域住民のホスピタリティ意識の向上、観光案内機能の整備・充実などを進めることにより、訪問者、サービス事業者、地域が一体となった信州の観光の振興を図る。

### (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数（従業地）によってみると、平成 12 年には 382 千人となり、平成 17 年には 395 千人に増加すると見込まれる。産業別にみると、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口は、今後、横ばい程度で推移すると見込まれるのに対して、第 3 次産業の就業人口は、今後も引き続き増加すると見込まれ、平成 12 年の第 1 次産業 38 千人(9.9%)、第 2 次産業 124 千人(32.5%)、第 3 次産業 220 千人(57.6%)が平成 17 年には、第 1 次産業 38 千人(9.6%)、第 2 次産業 123 千人(31.1%)、第 3 次産業 234 千人(59.3%)になると見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

県土は、現在及び将来における県民の限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるため、その利用に当たっては、国土利用計画に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として総合的かつ計画的に行う。

また、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適正な運用により、計画的な土地利用の調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

さらに、優れた自然景観及び善光寺などの重要な文化財の保護保全に努める。

### (2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、社会・経済の発展に伴い著しく多様化し、高度化が進んでいるが、高速交通網や主要幹線道路の整備等に伴い、今後も引き続き土地利用の転換が予想される。一方、森林や農用地の持つ県土保全や水源かん養、自然環境の保全などの公益的機能の役割が一層重視されている。

住宅地については、人口及び世帯数の増加、都市化の進展等に対応して、市街地周辺において、土地区画整理事業等により良質な宅地の確保を図る。また、既成市街地においては、再開発事業等により良好な住環境の形成を図る。

工業用地については、既存企業の増設、先端技術産業等の新規立地など、地域の特性を生かした産業の誘致を進める。

公園緑地については、都市機能、生活環境の向上を図るため、必要な用地を確保する。

農用地については、生鮮農産物の供給基地としての都市近郊型農業の経営安定のために、優良農用地の確保、保全及び利用の増進を図る。

また、市街地の周辺部においては、都市化の無秩序な拡大を防止するとともに農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展のため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境や生活環境との調和を図りながら施設等の整備を進める。

### (1) 交通施設及び通信施設

人にやさしく、環境と調和した交通基盤づくりを更に推進し、県内外の地域との交流の拡大を図るとともに、情報通信基盤の整備やマルチメディアの活用による県民生活の利便性の向上を図る。

#### イ 道路

全国的道路ネットワークを構成する幹線道路の整備を引き続き推進するとともに、区域内外の都市間等を連絡する道路の整備を図る。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	関越自動車道上越線
一般国道	18号、19号、144号、406号
主要地方道	長野真田線、長野信濃線、上田丸子線、 長野上田線、大町麻績インター戸倉線
街路	高田若槻線(長野市)、松代中央線(長野市)、 丹波島村山線(長野市)、駅前線(須坂市)、 更埴線(戸倉町)

また、上記以外に地域高規格道路として上信自動車道、長野環状道路の調査を進めるとともに、幹線道路を補完し、日常生活に密着した一般県道、市町村道、交通安全施設等の整備を図る。

#### ロ 鉄軌道

北陸新幹線については、平成12年の政府・与党申し合わせに基づき、長野～富山間のフル規格による整備を推進する。

また、第三セクターで運営するしなの鉄道線をはじめとする地域鉄道網については、利用者の増加と利便性の向上を図るための整備を行う。

#### ハ 通信施設

ITを活用した様々な行政サービスを提供するために、県と市町村とが連携して行政情報ネットワークを構築する。また、CATV施設の高度化を支援し、地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、災害時においても電気通信網の機能を確保するため、伝送路の多ルート化等防災対策を推進して安全性・信頼性の高い

電気通信網の整備を図る。さらに、上田市、坂城町及び長野市においては、テレポート計画に基づき、市役所・役場や公民館等の公共機関を結ぶ地域イントラネットなどの整備を図る。

## (2) 宅地

人口の増加等に計画的に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、環境汚染の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地の開発等により、良好な住宅用地、工場用地の確保を図る。

### イ 住宅用地

本区域における住宅需要の増大に対処するため、二経塚地区（長野市）等において住宅団地の造成を進めるとともに、古牧中部地区（長野市）等における土地区画整理事業等により計画的な宅地供給を図る。

また、市街地における土地利用の高度化を図るため、上田駅お城口地区（上田市）の市街地再開発事業等を推進する。

### ロ 工業用地

地域産業の動向を的確に把握し、必要に応じて産業団地等の造成を行い、工業用地の確保を図る。

## (3) 公園緑地

緑とオープンスペースを確保することで都市の環境や防災性を向上させるとともに、スポーツやレクリエーションができるよう、南長野運動公園（長野市）、上田城跡公園（上田市）等の公園緑地の整備を推進する。

## (4) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、災害による被害を最小限にとどめるため、次のように国土保全施設の整備を図る。

### イ 河川

千曲川、犀川などの主要河川をはじめ、浅川、鳥居川等の中小河川の改修を図るとともに、総合的な治水対策を推進する。

### ロ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、信濃川水系の治山、砂防、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進す

る。

#### (5) 住宅

世帯の増加、建替え等による住宅需要の増加が見込まれるため、公的機関による住宅供給を進めるほか、公営住宅の計画的な建替えを推進する。

また、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、マイホームづくり資金融資事業等の融資制度の活用や、住宅関連情報の提供などを通じて、ゆとりある住環境の形成を促進する。

#### (6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給、処理施設の整備を図る。

##### イ 水道

生活用水を安定的に供給するため、長野市、上田市等において上水道施設の整備を図るとともに、水道の広域的整備に努める。

##### ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、千曲川流域下水道事業及び各市町における公共下水道事業の推進を図る。

##### ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴う、ごみ及びし尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設の整備を推進するとともに、長野市等において、し尿処理施設の整備を図る。

また、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の整備を図る。

#### (7) 教育・文化・試験研究等施設

##### イ 教育施設

小学校、中学校及び高等学校等における老朽校舎等の改築及び学校教育施設の整備充実を図るとともに、産業、文化、地域づくりなどを担う人材を育成し、生涯学習の拠点ともなる高等教育機関の整備充実を図る。

ロ 文化施設

優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実などを図るとともに、文化施設等の整備を図る。

ハ 試験研究等施設

地域の研究開発機能の強化と新産業の創出を図るため、工業関係試験場等の整備を推進する。

(8) その他の施設

イ 社会福祉施設

少子・高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大に対処するため、ケアハウスちくま（戸倉町）や特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、児童福祉施設、犀南福祉センター（仮称）（長野市）等の障害者福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実を図る。

ロ 介護老人保健施設

増加する要介護老人の多様なニーズに対応しつつ、心身の自立を支援し、家庭への復帰を目指すため、介護老人保健施設の整備を図る。

ハ 医療施設等

県立須坂病院（須坂市）増改築など医療施設、設備の充実と救急医療の充実を図る。

また、市町村における保健活動を効果的に展開するため、市町村保健センターの整備を推進する。

ニ 職業訓練施設

労働力の技術力向上と労働者の雇用の安定を図るとともに、地域産業の進展に寄与するため、職業能力開発校の整備充実を推進する。

ホ 農林業経営基盤

農林業の効率化や農山村地域の振興と生活環境の改善を図るため、土地基盤整備等を推進するとともに、農道や林道の整備を推進する。

9 環境の保全に関する事項

豊かな自然に恵まれ、「さわやか」「ふるさと」などのイメージで形容されることも多い長野県であるが、近年、都市部を中心に、自然環境の健全性の低下、都市・生活型公害の進行、化学物質による環境リス

クの増大、廃棄物の増加と多様化などの諸問題が課題となっている。一方で、快適な環境を求めるニーズ、貴重な水源地を擁する上流県としての役割、地球環境保全への貢献、環境教育の必要性などがますます高まっている。

長野県環境基本条例（平成8年3月制定）では、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くことをめざしている。同条例に基づき策定された長野県環境基本計画に沿い、次の6つの環境の姿の実現をめざし、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 自然と人が共に生きる郷土

- ・ 原始的な自然から、身近にある雑木林や水辺まで、多様な自然環境を地域の特性に応じて体系的に保護・保全する。
- ・ 野生動植物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保する。
- ・ 県民一人ひとりが信州の豊かな自然にふれあえるよう、自然を体験できる施設の整備などを進める。

(2) 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

- ・ 水、大気、土壌及び騒音について環境基準の達成・維持を図る。
- ・ 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の適正な管理と排出抑制を図る。
- ・ 水源地域の保全を一層進め、安全でおいしい水を確保するとともに、水源のかん養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図る。
- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）・リサイクル、適正処理を進め、天然資源の消費を抑制し、循環型社会の形成をめざす。
- ・ 省エネルギー型社会を実現する。
- ・ あらゆる産業分野における環境への配慮を促進する。

(3) うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

- ・ 自然を身近に感じ、信州らしさのある快適な生活ができるよう、下水道や公園などの基盤の整備を進める。
- ・ 都市や農山村相互が水辺で緑で結ばれ、豊かなふれあいができる、うるおいとやすらぎのある快適な生活空間を創造する。

- ・自然と調和した景観づくり、農村景観、歴史的・文化的景観などの保全・継承を図る。

(4) 自然を通じた豊かな交流が広がる郷土

- ・美しく豊かな長野県の自然を通じた都市と農山村、上流域と下流域など、人々の多様な交流を進める。

(5) 世界へ発信する環境共生県NAGANO

- ・地球環境問題に地域の視点から積極的に対応するとともに、環境に関する人材交流を進めるなどにより地球規模での環境保全に努める。
- ・環境保全に関するNAGANOの取組を国内・国外へ情報発信する。

(6) すべてのものの参加と連携による取組

- ・家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において環境学習に取り組める仕組みをつくる。
- ・環境に関して役割を分担する県民、事業者、行政がパートナーシップを築くことにより、相互に連携しながら環境の保全に取り組む。

以上のほか、基盤的施策として、環境影響評価制度の適切な運用、必要な規制措置、環境保全に関する調査研究、監視体制の充実などを推進する。

信濃川水系に位置する本区域にあつては、主に以下のような施策を推進する。

- ・「美しく豊かな自然との共存」を基本理念としたオリンピック開催地として質の高い自然環境、都市環境、景観の保全・形成を図る。
- ・「姨捨の棚田貸します制度」などにより、農山村部と都市部の豊かな交流を促進する。
- ・自然保護研究所において自然保護に関する総合的な研究を行うとともに、同研究所の学習やネットワークへの積極的な参加を促進する。
- ・千曲川流域下水道の整備を推進する。
- ・身近な里山や歴史的文化遺産、ため池、棚田など伝統的な農村風

景を生かした田園空間整備を進める。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、千曲川に沿って広がる扇状地を中心に周囲を山地に囲まれた急峻な地形であり、地すべりの多発地帯である。また、年雨量1,000mm前後の小雨地帯であるが、地形の複雑性から局地的な気象災害が発生しやすくなっている。過去において善光寺地震（1847年）、松代群発地震（1965年～）等が発生したことがある上、長野盆地西縁活断層帯と呼ばれる活断層群も存在することから、内陸直下型地震発生の危険性を内包している。

長野市、上田市等の都市部においては、人口の集中及び都市化の進展に伴い、居住地域の拡大、建物の過密・高層化、危険物施設の増加等の傾向があり、災害発生時における被害拡大の危険性を増大させている。

以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、地域住民の生命財産を災害から保護することを目的に、県及び市町村地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的に防災対策を推進する。

### (1) 震災対策

#### イ 都市防災化対策

避難路、避難地、緊急輸送道路、都市公園、河川等の都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の整備、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

#### ロ 建築物耐震化対策

公共建築物や避難施設等防災上重要な建築物の耐震性の確保に努めるとともに、住宅等の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発等により、耐震性の確保を図る。

#### ハ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

#### ニ 危険物施設安全確保対策

大規模貯油施設等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等に努める。

## (2) 風水害対策等

### イ 都市防災化対策

幹線道路等のネットワーク化を推進するとともに、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、河川においては、築堤、河床掘削等の河道の整備などの河川改修を積極的に進めるとともに、流域の保水、遊水機能を確保するための施設整備などと併せた総合的な治水対策を推進し、風水害に強い都市構造の形成に努める。

### ロ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

### ハ 土砂災害予防対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険地区等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、山地治山及び防災林造成等の整備に努める。

## 二 雪害対策

冬期間の安全で円滑な交通の確保を図るため、除雪の充実を図るとともに、雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業を推進する。

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において必要と認められる道路においては、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等の防雪施設等の整備及び路盤改良、流雪溝の整備等を推進する。



## 6. 伊那谷区域都市開発区域建設計画

長野県

# 目 次

1 計画の性格 .....	1
2 計画の対象区域.....	1
3 計画の期間 .....	1
4 整備及び開発の基本構想 .....	1
5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項 .....	3
6 産業の業種、規模等に関する事項 .....	4
7 土地の利用に関する事項 .....	6
8 施設の整備に関する事項 .....	7
9 環境の保全に関する事項 .....	11
10 防災対策に関する事項.....	13

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、伊那谷区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日付総理府告示第43号をもって告示のあった伊那谷区域都市開発区域であり、関係市村は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く)

飯田市(一部)、伊那市、駒ヶ根市(一部)、上伊那郡宮田村

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5か年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### 【区域の現状】

本区域は、伊那市、駒ヶ根市及び飯田市を中心として、天竜川上流沿岸に帯状に展開する長野県南部の中心都市地域である。

本区域を、一般国道153号、JR飯田線及び中央自動車道西宮線等の交通網が縦貫し、県内外の地域を結んでいる。

産業では、水引をはじめとする特色ある地場産業が発展しているほか、先端技術に立脚した電気機械、精密機械等の加工組立型工業が集積し地域経済を支えている。また、近郊には生鮮農産物の供給基地として発展している農業地帯が展開し、後背地には南アルプス、中央アルプスをはじめとする優れた自然資源を擁した観光地が広がっている。

### 【区域の発展と開発の方向】

中部圏基本開発整備計画では、複数の圏域軸の形成により、4つの国土軸と相互に連結し、アジア・太平洋諸国とも連携した「世界に開かれた多軸連結構造」をもつ中部圏の形成をめざしている。本区域は名古屋市及び豊橋市・浜松市から飯田市、松本市、長野市を経て上越まで

至る「東海・信越連携軸」を構成する区域として位置づけられており、美しく、誰もが暮らしやすい中部圏形成の一翼を担う地域としての発展が求められている。

豊かな自然と多彩な産業に支えられた三遠南信地域の拠点づくりを進め、本地区の更なる発展を図るために、今後も様々な社会基盤整備が必要であり、このための開発整備の方向は次のとおりであるが、その整備に当たっては、事業の必要性の検討を十分に行うとともに、住民と情報を共有したうえで要望や意見を反映し、透明なプロセスにより実施することが必要である。

#### (1) 様々な交流の拡大

- ・ 愛知県や静岡県など中部圏との交流を広げる三遠南信自動車道、木曾地域と直結することで南北方向に加え東西方向も見据えた交流の拡大が期待される伊那木曾連絡道路、関東・中部・関西を超高速で結び大都市と地方都市の連携強化に資する中央新幹線の調査を進めるとともに、県内主要都市間を結ぶ道路、高速交通網へのアクセス道路、生活道路などの整備を推進し、総合的な交通ネットワークの形成を図る。
- ・ 全国でもトップクラスの普及が進んでいる CATV 網などの高度な活用を進めるとともに、高度情報化に対応した情報・通信基盤の整備を図る。
- ・ 特色ある伝統芸能、自然、郷土食等の地域資源を生かし、地域の活力を創出する広域イベントの開催などにより、交流の拡大と情報発信を図る。

三遠南信自動車道の整備による県境を越えた交流の拡大を視野に入れながら、自然資源と地域に根づいた文化を結びつけた魅力ある観光地づくりと広域的な観光ルートの整備等により、魅力ある観光レクリエーションゾーンの形成を図る。

#### (2) 自然と人、人と人との共生

- ・ 南信州の雄大で豊かな自然環境と調和し、南アルプス、中央アルプスの山並みや都市の景観に配慮し、市街地再開発や都市計画街路、河川、下水道、公園緑地、住宅など生活基盤の整備を進め、住みよい圏域の形成を図る。

- ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることに鑑み、地震防災計画に基づく防災体制の確立を図るとともに、地震対策緊急整備事業の推進を図る。
- ・ 少子・高齢化の進行に対応し、特別養護老人ホームや保育所をはじめとした福祉施設、医療施設などの整備を進め、長寿社会に対応した地域福祉の推進、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める。
- ・ 地域住民と定住外国人との交流を促進するなど、すべての人が積極的に社会参加できる環境整備を進める。

### (3) 地域の活力の創造

- ・ 飯伊地域地場産業振興センター、飯田工業技術センター、伊那技術形成センターなどを拠点として、新規創業、既存企業の新分野展開などを総合的に支援するとともに、企業間や大学との産学官交流や技術開発、人材の育成を進め、高度先端技術産業の拠点地域の形成を図る。
- ・ 天竜川河岸段丘などの整備された農業生産基盤や地域特性を生かし、効率的な経営体等の育成や地域営農システムの推進、特色ある農業公園づくり、自然条件を生かした新しい園芸品種の探求や特用作物の普及、地域材の利用促進など、気候・風土を生かした付加価値の高い活力ある農林業の振興を図る。
- ・ 商店の経営力の向上や、商店街等の商業基盤施設の整備などを通じて魅力あるまちづくりを推進するほか、多様な観光ニーズに対応した観光の振興を図る。
- ・ 地域の特性を生かした自主的・主体的な地域づくりの取り組みや、地域づくりを担う人材の育成などを推進する。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の総人口は、平成 12 年には 206 千人となり、今後 5 年間において 1 千人増加し、平成 17 年には 207 千人になるものと見込まれる。
- (2) 年齢階層別人口を見ると、平成 12 年の年少人口は 33 千人、生産年齢人口は 129 千人、老年人口は 44 千人であり、平成 17 年には年少人口 32 千人（対平成 12 年比 3.0%減）、生産年齢人口 128 千人（対

平成 12 年比 0.8%減)、老年人口 47 千人(対平成 12 年比 6.8%増)になるものと見込まれる。

(3) 本区域の世帯数(一般世帯)は、人口の増加と 1 世帯当たりの平均人員の減少により増加傾向にあり、平成 12 年には 68 千世帯となり、今後の 5 年間ににおいては、3 千世帯増加し、平成 17 年には 71 千世帯になるものと見込まれる。

(4) IT 化の進展、経済活動のグローバル化、経営革新や技術革新の進展、高齢化の進展などにより産業構造が変化している中、労働力の需給両面においても変化が見込まれる。

このため、職業能力開発、職業指導等の雇用安定対策を進めるとともに、失業の予防、再就職の促進を図り、また、高齢者・障害者の雇用対策、中小企業における人材確保対策等を積極的に推進する。

さらに、雇用環境が厳しくなる傾向にある新規学卒者の雇用対策を積極的に進めるとともに、県外就職者の I ターン対策など人材確保を推進する。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 農林業

本区域は、天竜川に沿って段丘状に肥沃な農地が展開しており、米、野菜、果樹の生産に加え、きのこ、花き等の施設園芸及び畜産の生産が盛んである。

今後は、生産基盤の整備を推進しつつ、認定農業者制度等の活用により、効率的な経営体の育成と法人化の推進を図るとともに、経営体を中心として多様な農家が役割を分担する地域営農システムの構築と、農村環境の整備を進め、園芸作物を中心として水稻・畜産を組み合わせた生産性の高い産地づくりに努める。

また、先端技術の開発と普及による生産性の向上と地域環境と調和した安全な農産物生産を推進するとともに、多様な流通経路の開拓による高付加価値販売を進め、生鮮農産物の供給基地として、主産地化を推進する。

さらに、畜産については、畜産基地を中核とした畜産業の振興と、先端飼養技術の導入等による高品質・低コスト生産を推進し、

安定的な畜産経営の確立を図る。

林業については、国土の保全や水源のかん養、保健休養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、間伐等の保育を推進し、健全な森林の造成に努めるとともに、地域で生産される木材の生産から流通・加工に至る体制を整備する。

この他、農林業の振興を図るため、担い手の育成確保に努めるとともに、農・林道、農業集落排水施設等の整備を効果的に進めるため、農業生産の基盤と農山村の生活環境の一体的な整備を進める。

#### ロ 工業

本区域は、中央自動車道西宮線の開通を契機に電気機械、精密機械、一般機械などの工業の集積が進み、先端技術産業の立地が増加するなど急速に発展してきている。地域別にみると、飯田市を中心とする地域は、特殊小型モーター、時計、抵抗器などの電気機械器具製造業及び精密機械器具製造業、半生菓子、凍豆腐等の食料品製造業が発展している。また、伊那市及び駒ヶ根市を中心とする地域は、抵抗器、コンデンサー、顕微鏡、カメラ、マイクロモーターなどの電気機械器具製造業及び精密機械器具製造業などが発展を遂げている。

今後は国際競争力のある高度技術を備えた産業を中核として、各産業がバランスのとれた形で発展する産業集積地の形成を図る。

このため、優れた自然環境や大都市等への近接性や三遠南信自動車道による遠州、東三河地域との新たな交流を生かしつつ、質の高い産業団地を確保し、研究開発型企業の集積と中小企業の高度化を推進するなど産業基盤の充実を図る。また、製品開発や技術革新への対応を支援するための拠点整備として、飯田工業技術センター、伊那技術形成センター等の充実を図り、技術の高度化、技術開発力の向上、経営力強化を促進するための産学官技術交流事業、人材確保・育成事業等を展開する。

#### ハ 商業

本区域は、飯田市と伊那市の2大商圏で形成されており、工業等の発展や周辺地域からの顧客吸引などによって順調に進展してきたが、中小零細規模の商店が多く、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展、大型店の出店に伴う競合等への速やかな対応を求められている。

このため、経営の近代化・合理化を進めて各商店の経営力の向上を図るとともに、店舗の共同化等の商業施設の充実、商店街等の商業基盤施設の整備を支援し、その一層の振興を図る。

## ニ 観光

本区域は、3,000m級の山々を持つ南アルプス国立公園、自然林や奇岩の天竜奥三河国定公園、駒ヶ岳を中心とした中央アルプス県立公園等の豊かな自然に囲まれ、また、独自の気候風土に根ざした伝統芸能等魅力的な観光資源があり国民の観光レクリエーションの場として大きな役割を担っている。

今後は、三遠南信自動車道等による高速交通網の整備に対応した広域観光の推進、自然と地域の伝統文化が調和した観光施設の整備、地場産業の振興を推進する。また、観光サービス産業や地域住民のホスピタリティ意識の向上、観光案内機能の整備・充実などを進めることにより、訪問者、サービス事業者、地域が一体となった信州の観光の振興を図る。

### (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数（従業地）によってみると、平成12年に121千人であった就業者は、総人口の増加に伴い、今後5年間においても増加し、平成17年には122千人と見込まれる。

産業別にみると、第1次産業就業人口は、今後、横ばい程度で推移すると見込まれ、また第2次産業就業人口は、今後減少すると見込まれるのに対して、第3次産業就業人口は、今後も引き続き増加すると見込まれる。平成12年の第1次産業13千人(10.8%)、第2次産業46千人(38.0%)、第3次産業62千人(51.2%)が、平成17年には、第1次産業13千人(10.6%)、第2次産業44千人(36.1%)、第3次産業65千人(53.3%)になると見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

県土は、現在及び将来における県民の限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるため、その利用に当たっては、国土利用計画に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発

展を図ることを基本理念として総合的かつ計画的に行う。

また、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適正な運用により、計画的な土地利用の調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

さらに、優れた自然景観及び重要文化財等の保護保全に努める。

## (2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、社会経済の発展に伴い著しく多様化し、高度化が進んでいるが、今後も都市化の進展、社会経済諸活動の拡大に伴う人口の増加等により、土地需要の増加が予想される。一方、森林や農用地の持つ県土保全や水源かん養、自然環境の保全などの公益的機能の役割が一層重視されている。

住宅地については、人口及び世帯数の増加、都市化の進展等に対応して、市街地周辺において、土地区画整理事業等により良質な宅地の確保を図る。また、既成市街地においては再開発事業等により良好な住環境の形成を図る。

工業用地については、既存企業の増設、先端技術産業等の新規立地など、地域の特性を生かした産業の誘致を進める。

公園緑地については、都市機能、生活環境の向上を図るため、必要な用地を確保する。

農用地については、生鮮農産物の供給基地としての産地化を進めるために、優良農用地の確保、保全及び利用の増進を図る。また、市街地の周辺部においては、都市化の無秩序な拡大を防止するとともに、農業的土地利用と都市的土地利用の計画的な調整を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展のため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境や生活環境との調和を図りながら施設等の整備を進める。

### (1) 交通施設及び通信施設

人にやさしく、環境と調和した交通基盤づくりを更に推進し、県内外の地域との交流の拡大を図るとともに、情報通信基盤の整備やマルチメディアの活用による県民生活の利便性の向上を図る。

#### イ 道路

全国的道路ネットワークを構成する幹線道路の整備を引き続き

推進するとともに、区域内外の都市間等を連絡する道路の整備を図る。その主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	三遠南信自動車道
地域高規格道路	伊那木曾連絡道路
一般国道	151号、153号、361号
主要地方道	飯田富山佐久間線、伊那生田飯田線
街路	羽場大瀬木線（飯田市）、 下山妙琴原線（飯田市）、 環状北線（伊那市）

また、幹線道路を補完し、日常生活に密着した一般県道、市町村道、交通安全施設等の整備を図る。

#### ロ 鉄軌道

中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

#### ハ 通信施設

ITを活用した様々な行政サービスを提供するために、県と市町村とが連携して行政情報ネットワークを構築する。また、CATV施設の高度化を支援し、地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、災害時においても電気通信網の機能を確保するため、電線共同溝等の整備や伝送路の多ルート化等の防災対策を推進して安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。さらに、飯田市においては、テレポート計画に基づき、市役所・役場や公民館等の公共機関を結ぶ地域イントラネットなどの整備を図る。

### (2) 宅地

人口の増加等に計画的に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、環境汚染の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地の開発等により、良好な住宅用地、工場用地の確保を図る。

#### イ 住宅用地

本区域における住宅需要の増大に対処するため、南田市場地区（駒ヶ根市）等における土地区画整理事業等により計画的な宅地供給を図る。

また、市街地における土地利用の高度化を図るため、橋南第二

地区（飯田市）の市街地再開発事業等を推進する。

ロ 工業用地

地域産業の動向を的確に把握し、必要に応じて産業団地等の造成を行い、工業用地の確保を図る。

(3) 公園緑地

緑とオープンスペースを確保することで都市の環境や防災性を向上させるとともに、スポーツやレクリエーションができるよう、風越山麓子供のもり公園、飯田運動公園（飯田市）等の公園緑地の整備を推進する。

(4) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、災害による被害を最小限にとどめるため、次のように国土保全施設の整備を図る。

イ 河川

天竜川（川路・龍江・竜丘地区）治水対策事業をはじめ、小沢川等の河川改修及び河川環境の整備や、市街地を流下する小河川の改修を図るとともに、総合的な治水対策を推進する。

また、洪水調節及び河川環境の保全などを図るために、三峰川総合開発を推進する。

ロ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、天竜川水系の治山、砂防、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。

特に、地震対策緊急整備事業に指定されている箇所については、整備の推進に努める。

(5) 住宅

世帯の増加、建替え等による住宅需要の増加が見込まれるため、公営住宅の計画的な建替えを推進する。

また、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、マイホームづくり資金融資事業等の融資制度の活用や、住宅関連情報の提供などを通じて、ゆとりある住環境の形成を促進する。

## (6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を図る。

### イ 水道

生活用水を安定的に供給するため、水道施設の整備を図るとともに、水道の広域的整備に努める。

### ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、区域内各市町村における公共下水道事業の推進を図る。

### ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴う、ごみ及びし尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設の整備を推進するとともに、し尿処理施設の整備を図る。

また、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の整備を図る。

## (7) 教育・文化・試験研究等施設

### イ 教育施設

小学校、中学校及び高等学校等における老朽校舎等の改築及び学校教育施設の整備充実を図るとともに、産業、文化、地域づくりなどを担う人材を育成し、生涯学習の拠点ともなる高等教育機関の整備充実を図る。

さらに、地震対策緊急整備事業に係る小・中学校の危険校舎の改築については、特にその推進を図る。

### ロ 文化施設

優れた美術、音楽、演劇等の鑑賞機会の充実などを図るとともに、文化施設等の整備を図る。

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

少子・高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大に対処するため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、児童福祉施設、飯田市身体障害者デイサービスセンター（仮称）（飯田市）等の障害者福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実を図る。

ロ 介護老人保健施設

要介護老人の多様なニーズに対応しつつ、心身の自立を支援し、家庭への復帰を目指すため、介護老人保健施設の整備を図る。

ハ 医療施設

伊那中央病院（伊那市）の建設など医療施設、設備の整備・充実と救急医療の充実を図る。

ニ 職業訓練施設

労働力の技術力向上と労働者の雇用の安定を図るとともに、地域産業の進展に寄与するため、職業能力開発校の整備充実を推進する。

ホ 農林業経営基盤

農林業の効率化や農山村地域の振興と生活環境の改善を図るため、土地基盤整備等を推進するとともに、農道や林道の整備を推進する。

## 9 環境の保全に関する事項

豊かな自然に恵まれ、「さわやか」「ふるさと」などのイメージで形容されることも多い長野県であるが、近年、都市部を中心に、自然環境の健全性の低下、都市・生活型公害の進行、化学物質による環境リスクの増大、廃棄物の増加と多様化などの諸問題が課題となっている。一方で、快適な環境を求めるニーズ、貴重な水源地を擁する上流県としての役割、地球環境保全への貢献、環境教育の必要性などがますます高まっている。

長野県環境基本条例（平成8年3月制定）では、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くことをめざしている。同条例に基づき策定された長野県環境基本計画に沿い、次の6つの環境の姿の実現をめざし、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

### (1) 自然と人が共に生きる郷土

- ・ 原始的な自然から、身近にある雑木林や水辺まで、多様な自然環境を地域の特性に応じて体系的に保護・保全する。
- ・ 野生動植物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保する。
- ・ 県民一人ひとりが信州の豊かな自然にふれあえるよう、自然を体

験できる施設の整備などを進める。

(2) 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

- ・水、大気、土壌及び騒音について環境基準の達成・維持を図る。
- ・人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の適正な管理と排出抑制を図る。
- ・水源地域の保全を一層進め、安全でおいしい水を確保するとともに、水源のかん養など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図る。
- ・廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）・リサイクル、適正処理を進め、天然資源の消費を抑制し、循環型社会の形成をめざす。
- ・省エネルギー型社会を実現する。
- ・あらゆる産業分野における環境への配慮を促進する。

(3) うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

- ・自然を身近に感じ、信州らしさのある快適な生活ができるよう、下水道や公園などの基盤の整備を進める。
- ・都市や農山村相互が水辺で緑で結ばれ、豊かなふれあいができる、うるおいとやすらぎのある快適な生活空間を創造する。
- ・自然と調和した景観づくり、農村景観、歴史的・文化的景観などの保全・継承を図る。

(4) 自然を通じた豊かな交流が広がる郷土

- ・美しく豊かな長野県の自然を通じた都市と農山村、上流域と下流域など、人々の多様な交流を進める。

(5) 世界へ発信する環境共生県NAGANO

- ・地球環境問題に地域の視点から積極的に対応するとともに、環境に関する人材交流を進めるなどにより地球規模での環境保全に努める。
- ・環境保全に関するNAGANOの取組を国内・国外へ情報発信する。

(6) すべてのものの参加と連携による取組

- ・家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において環境学習に取り組める仕組みをつくる。

- ・環境に関して役割を分担する県民、事業者、行政がパートナーシップを築くことにより、相互に連携しながら環境の保全に取り組む。

以上のほか、基盤的施策として、環境影響評価制度の適切な運用、必要な規制措置、環境保全に関する調査研究、監視体制の充実などを推進する。

天竜川水系に位置する本区域にあつては、主に以下のような施策を推進する。

- ・伊那市板沢などの水源地域の森林を保全し、清浄で安全な水の確保に努める。
- ・天竜川や中小の河川において、流域の住民や企業が一体となった環境保全活動を推進する。
- ・主要河川の河岸段丘に沿って連なる緑地を連続的に保全するほか、多自然型川づくりを推進する。
- ・山岳地域における山小屋のし尿処理の適正化を促進する。
- ・特色ある農業公園構想などを推進し、ふれあい体験やグリーンツーリズムによる都市と農山村の交流を図る。
- ・飯田市が推進している天竜峡エコバレープロジェクトなどにより、環境と調和した産業と交流の拠点形成を図る。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、天竜川に沿って広がる伊那盆地を中心に、東西を南アルプスと中央アルプスに挟まれた急峻な地形であり、地すべり等の発生しやすい地帯である。また、年雨量 2,000mm 前後の多雨地帯であり、地形の複雑性から局地的な気象災害が発生しやすくなっている。その上、伊那谷断層帯と呼ばれる活断層群も存在することから、内陸直下型地震発生の危険性を内包している。

さらに、飯田市等は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、東海地震が発生した場合には、相当の被害が予想される。

また、伊那市、飯田市等の都市部では、人口の集中や都市化の進展に伴い、居住地域の拡大、建物の過密・高層化、危険物施設等の増加等の傾向があり、災害発生時における被害拡大の危険性を増大させて

いる。以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、地域住民の生命財産を災害から保護することを目的に、県及び市町村地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的に防災対策を推進する。

## (1) 震災対策

### イ 都市防災化対策

避難路、避難地、緊急輸送道路、都市公園、河川等の都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地の整備、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

### ロ 建築物耐震化対策

公共建築物や避難施設等防災上重要な建築物の耐震性の確保に努めるとともに、住宅等の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発等を推進することにより、耐震性の確保を図る。

### ハ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

### ニ 危険物施設安全確保対策

大規模貯油施設等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等に努める。

## (2) 風水害対策等

### イ 都市防災化対策

幹線道路等のネットワーク化を推進するとともに、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、河川においては、築堤、河床掘削等の河道の整備などの河川改修を積極的に進めるとともに、流域の保水、遊水機能を確保するための施設整備などと併せた総合的な治水対策を推進し、風水害に強い都市構造の形成に努める。

### ロ ライフライン施設機能確保対策

上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の風水害等に対する安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保及びライフライン共同収容施設としての電線共同溝等の整備に努める。

#### ハ 土砂災害予防対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険地区等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、山地治山及び防災林造成等の整備に努める。

#### 二 雪害対策

冬期間の安全で円滑な交通の確保を図るため、除雪、防雪対策に努めるとともに、凍雪害の防止に係る事業を推進する。



## 7. 岐阜区域都市開発区域建設計画

岐 阜 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	20
6	産業の業種、規模等に関する事項	20
7	土地の利用に関する事項	25
8	施設の整備に関する事項	30
9	環境の保全に関する事項	36
10	防災対策に関する事項	37

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、岐阜区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した岐阜区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである（ただし、保全区域を除く。）。

### (1) 岐阜地域

岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡川島町、岐南町、笠松町、柳津町、本巣郡北方町、本巣町（一部）、穂積町、巣南町、真正町、糸貫町、山県郡高富町、伊自良村（一部）

### (2) 西濃地域

大垣市、海津郡海津町、平田町、南濃町、養老郡養老町、不破郡垂井町、関ヶ原町（一部）、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町、揖斐郡揖斐川町、大野町、池田町

### (3) 中濃地域

関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、武儀郡武芸川町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、八百津町（一部）、可児郡御嵩町、兼山町

### (4) 東濃地域

多治見市、中津川市（一部）、瑞浪市（一部）、恵那市（一部）、土岐市（一部）、土岐郡笠原町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年とする。なお、計画は、今後の社会、経済情勢の変化に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### 4-1. 区域全体の整備及び開発の基本方向

#### (1) 区域全体の現状

##### ア 自然

本区域は太平洋ベルト地帯の中央に位置し、伊勢湾臨海部の背後にある独自性を有する諸都市が連携しながら発展してきた。大部分が平地又は丘陵地、台地からなり、温暖な気候、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）

の豊富な水資源等、豊かな自然や優れた文化・歴史等の地域資源に恵まれている。

## イ 人口

本区域の人口は、平成12年には1,760千人となっており、平成7年より14千人（0.8%）増加した（平成12年国勢調査（一部地域の市町村分については推計値））。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、老年人口は41千人（16.3%）増加しているが、生産年齢人口は2千人（0.2%）、年少人口も15千人（5.0%）減少している（平成7～11年岐阜県人口動態統計調査）。

また、人口の動きを社会動態で見ると、昭和63年以来転入超過であったのが、平成10年に転出超過に転じ、平成11年は2千人（0.1%）と2年連続して転出超過となった（平成10～11年岐阜県人口動態統計調査）。

## ウ 産業

本区域の面積は県全体の19.4%にすぎないが、県全体の人口の84.6%（平成12年国勢調査）、製造品出荷額等の90.0%（平成11年工業統計調査）、農業粗生産額の66.7%（平成11年生産農業所得統計）を占めており、本県の経済の中心となっている。しかし、本区域の主要産業である繊維工業や繊維製品製造業、電気機械器具製造業、陶磁器産業などの製造品出荷額等は全般的に停滞している。一方、区域内の一部には、マルチメディア、VR（仮想現実）、先端メカトロ等ハイテク産業の集積が進んでいる。

## エ 交通・情報通信基盤

本区域は、東海道新幹線、東海道本線、高山本線、中央本線をはじめとする鉄道網及び高規格幹線道路である名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や一般国道19号、21号、22号、41号の道路網などの交通条件に恵まれている。

情報通信基盤では、IT関連産業の集積地等の各「情場」間の連携交流やITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化を推進するため、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

消費者ニーズの多様化等により、鶺鴒見物客の減少など本区域の既存観光は衰退気味である。しかし、環境共生型自然公園の河川環境楽園や花フェスタ記念公園、セラミックパークMINO（通称オリベスクエア）等の新しい交流施設が整備されつつある。これらを舞台に、「2005年日本国際

博覧会」に向けて、「飛騨美濃体験博21」の推進など交流人口の増加を目指した取り組みが行われている。

本区域の観光客の動向をみると、日帰観光客数は平成10年が前年比1.3%、平成11年が7.5%増加している（平成9～11年岐阜県観光リクリエーション動態調査）。しかし、最近の景気低迷の影響もあり、宿泊客数は平成10年が前年比0.2%減、平成11年が0.6%増と低迷しており、観光消費額は平成10年が前年比13.5%、平成11年が10.5%減少している（平成9～11年岐阜県観光リクリエーション動態調査（観光消費額については延べ観光客数と1人当たり観光消費額による推計））。

また、特に本区域の中濃地域及び東濃地域の一部の地域は、日本のまん真ん中に位置するだけでなく、広域交通基盤や豊富な自然・文化・歴史等の優れた地域資源などに恵まれており、国会等移転審議会の答申においても「岐阜・愛知地域」として首都機能移転先候補地に選定されている。

## (2) 区域全体の課題

### ア 既存産業の高度化・高付加価値化と新産業の創出・育成

本区域の主要産業は停滞しており、本区域が今後も県の経済の中心として一層発展していくためには、21世紀のリーディング産業であるIT関連産業の集積やITの導入・活用及びデザイン力の向上などによる既存産業の高度化・高付加価値化が必要である。その他、先端科学技術や研究開発機関の集積を活かしたベンチャー企業等、ハイテク企業の創出・育成が必要である。

### イ 交流人口の増加と雇用の場の創出

新しい交流施設の整備やイベントの開催等により、交流人口は順調に増加しているものの、宿泊客の減少、観光消費額の減少等様々な課題がある。

また、少子高齢化時代において、若者の県外流出を抑制するためには、魅力ある雇用の場の創出が必要である。

### ウ 魅力ある交流空間の形成

住民が快適で安心して暮らしていくためには、本区域の豊富な自然・文化・歴史等の地域資源を活用し、人々が集い、語り、楽しむ魅力的な交流空間の形成や福祉・健康の拠点施設を活用した健康で安心して暮らせる地域づくりが必要である。

### エ 交通・情報通信基盤整備

本区域は、高規格幹線道路、鉄道等の交通条件に比較的恵まれているが、交流産業等を一層振興していくためには、飛騨地域はもちろん、名古屋市

を中心とする都市整備区域や三重県、滋賀県等の近畿圏、福井県、富山県等の北陸地域等、各地域との交流連携の強化が重要であり、総合交通体系の一層の整備が必要である。

また、21世紀の高度情報通信社会に対応し、ITの導入・活用などによる既存産業の高付加価値化、生活のインテリジェント化を進めるためには、世界、日本国内全地域と瞬時にネットワークができる大容量通信が可能な高速通信網の構築等、情報通信基盤の整備が必要である。

### (3) 区域全体の整備及び開発の基本方向

#### ア 産業振興

##### (7) スイートバレー構想の推進

岐阜県では情報通信・マルチメディア分野の研究開発型企業の集積を目指すソフトピアジャパン・プロジェクトや、VR関連産業等の集積をめざすテクノプラザ・プロジェクト等による「スイートバレー構想」を推進している。

本構想は、本区域の大部分を占める県南部の濃尾平野を流れる木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）を中心とした地域に、現在集積しているソフトピアジャパン、テクノプラザなどの研究開発拠点、ハイテク産業、教育施設や商業複合施設などの資源を結集して、IT関連企業、コンテンツビジネスの一大集積地を形成し、情報社会において世界に誇る情報価値生産の場としての「情場」づくりをめざすものである。

構想実現のため、ソフトピアジャパンやテクノプラザ等へのIT関連研究機関、産業の一層の集積を図るほか、国際情報科学芸術アカデミーや情報科学芸術大学院大学、全国マルチメディア専門研修センター、アネックス・テクノ2の活用等によるIT関連の人材育成を推進する。また、CAD/CAM（Computer Aided Design & Manufacturing：コンピュータ支援設計・制作）及び建設CAL S/E C（Commerce At Light Speed / Electronic Commerce：「光速での商取引」として文書、設計データ、帳票類の書式などにも標準規格を定めて業務の効率化を図ること）などのITの導入・活用により、既存産業の生産性や経営効率を向上させ、高度化・高付加価値化を推進する。

##### (4) 先端技術産業及び研究機関の集積と新産業の創出・育成

経済のグローバル化やITの進展によって、企業ニーズは大きく変化しており、これからの産業集積のためには、周辺地域の研究開発拠点や教育施設、ハイテク産業等の連携を可能とする基盤が整備され、さらに

は、自然環境面においても恵まれた付加価値のある産業団地が求められている。

そのため、東濃研究学園都市等において、極限環境科学（超高温、超高压、超伝導、無重量等）をテーマとした世界的水準の先端的研究機関の集積を図り、産学官・異業種・異分野の共同研究、地元企業への先端科学技術の移転等を推進する。また、関テクノハイランド、美濃テクノパーク、瑞浪テクノパーク（仮称）等の整備により、各地域の資源や特徴を活かした先端技術産業の集積を図り、既存産業の高度化・高付加価値化を推進する。

本区域は日本の中央に位置し、太平洋と日本海を結ぶ日本横断軸、関東圏と関西圏を結ぶ日本縦断軸が交差するクロスポイントであり、新高速三道（東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、東海環状自動車道）や第二東名・名神高速道路の開通、中部国際空港の開港等、広域的高速ネットワークの中心となるポテンシャルを持っている。この地の利を活かし、中濃広域物流拠点（仮称）など新たな物流拠点の整備により物流産業の立地促進を図る。

さらに、バイオ、新素材をはじめとする先端技術を活用したハイテク企業や研究開発型企業の創出・育成を図るとともに、ベンチャー企業の創出・育成に適した環境づくりをめざす「エンタープライズ岐阜」体制による総合的支援を推進する。

#### **(ウ) デザイン産業の振興**

デザインは、繊維製品、陶磁器等の地場産業をはじめ、あらゆる産業分野において、付加価値を高めるための重要な要素であり、消費者の感性やライフスタイルの多様化に対応し、既存産業のデザイン力を高めていくことが必要である。

そのため、海外のデザイン先進地のデザイナー、アーティスト、企業等と県内企業とのビジネス提携や協働、国内外の工房との協働によるブランド開発等の促進を目的とした「ワールドデザインシティ・G I F U（アクティブG）」の工房の活用や、デザイン関係で働く人々の再教育の場としての「ワールドデザインアカデミー」の設立等により、デザイン産業の振興を図る。

#### **(エ) 交流産業の振興**

2005年の中部国際空港の開港、「2005年日本国際博覧会」の開催は、本区域の交流産業の飛躍的な発展、交流人口の増加や魅力ある雇用の場を創出するための絶好の機会である。そのため、「2005年日本国際博覧

会」のテーマに合わせ、豊かな自然環境を活かした「岐阜県まるごと環境パビリオン」構想を推進するほか、産業・文化・歴史等の地域資源を活用し、国内外からたくさんの方が本県を訪れるような魅力あふれる交流施設の整備やイベント等の開催により、交流産業の一層の振興を図る。

## イ 生活空間づくり

### (7) 魅力ある交流空間と都市機能の形成

「情場」づくりのためには、IT関連産業の振興のみならず頭脳労働者が憩い、快適に生活することができる魅力あふれる交流空間の形成が必要であるため、豊富な自然・文化・歴史等の地域資源を活用した世界淡水魚園、平成記念公園、花フェスタ記念公園、百年公園、セラミックパークMINO（通称オリベスクエア）等の整備や世界イベント村ぎふの運営充実、イベント・コンベンションの誘致等を推進する。

また、県立岐阜病院の再整備や県立看護大学、健康科学センター等の活用により、健康で安心して暮らせる地域づくりを推進する。

さらに、東海環状自動車道の整備や中央新幹線の調査等の高速交通網の整備の進展による大都市圏との連携の優位性や、首都機能移転先候補地に選定された優位性を活かし、人々が健康で安心して働き、暮らせる21世紀型新都市構想の検討を進める。

## ウ 交通・情報通信基盤

### (7) 総合交通体系の整備

岐阜県では、鉄道、新高速三道（東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、東海環状自動車道）、ヘリポート等の整備により、「全国どこでも半日交通圏構想」、県内の各中心都市と概ね1時間で県中央部の東海環状自動車道の美濃・関ジャンクション付近を結ぶ「県土一時間交通圏構想」、最寄りのインターチェンジと市町村役場を概ね30分で結ぶ「高速インターチェンジアクセス30分交通圏構想」、地域の中心都市と周辺市町村役場を概ね30分で結ぶ「地域中心都市30分交通圏構想」等の各構想の実現をめざしている。

本区域においても「情場」づくりのためのIT関連産業の集積地間におけるネットワークの強化や、東西に広がる本区域の一体感の形成等のため、これらの構想の実現を図る。そのため、東海環状自動車道をはじめとする高規格幹線道路、濃飛横断自動車道や岐阜南部横断ハイウェイ等の地域高規格道路及び一般国道等の道路交通網の整備を推進する。

また、中部圏における国際航空ネットワークの拠点となる中部国際空港の整備に対応し、東海北陸自動車道、東海環状自動車道をはじめとする広域的で利便性の高い道路、鉄道によるアクセスの整備を推進する。

さらに、区域の鉄道網については、区域内外の連携を強化し、主要都市間の高速度輸送手段としての機能等を充実させ、沿線都市の発展を図る。そのため、地形・地質等の調査が進められている中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ、検討を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発の状況や大深度地下利用に関する技術開発等の状況を踏まえ、検討を進める。また、鉄道機能の強化を図るため、新幹線と在来線との直通運転を可能とする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の導入などについて検討を進める。

#### (イ) 情報通信基盤の整備

I T関連産業の集積地等の各「情場」間の連携交流やI T導入・活用などによる既存産業の高度化・高付加価値化を進めるため、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用等の検討を進める。また、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

### 4-2. 各地域の整備及び開発の基本方向

各地域の整備及び開発の基本構想は、次のとおりである。

#### 4-2-1. 岐阜地域

##### (1) 岐阜地域の現状

###### ア 自然

木曾川、長良川、揖斐川の美しい三大河川を有し、広大な平野、水資源に恵まれた地域である。

###### イ 人口

本区域の人口は、平成12年には781千人となっており、平成7年より3千人（0.4%）増加した（平成12年国勢調査（一部地域の市町村分については推計値））。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、老年人口は18千人（17.5%）増加しているが、生産年齢人口は4千人（0.7%）、年少人

口も4千人(5.0%)減少している(平成7～11年岐阜県人口動態統計調査)。

また、本地域には県全体の37.2%(平成12年国勢調査(一部地域の市町村分については推計値))の人口が集中しているが、市町村別に人口の動きを平成7年と平成11年で比較すると、本地域の中心的都市である岐阜市で減少(1.1%減)する一方、周辺の川島町、柳津町、巣南町、真正町では、7%以上増加しており、人口のドーナツ化現象がみられる(平成7～11年岐阜県人口動態統計調査)。

## ウ 産業

本地域の産業別就業者(従業地)人口構成比は、第1次産業が3.1%、第2次産業が35.0%、第3次産業が61.9%となっており、第3次産業の構成比が県全体(53.9%)に比べて高い(平成7年国勢調査)。また、本地域は商業施設が集積しており、近年は郊外型大規模商業施設の進出が見られる一方、中心市街地は停滞している。

また、本地域の製造品出荷額等を、平成6年と平成11年で比較すると、13.6%減少している(平成6～11年工業統計調査)。業種別にみると、繊維工業が39.5%、繊維製品製造業が33.5%減少しており、本地域の中心的地場産業であるアパレル関連産業の減少が著しい。このため、地元企業においては、製品の付加価値を高めるためファッションセミナーの開催などデザイン等の人材育成やオリジナルデザインの製品開発などに取り組んでいる。

## エ 交通・情報通信基盤

本地域は、道路網、鉄道網が発達しており、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジ、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ、東海道新幹線岐阜羽島駅を有するなど、関東圏と関西圏を結ぶ交通の要衝となっている。反面、都市周辺部を中心に交通渋滞が多発している。

情報通信基盤では、道路空間、河川を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

本地域は、長良川の鶺鴒飼い、真桑文楽など全国的に知られる伝統文化が受け継がれているとともに、長良川・金華山、河川環境楽園など都市の中の自然を利用した公園や世界イベント村ぎふなどのスポーツ・文化の拠点が整備されている。また、岐阜大学、岐阜薬科大学、生産情報技術研究所など学術・研究の拠点が集積しており、産学官の連携が進められている。このほか県立看護大学や健康科学センターなど、都市部を中心に福祉・健

康分野の機能が集積している。

## (2) 岐阜地域の課題

### ア 既存産業の高度化・高付加価値化と新産業の創出・育成

激化する国際競争、地域間競争に打ち勝つためには、デザイン力の向上による付加価値の高い地場製品の開発・販売、集積している研究開発ポテンシャルを活かしたIT等の新産業の創出・育成が必要である。

### イ 県都にふさわしい都市機能の充実

県都岐阜市を中心とした県全体の中核的、主導的な役割を担う地域としての求心力を回復するためには、地域の特性を活かした魅力ある都市機能の充実が必要である。

### ウ 総合的な福祉の推進

住民が健康で安心して暮らせる地域づくりのためには、福祉・健康分野の機能集積を活かした住民のための総合的な福祉の推進が必要である。

### エ 交通・情報通信基盤整備

地域内の円滑な交通ネットワークを確保し、広域的なネットワークを形成するためには、交通・情報通信基盤の整備が必要である。

## (3) 岐阜地域の基本方向

### ア 産業振興

#### (ア) デザイン文化の形成と情報発信

ワールドデザインシティ・GIFU（アクティブG）の工房やワールドデザイン・アカデミーの活用、ワールドデザインフォーラム構想の推進等によりデザイン力を高める人材育成や研究開発を進め、ファッション産業等の地場製品の高付加価値化を図る。また、岐阜駅高架下のレップマート等の活用などにより、販売力の強化や内外への情報発信を推進する。

#### (イ) 拠点を活かした新産業の創出・育成

産学官の共同研究の推進、テクノプラザのアネックス・テクノ2の活用や「エンタープライズ岐阜」体制による総合的支援などにより、IT等の新産業の創出、ベンチャー企業の育成を推進する。

### イ 生活空間づくり

#### (ア) 魅力ある都市の形成

ワールドデザインシティ・GIFU（アクティブG）の機能の充実や岐阜駅周辺の開発整備等による中心市街地の活性化、世界イベント村ぎ

ふの運営充実、世界淡水魚園の整備などにより、県都圏にふさわしい都市機能の充実を推進する。

#### (イ) 福祉・健康の拠点を生かしたまちづくり

県立岐阜病院の再整備や県立看護大学、健康科学センターなどの拠点の活用等により、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

### ウ 交通・情報通信基盤整備

#### (イ) 県都創造圏の交通・情報通信基盤づくり

東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイ等の道路交通網の整備を推進する。また、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用等の検討を進める。さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

## 4-2-2. 西濃地域

### (1) 西濃地域の現状

#### ア 自然

本地域は自然公園、森林などの多様な自然資源が分布しており、平野部は、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川が合流する全国有数の水郷地帯を形成し、県下でも主要な穀倉地帯となっている。

#### イ 人口

本区域の人口は、平成12年には377千人となっており、平成7年より1千人(0.3%)増加した(平成12年国勢調査(一部地域の市町分については推計値))。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、老年人口は8千人(14.8%)増加しているが、生産年齢人口は0.2千人(0.1%)、年少人口も4千人(5.9%)減少している。特に年少人口では池田町(2.2%増)を除いて、全ての市町村において減少している(平成7～11年岐阜県人口動態統計調査)。

#### ウ 産業

本地域の産業別就業者(従業地)人口構成比は、第1次産業が5.3%、第2次産業が47.3%、第3次産業が47.4%となっており、第2次産業の構成比が、県全体(41.4%)に比べて高く、製造業中心の産業構造となっている(平成7年国勢調査)。一方、情報通信分野において、大垣市にソフト

ピアジャパンセンターやソフトピアジャパン・ドリーム・コア（国際インキュベーションセンター&全国マルチメディア専門研修センター）、大垣市情報工房、国際情報科学芸術アカデミーが整備されているほか、情報科学芸術大学院大学やワークショップ24（仮称）などの整備も進んでおり、「スイートバレー構想」の中核拠点が形成されつつある。今後はIT関連産業の集積が進み、第3次産業の就業者数の増加が見込まれる。

また、本地域の製造品出荷額等を、平成6年と平成11年で比較すると、1.0%減少している。業種別にみると、電気機械器具製造業では、県内で最も伸び率が高い大垣市（109.9%増）を中心に35.9%増加している一方、窯業土石製品製造業では、県全体（21.0%減）に比べて、29.3%と大幅に減少しており、繊維工業でも19.1%、繊維製品製造業でも40.7%減少している（平成6～11年工業統計調査）。

本県の穀倉地帯である本地域の農業粗生産額は県全体の20.6%（平成11年生産農業所得統計）を占めているが、平成6年から平成11年までの伸び率は27.1%減と、県平均（18.5%減）を大きく下回り、岐阜区域内の他の地域と比べても著しく減少している（平成6～11年生産農業所得統計）。

## エ 交通・情報通信基盤

東西に名神高速道路、一般国道21号、東海道新幹線、東海道本線が横断し、南北には一般国道258号、417号、近鉄養老線が縦断して基幹交通網を形成している。

情報通信基盤では、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

豊かな自然条件を活かして、長良川国際トライアスロンや木曾三川レガッタ、スカイスポーツなど特色あるスポーツ活動が盛んである。また、関ヶ原古戦場をはじめ、歴史・文化等の地域資源が豊富である。

## (2) 西濃地域の課題

### ア 情報先進圏域の形成

激化する国際競争、地域間競争に対応し、地域の経済活力を生み出すためには、IT関連産業の育成・集積、ITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化が必要である。また、日常生活の利便性を向上させ、多様で個性的な魅力あるライフスタイルを創出するため、住民生活、産業、行政の情報化が必要である。

## イ 創造性を育む環境づくりと交流産業の振興

I T 関連産業を中心とした頭脳労働型社会において、情報価値の生産を促進するためには、「健脳（脳を健やかにする）産業」等の新産業の創出・育成等による創造性を育む環境づくりが必要である。

また、交流人口の増加のためには、自然・歴史・文化等の地域資源を活用した交流産業の振興や魅力ある中心市街地の活性化が必要である。

## ウ 健康で安心して暮らせる地域づくり

生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、多様な地域資源の活用や特色あるスポーツ活動の振興が必要である。

## エ 交通・情報通信基盤整備

「スイートバレー構想」の一層の推進のためには、I T 関連産業集積地間の連携、地域内外の交流の活性化が重要であり、集積地間や地域内外を結ぶ交通・情報通信基盤の整備が必要である。

### (3) 西濃地域の基本方向

#### ア 産業振興

##### (7) 情報社会版新産業都市の形成

「スイートバレー構想」の中核的地域として、I T 関連産業の育成・集積を図るとともに、I T の導入・活用などによる既存産業の高度化・高付加価値化を推進する。また、情報格差のない地域づくりを進め、住民が利便性の高い生活を享受できる「情報文化創造圏」の形成を推進する。

##### (4) 創造性誘発環境の整備と交流産業の振興

健脳食品の研究開発・ブランド化など頭脳労働型社会を支える「健脳（脳を健やかにする）産業」等の新産業の創出・育成などにより、創造性誘発環境の整備を推進する。また、豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を活用した交流産業の振興やTMO（タウンマネジメント機関）における事業展開等により、中心市街地の活性化を推進する。

#### イ 生活空間づくり

##### (7) バリアフリー社会、ベターライフ社会の実現

少子高齢化の進展に対応したバリアフリー社会、ベターライフ社会を実現するため、遠隔医療システム、遠隔教育システム、I C カードシステム、デジタルアーカイブ構想など、住民生活等の情報化を推進するとともに、ソフトピアジャパンセンターの福祉メディアステーション等の積極的な活用を推進する。

#### (イ) 生涯健康の里づくり

水や緑（森林）を活かした交流空間の形成やスポーツ・健康をテーマとした生涯健康の拠点施設の整備など、豊かな自然との共生、スポーツ文化の振興等を通じた「生涯健康の里づくり」を推進する。

### ウ 交通・情報通信基盤整備

#### (7) 情報社会版新産業都市の基盤づくり

地域内外の交流を図るため、東海環状自動車道、中部国際空港へのアクセス道路、岐阜南部横断ハイウェイ等の道路交通網の整備を推進する。また、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用等の検討を進める。さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

### 4-2-3. 中濃地域

#### (1) 中濃地域の現状

##### ア 自然

県のほぼ中央に位置するこの地域は、木曾川とその支流である飛驒川、長良川とその支流である津保川、板取川、武儀川の流域に属し、川の流れに沿って自然豊かな丘陵地や濃尾平野が広がり、清流と豊かな緑に恵まれた自然環境を有している。

##### イ 人口

本区域の人口は、平成12年には305千人となっており、平成7年より9千人（3.2%）増加した（平成12年国勢調査（一部地域の市町分については推計値））。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、生産年齢人口は5千人（2.3%）、老年人口は7千人（15.1%）増加しているが、年少人口は3千人（6.4%）減少している（平成7～11年岐阜県人口動態統計調査）。

市町別に人口の動きを平成7年と平成11年で比較すると、関市、美濃加茂市、可児市において人口増加が見られ、本地域の増加率は、本区域の地域の中で最も高い伸びを示している。しかし、本区域内の他の地域と同様に少子高齢化の傾向にあり、平成7年と平成11年を比較した年少人口の減少率が10%を越える市町も多く、本地域全体の減少率6.4%は、本区域の地

域の中で最も高い減少率となっている（平成7～11年岐阜県人口動態統計調査）。

## ウ 産業

本地域の産業別就業者（従業地）人口構成比は、第1次産業が4.2%、第2次産業が50.6%、第3次産業が45.2%となっており、県全体（41.4%）に比べて第2次産業の構成比が高く、逆に第3次産業の構成比は県全体（53.9%）に比べて低い、製造業中心の産業構造となっている（平成7年国勢調査）。

また、本地域の製造品出荷額等を、平成6年と平成11年で比較すると、関市や美濃市、美濃加茂市における企業立地の進展などにより、11.3%増と本区域で唯一増加している。業種別に見ると、電気機械器具製造業では美濃加茂市（73.7%増）や美濃市（98.9%増）等を中心に51.3%増加しており、繊維工業でも関市（1,681.0%増）の大幅な増加により163.4%増加している（平成6～11年工業統計調査）。

さらに、本地域は関の刃物や美濃和紙といった伝統的地場産業や、奥美濃古地鶏や長良杉といった農林水産業による特産品が豊富であるほか、関工業団地や可児工業団地等の整備により、先端メカトロなどの先端科学技術産業も集積している。

## エ 交通・情報通信基盤

本地域は古くから長良川流域と木曾川流域に分断されてきたが、道路や鉄道など交通網の整備が進み、地域内のアクセスが向上している。さらには東海北陸自動車道やインターチェンジアクセス道路の整備が進捗するとともに、今後、東海北陸自動車道と東海環状自動車道が、この地域で接続するなど、県内はもとより、名古屋圏や関西圏とのアクセスも向上することとなる。

情報通信基盤では、道路空間、河川を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

本地域は花フェスタ記念公園などの個性ある多様な公園が多く分布しており、人と人、人と自然が優れた環境の下でふれあい、精神的な豊かさを得ることができる文化的土壌に恵まれている。さらに、ささゆりクリーンパークの整備や中濃地域広域行政事務組合の新焼却溶融炉等の整備など、ごみの減量化や廃棄物の再利用など環境問題に対する先駆的な取り組みも実施されている。

また、本地域の一部地域は、国会等移転審議会の答申において「岐阜・

愛知地域」として首都機能移転先候補地の一つに選定されている。

## (2) 中濃地域の課題

### ア 物流産業の育成と交流産業の振興

日本まん真ん中の交流結節点としての地の利を活かした、物流産業の育成や交流産業の振興を図ることが必要である。

また、先端メカトロなどの先端科学技術の集積を活かした新産業の育成や雇用の場の創出、激化する地域間競争に打ち勝ち、経済活力を生み出すため、ITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化が必要である。

### イ 魅力ある交流空間の形成

交流人口の増加を図るため、また住民が快適に暮らせる地域づくりのためには、本地域の特色である美しい自然、豊かな文化、個性ある多様な公園等を活かした、人々が集い、憩うことのできる魅力あふれる交流空間を形成することが必要である。

### ウ 環境先進圏の形成

住民が快適で安心して暮らせる地域づくりのためには、廃棄物の再利用などの先駆的取り組みを活かし、環境に配慮したモデル地域を形成することが必要である。

### エ 交通・情報通信基盤整備

地域の一体性及び交通結節点としての地の利をさらに高めるためには、交通・情報通信基盤の整備が必要である。

## (3) 中濃地域の基本方向

### ア 産業振興

#### (7) 日本中央ハイテク産業・物流基地構想の推進

地域内外の交流拡大により地域を活性化するため、関テクノハイランド（公共用ヘリポート付き工業団地）や中濃広域物流拠点（仮称）等の整備によりハイテク産業や地の利を活かした物流産業の育成を推進する。

#### (4) 交流産業の振興

日本まん真ん中の地の利や本地域の有する伝統産業、特産品を活かしたテーマ別産業観光ルートの確立や交流の舞台となる花フェスタ記念公園、平成記念公園等の整備など広域的な連携のもと交流産業の振興を図る。

#### (5) 先端科学技術を活かした新産業の創出と既存産業の活性化

先端メカトロ産業の立地を活かし、関テクノハイランド（公共用ヘリポート付き工業団地）等により、ハイテク産業の一層の集積を推進する。また、（財）岐阜県国際バイオ研究所や岐阜県生物産業技術研究所などの機能強化により、バイオテクノロジー等の研究開発を推進し、新産業の創出を図るとともに、ITの導入・活用等により、既存産業の高度化・高付加価値化を図る。

## イ 生活空間づくり

### (7) 魅力あふれる交流空間の形成

公園文化を活かした魅力あふれるアメニティ空間の形成を推進する。また、駅周辺の景観整備、ふるさとの川整備による親水公園の整備など魅力ある中心市街地の形成を推進する。

### (イ) 環境に配慮したモデル圏の形成

ささゆりクリーンパークの活用によるリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の推進、環境産業育成研究会による環境産業の発掘・育成、県立森林文化アカデミーにおける人材育成、水辺のビオトープ化による良好な自然環境の創出などを通じて環境に配慮したモデル圏の形成を推進する。

## ウ 交通・情報通信基盤整備

### (7) まん真ん中の活動基盤づくり

地域の一体性をさらに高めるため地域内交通網の整備を推進するとともに、地域外との交流連携を一層強化するため、東海環状自動車道、東海北陸自動車道、濃飛横断自動車道、岐阜南部横断ハイウェイ等の道路交通網の整備を推進する。

なお、高規格道路の結節点を活用した地域振興を促進するため、ETCの活用なども含めた追加インターチェンジの設置について検討を進める。

また、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、可児市における先進的情報通信システムモデル都市としての公共施設と一般家庭をCATV-LANによって結ぶ地域マルチメディアネットワークの活用を推進する。さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

#### 4-2-4. 東濃地域

##### (1) 東濃地域の現状

###### ア 自然

本地域は、なだらかな丘陵地帯の中を木曾川、土岐川等が東西に貫流する山紫水明の地である。また、古くから人々の暮らしと関わり合いの深かった里山も多い。

###### イ 人口

本区域の人口は、平成12年には297千人となっており、平成7年より1千人(0.2%)増加した(平成12年国勢調査(一部地域の市町分については推計値))。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、老年人口は8千人(16.4%)増加しているが、生産年齢人口は3千人(1.2%)、年少人口も3千人(6.0%)減少している(平成7～11年岐阜県人口動態統計調査)。

市町別に人口の動きを平成7年と平成11年で比較すると、多治見市(2.8%増)を除いて、全ての市町が減少もしくは1%未満の増加にとどまっている。また、生産年齢人口を平成7年と平成11年で比較すると多治見市(2.3%増)を除いて、全ての市町において減少している(平成7～11年岐阜県人口動態統計調査)。

###### ウ 産業

本地域の産業別就業者(従業地)人口構成比は、第1次産業が2.5%、第2次産業が44.5%、第3次産業が53.0%となっている(平成7年国勢調査)。

また、本地域の製造品出荷額等を、平成6年と平成11年で比較すると、12.4%減となっている。業種別にみると、窯業土石製品製造業は、国際競争力の低下や地域間競争の激化、消費者ニーズの変化等により、多治見市(34.0%減)をはじめとして、地域全体で24.1%減となっており、企業数や従業員数も減少している。さらに、電気機械器具製造業は東部に大手電機メーカー等の進出がみられるものの、瑞浪市(34.4%減)等の減少により、地域全体で15.1%減となっている(平成6～11年工業統計調査)。

近年では、中津川中核工業団地や恵那テクノパーク等に先端企業が進出するなど、多様な産業構造となっている。

###### エ 交通・情報通信基盤

中央本線や中央自動車道、一般国道19号、363号が東西に、248号、256号、257号が南北に整備されており、名古屋圏や東京圏への交通の便は優れている。

る反面、県内各地域との交通の便は劣っている。

情報通信基盤では、道路空間、河川を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

本地域は、中山道など数多くの歴史街道が交差し、古くから東西交通の要衝として発展し、「志野」や「織部」に代表される「陶磁器」や、地歌舞伎や絵画をはじめとした中山道などの「道」に関わる文化・歴史等の地域資源が豊富である。

また、本地域の一部地域は、国会等移転審議会の答申において「岐阜・愛知地域」として首都機能移転先候補地の一つに選定されている。

## (2) 東濃地域の課題

### ア 先端科学技術の集積と活用

地場産業である陶磁器産業等が低迷していることから、極限環境科学等先端科学技術の集積による地元企業への先端科学技術の移転や、ITの導入・活用等の推進により、激化する国際競争、地域間競争に打ち勝つための付加価値の高い地場製品づくりや、21世紀をリードする新産業の創出が必要である。

### イ 交流産業の育成

交流人口の増加を図るためには、豊富な文化・歴史等の地域資源や地場産業を活用した産業観光等による交流産業の育成が必要である。

### ウ 魅力あるアメニティ空間の形成

交流人口の増加を図るため、また、住民が快適に暮らせる地域づくりのためには、里山文化や陶磁器文化など、個性ある地域文化を生かすとともに、都市的なにぎわいをはじめとする多様な都市機能の充実や、自然と共生したゆとりと潤いのあるアメニティ空間の形成が必要である。

### エ 交通・情報通信基盤整備

地域内外との交流を支えるため、また、特に本地域では、「2005年日本国際博覧会」を契機とした交流人口の増加が期待されているため、交通・情報通信基盤の整備が必要である。

## (3) 東濃地域の基本方向

### ア 産業振興

#### (7) 東濃研究学園都市構想の推進

極限環境科学（超高温、超高压、超伝導、無重量等）を中心とした先

先端科学技術に関する研究開発機能の集積を推進し、先端科学技術産業の誘致等を図る。また、既に立地している核融合科学研究所、超高温材料研究センター、日本無重量総合研究所等の集積を活かした地元企業への先端科学技術の移転の推進や、ITの導入・活用により、新素材産業をはじめとした21世紀をリードする新産業の創出や、既存産業の高度化・高付加価値化を図る。

#### (4) 交流産業のモデル地区整備

セラミックパークMINO（通称オリベスクエア）を中心とした陶磁器文化や東美濃ふれあいセンターを中心とした道の文化などに関する情報発信拠点の形成を図るとともに、オリベストリート構想による新商業空間の形成、さらには織部の里等産業観光拠点施設の整備により、伝統文化や地場産業などを活かした新たな交流産業の振興を図る。

### イ 生活空間づくり

#### (7) 快適で魅力的な生活空間の創出

恵まれた自然環境を保全しつつ、陶磁器や道の文化を生かした個性的で国際性豊かな地域づくりを推進するため、農村景観の保全や中山道等の街道整備、さらには、商店街マネジメント推進事業等による中心市街地の活性化等により、魅力あふれる生活環境の充実を図る。

また、特に東海環状自動車道の整備や中央新幹線の調査等高速交通網の整備の進展による大都市圏との連携の優位性や、首都機能移転先候補地に選定されたという優位性を活かし、人々が健康で安心して働き、暮らせる21世紀型新都市構想の検討を進める。

### ウ 交通・情報通信基盤整備

#### (7) 「東の玄関口」としての交通基盤等の整備

中部国際空港や「2005年日本国際博覧会」関連アクセス道路、濃飛横断自動車道、東海環状自動車道等交通網の整備を推進するとともに、中央新幹線の整備の検討を進める。

また、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用等の検討を進める。さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

### (1) 総人口

本区域の総人口は、平成12年には1,760千人となっている。平成7年と平成12年度を比較すると、本区域の人口の伸びは0.8%と県全体（0.4%増）を上回っている（平成7年及び12年国勢調査（平成12年の一部地域の市町分については推計値））。

今後も、美濃加茂市、可児市、関市等の中核都市周辺部における人口増加等により、平成17年は1,761千人と、平成12年に対し1千人の増加が見込まれる。

### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は270千人に、生産年齢人口は1,198千人といずれも減少し、老年人口は292千人と増加している（平成12年国勢調査により推計）。

平成17年には、年少人口は257千人に、生産年齢人口も1,159千人に減少すると見込まれる。一方、老年人口については、平成17年には346千人と急激に増加すると見込まれる。

### (3) 世帯数

本区域の世帯数（普通世帯）は、平成12年は568千世帯であり（平成12年国勢調査により推計）、平成17年には575千世帯に増加すると見込まれる。

### (4) 雇用

労働力の需要面においては、国際化や情報化の進展等による産業構造の変化、供給面においては高齢化の一層の進展、新規学卒者の減少、労働者の意識変化など、様々な変化が予想されるため、労働力の量的、質的变化に対応した雇用安定対策を推進するとともに、高齢者や障害者などの雇用促進対策等についても積極的に推進する必要がある。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

本区域は、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、一般国道19号、21号、41号等の道路網並びに東海道新幹線、東海道本線、中央本線、高山本線及び名古屋鉄道、近畿日本鉄道等の鉄道網によって名古屋、東京、大阪及び北陸と結ばれており、今後は、東海北陸自動車道の全線開通や東海環

状自動車道の整備の進展等高速交通網の整備により、産業の一層の発展が期待される。

## ア 農業

本区域の農業は岐阜地域、中濃地域及び西濃地域に展開される平地農業と東濃地域の中山間農業に大別される。

### (7) 現状

本区域の農家数及び農地は減少傾向にあり、都市的地域における農地は宅地化の傾向が強く、住宅地との混在化も見られる。また、中山間地域においては耕作放棄地が増加している。

### (イ) 課題

農業の振興を図るためには、安全・安心・健康な農産物の安定的な提供や消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産が必要である。また、生産性の向上や経営規模の拡大、認定農業者等企業マインド経営体の育成、農業経営の法人化、多様な担い手の育成確保など、農業経営の安定化や優良農地の確保、保全と利用増進、耕作放棄の防止対策等が必要である。

### (ウ) 基本方向

畜産農家と耕種農家との連携による環境保全型農業の推進や有機農産物の認証、ぎふクリーン農業の推進等により、健康農業の里づくりを進め、安全・安心・健康な農産物の安定的供給や消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産を推進する。

また、美濃東部区域における農用地総合整備事業による農業生産・流通施設の近代化、岐阜地域南部の新濃尾地区における国営総合農地防災事業による農業水利施設の災害防止と機能回復等を推進するとともに、ほ場の大区画化・水田の汎用化、かんがい排水施設の整備、農業集落排水施設等、農業生産基盤や農村の生活関連施設等の整備を一体的に進め、経営規模の拡大と農業経営の安定化を推進することにより、日本一農業・岐阜づくりをめざす。

## イ 林業

### (7) 現状

本区域では、森林所有面積が小規模な林家が多い。さらに、林業関係者の高齢化や木材価格の低迷など、本区域の林業を取り巻く環境は厳しい。

### (イ) 課題

林業経営の健全化のためには、県産材の需要拡大や特用林産物の生産

振興などが必要である。また、林業の担い手の育成・確保、女性や高齢者の能力の活用等を推進する必要がある。

#### (ウ) 基本方向

産直住宅やみどりの健康住宅（セパレートハウス）構想の推進による県産材の需要拡大や森林文化アカデミーにおける林業の担い手の育成、林業のハイテク化等により、林業王国・岐阜づくりを推進する。また、森のきのこ工場構想の推進や菌床シイタケ生産施設の整備など特用林産物の生産販売の振興を図る。

さらに、山地災害の防止、環境保全及び水資源かん養などの森林の公益的機能に配慮し、森林の保全及び管理に努めるとともに、レクリエーション空間としても整備を進める。

また、魅力ある林業の構築や生産・生活環境の整備により、女性や高齢者の能力活用を図る。

### ウ 工業

#### (7) 現状

本区域は、平成11年の製造品出荷額等が県全体の90.0%を占め、本県経済の中心となっている。本区域の製造品出荷額等において高い割合を占める電気機械器具、輸送用機械器具、一般機械器具等機械関係の業種の製造品出荷額等は増加傾向にあるが、従来からの主要な産業である繊維工業や繊維製品、窯業土石製品などの製造品出荷額等は減少傾向にある。

地域別の主な業種としては、岐阜地域は、輸送用機械器具、繊維工業、衣服・その他の繊維製品、西濃地域は、電気機器器具、プラスチック製品、窯業土石製品、中濃地域は、電気機械器具、輸送用機械器具、一般機械器具、東濃地域は、窯業土石製品、電気機器器具、パルプ・紙・紙加工品となっている。

#### (イ) 課題

本区域が今後も県の経済の中心として一層発展していくためには、ITの導入・活用、デザイン力の向上及び先端的な研究開発機関による地元企業への技術移転などにより、既存産業の高度化・高付加価値化、地場産業の活性化が必要である。

#### (ウ) 基本方向

小規模事業所が多い、繊維工業、衣服・その他の繊維製品、金属製品等を中心とした地場産業の振興や製品の高付加価値化のため、繊維、金属・刃物等の各種産業に関する集積活性化計画の作成やものづくり協議

会に対する支援等を推進していく。

また、ソフトピアジャパン・プロジェクト等の「スイートバレー構想」の推進によるIT関連産業の集積、国際情報科学芸術アカデミー、情報科学芸術大学院大学、全国マルチメディア専門研修センター等によるIT関連の人材育成の推進、IT導入・活用による生産性や経営効率の向上等、既存産業の高度化・高付加価値化を図る。

一方、デザインは、繊維製品、陶磁器等の地場産業をはじめ、あらゆる産業分野において、付加価値を高めるための重要な要素であるため、「ワールドデザインシティ・GIFU（アクティブG）」の工場の活用、「ワールドデザインアカデミー」の設立等デザイン産業の振興策を推進し、デザイン力の向上による地場産業の高度化・高付加価値化を図る。

さらに、関テクノハイランド、美濃テクノパーク、瑞浪テクノパーク（仮称）、空き工場や工場跡地等への先端技術産業の集積や東濃研究学園都市等の整備による世界的水準の先端的研究機関の集積等を進め、産学官・異業種・異分野の共同研究や先端科学技術の地元企業への技術移転等により、既存産業の高度化・高付加価値化を図る。

## エ 商業

### (7) 現状

モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化、公共施設、住宅等の郊外化に伴い郊外型の大型店・新業態店が増加している一方、中心市街地の商店街の核店舗の撤退、空き店舗の増加等商店街の空洞化が進んでいる。また、郊外型大型店等の周辺は、交通渋滞や騒音、廃棄物の増加により、生活環境の悪化が進んでいる。

本区域の卸売業は、生産活動と密接に結びつきながら、岐阜地域のアパレルや東濃地域の美濃焼等の産地卸を中心に発展している。特に、岐阜地域のアパレル産地卸は全国でも有数の繊維卸問屋街を形成しているが、近年問屋街の店舗の減少が著しい。

### (1) 課題

中心市街地の商店街の活性化を進めるためには、消費者の文化的・社会的ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを推進する必要がある。

また、本区域の商業地の中心である岐阜地域の繊維卸問屋街は、市街地整備の立ち遅れ、消費者ニーズの多様化に伴う多品種少量短サイクル化への対応などの課題が山積している。

今後、地域の将来像を見据えた適正な大型店の立地を誘導するとともに、大型店の出店に伴う各種生活環境の悪化に留意する必要がある。

## (ウ) 基本方向

岐阜駅周辺において、都市再生総合整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業を促進し、人が集まる都市機能の強化を図る。

また、地場産業へのITの導入・活用や、岐阜駅高架下のレップマートの活用等により、消費者ニーズの把握と販売力の強化、内外への情報発信を推進する。

中心市街地については、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」、「改正都市計画法」のいわゆる「まちづくり三法」を一体的・効果的に運用するとともに、地域の特性を活かした商品の開発、個性ある店舗づくりなど魅力ある商店街・商業集積の形成を推進する。

## (2) 産業の規模

本区域の産業の規模を就業者数（従業地）で見ると、平成12年には854千人であり、平成17年には851千人と見込まれる。

平成12年の産業別就業者数（従業地）は、第1次産業26千人（構成比3.1%）、第2次産業350千人（構成比41.0%）、第3次産業478千人（構成比55.9%）となっている。

今後、平成17年までの産業別就業者数（従業地）は、第1次産業では、農業後継者の減少等により、引き続き減少傾向が継続すると考えられるため、平成12年から平成17年までの間に、3千人（10.5%減）の減少が見込まれ、第1次産業就業者は23千人（構成比2.8%）と見込まれる。第2次産業では、先端技術産業の集積等が予想されるが、製造業の海外進出に伴う空洞化、ITや高度な設備の導入による経営合理化等により、平成12年から平成17年までの間に、5千人（1.51%減）の減少が見込まれ、第2次産業就業者は345千人（構成比40.5%）と見込まれる。第3次産業では、交流産業の振興やIT関連産業の集積等により、平成12年から平成17年までの間に、5千人（1.1%増）の増加が見込まれ、第3次産業就業者は483千人（構成比56.7%）と見込まれる（昭和55年～平成7年国勢調査により推計）。

## 7 土地の利用に関する事項

### 7-1. 区域全体の土地利用の基本方向

#### ア 現状

本区域は、県の人口の84.6%（平成12年国勢調査）が岐阜地域を中心に集中し、都市的土地利用がされており、本県の行政・経済等の中心的地域である。また、東海道本線や中央本線等の主要鉄道、一般国道21号、19号等の幹線道路などに沿って県下14市のうち13市が帯状に位置し、発展してきた区域である。

住宅地については、岐阜市や大垣市等の都市部では人口のドーナツ化現象が進行し、周辺地域ではスプロール化現象が進行している。また、中濃地域の美濃加茂市、可児市や東濃地域の多治見市、土岐市などでは名古屋市等への通勤圏として宅地化が進んでいる。

工業用地については、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジや名神高速道路、東海道新幹線などの周辺において、輸送用機械器具、電気機器器具などの業種による工業的土地利用が進んでいる。また、刃物などの金属製品製造業が盛んな関市や美濃市、陶磁器などの窯業土石製品製造業が盛んな多治見市、土岐市等では工業用地と住宅地等との混在が見られる。

農用地については、岐阜地域や西濃地域の南部に優良農地が広がっており、重要な農業地域となっている。また、岐阜地域の西部及び北部、中濃地域の市街地周辺などでは農地と住宅地等との混在が見られる。

本区域の一部地域は、国会等移転審議会の答申において「岐阜・愛知地域」として首都機能移転先候補地に選定されている。

#### イ 課題

都市部のドーナツ化現象やその周辺地域のスプロール化現象の進行に対応した良好な都市生活環境の形成を推進するためには、既存市街地の再整備や様々な都市計画制度の適用などによる適切な土地利用の促進や農地と住宅地、農地と工業用地の混在の解消が必要である。

また、地場産業の振興や21世紀をリードする新産業の創出を図るとともに、工業用地と住宅地等との混在の解消や居住環境等に配慮した工業地区の形成を促進する必要がある。

市街地周辺地域では、優良農地の確保、保全、活用を図るため、都市的土地利用との調整が必要であり、優良農地が広がる農業地域では、農用地の効率的利用を図るため、農業生産基盤の整備の推進が必要である。

なお、首都機能移転先候補地であることに配慮した土地利用を進める必

要がある。

## ウ 基本方向

良好な都市生活環境の形成を図るため、市街地の再整備や低未利用地の有効活用等土地の高度利用を推進するとともに、市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の都市計画制度の適用により、都市的土地利用と農業的土地利用との調和のとれた土地利用を推進する。

また、地場産業の活性化を図るとともに、住宅地と工業用地が混在している地域については、調和のとれた土地利用を誘導していく。また、特に岐阜地域のVR関連等の研究開発機能、西濃地域のIT関連産業、中濃地域の物流産業やハイテク産業、東濃地域の先端科学技術に関する研究開発機能等地域の特色を活かした産業の立地のための土地利用を推進する。

優良農地を確保、保全、活用するため、市街地周辺部の都市化が進展している地域では、都市的土地利用と農業的土地利用との調和のとれた土地利用を推進する。また、優良農地の広がる重要な農業地域では、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備を進め、水田農業等の一層の振興を図る。

特に、首都機能移転先候補地に選定されている地域については、国土利用計画法に基づく監視区域に指定しており、地価の高騰や投機的取引等を未然に防止できるよう監視していく。今後も、移転先の決定に向けた国会での検討状況を踏まえつつ、十分に配慮した適正な土地利用を図る。

以上、今後の本区域の土地利用については、国土利用計画及び岐阜県土地利用基本計画に基づき、土地利用等に関する諸制度の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用を図る。

## 7-2. 各地域の土地利用の基本方向

各地域の土地利用の基本方向は、次のとおりである。

### 7-2-1. 岐阜地域

#### ア 現状

本地域は県都岐阜市を中心に、県の人口の37.2%（平成12年国勢調査）が集中しており、本県の行政・経済等の中心的地域であるが、岐阜市を中心に人口のドーナツ化現象が進行しており、その周辺地域ではスプロール化現象が進行している。

東部地域では、市街地が形成されており、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ周辺には、工業用地等の都市的土地利用が進んでいる。西部地域では、居住地区が拡大しつつあるが、肥沃な農地が多い。南部地

域では、羽島市等に優良農地が広がっており、重要な農業地域となっている。北部地域では、居住地区が拡大しつつあり、都市的土地利用が進んでいるが、肥沃な農地も多い。

## イ 課題

岐阜市を中心としたドーナツ化現象やその周辺地域のスプロール化現象の進行に対応するためには、既成市街地の再整備や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の都市計画制度の適用などにより、適切な土地利用を推進する必要がある。

西部及び北部地域の市街地周辺地域では、優良農地の確保、保全、活用を図るため、都市的土地利用との調整が必要である。また、南部地域では農用地の効率的利用を図るため、農業生産基盤の整備の推進が必要である。

## ウ 基本方向

市街地中心部の求心力を回復するため、岐阜駅周辺の再開発や岐阜市中心部の低未利用地の有効活用など土地の高度利用を図る。また、岐阜大学医学部移転後の跡地についても中心市街地にふさわしい有効活用を図る。

良好な都市生活環境の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の都市計画制度を適用することにより、岐阜市周辺地域において進行しているスプロール化に対応するとともに、駅東土地区画整理事業（羽島市）等の基盤整備を計画的に推進し、道路、公園緑地等の公共施設用地の確保を図る。

工業用地の計画的な整備を図るため、V R 関連等研究開発型企业等の立地のための土地利用を推進する。

優良農地を確保、保全、活用するため、市街地周辺部の都市化が進展している西部及び北部地域では、都市的土地利用と農業的土地利用との調和のとれた土地利用を推進する。また、南部地域では水田農業等を一層振興するため、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備を進め、農用地の利用増進を図る

## 7-2-2. 西濃地域

### ア 現状

東部地域では、居住地区が拡大しつつあり、都市的土地利用が進んでいるが、肥沃な農地も多く、名神高速道路や東海道新幹線周辺の工場適地では農地と工業用地が混在している。西部地域では、緑の自然環境を活かしたレクリエーション用地としての利用が進んでいる。南部地域では、揖斐川及び長良川の下流域に肥沃な農地が広がり、本県最大の穀倉地帯として

水田農業が盛んである。また、丘陵地では果樹園としての土地利用が進んでいる。さらに「水の文化」を活かしたレクリエーション用地としても利用されている。北部地域では、揖斐川町、池田町、大野町の平坦地が優良農地であるが、岐阜市、大垣市等の通勤圏として、住宅地としての都市的土地利用も進んでいる。

## イ 課題

名古屋市、岐阜市、大垣市等への通勤圏として、良好な都市生活環境の形成を推進するためには、農地と住宅地の混在を解消することが必要である。

また、中心市街地に残された貴重な一団の土地である工場跡地について、跡地利用計画の策定整備を進める必要がある。

本地域は県の基幹農業地域であり、重要な農業地域である南部地域では、農用地の利用増進を図るため、農業生産基盤の整備の推進が必要である。また、東部及び北部地域では優良農地の確保、保全、活用を図るため、都市的土地利用との調整が必要である。

## ウ 基本方向

良好な都市生活環境の形成を図るため、都市化の進展に対応した住宅地区の形成を推進するとともに、都市的土地利用と農業的土地利用の調和のとれた土地利用を推進する。

また、良好な居住環境や農地の保全を図りつつ、土地特性、まちづくりの展望をふまえた工場跡地の利活用を推進するとともに、「スイートバレー構想」の拠点地域として、IT関連産業等の立地のための土地利用を推進する。

優良農地を確保、保全、活用するため、東部地域における農地と工業用地の混在の解消や、北部地域の優良農地における宅地化の進展との調整を図る。また、南部地域では水田農業等を一層振興するため、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備を進め、農用地の利用増進を図る。

### 7-2-3. 中濃地域

#### ア 現状

東部及び南部地域では、美濃加茂市、可児市において、名古屋市等の通勤圏として大規模な住宅団地が丘陵地を中心に形成されており、都市的土地利用が進んでいる。西部及び北部地域では、関市、美濃市の市街地において、住宅地、工業用地等の都市的土地利用が進んでいる。

市街地周辺地域では、工業団地、住宅団地、花フェスタ記念公園などの

公園緑地、ゴルフ場等のレクリエーション用地等の都市的土地利用がなされているほか、農業的土地利用もみられる。

また、本地域の一部は、国会等移転審議会の答申において「岐阜・愛知地域」として首都機能移転先候補地に選定されている。

## イ 課題

人口増加による市街地の拡大に対応するためには、良好な居住環境の形成を図る必要がある。

特に、本地域の特徴である東海北陸自動車道、東海環状自動車道及びその関連道路網の整備による交通条件の優位性を活かすためには、自然環境と調和した工業団地等の整備や物流産業の立地が必要である。

市街地周辺地域では、優良農地の確保、保全、活用を図るため、都市的土地利用との調整が必要である。

なお、首都機能移転先候補地であることに配慮した土地利用を進める必要がある。

## ウ 基本方向

良好な居住環境の形成を図るため、都市化の進展に対応した住宅地区の形成を推進するとともに、都市的土地利用と農業的土地利用の調和のとれた土地利用を推進する。

また、日本まん真ん中の交流結節点としての地の利を活かすため、中濃広域物流拠点（物流戦略基地）（仮称）等の整備により、物流産業や先端メカトロなどの先端科学技術を活かしたハイテク産業等の立地のための土地利用を推進する。特に、東海環状自動車道インターチェンジ周辺及び主要な国道沿いでは、自然環境と調和した工業団地等の整備を推進する。

優良農地を確保、保全、活用するため、市街地周辺地域における農地と工業用地の混在の解消や、北部地域の優良農地における宅地化の進展との調整を図る。

首都機能移転先候補地に選定されている地域は、国土利用計画法に基づく監視区域に指定しており、地価の高騰や投機的取引等を未然に防止できるよう監視していく。今後も、移転先の決定に向けた国会での検討状況を踏まえつつ、十分に配慮した適正な土地利用を図る。

### 7-2-4. 東濃地域

#### ア 現状

東部地域では、中津川市や恵那市において市街地が形成されており、一般国道19号と中央本線の沿線は、住宅地、工業用地等の都市的土地利用が

なされている。西部地域でも、多治見市や土岐市、瑞浪市等において市街地が形成され、特に土岐・多治見盆地の平坦地では、地場産業である陶磁器産業を中心として工業的土地利用が進んでいる。

市街地周辺の緩やかな丘陵地では、名古屋市等の通勤圏としての住宅団地や、工業団地等の大規模開発が進んでいるほか、ゴルフ場等のレクリエーション用地としての利用など、様々な土地利用がなされている。また、本地域の一部は、国会等移転審議会の答申において「岐阜・愛知地域」として首都機能移転先候補地に選定されている。

## イ 課題

大規模開発による市街地の形成に対応し、良好な居住環境の形成を図るためには、優れた自然環境の保全に十分配慮し、自然との共生をめざした地域づくりをめざす必要がある。

また、地場産業の振興や21世紀をリードする新産業の創出のためには、居住環境にも配慮した工業地区の形成を進める必要がある。

なお、首都機能移転先候補地であることに配慮した土地利用を進める必要がある。

## ウ 基本方向

良好な居住環境の形成を図るため、市街地については瑞浪中央土地区画整理事業（瑞浪市）等の基盤整備を計画的に推進し、道路、公園緑地等の公共施設用地の確保を図る。

また、自然との共生を目指した地域づくりのため、市街地周辺部においては、無秩序な宅地化を防止し、周辺の自然と調和のとれた住宅地の確保を図る。地場産業の活性化を図るため、地場産業振興地区を設けるとともに、住宅地と工業用地が混在している地域については、住宅地と工業用地の調和のとれた土地利用を推進する。また、極限環境科学を中心とした先端科学技術に関する研究開発機能を誘導し、研究開発型企业等の立地を促すため、東濃研究学園都市の整備を推進する。

なお、首都機能移転先候補地に選定されている地域は、国土利用計画法に基づく監視区域に指定しており、地価の高騰や投機的取引等を未然に防止できるよう監視していく。今後も、移転先の決定に向けた国会での検討状況を踏まえつつ、十分に配慮した適正な土地利用を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて施設の整備を進めるものとするが、その計画の大綱は次のとおりである。

## (1) 交通施設及び情報通信施設

東西に広がる本区域の一体感の形成や「情場」間の連携交流等を図るため、広域的で利便性の高い道路や鉄道、ヘリポートなどによるアクセスの整備を推進する。また、ITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化を図るため、情報通信基盤の整備を推進する。

### ア 道路

全国的ネットワークの一環として幹線道路の整備を推進する。また、区域内外を結ぶ道路の整備を推進するとともに、区域内各都市を連絡する道路の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	東海北陸自動車道、東海環状自動車道
地域高規格道路	岐阜南部横断ハイウェイ、濃飛横断自動車道
一般国道	19号、21号、41号、156号、157号、248号、 256号、258号、303号、363号、417号、418号
主要地方道	豊田多治見線、多治見犬山線、北方多度線、羽島 養老線、岐阜関ヶ原線、岐阜環状線、多治見白川 線、岐阜巣南大野線、岐阜美濃線、大垣養老公園 線
一般県道	羽島稲沢線、岐阜羽島線、曾井中島美江寺大垣線 北方真正大野線、大垣江南線、飯田島里線、 上白金真砂線、富加美濃線、山之上古井線、 土岐南インター線、下石笠原市之倉線、肥田下石 線
街路	岐阜環状線、大垣一宮線、昼飯大島線、中濃大橋 御嵩線

また、踏切事故防止、道路交通の円滑化及び南北市街地の均衡ある発展を図るため、名古屋鉄道名古屋本線連続立体交差事業を推進する。

### イ 鉄軌道

区域内外の連携を強化し、主要都市間的高速輸送手段としての機能等を充実させ、沿線都市の発展を図るために、地形・地質等の調査が進められている中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ、検討を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発の状況、大深度地下利用に関する技術開発等の状況を踏まえ、検討を進める。

また、高山本線及び太多線の複線電化、東海道本線の新駅設置、東濃地域と岐阜地域との連携強化に資する東海環状鉄道構想等の実現に向けて検討を進める。

#### ウ 空港等

区域内外の連携を強化し、救急医療、災害救助、防災等に活用するため、ヘリコプター運航の中核となる公共用ヘリポートの整備について検討を進める。

#### エ 情報通信施設

高度情報基地ぎふの戦略拠点である、ソフトピアジャパン・プロジェクトやテクノプラザ・プロジェクトの推進により、IT関連産業の集積を図るとともに、国際情報科学芸術アカデミーや情報科学芸術大学院大学等の活用により情報化時代を担う人材育成を推進する。

また、IT関連産業の集積地等の各「情場」間の連携交流やIT導入などによる既存産業の高度化・高付加価値化を進めるため、道路空間、河川、下水道網を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用、移動体通信などの無線技術や衛星通信技術の活用などの検討を進める。

さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする東海環状自動車道等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

### (2) 公園緑地

恵まれた自然環境を保全しながら、潤いのある生活環境や都市住民の健康増進や防災面を考慮した緑の都市空間を形成するため、花づくりと花かざりが一体となった県民総参加による「花の都ぎふ」運動を進め、平成記念公園（美濃加茂市）、花フェスタ記念公園（可児市）、中津川公園（中津川市）、世界淡水魚園の整備をはじめ、国営木曾三川公園等の都市公園の整備を推進する。

### (3) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定と地域経済の発展に資するため、国土保全施設の整備を推進する。

#### ア 河川

災害から流域住民の生命財産を守り、流域の開発や都市化の進展に伴う洪水流出の増大に対応するため、木曾川、長良川、揖斐川、土岐川等の改

修を環境面に配慮しながら推進するとともに、内水排除機能の拡充に努める。さらに、新丸山ダム、小里川ダム、横山ダム再開発、内ヶ谷ダム、中野方ダム等の建設を推進する。

都市部においては、都市内に潤いのある水辺の形成を図るため、水門川等において河川環境の整備を推進するとともに、河川敷のスポーツ施設やレクリエーション広場としての活用を図る。また、可児川、新荒田川等では、河川環境の向上やまちづくりとの一体性に配慮した治水対策を推進する。なお、事業の実施に際しては、自然環境に配慮した「自然共生型（多自然型）川づくり」を推進する。

また、長良川下流部においては、長良川河口堰の運用開始と、長良川下流部の大規模しゅんせつの完了に伴い支川の改修事業を推進する。また、生活水準の向上、工業の発展等による水需要の増加等に対応するため、洪水調節の機能を合わせもつ、徳山ダム等多目的ダムの建設を推進する。

#### イ 治山、砂防等

土砂災害の防止、水源のかん養機能の向上、自然環境の保全等を図るため、木曾川水系、庄内川水系等の治山、砂防及び地すべり対策事業を推進する。また、地域住民の生命の保護を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

#### (4) 住宅等

普通世帯数の増加に伴う新規住宅需要や低質な住宅の建替え需要が見込まれており、低廉な家賃による良質な住宅を供給するため、公的機関による住宅供給を推進するとともに、民間資金の合理的な活用による住宅建設を促進する。住宅建設にあたっては、世帯の規模及び構成に対応して適正な住宅の供給を図りつつ、潤いのある居住環境の確保に努める。

#### (5) 水道施設及び下水処理施設等

生活水準の向上や産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

##### ア 水道

生活水準の向上等に伴う水需要の増大に対処するため、老朽化している既設施設の改良を推進するとともに、水道の普及が遅れている地域については新設を推進する。本区域の平成17年度における給水人口1,831千人を目途に、瑞浪市、南濃町等における水道施設の整備を推進する。

## イ 工業用水

地盤沈下防止のための地下水から表流水への転換等、水需要の増大に対応した水源確保を進める。また、水使用の合理化、回収水の活用など水需要の調整を図る。さらに、可茂地域においては、交通条件の向上等に伴う企業立地の増加による工業用水の需要増加に対応するため、可茂工業用水事業を推進する。

## ウ 下水道

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、平成17年度の下水处理区域人口667千人を目途に、木曾川右岸流域下水道の整備を推進するほか、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市等の公共下水道及び都市下水路等の整備を推進する。

また、生活排水による公共用水域の汚染を防止するため、地域の実情に応じた合併処理浄化槽の整備を推進する。

## エ 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、ダイオキシン類削減及びリサイクルの促進等を図るため、中濃地域広域行政事務組合における新焼却溶融炉施設をはじめ、中津川・恵北環境施設組合等におけるごみ処理施設、南濃衛生施設利用事務組合等における汚泥再生処理センター、各務原市等におけるリサイクルプラザ、瑞浪市等における最終処分場の整備及び岐阜市南部・羽島地域等におけるごみ処理の広域化等を推進する。

産業廃棄物については、公共関与による処理を進めるため、処理施設（リサイクル工場）を核として健康、福祉施設等を複合的・有機的に整備する地球環境村建設の検討を進める。

## (6) 教育、文化、スポーツ、研究施設

### ア 教育施設

教育環境を改善し、就学前の幼児教育及び学校教育の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校について、教育施設の整備拡充を図る。

また、高等教育の充実や専門的人材の育成等を図るため、岐阜大学医学部の移転に伴う施設整備を推進するとともに、国際情報科学芸術アカデミーや情報科学芸術大学院大学、県立看護大学等の活用を図る。

### イ 文化・スポーツ施設

地域住民の心身の健康と精神的豊かさを実現するため、市町村の図書館・公民館等の社会教育施設や国際規格のスケート場等のスポーツ施設の整

備充実を推進する。また、県民の文化的欲求の多様化・高度化に対応するため、岐阜県図書館や岐阜県美術館、岐阜県博物館、世界イベント村ぎふ等について、整備の拡充や活用を推進する。

#### ウ 研究施設

産学官・異業種・異分野の共同研究や、地元企業への先端科学技術の移転等による21世紀をリードする新産業の創出や、既存産業の高度化・高付加価値化を図るため、東濃研究学園都市における世界的水準の先端的研究機関の集積等を推進するとともに、科学技術振興センターにおいて県の試験研究機関の研究・指導体制の整備充実を図る。

### (7) 流通業務施設

本区域や岐阜県、中部圏の道路交通の円滑化を図るとともに、「にぎわいの拠点（人・モノ・情報の交流）」の形成をめざし、都市間の貨物輸送の拠点として物流施設が集積立地する中濃広域物流拠点（物流戦略基地）（仮称）の整備を道路と計画的・一体的に推進する。

### (8) その他の施設

#### ア 社会福祉施設

穏やかで安心して暮らすことができる社会づくりのため、老年人口の増加等に対応した特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等の老人福祉施設の整備を推進する。

また、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設等の整備を推進する。

#### イ 保健・医療施設

地域の健康水準の向上を図るため、老人保健施設、精神科デイケア施設等の整備を推進する。また、医療施設の適正配置と医療サービス水準の向上を図るため、地域基幹的病院を中心として病院、診療所等の施設整備を推進するとともに、救急医療体制の整備を推進する。

#### ウ 職業訓練施設

技術革新、産業構造の変化、新規学卒者の状況等社会の変化に対応した効率的かつ魅力ある職業訓練を実施するため、高等技能専門校再編整備事業を推進する。

#### エ 農道

農産物の効率化や農産物の効率的輸送を図るため、西南濃広域営農団地における農道網の基幹となる広域営農団地農道のほか、ふるさと農道等の

整備を推進する。

#### オ 林道

山村地域の活性化と林業生産性の向上を図るため、飛越山地大規模林業圏開発林道関ヶ原・八幡線のほか、ふるさと林道、広域基幹林道等の整備を推進する。

#### カ 中央卸売市場

新鮮食料品等の安定的な供給を図るため、岐阜市中央卸売市場の改善を図る。

### 9 環境の保全に関する事項

本区域の環境については、一般的に良好な状況を維持しているが、都市部における大気汚染、都市内河川の水質汚濁、近隣騒音など都市・生活型公害が顕在化している。

これらの公害の防止はもとより、環境基本法、岐阜県環境基本条例、岐阜県環境影響評価条例、岐阜県環境基本計画等に基づいた環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生できる循環を基調とした環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築する必要がある。

そのためには、環境保全関連法令に基づく規制や指導の徹底、各種の生活環境施設の整備、環境保全意識の普及啓発など、環境保全対策を積極的に進め、環境に配慮した土地利用、産業構造、交通体系等に関する諸施策を計画的に推進し、総合的な環境保全を図る。

さらに、やすらぎと潤いのある快適な環境の形成を図るため、自然環境、景観、歴史的・文化的遺産の保全及び創出に努める。なお、岐阜・大垣地域公害防止計画策定地域については、同計画に基づき公害防止対策を一層推進する。

#### ア 大気汚染

大気汚染については、発生源に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、大気常時測定局の拡充を図り、監視測定体制の強化に努める。

#### イ 水質汚濁

水質汚濁については、総量規制基準の遵守及び指導の徹底を図る。また、流域下水道及び公共下水道の整備並びに生活排水対策、地下水汚染防止対策、河川浄化事業を推進する。

#### ウ 騒音・振動

騒音・振動については、発生源に対する規制や指導の徹底を図る。また、近隣騒音については、静穏な生活環境の保全に対する普及啓発を図り、住民の意識高揚に努める。新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音については、

関係機関と協議の上、発生源対策を推進する。

#### エ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

#### オ 地盤沈下の防止及び地下水の保全

地盤沈下の防止及び地下水の保全については、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく対策を推進する。

#### カ 自動車交通対策

自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路周辺の土地利用の適正化に努める。また、バイパス等の整備、環境施設帯の設置、遮音壁の設置等の対策を推進する。

#### キ 環境汚染の監視と技術開発

環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備・拡充するとともに、公害防止のための技術開発を図る。

#### ク 森林の保全・整備

公害防止だけでなく、自然環境の保全や健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、保健休養機能を有する森林の保全・整備を図る。

#### ケ 資源循環型社会の構築

事業者、住民に対する指導、支援により廃棄物の発生抑制を徹底するとともに、発生した廃棄物については減量化・リサイクルを進め、あらゆる廃棄物が資源として利用される体制を構築する。さらに、事業者等に対し、ISO14001の認証取得の普及に努める。また、監視活動の強化により不適正処理の防止に努める。

#### コ 新エネルギーの利用の推進

太陽光発電やクリーンエネルギー自動車など新エネルギーの有効活用を推進する。

### 10 防災対策に関する事項

本区域の平野部は木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）が流れ込み、有史以来「水」との戦いを続けてきた。山間部は地形が急峻で地質も弱いため、土石流危険溪流や急傾斜地崩壊危険箇所などが数多くあり、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高い地域である。

また、明治24年10月28日に本区域隣接の根尾村を震源として発生した濃尾地震は、活断層による直下型地震であり、県内に多大な被害をもたらした。阪神・淡路大震災で活断層が注目を浴びているが、本区域の東部から南東部地域に

は、阿寺断層や赤河断層が縦走し、屏風山断層や恵那山断層が横走している。また、西部から南西部地域には、根尾谷断層や養老断層、関ヶ原断層などが縦走している。さらに、東部の中津川市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域として指定されている。これらを踏まえ、岐阜県地域防災計画に基づき防災対策を推進する。

#### (1) 震災対策に関する事項

- ア 自主防災組織の活動拠点、防災資機材倉庫等及び資機材の整備拡充
- イ 公共建築物の耐震補強、木造住宅等一般建築物の耐震化及び都市公園、緑樹帯、耐震性貯水槽等の整備促進による都市の防災化
- ウ 緊急輸送道路としての幹線道路等の多重化、ネットワーク化の推進
- エ 避難路・避難所・備蓄倉庫等の整備
- オ 水道・下水道施設等の耐震化の推進及び避難所等における井戸掘削、自家発電装置等の整備促進
- カ 災害医療情報システム、基幹災害医療センター、緊急救助物資の整備

#### (2) 風水害対策に関する事項

風水害対策として情報の収集・伝達システムの強化、防災施設等の整備を進めるとともに、事前に被害発生危険個所の点検及び災害の未然防止のために必要な措置を講じて安全な県土づくりを推進する。また、幹線道路等の多重化、ネットワーク化等を進め、出水時における安全な緊急輸送の確保に努める。

#### (3) 雪害対策等に関する事項

雪害対策としての情報の収集・伝達システムを整備し、雪崩防止対策としては事前に被害発生危険箇所の点検を実施して必要な措置を講じる。

#### (4) 災害時の相互支援に関する事項

災害時における自治体間及び業界団体等との災害時応援協定の締結を進め、災害時における広域的な支援体制の整備を推進する。

## 8. 高山区域都市開発区域建設計画

岐 阜 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	8
9	環境の保全に関する事項	12
10	防災対策に関する事項	13

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、高山区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した高山区域都市開発区域であり、関係市は次のとおりである。

高山市

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年とする。なお、この計画は、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### (1) 区域全体の現状

#### ア 自然

本区域は県北部の飛騨地域の中央部に位置し、周囲を北アルプスや白山等の山岳に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれている。

#### イ 人口

本区域の人口は、平成12年には66千人となっており、平成7年より0.3千人（0.4%）増加した（平成12年国勢調査）。

年齢3区分別の状況を平成7年と平成11年で比較すると、老年人口は1.6千人（14.8%）増加しているが、生産年齢人口は0.7千人（1.5%）、年少人口も0.4千人（3.8%）減少している。本区域も全国同様、少子高齢化の傾向にあり、平成11年の高齢化率は19.0%と県内市平均（16.7%）と比べて高くなっている（平成7～11年岐阜県人口動態統計調査）。

#### ウ 産業

本区域の産業別就業者（従業地）人口構成比は、第1次産業が6.1%、第2次産業が28.4%、第3次産業が65.5%となっており、サービス業（41.6%）が最も多く占める第3次産業の構成比は、県全体（53.9%）に比べて高い（平成7年国勢調査）。

また、本地域の製造品出荷額等を、平成6年と平成11年で比較すると、17.7%減少しており、業種別では、木材木製品製造業が31.4%、家具装備品製造業が34.3%減少しており、本区域を代表する地場産業において大きく減少している（平成6～11年工業統計調査）。

## エ 交通・情報通信基盤

東西に一般国道158号が横断し、南北には一般国道41号、高山本線が縦断して基幹交通網を形成している。また、高規格幹線道路の中部縦貫自動車道が整備されつつある。

情報通信基盤では、道路空間を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築が進んでいる。

## オ その他

本区域は、歴史と風土に根付いた個性豊かな伝統文化に生まれ、飛騨地域における経済、文化の中心都市となっている。

## (2) 区域全体の課題

### ア 交流産業の振興

交通基盤の整備進展に伴う交流人口の増大が期待されており、これを地域経済の活性化につなげていくためには、交流産業の振興が必要である。

### イ 地場産業の活性化

本区域が飛騨地域の経済・文化の中心都市として一層発展していくためには、自然や民俗文化を生かした地場産業の活性化が必要である。

### ウ 魅力ある地域づくり

世界に誇る観光都市として発展していくためには、本区域の資源である自然・景観、伝統・文化を守り育て、心のこもった魅力ある地域づくりを進める必要がある。

### エ 交通・情報通信基盤整備

交流人口の増大に対応し、地域の連携交流を促進するためには、区域内外や隣接県だけでなく、全国から安全で快適にアクセスできるような主要幹線道路等の交通基盤の整備が必要である。また、ITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化のためには、光ファイバーネットワーク等情報通信基盤の積極的な整備が必要である。

## (3) 区域全体の整備及び開発の基本方向

### ア 産業振興

#### (7) 世界民俗文化首都構想の推進

飛騨・世界生活文化センターの整備・活用、飛騨高山コンベンションビューローの活用、飛騨高山イベント村（仮称）の構築等の世界民俗文化首都構想を推進し、民俗文化をテーマとする国際交流拠点を形成して交流産業の振興を図る。

#### (4) 地場産品の高付加価値化・ブランド化等の推進

優れた「匠の技」を活かしつつ、研究機関とも連携した新製品開発による木工・工芸品等の高付加価値化や販路開拓、PR活動、イベントの開催によるブランド化などを推進し、地場産業の活性化を図る。

### イ 生活空間づくり

#### (7) 景観の保全・もてなしの地域づくりの推進

伝統的建造物群の保全、宮川の水辺空間の再生などにより、自然・景観、伝統・文化を守り育てていくとともに、心のこもった魅力ある地域づくりを推進する。また、観光客に対するサービスの向上、高齢者や障害者など誰もが安全・安心・快適に過ごすことのできるバリアフリーのまちづくりの推進、自然や町並み景観を大切にする意識の高揚など、観光客の受け入れ態勢を充実し、心のこもった、もてなしの地域づくりを進める。

さらに、高山駅周辺において、飛騨地域の玄関口にふさわしい整備を推進し、ゆとりとにぎわいの創出を図るとともに、都市機能の充実を図る。

### ウ 交通・情報通信基盤

#### (7) 観光都市にふさわしい交通・情報通信基盤ネットワークの形成

中心部の渋滞緩和などを図るため、一般国道41号のバイパス建設等を推進するとともに、隣接県や全国からも安全で快適にアクセスできるような交通基盤の整備を推進する。特に、東京、大阪からのアクセス時間の短縮や、広域的な道路網を形成する中部縦貫自動車道や東海北陸自動車道などの高規格幹線道路網の整備、富山高山連絡道路、高山下呂連絡道路などの地域高規格道路の整備を推進するとともに、高山清見線などの主要地方道などの整備を積極的に推進する。また、鉄道機能の強化を図るため、高山本線の複線電化や新幹線と在来線との直通運転を可能とする軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の導入などの検討を進める。

ITの導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化や地域の連携交流等を図るため、道路空間、河川を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用等の検討を進める。さらに、三重県英虞

湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする高規格幹線道路等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

### (1) 総人口

本区域の総人口は、平成12年には66千人であり（平成12年国勢調査）、今後も微増すると考えられ、平成17年の人口は67千人と見込まれる。

### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は10千人、生産年齢人口は43千人、老年人口は13千人である（平成12年国勢調査及び平成12年岐阜県人口動態統計調査により推計）。平成17年には、生産年齢人口が42千人と大幅に減少することが見込まれるのに対し、年少人口は10千人と微減が見込まれ、老年人口は15千人と大幅に増加すると見込まれる。

### (3) 世帯数

本区域の世帯数（普通世帯）は、平成12年は23千世帯で微増傾向であり（平成12年国勢調査により推計）、平成17年には23千世帯になると見込まれる。

### (4) 雇用

労働力の需要面においては国際化、情報化の進展等による産業構造の変化、供給面においては高齢化の一層の進展、新規学卒者の減少、労働者の意識の変化など、様々な変化が予想されるため、労働力の量的、質的变化に対応した雇用安定対策を推進するとともに、高齢者、障害者などの雇用促進対策等についても積極的に推進する必要がある。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

本区域の産業は、農林業や家具装備品製造業、観光産業などが中心となっているが、今後、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道の整備の進展により、東海地方、北陸地方、関西地方、関東地方との結び付きが強化されるため、新規企業の立地が期待される。

#### ア 農業

##### (7) 現状

本区域では、冷涼な気候条件と恵まれた市場条件を活かし、高冷地野菜や肉用牛、酪農、果樹、水稻、花き等を中心に多彩な農業が展開されている。今後は、農家数の減少が見込まれる一方で、認定農業者等企業マインド経営体の育成、産地の拡大も見込まれている。

##### (4) 課題

農家数や優良農地の確保、耕作放棄の防止、付加価値の高い農業の推進のためには、多様な担い手の育成確保、経営規模の拡大、消費者ニーズに対応した安全・安心・健康な付加価値の高い農産物の提供を図る必要がある。

##### (ウ) 基本方向

環境保全型農業やぎふクリーン農業の促進、有機農産物の認証、畜産農家と耕種農家との連携促進等により、健康農業の里づくりを推進する。

また、農業生産・流通施設の近代化、ほ場の大区画化・水田の汎用化、かんがい排水施設の整備、飛騨東部第一地区における国営農地開発事業の推進等、農業生産基盤の整備を進め、経営規模の拡大や農業経営の効率化・安定化を図ることにより、日本一農業・岐阜づくりをめざす。さらに、飛騨牛、高冷地野菜等農産物の銘柄化による高付加価値化やバイオテクノロジー等先端技術の導入等を図る。

#### イ 林業

##### (7) 現状

本区域では、森林所有面積が小規模な林家が多い。さらに、林業関係者の高齢化や木材価格の低迷など、本区域の林業を取り巻く環境は厳しい。

##### (4) 課題

林業経営の健全化のためには、県産材の需要拡大や特用林産物の生産

振興を図るとともに、林業の担い手の育成確保や女性・高齢者の能力活用などを図る必要がある。

#### (ウ) 基本方向

産直住宅やみどりの健康住宅（セパレートハウス）の推進による県産材の需要拡大を図るとともに、森のきのこ工場構想の推進など特用林産物の生産・販売の振興を図る。

また、伝統的地場産業である木工関連工業の資源確保のため、有用広葉樹の造成を推進するほか、山地災害の防止、環境保全及び水源かん養などの森林の公益的機能に配慮した保全管理に努めるとともに、若者にとって魅力ある林業の構築や生産・生活環境の整備により、林業の担い手の育成や女性・高齢者の能力活用を図る。

### ウ 工業

#### (ア) 現状

本区域は、伝統的な地場産業である木工関連工業（木材木製品製造、家具装備品製造）と飛騨春慶・一位一刀彫等の伝統的工芸品産業が、区域全体の製造品出荷額等の25.7%を占めている（平成11年工業統計調査）。

しかし、平成6年と平成10年を比較すると、木材・木製品の製造品出荷額等は、31.4%の減少となっており、家具装備品においては、34.3%と大幅な減少となっている。また、区域全体の製造品出荷額等についても17.7%の減少となっており、厳しい状況にある（平成6～11年工業統計調査）。

#### (イ) 課題

生産性が低く、零細な伝統的地場産業の活性化のためには、製品の高付加価値化、ブランド化、技術・技能の継承、人材育成等が必要である。

#### (ウ) 基本方向

木工関連工業と伝統的工芸品産業の振興のため、優れた伝統の「匠の技」を活かしつつ、研究機関との連携やITの導入・活用等により、技術革新、デザイン研究、新製品開発等に努め、高付加価値化、ブランド化を推進する。

また、木工関連工業に関する集積活性化計画の作成、ものづくり協議会への支援、伝統工芸品産業に係る技術・技能の継承と人材育成の促進、技術向上の奨励や特許流通支援などの技術開発支援等を推進する。

### エ 商業

#### (ア) 現状

モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化、住宅等の郊外化に伴い郊外型の大型店・新業態店が増加している一方、商店街の空き店舗の増加や後継者問題など中心市街地商店街の空洞化がみられる。

#### (イ) 課題

中心市街地の商店街の活性化を進めるためには、消費者の文化的・社会的ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを推進する必要がある。また、地域の将来像を見据えた適正な大型店の立地を誘導するとともに、大型店の出店に伴う各種生活環境の悪化に留意する必要がある。

#### (ウ) 基本方向

中心市街地については、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」、「改正都市計画法」のいわゆる「まちづくり三法」を一体的・効果的に運用する。

また、歴史的景観地域と活気あふれる商店街が調和した魅力あるまちづくりをめざすため、歴史的地区の街路整備、同地区に隣接した宮川の環境整備等を推進するとともに、地域の特性を活かした商品の開発、個性ある店舗づくり、観光客の顧客化等、魅力ある商店街・商業集積の形成を推進する。

### (2) 産業の規模

本区域の産業の規模を就業者数（従業地）で見ると、平成12年には40千人であり、平成17年には41千人になると見込まれる。

平成12年の産業別就業者数（従業地）は、第1次産業2千人（構成比5.9%）、第2次産業11千人（構成比28.0%）、第3次産業27千人（構成比66.1%）となっている。

平成17年の産業別就業者数（従業地）は、第1次産業では、農業後継者の減少等により、引き続き減少傾向が継続すると考えられるため、平成12年から平成17年までの間に、微減（3.6%減）が見込まれ、第1次産業就業者は2千人（構成比5.6%）と見込まれる。第2次産業では、今後も製造業の海外進出に伴う空洞化、ITや高度な設備の導入による経営合理化等が見込まれるなか、交通・情報通信基盤の整備の推進等による企業立地条件の向上等により、平成12年から平成17年までの間には、微減（0.4%減）にとどまり、第2次産業就業者は11千人（構成比27.6%）と見込まれる。第3次産業では、国際的交流拠点の形成とそのネットワーク化や交流産業の振興等により、平成12年から平成17年までの間に、1千人（2.2%増）の増加が見込まれ、第3次産業就業者は28千人（構成比66.8%）と見込まれる（昭和55年～平成7年国

勢調査により推計)。

## 7 土地の利用に関する事項

### ア 現状

本区域は飛驒地域の経済・文化の中心であり、また、豊かな自然、良好な生活環境や伝統文化・民俗文化などの地域資源に恵まれた地域である。

市街地では、住宅地、工業用地等の都市的土地利用がみられるが、市街地中心部では人口減少等による衰退が目立つ。また、市街地周辺地域では、トマト、ほうれんそうなどの高冷地野菜の栽培や飛驒牛に代表される畜産も盛んであるなど、農業的土地利用がなされている。

### イ 課題

豊かな自然と良好な生活環境及び伝統的町並み等の保全のためには、商業地区や居住地区等と地域全体が調和した土地利用を進めることが必要である。

また、良好な中心市街地の形成のためには、より一層の土地の高度利用を図ることが必要である。

食料の生産基盤としての機能強化と生産性の高い農業経営の確立のためには、優良農地の確保、保全、活用を図る必要がある。また、遊休農地の解消や経営規模の拡大を図るため、効率的な土地利用を推進する必要がある。

### ウ 基本方向

市街地周辺地域の都市化の進展が見られる地域においては、無秩序な宅地化が進展しないよう、優良農地の確保を図る。また、高山市農業振興地域整備計画の適正な運用を推進するため、農用地利用計画などの見直しを行い、農用地の適正な利用を進める。

また、中心市街地の再生のため、空き店舗等の低未利用地の活用を図るほか、高山駅周辺土地区画整理事業を推進するとともに、まちづくり総合支援事業による市街地の整備を推進する。

## 8 施設の整備に関する事項

この区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて施設の整備を進めるものとするが、その計画の大綱は次のとおりである。

### (1) 交通施設及び情報通信施設

本区域の開発整備を推進し、生活の利便性向上を図るため、環境保全に十分配慮しつつ、隣接県や全国からも安全で快適にアクセスでき、飛驒地方の中心都市にふさわしい総合的な交通・通信体系の確立をめざす。

また、I T導入・活用による既存産業の高度化・高付加価値化や地域の連携交流等を図るため、情報通信基盤の整備を推進する。

#### ア 道路

中心部の渋滞を緩和し、都市内交通の円滑化を図るための道路の整備を推進するほか、隣接県や全国からも安全で快適にアクセスできるよう交通基盤の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	中部縦貫自動車道
地域高規格道路	富山高山連絡道路、高山下呂連絡道路
一般国道	41号
主要地方道	高山清見線
街路	花里本母線、江名子千島線（高山市）

この他、本区域と他地域の交流に資する道路として、隣接地域において東海北陸自動車道の整備を推進する。

#### イ 鉄軌道

本区域と他地域との連携を強化し、沿線地域の一層の活性化と沿線住民の鉄道利用に関する利便性の向上を図るため、高山本線の複線電化や軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の導入などの検討を進める。

#### ウ 情報通信施設

I Tの導入・活用等により既存産業の高度化・高付加価値化を図るため、道路空間、河川を利用した光ファイバーネットワークの整備などによる岐阜情報スーパーハイウェイの構築を推進するとともに、CATV網の整備活用、移動体通信などの無線技術や衛星通信技術の活用などの検討を進める。

さらに、三重県英虞湾より日本に陸揚げされる超高速・大容量海底ケーブルと接続し、テラビット級の大容量ネットワークの構築を可能とする高規格幹線道路等における情報通信基盤の整備の検討を進める。

### (2) 公園緑地

恵まれた自然環境を保全しつつ、潤いのある生活環境の形成、住民の健康増進や防災面を考慮した緑の都市空間を形成するため、公園や緑地の整備を推進するとともに、花づくりと花かざりが一体となった県民総参加による「花の都ぎふ」運動を推進する。

### (3) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全確保や生活の安定、地域経済の発展のため、国土保全施設の整備を推進する。

#### **ア 河川**

流域住民の安全や生活環境の確保のため、河川環境の保全に配慮しつつ、宮川等における河川改修事業及び大島ダムの建設等を推進する。

#### **イ 治山、砂防等**

土砂災害の防止や水源のかん養機能の向上、自然環境の保全等を図るため、神通川水系における治山・砂防事業を推進する。

また、地域住民の生命の保護を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

### **(4) 住宅等**

普通世帯数の増加に伴う新規住宅需要や低質な住宅の建替え需要が見込まれており、低廉な家賃による良質な住宅を供給するため、公的機関による住宅供給を推進するとともに、民間資金の合理的な活用による住宅建設を促進する。住宅建設に当たっては、世帯の規模や構成に応じて適正な住宅の供給を図りつつ、潤いのある居住環境の確保に努める。

### **(5) 水道施設及び下水処理施設等**

生産水準の向上や産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

#### **ア 水道**

生活水準の向上や観光需要の増大等に伴う水需要の増加に対処するため、本区域の平成17年度における給水普及率100%をめざし、老朽化の進んでいる箇所を改良を推進する。

#### **イ 下水道**

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、平成17年度の下水处理区域人口62.2千人を目途に、公共下水道等の整備を推進する。

また、生活排水による公共用水域の汚染を防止するため、地域の実情に応じた合併処理浄化槽の整備を推進する。

#### **ウ 廃棄物処理施設**

一般廃棄物については、最終処分場の逼迫に対処するため、最終処分場の整備について検討を進める。

産業廃棄物については、公共関与による処理を進めるため、飛騨圏域において処理施設（リサイクル工場）を核として健康、福祉施設等を複合的・有機的に整備する地球環境村建設の検討を進める。

## (6) 教育、文化、スポーツ、研究施設

### ア 教育施設

教育環境を改善し、就学前の幼児の教育や学校教育の充実を図るため、幼稚園や小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校について、教育施設の整備拡充を図る。

### イ 文化・スポーツ施設

地域住民の心身の健康と精神的豊かさを実現するため、文化・スポーツ施設の整備を推進する。また、文化財を保護するため、伝統的建造物群保存地区の整備を進めるとともに、民俗文化の保存・研究・イベントの開催等の中核施設として、飛騨・世界生活文化センターの整備・活用を図る。

## (7) その他の施設

### ア 社会福祉施設

穏やかで安心して暮らすことができる社会づくりのため、児童福祉施設等の整備を推進する。

### イ 医療施設

医療施設の適正配置と医療サービス水準の向上を図るため、病院、療養所等の施設整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図る。

### ウ 職業訓練施設

産業技術の高度化に対処し、技能労働者の職業能力の向上を図るため、高山高等技能専門校の機能強化について検討を進める。

### エ 農道

農作業の効率化や農産物の効率的輸送を図るため、飛騨東部広域営農団地における農道網の基幹となる広域営農団地農道やふるさと農道等の整備を推進する。

### オ 林道

林業の生産性の向上、地域産業の振興及び山村の活性化を図るため、飛越山地大規模林業圏開発林道八幡・高山線やふるさと林道、広域基幹林道等の整備を推進する。

## 9 環境の保全に関する事項

本区域については、今後、中部縦貫自動車道等の交通網の整備により観光レクリエーション需要の増加が予想される。本区域の環境は全般的に良好な状況を維持しているが、公害の未然防止に努め、住民の健康を確保して良好な生活環境を保全する必要がある。

これらの公害の防止はもとより、環境基本法、岐阜県環境基本条例、岐阜県環境影響評価条例、岐阜県環境基本計画等に基づいた環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生できる循環を基調とした環境負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築する必要がある。

環境保全関連法令に基づく規制や指導の徹底、各種の生活環境施設の整備、環境保全意識の普及啓発など、環境保全対策を積極的に進め、環境に配慮した土地利用、産業構造、交通体系等に関する諸施策を計画的に推進し、総合的な環境保全を図る。

さらに、やすらぎと潤いのある快適な環境の形成を図るため、歴史的・伝統的観光資源と周辺の自然環境との調和や緑化の推進等に努める。

### ア 大気汚染

大気汚染については、発生源に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、大気常時測定局の活用を図り、監視測定体制の強化に努める。

### イ 水質汚濁

水質汚濁については、排水基準の遵守及び指導の徹底を図る。また、公共下水道の整備並びに生活排水対策、地下水汚染防止対策、河川浄化事業を推進する。

### ウ 騒音・振動

騒音・振動については、発生源に対する規制や指導の徹底を図る。また、近隣騒音については、静穏な生活環境の保全に対する普及啓発を図り、住民の意識高揚に努める。

### エ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

### オ 自動車交通対策

自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路周辺の土地利用の適正化に努める。また、バイパス等の整備、環境施設帯の設置、遮音壁の設置等の対策を推進する。

### カ 環境汚染の監視と技術開発

環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備・拡充するとともに、公害防止のための技術開発を図る。

## キ 森林の保全・整備

公害防止だけでなく、自然環境の保全や健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、保健休養や水源かん養等の多面的、公益的機能を有する森林の保全・整備を図る。

## ク 資源循環型社会の構築

事業者、住民に対する指導、支援により廃棄物の発生抑制を徹底するとともに、発生した廃棄物については減量化・リサイクルを進め、あらゆる廃棄物が資源として利用される体制を構築する。さらに、事業者等に対し、ISO14001の認証取得の普及に努める。また、監視活動の強化により不適正処理の防止に努める。

## ケ 新エネルギーの利用の推進

太陽光発電やクリーンエネルギー自動車など新エネルギーの有効活用を推進する。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、県北部の飛騨地方の中央、高山盆地に位置し、周囲を北アルプス、白山等の山岳に囲まれている。地形は急峻で地質も弱いため、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などが数多くあり、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性を含んでいる。

また、昭和31年、38年、56年、平成3年の豪雪に見られるように、降積雪による家屋施設等の圧雪害や交通への被害は多大なものとなっている。さらには、山沿いの地域では、雪崩による被害も予想される。

阪神・淡路大震災で活断層が注目を浴びているが、県内には無数の活断層があることが判明しており、北部には牛首断層、跡津川断層、南部には阿寺断層が走っており、西部には御母衣断層や八幡断層が縦走している。このため岐阜県地域防災計画に基づいた防災対策を推進する。

### (1) 震災対策に関する事項

- ア 自主防災組織の活動拠点、防災資機材倉庫等及び資機材の整備拡充
- イ 公共建築物の耐震補強、木造住宅等一般建築物の耐震化及び都市公園、緑樹帯、耐震性貯水槽等の整備促進による都市の防災化
- ウ 緊急輸送道路としての幹線道路等の多重化、ネットワーク化の推進
- エ 避難路・避難所・備蓄倉庫等の整備
- オ 水道・下水道施設等の耐震化の推進及び避難所等における井戸掘削、自家発電装置等の整備促進

カ 災害医療情報システム、基幹災害医療センター、緊急救助物資の整備

**(2) 風水害対策に関する事項**

風水害対策として情報の収集・伝達システムの強化、防災施設等の整備を進めるとともに、事前に被害発生危険個所の点検及び災害の未然防止のために必要な措置を講じて安全な県土づくりを進める。また、幹線道路等の多重化、ネットワーク化等を進め、出水時における安全な緊急輸送の確保を図る。

**(3) 雪害対策等に関する事項**

雪害対策としての情報の収集・伝達システムを整備し、雪崩防止対策としては事前に被害発生危険箇所の点検を実施して必要な措置を講じるとともに、冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実等を図る。

**(4) 災害時の相互支援に関する事項**

災害時における自治体間及び業界団体等との災害時応援協定の締結を進め、災害時における広域的な支援体制の整備を推進する。

## 9. 東駿河湾区域都市開発区域建設計画

静 岡 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需要に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	9
9	環境の保全に関する事項	17
10	防災対策に関する事項	18

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、東駿河湾区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した東駿河湾区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

### 駿東・田方地域

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、長泉町、小山町  
田方郡函南町、菰山町、大仁町

### 富士・庵原地域

富士宮市、富士市、富士郡芝川町（一部）  
庵原郡富士川町、蒲原町、由比町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当っては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### (1) 東駿河湾区域の現状と課題

#### イ 区域の概要

本区域は、太平洋ベルト地帯を中心とする西日本国土軸と、日本海から北信・東信、甲府盆地、駿河湾湾岸を経て伊豆半島に至る中部横断軸とが連結する地域となっている。また、東京から100kmの外延部に位置することから首都圏の拡大に伴い、国道246号沿線に先端技術産業の立地や首都圏の通勤・通学圏としての住宅地の整備が進むなど、首都圏機能の一翼も担っている。これらの地理的優位性や、富士山、箱根山、駿河湾などの豊かな自然環境、恵まれた交通条件などに支えられ、工業を中心に、多彩な産業が活発な展開をみせている。

この区域を大別すると、駿東・田方地域、富士・庵原地域に分かれ、両地域とも駿河湾に面し、北側に向かって比較的平坦な平野部及びそれに続く丘陵部からなっている。また周辺は、富士箱根伊豆国立公園に指定され

ており、美しい景観、自然環境が保全されている。

#### ロ 豊かな自然を利用した農林水産業

この区域においては、沼津の干物、田方地域のいちごやしいたけ、富士ひのきに代表される林業、広大な富士山麓を利用した酪農や野菜の生産、沿岸漁業など特色ある農林水産業が営まれているが、担い手の育成や販売ルートの確保など安定的な生産構造を構築することが求められている。

#### ハ 県内有数の工業地域の形成

製造業については、国道 246 号沿線を中心に先端技術産業や試験研究・研修機関が立地している。また、富士市、富士宮市を中心とした地域では、豊富な水を利用した製紙業をはじめ、輸送用機械、電気機械、薬品、化学工業等の活発な生産活動が展開されており、県内有数の工業地域を形成している。しかし、経済・産業構造が大きく変化する中で、研究開発などを軸とした既存産業の高度化や新産業の創出・育成が急務となっている。

#### ニ 地理的条件を活かした観光・商業の形成

豊かな自然環境、首都圏に近いという地理的優位性などを活かして、観光サービス業、商業などの集積がみられるが、観光地間競争が激化し、また観光ニーズが多様化する中で、御殿場市のアウトレットのような新たな交流拠点づくりや、魅力あるイベントの開催などにより、交流人口の増大が求められている。

#### ホ 都市基盤の整備

都市機能については、区域の拠点として、沼津市、富士市の充実強化を図っていく必要があり、駅前周辺部の都市基盤の整備や主要幹線道路等の交通基盤の整備が求められている。

#### (2) 今後の基本方針

このような現状を踏まえて本区域は、富士山麓の豊かな自然環境の中、高次な都市機能と先端技術産業、研究・研修機関等が集積し、また多彩な地域産業が展開する、自然と人間、産業が共生する快適な空間が広がるゆとりと創造に満ちた地域をめざしていく。

#### イ 富士山麓周辺への医療産業の集積と新たな産業の創出

静岡県がんセンター（仮称）の整備を契機として、富士山麓先端医療産業集積構想の実現に努めていく。具体的には、医療・研究機能の集積や産学官の連携による新たな医療関連産業の創出及び人材の育成などにより、活力ある区域の形成を図るとともに、研究開発の支援による既存産業の高度化など競争力の強い産業の展開を図る。

#### ロ 都市機能の強化とユニバーサルデザインを導入した地域整備

静岡県東部地方拠点都市地域整備基本計画に基づく駅前周辺の土地区画整理事業などの都市基盤整備により、都市機能の充実強化を図る。特に沼津駅においては、南北交通の円滑化や周辺市街地を一体化させるため、鉄道の連続立体高架化を検討する。また、沼津市で開催予定の2007年の技能五輪国際大会に向けては、地域産業の技能水準の向上を図るとともに、すべての人が快適に暮せる地域づくりをめざし、沼津駅北口広場をはじめユニバーサルデザインを導入した地域整備を推進していく。

#### ハ 富士山をはじめとする世界に誇れる環境の保全

富士山総合環境保全指針に基づき、後世に残したい日本の風景の代表である富士山のトイレ対策や自然林の復元など環境保全対策を推進する。また、富士山麓地域での廃棄物の不法投棄の防止や秩序ある開発など計画的な地域づくりにより、自然環境を保全していく。さらに、省エネルギーやリサイクルの推進など環境負荷の低減を重視した循環型社会の構築を図る。

#### ニ 富士箱根伊豆における観光リゾート空間の形成

「富士山こどもの国」などの滞在型交流拠点の活用等、自然と共生した活動ゾーンの形成や、交通基盤の整備、東海道四〇〇年祭等のイベントの開催を利用し、自然と歴史、文化を生かした観光リゾート空間の形成を図る。

#### ホ 広域的な連携を促す交通ネットワークの整備

第二東名高速道路や伊豆縦貫自動車道の整備、混雑度の高い東西幹線道路や南北道路の拡充・強化、また、田子の浦港、沼津港の機能強化や防災拠点の整備など、区域内はもとより、圏域内外の広域的な連携を促す交通・情報ネットワークの整備を推進する。

#### へ 山梨県、神奈川県との連携

隣接する山梨県、神奈川県とは、富士箱根伊豆交流圏市町村サミットの開催などにより県際交流を深めるとともに、豊かな自然環境や東海道の歴史、伝統芸能など有形、無形の地域資源を活用した地域間交流の推進や、県境をつなぐ道路の整備により、県域を越えた広域的な連携を強めていく。

#### ト 弾力的な運用

この計画の実施に当たっては、財政状況等を考慮しつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換、既得権の変更等を要するものについては十分な調整を図る。特に、文化財の保護、農林地等の県土保全と安全性の確保、環境の保全、エネルギーの安定確保、防災対策等に留意する。

### 5 人口の規模及び労働力の需要に関する事項

- (1) 本区域の人口は、過去5年間に於いて10千人増加し平成12年には1,014千人となる。今後の5年間に於いても、本区域の開発及び都市機能の充実により人口が15千人増加し、平成17年には1,029千人になるものと見込まれる。
- (2) 人口の年齢別構成をみると、平成12年の年少人口は161千人、生産年齢人口は698千人、高齢人口は155千人であり、平成17年には、年少人口は158千人（対平成12年比1.9%減）、生産年齢人口は688千人（対平成12年比1.4%減）、高齢人口は183千人（対平成12年比18.1%増）になるものと見込まれる。
- (3) 本区域の一般世帯数は、平成12年には346千世帯となり、今後5年間に27千世帯増加し、平成17年には373千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 産業の国際化や、情報化、技術革新の進展等により産業構造が変化している中、産業別の労働力構成は、大きく変化している。また、少子・高齢化の一層の進展によるライフスタイルの変化や生産年齢人口の減少は、労働力の需給について多様な変化をもたらし、女性や高齢者等の就業の増加が一層見込まれる。

このため、労働力需給が量的、質的に変化している中であって、需給のミスマッチの解消を図るために、新しい労働需要に適合した技能を持つ人材の育成に努めるなどの雇用対策を進める。特に、女性、高齢者、障害者について、性別、年齢等にとらわれない個人の能力に基づく就業が可能となるような、雇用促進対策を積極的に進める。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 総論

少子・高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展など、大きな時代の変革期を迎えており、新たな社会システムへの対応が求められている。

このような中、国際的な競争の激化に対応した競争力の強い産業を育成するため、各種産業の未来を担う企業家、技術者、後継者などの人材の育成を図るとともに、急激に進行するIT革命に対処するため、情報通信基盤を着実に整備し、地域の情報化を推進する。また、男女共同参画を推進し、男女が共に働きやすい環境の整備を進める。

#### ロ 農業

本区域の農業は、変化に富んだ地形特性を活かし、施設園芸、露地野菜、畜産、茶、果樹、米など、多種多様な農産物が各地で集約的に生産されている。また、富士山西麓に広がる朝霧高原では、本県を代表する草地酪農地帯が形成されている。

近年、就業者の減少と高齢化の進展などによって、農業生産構造の脆弱化が問題となっている。一方、恵まれた立地条件を活かし、独自の販売ルートの開拓や加工・販売部門などを取込んだ経営の合理化によって、効率的・安定的な農業経営を実現している経営体が現れている。今後は、こうした企業経営を実現する経営体(経営組織)の育成によって、安定的な生産構造を構築していくことが急務となっている。

このため、低コスト農業の実現を図るための生産基盤整備事業や生産・流通・加工施設整備の推進、新商品開発、農産物加工組織の充実とネットワーク化に対する支援等により、生産技術と経営能力に優れたビジネス経営体を育成し、安定的な生産構造を構築する。また、農村における複合ビジネスとして、体験・交流型農業の実施など観光産業や教育産業と幅広く連携したグリーンツーリズム等の取組みを強化する。さらに、農業集落排水施設など、生産基盤と一体となった農村の快適な生活環境基盤の整備を図る。

## ハ 林業

本区域の富士山南麓を中心とした人工林地帯は、戦後の拡大造林によって植林され、伐採期を迎えた「ひのき」が多くを占めており、林業経営が厳しい状況にある中、地域が一体となって、「富士ひのき」の産地化に意欲的に取り組んでいる。

しかし、産地としての地位を確立するためには、生産コストの低減や生産・加工・流通の連携強化が課題となっている。さらに近年は、本区域を訪れる人々に、保健休養、文化・教育的利用の場を提供する森林への期待が高まっており、また国土保全や水源かん養などの公益的機能の確保も求められている。

今後、「富士ひのき」の産地としての地位を確立するため、中長期的視野に立った適正な森林管理や素材生産の低コスト化を可能とする林道網の整備を効果的、重点的に進めるとともに、生産・加工・流通の連携強化を支援する。

また、富士山の自然に配慮した治山事業等の防災事業や人工林の適正な施業などを計画的に実施し、水土の保全機能を高めていく。さらに、富士山総合環境保全指針に基づく富士山環境保全対策の推進により、地域環境の保全に対する意識や森づくりへの参加意欲を高めるなど、総合的かつ長期的視野に立った富士山の環境保全対策を推進していく。

## ニ 水産業

本区域の漁業は、沼津港で、まき網等によりサバ、アジ、イワシ等が、由比港で、船びきによるサクラエビ、シラスが主に水揚げされている。沼津では入り江を利用したマアジ等の養殖とともに、干物を中心とした水産加工業も盛んに行われており、養殖マアジ、塩干アジともに全国トップのシェアを誇っている。狩野川ではアユの友釣りに代表される遊漁が、富士山麓では豊富な湧水を利用した養鱒業が盛んに行われている。しかし近年、漁場環境の変化等によって、資源状態の悪化が懸念されており、水産資源の合理的利用や漁業経営の安定化の両立が課題となっている。

今後、水産資源の維持・培養を図るため、漁業種類や複数の魚種を対象にした複合的な資源管理漁業を沿岸域まで含めて定着化を図る必要がある。内水面においては、生息環境の維持再生、良質種苗の放流、産卵場の保護育成などを通じ、資源量の増殖を図る。また、消費者のニーズを把握するとともに、旬の魚のおいしさ、有用性などをPRすることによって、水産物の一層の消費拡大を図る。

## ホ 工業

本区域の工業は、電気機械、工作機械、製紙、製薬など多彩な産業が集積しているが、長引く景気の低迷、世界規模での競争の激化の中、既存産業の体質強化や新成長産業の創生による産業の活性化が求められている。

このため、沼津及び富士工業技術センターを中心とした産学官連携による地域産業の活性化や新たな産業の育成を図り、またしずおか夢起業支援事業の推進による創業、経営革新の支援に努める。さらに、地域経済活性化と雇用創出を推進するため、優良企業の立地促進に取り組むとともに、働く意欲の高い女性、高齢者、障害者等の就業機会の確保など豊かな就業環境の整備を推進していく。

## へ 商業・サービス業

本区域の商業は、市街地での大型店の撤退や空き店舗の増加などにより、中心市街地の空洞化や吸引力の低下が深刻化しており、中心市街地の活性化が必要となっている。

このため、静岡県東部地方拠点都市地域整備基本計画に基づき、駅前周辺の市街地再開発事業等を推進する。特に、沼津市、三島市、裾野市等については、中心市街地活性化基本計画に基づき、商業活性化対策を支援するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に立った地域づくりに努める。また、インターネット等を活用して情報を消費者へ提供することにより商店街の活性化を図るなど、特色ある商店街づくりを支援し、商業機能を強化する。

さらに、沼津港が特定地域振興重要港湾に指定されたことを受け、港湾整備を積極的に推進していくとともに、港湾振興ビジョンに基づき地域の振興を図っていく。

## ト 観光

本区域は、広大な富士山麓や東駿河湾の海岸線等の観光資源に恵まれ、また、首都圏に近接する伊豆半島への玄関口として、多くの観光客を迎えているが、魅力的な滞在型観光施設が不足していることから、通過型の観光地となっている。今後、富士山、箱根山麓などの魅力ある観光資源を十分に活かし、滞在型交流機能を強化していくことが課題となっている。

このため、東海道四〇〇年祭や伊豆文学フェスティバル等のイベントの開催を契機として、自然と歴史、文化を活かした広域的な観光ルートの開発や、富士山こどもの国、田貫湖ふれあい自然塾等の滞在型交流拠点の活用を推進する。

## (2) 産業の規模

本区域の就業者数を従業地によってみると、平成12年には566千人、平成17年には570千人になるものと見込まれる。

産業別では、平成12年の第1次産業は21千人(3.7%)、第2次産業は227千人(40.1%)、第3次産業は318千人(56.2%)となる。平成17年には、第1次産業の就業人口は大きな変化がなく21千人(3.7%)となり、第2次産業は13千人減少し214千人(37.5%)になると見込まれるのに対し、第3次産業は、就業人口の伸びが一段と高くなるものと予想され、17千人増加し335千人(58.8%)になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域の土地利用は、社会の変化に伴い多様化が進んでいる。今後、沼津市、富士市などを中心とした都市基盤の整備や主要幹線道路等の整備による交通体系の変化、また新たな産業集積地の形成などにより、更なる土地利用の転換が求められる。一方、環境問題への対応や県土保全、自然とのふれあい空間として緑の保全が求められており、自然環境と調和した秩序ある土地利用を図る必要がある。

このため、本県の国土利用計画に基づき、「県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る」ことを県土利用の基本理念とし、地域の特性を踏まえながら、土地利用基本計画をはじめとする土地に関する諸制度の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な土地利用を展開する。

### (2) 土地利用の概要

イ 市街地として利用を図る地域は、広域化する交通網の整備による地域の連携や大型店の進出による都市の発展動向等を勘案して、計画的な都市基盤の整備及び既成市街地の整備を推進する。特に沼津駅、三島駅、新幹線新富士駅、富士宮駅周辺は、区画整理事業、市街地再開発事業等により、都市基盤の整備を図り、高次な都市機能の集積や魅力ある都市景観の創出などを図る。

- ロ 工業用地については、県外の先進的企業の誘致に努めるとともに、既存の中小企業の集団化を進める。第二東名高速道路等の交通基盤の整備を念頭に置き、情報関連産業や新たな先進技術産業の集積を図る。また、自然と共生した計画的な工業配置を推進する。
- ハ 農用地については、茶、野菜、畜産などの地域の特性を生かした多様な農業の振興と産地強化を図るため、農用地の整備や優良農地の確保、農地の流動化を推進する。また、土壌浸食を起こしやすい特殊土壌地帯（富士マサ）を有していることから、農地保全対策を計画的に実施する。
- ニ 第二東名高速道路インターチェンジ周辺部においては、高速道路及び関連するアクセス道路の整備による地域経済、都市活動の拡大が広範囲に及ぶものと予想されるため、周辺環境、景観との調和を図りながら、都市的な土地利用の計画的な誘導を図る。
- ホ 広大な富士山麓については、自然と人間との共生を図りながら、適正な土地利用を進め、自然環境や景観の保全・創造を図る。また、自然環境の保全に配慮しつつ、富士山の雄大な自然環境を生かした魅力ある観光レクリエーション拠点の活用を推進する。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を進めるため、環境の保全に配慮しつつ、区域の総合的な交通・情報ネットワークの形成を図る。

#### イ 道路

全国との交流・連携ネットワークの充実を図り、活力ある地域の形成や良好な市街地を形成する道路網の整備を推進する。また、道路交通の円滑化と市街地の一体的発展を図るため、沼津駅及び富士宮駅付近において東海道本線等の連続立体交差事業による高架化を検討する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

道路規格	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高規格幹線道路	第二東名高速道路	日本道路公団	区域内延長 46.5km	用地取得及び工事实施

	伊豆縦貫自動車道 (東駿河湾環状道路)	国土交通 省	区域内延長 15.0km	用地取得及び工事实施
一般国道	1号バイパス (笹原山中) (富士由比)	国土交通 省	計画延長 4.3km 21.4km	用地取得及び工事实施
	138号御殿場バイパス (西区間)	国土交通 省	計画延長 4.3km	用地取得及び工事实施
	139号 富士改良	国土交通 省	計画延長 1.6km	測量設計及び用地取得
	246号 裾野バイパス	国土交通 省	計画延長 35.3km	用地取得及び工事实施
	136号 函南～三島	静岡県	計画延長 1.9km	用地取得及び工事实施 道路工 1.5km
	414号 静浦 (沼津市)	静岡県	計画延長 5.1km	用地取得及び工事实施 道路工 1.1km
主要地方道	沼津インター線 (岡宮工区) (沼津市)	静岡県	計画延長 1.1km	用地取得及び工事实施 道路工 0.3km
	一色久沢線(大淵工 区) (富士市)	静岡県	計画延長 0.9km	用地取得及び工事实施 道路工 0.4km
	大岡元長窪線(元長 窪工区) (長泉町)	静岡県	計画延長 1.3km	用地取得及び工事实施 道路工 1.1km
街 路	三枚橋岡宮線 (沼津市)	静岡県	計画延長 1.4km	用地取得及び工事实施 道路工 1.2km
	西間門新谷線 (清水町)	静岡県	計画延長 0.4km	用地取得及び工事实施 道路工 0.3km

## ロ 鉄軌道

産業、経済の発展、生活行動の広域化に対応し、また静岡県がんセンター（仮称）の開院に合わせて、東海旅客鉄道御殿場線（裾野駅～下土狩駅間）の新駅整備（H14 開業予定）を推進する。

## ハ 港 湾

船舶の大型化への対応や物流機能の拡充、水産流通機能の強化等のため港湾施設の整備を進める。

港 湾 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
重要港湾 田子の浦港	国土交通 省 静岡県	多目的国際ターミナルの整備 による船舶の大型化への対応 等	岸壁（-12m）240m*2B 泊地（-12m）増深 航路（-12m）増深等
地方港湾 沼津港	静岡県	物流機能の強化、防災拠点等 としての整備を推進	岸壁（-7.5m）130m*1B

## ニ 漁 港

水産振興の拠点となる静浦漁港などの整備を推進する。

漁 港 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静浦漁港 (沼津市)	静岡県	岸壁－6m、防波堤 100m 泊地（増深） 9,500 m <sup>2</sup>	岸壁－6m 泊地（増深） 9,500 m <sup>2</sup>

## ホ 通信施設

情報通信技術の飛躍的な進歩により、あらゆる情報が瞬時に世界中を流通する高度情報通信社会が到来しており、産業や生活などに大きな影響を与えている。このため、電線共同溝や移動通信網、光ファイバー網など、高度情報化に対応できる情報通信基盤の整備を引続き進める。

また、「しずおか情報化ビジョン 2005」に基づき、学校におけるインターネットの利用環境の整備や、SOHO（スモールオフィスホームオフィス）への支援などを推進する。

## (2) 宅 地

健全な市街地の形成や先端技術産業の誘致に対処するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地開発、都市開発等を推進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
住宅用地	静岡東部拠点(沼津市) (土地区画整理)	地域振興整備公団	地区面積 27.7ha	調査計画仮換地指定等
	岡宮北 (土地区画整理)	沼津市	地区面積 45.3ha	建物移転・造成工事等
	御殿場富士見原住宅団地（一般宅地開発）	静岡県企業局	地区面積 17.0ha	造成工事・分譲
	大手町 (市街地再開発)	沼津市	地区面積 1.9ha	実施設計、権利変換計画作成、建築工事等
工業用地	富士宮北山工業団地	静岡県企業局	計画面積 70.7ha	造成工事 23.7ha H15 工事完了予定
	神場南企業団地 (御殿場市)	神場南土地 区画整理組合	計画面積 33.4ha	造成工事 7.8ha H14 工事完了予定

また、東部地方拠点都市地域整備基本計画に基づき、沼津駅周辺、三島駅周辺、新富士駅周辺等の一体的な整備を推進し、広域的な都市圏の形成をめざす。

(3) 公園、緑地等

レクリエーション需要の増大・多様化に対処するとともに、東海地震等に備えた広域避難地を確保し、あわせて生活環境の向上を図るため、平成 17 年度における都市計画区域内の都市公園面積について、約 676ha を確保することを目標に公園、緑地の整備を進める。

主要な公園の整備計画は次のとおりである。

公園緑地名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
愛鷹運動公園	沼津市	全体計画面積 65.5ha	整備面積 11.2ha
我入道公園	沼津市	全体計画面積 23.0ha	整備面積 2.1ha
秩父宮記念公園	御殿場市	全体計画面積 9.2ha	整備面積 6.4ha
裾野市運動公園	裾野市	全体計画面積 13.7ha	整備面積 13.7ha
函南運動公園	函南町	全体計画面積 22.8ha	整備面積 6.6ha

(4) 河川、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民生活及び産業活動の安全を確保するため、総合的な国土保全対策を推進する。

イ 河 川

富士川水系、狩野川水系、新中川水系等の治水事業を推進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。なお、事業実施に際しては、自然環境や生物の生育環境に配慮し、良好な水辺空間の形成を図る。

主要な河川の整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
広域基幹河川改修	沼 川 (沼津市)	静岡県	護岸工 44,500m 道路橋 16 橋	用地補償等
	新中川 (沼津市)	静岡県	護岸工 5,565m 道路橋 14 橋	護岸工等

ロ 海 岸

高潮被害や海岸侵食などを防止し、海岸保全機能の維持や向上を図るため、高潮対策及び侵食対策事業を進める。

主要な海岸整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高潮・侵食対策	富士海岸 (沼津市、富士市、蒲原町)	国土交通省	堤防嵩上げ 離岸堤 養浜	養浜 離岸堤
高潮対策	沼津港海岸 (沼津市)	静岡県	水門 1 基、胸壁 170m、 堤防 653m	胸壁 170m 水門 1 基 堤防 (改良) 653m

	静浦漁港海岸 (沼津市)	静岡県	堤防 200m 胸壁 1,160m 門扉 15基	堤防 60m 胸壁 780m 門扉 5基
--	-----------------	-----	--------------------------------	----------------------------

## ハ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、富士川水系、鮎沢川水系、狩野川水系等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
地すべり対策事業	西倉沢 (由比町)	静岡県	抑止杭工 520本 横ボーリング工 15基	抑止杭工 35本 横ボーリング工 3基
	西山寺 (由比町)	静岡県	排水路工 1,415m ボーリング工 5,406m	排水路工 280m
	長野 (由比町)	静岡県	排水路工 670m ボーリング工 2,335m	排水路工 327m ボーリング工 743m
治山事業	湯沸沢 (小山町)	静岡県	治山ダム工 33基 森林整備 17ha	治山ダム工 19基 森林整備 14ha
	北山 (小山町)	静岡県	治山ダム工 19基 森林整備 62ha	治山ダム工 14基 森林整備 47ha

また、富士山大沢崩れについては、環境と調和のとれた砂防事業を進める。

## (5) 住 宅

世帯の増加、建替え等による住宅需要の増加により、計画期間内に必要な住宅建設戸数は、約54千戸と見込まれる。このため、適切な維持・管理により既存ストック住宅の有効活用を図るとともに、狭小・老朽化した公的住宅については計画的な建替え・増改築を進める。さらに、地域の需要に対応した民間賃貸住宅の建設を促進し、優良な賃貸住宅の供給を図る。

住宅建設に当っては、長期的使用に耐えうる質の高い住宅への誘導を図る。また、ユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、景観にも十分配慮し、人と環境にやさしい住まいづくりを推進する。

## (6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり整備を推進する。

### イ 水 道

平成17年度における給水人口約1,035千人を目途に、富士宮市、三島市、函南町等における上水道施設等の整備・拡充を進める。

## ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口約 502 千人を目途に、狩野川流域下水道及び流域関連公共下水道並びに区域内 12 市町村において公共下水道の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
狩野川流域下水道 (東部処理区)	静岡県	計画処理面積 2,296ha 計画処理量 111 千 m <sup>3</sup> /日	処理場工事 水処理 8,750m <sup>3</sup> /日*4 池
狩野川流域下水道 (西部処理区)	静岡県	計画処理面積 6,355ha 計画処理量 212 千 m <sup>3</sup> /日	幹線管渠 6 k m 水処理 6,750m <sup>3</sup> /日*2 池
公共下水道 (単独・流域関連)	沼津市	計画処理人口 188 千人 計画処理量 140 千 m <sup>3</sup> /日 (中部、重須、南部浄化センター)	整備面積 250 ha 処理場建設 (処理能力 13,000m <sup>3</sup> /日)
	富士市	計画処理人口 244 千人 計画処理量 230 千 m <sup>3</sup> /日 (東部、西部浄化センター)	整備面積 430ha 東部浄化センター建設 西部浄化センター更新・改築

## ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴うごみ、し尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設等の整備を促進する。また、地域の実情に応じて、合併処理槽、コミュニティ・プラントの整備を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
リサイクルプラザ	三島市	処理能力 43 t/日	H16 施設完成予定
ごみ処理施設	富士市	処理能力 400 t/日	設計及び用地買収 H16 工事着手予定
埋立処分地施設	沼津市	処理能力 70,000m <sup>3</sup>	H14 施設完成予定 埋立面積 15,200 m <sup>2</sup>
し尿処理施設	沼津市	処理能力 158k1/日 高負荷脱窒素処理方式	H15 施設完成予定
コミュニティ・プラント	富士川町	処理能力 1,200m <sup>3</sup> /日 標準長時間曝気法	H14 施設完成予定

## (7) 教育文化施設

### イ 教育施設

国際化、情報化、中高一貫教育など社会変化に対応した教育環境の整備を図るとともに、既設校の耐震対策等の施設の整備を行う。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
錦田小学校	三島市	校舎等の改築（耐震）	H14 施設完成予定
沼津市立高校	沼津市	中等教育学校新築	H14 施設完成予定
富士宮農業高校	静岡県	校舎改築（耐震）	H14 施設完成予定
沼津西高校	静岡県	校舎改築（耐震）	H14 施設完成予定

#### ロ 文化施設

生活のうるおいと精神的な豊かさを確保し、地域の文化的環境の向上を図るため、総合水泳場（仮称）、富士市内公民館（仮称）等の整備を行う。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
総合水泳場（仮称） （富士市）	静岡県	延床面積 13,181 m <sup>2</sup> 50m、飛込公認プール他	H14 施設完成予定
富士市内公民館 （仮称）	富士市	延床面積 720 m <sup>2</sup>	H14 施設完成予定

### (8) その他の施設

#### イ 社会福祉施設

少子・高齢化の進行等に伴う福祉需要の増大に対処するため老人福祉施設、障害者福祉施設、また児童福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
児童福祉施設	聖心保育園 （長泉町）	（福）聖心会	施設改築 収容人員 90 人	H14 施設完成予定
特別養護老人ホーム	加島の郷（仮称） （富士市）	（福）真澄会 （仮称）	施設新設 収容人員 50 人	H13 施設完成予定
保護施設	高尾園	沼津市	施設改築 収容人員 80 人	H13 施設完成予定

#### ロ 介護老人保健施設

要介護老人の急速な増加に対処するため、看護・介護やリハビリテーション機能の充実を図るための施設整備を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
介護老人保健施設	静浦老人保健施設 （仮称）（沼津市）	（医）社団 勝友会	施設新設 収容人員 100 人	H13 施設完成予定
	あいの郷（仮称） （裾野市）	（医）社団 真仁会	施設新設 収容人員 100 人	H13 施設完成予定

## ハ 医療施設

疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大と質的变化に対処し、地域住民が安心して質の高い保健医療サービスが受けられるように、医療施設等の整備を進めるとともに、医療機関の機能分担や相互連携体制づくりを支援する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種 別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
精神病院	南富士病院 (富士宮市)	(医) 社団 仁信会	施設改築 病床数 180 床	H13 施設完成予定
一般病院	静岡県がんセンター(仮称) (長泉町)	静岡県	施設新設 病床数 615 床	H14 施設完成予定

## ニ 職業訓練施設

地域産業の発展を担う人材を育成するため、技術の高度化や情報化の進展に対応した職業能力開発施設の訓練機器等の整備を行う。また、2007 年に開催する技能五輪国際大会に向け、施設整備計画を策定していく。

## ホ 卸売市場

生鮮食料品の円滑で安定的な流通及び食品衛生の向上を図るため、食肉処理施設として東部地域食肉センター(仮称)の整備を進める。

## ヘ 農業生産施設

大規模化や省力化など生産条件を改善し農産物を安定供給するため、農業生産基盤の整備や集出荷場、加工施設の整備を進める。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
畑地帯総合整備事業	平 沢 (沼津市)	静岡県	農道整備 6.3km 畑地かんがい 53ha	農道整備 1.5km 畑地かんがい 3ha
	蒲原東 (蒲原町)	静岡県	区画整理 22ha 畑地かんがい 22ha	区画整理 15ha 畑地かんがい 22ha
	蒲原西 (蒲原町)	静岡県	区画整理 14ha 畑地かんがい 14ha	区画整理 13ha 畑地かんがい 14ha

## ト 林 道

適正な森林管理や林業の生産性の向上及びこれらを通じた山村の活性化を図るため、林道網の整備を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
社会環境基盤重点林業整備事業	北箱根山 (御殿場市他2市)	静岡県	林道改良・舗装 25.2km	林道改良・舗装 3.6km
広域基幹林道開設事業 他	愛鷹 (富士市)	静岡県	林道開設 21.4km	林道開設 3.9km
普通林道開設事業	浜石池田 (由比町)	静岡県	林道開設 5.8km	林道開設 1.7km

## 9 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制の徹底及び指導を図るとともに、各種生活環境施設の整備による環境基準等の達成、維持に努めるなど、公害の防止に関する施策を積極的に推進する。さらに、環境基本法、静岡県環境基本条例、静岡県環境影響評価条例、平成13年度改定予定の環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する。また、富土地域公害防止計画に基づいて各種施策を推進する。

- イ 大気汚染については、発生源に対する規制の徹底及び指導を図るほか、クリーンエネルギーの利用を推進する。
- ロ 水質汚濁については、排出水の規制の徹底及び指導を図るほか、下水道の整備、生活排水対策、河川等の浄化対策などを推進する。また、地下水質の保全を図るため、地下水汚染対策を推進する。
- ハ 自動車交通対策については、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路構造沿道対策、沿道土地利用の適正化を推進する。
- ニ 騒音・振動については、発生源に対する規制及び指導の徹底を図る。
- ホ 悪臭については、悪臭防止法等による規制の徹底及び指導を図る。
- ヘ これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、観測、調査研究対策を整備拡充するとともに、公害防除のための技術開発に努める。
- ト 健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林など多様な自然環境の整備・保全を推進する。
- チ 地球の温暖化や廃棄物の増大等の環境問題については、廃棄物の抑制、リサイクル・省エネルギーの推進など、環境との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進める。
- リ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査等を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、降水量が比較的多く、また地形が急峻で一部に軟弱な地盤が存在し、山崩れ、崖崩れ、洪水、高潮、津波など、自然災害の発生の恐れのある地域が少なくない。また、東海地震による大規模災害の発生が指摘され、全域が地震防災対策強化地域に指定されているほか、神奈川県西部の地震など南関東直下の地震の発生も指摘されている。さらに都市化の進展により、災害の様相が複雑多様化、大規模化していることから、大規模災害の防災対策の一層の充実強化が求められている。

このため、静岡県地域防災計画等に基づき、地域住民の生命・身体・財産の安全の確保を図るため、地震や風水害、火災などに対する以下の防災対策を積極的に推進する。

### (1) 震災対策に関する事項

- イ 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策などによる防災施設の整備や、避難路、緊急輸送路の道路網整備、港湾や漁港の耐震岸壁などの整備を推進する。
- ロ 建築物の耐震化や不燃化、市街地の落下物対策、防災公園の整備などにより、災害に強い都市づくりを推進する。また、防災拠点や避難所、医療施設、学校施設の耐震化を進めるとともに、電気、電話の電線共同溝による地中化や、水道、ガスなどのライフラインの耐震化を促進する。
- ハ 東海地震が発生しても家屋の倒壊による死者が発生しないことを目標として、住宅の耐震強化を強力に推進する。
- ニ 地震予知観測調査への協力や、予知情報の迅速で的確な情報収集を進めるとともに、観測網の充実強化や維持整備を図る。

### (2) 風水害対策に関する事項

- イ 山地災害危険地区や土砂災害危険箇所について、治山施設や砂防設備などの整備を推進する。
- ロ 洪水による災害発生の防止のため、河川の整備、放水路の整備など、総合的な治水対策を進めるとともに、災害情報等を管理する土木総合防災情報システムの充実を図る。
- ハ 高潮対策や海岸侵食対策として、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持や向上を進める。

ニ 農地の公益的機能の保持、侵食や崩壊の防止、地すべり被害の防止のため、農地の保全対策や防災対策を推進する。

ホ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため、道路のネットワーク化や道路の防災対策を推進する。

(3) その他に関する事項

イ 森林でのレクリエーション機会の増加などに伴い、大規模な林野火災の発生の可能性が増加していることから、初期消火のための資機材の配備等を推進する。



## 10. 西駿河湾区域都市開発区域建設計画

静 岡 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需要に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	7
8	施設の整備に関する事項	9
9	環境の保全に関する事項	18
10	防災対策に関する事項	19

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、西駿河湾区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した西駿河湾区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

静清地域

静岡市（一部）、清水市

志太・榛原地域

焼津市、藤枝市、志太郡岡部町、大井川町

島田市、榛原郡御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### (1) 西駿河湾区域の現状と課題

#### イ 区域の概要

本区域は、首都圏と中部圏の間に位置する恵まれた立地条件を活かし、静岡市及び隣接する清水市の両市を中心に一体的な社会経済活動が営まれ、本県の中核的區域として発展しており、太平洋ベルト地帯に沿った西日本国土軸を形成している。

この区域を大別すると、静清地域と志太・榛原地域に分かれ、両地域とも、駿河湾に面した比較的平坦な平野部と北側に向かってそれらを囲む形で展開する丘陵部からなっている。また、この区域は、日本平、三保半島などの景勝地に加え、長く美しい海岸線、南アルプスへ続く山岳地帯、大井川、安倍川、興津川流域等の豊かな自然に恵まれている。

#### ロ 茶を中心とする農林水産業

農林水産業については、牧之原台地を中心に全県の約4割を生産する茶

を主体に米、みかん、花き等の農業や、清水港、焼津漁港に水揚げされるマグロやカツオ、ウナギの養殖等の水産業が営まれているが、後継者不足に対する生産体制の改善や、生産性を向上させる基盤整備が求められている。

#### ハ 伝統的産業をはじめとする多彩な産業の形成

製造業については、静岡市を中心に家具、雛具・雛人形、漆器、サンダルなどの伝統的産業や、食品、プラモデル、一般機械、電気機器など多彩な産業が立地している。また、東名高速道路焼津IC、吉田IC周辺地域は、交通の利便性を活かした工業用地整備を背景に、食料品、飲料、薬品、化学、電気機械などが立地しているが、近年の厳しい経済状況の中、既存産業の活性化や新たな産業の創出など産業、経済の活性化が急務となっている。

#### ニ 本県の中核をなす地域の形成

本区域は、静岡市、清水市を中心に、古くから県内における行政、経済、商業等の中心地を形成しているが、今後、本県の中核となる拠点として、情報化や国際化に対応し、ソフト・ハードが一体となった、より高次な都市機能の整備や情報発信機能の整備が求められている。

#### ホ 「陸・海・空」の総合的な交通基盤の整備

第二東名高速道路、中部横断自動車道等の交通基盤の整備や静岡空港、清水港等の整備など、「陸・海・空」の総合的な交通基盤の形成を図ることにより、ひと、もの、情報が活発に交流する世界に開かれた魅力ある区域を創造していく必要がある。

### (2) 今後の基本方針

このような現状を踏まえて本区域は、自然に恵まれ、伝統と文化が香るうまい空間に、高次な都市機能が集積し、陸・海・空の交通ネットワークの充実により、人、もの、情報が活発に交流することによって、多彩な産業が展開する、国際性豊かな地域をめざしていく。

#### イ 大交流・大競争時代にむけた総合的な交通ネットワークの整備

平成18年の開港を予定している静岡空港や、第二東名高速道路、中部横断自動車道、清水港、御前崎港等の整備を進め、さらには周辺アクセス道

路と連携し、陸・海・空の総合的な交通基盤の整備による広域的な交流を促す、交通・情報ネットワークを構築する。

#### ロ 高次都市機能の強化 ～にぎわいに満ちた高感度都市の創造～

東静岡都市拠点整備事業における拠点施設として整備された静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」や、舞台芸術の振興拠点である舞台芸術公園を積極的に活用し、新たな文化の創造発信や多彩な文化芸術活動を展開していくとともに、土地区画整理事業等を推進し高度情報化に対応した都市基盤の整備の充実強化を図り、国際的な交流のステージにふさわしい都市を形成していく。

また、地方分権が進展する中、地域の自主性、自立性を高めた、個性と魅力ある区域づくりが期待されている。このような中であって、現在、合併の協議が進められている静岡市と清水市については、政令市に向けた合併を支援していく。

#### ハ 国際交流拠点の整備と新たな時代を拓く産業の創出

清水港を核とした輸入促進地域（FAZ）の整備や輸入促進による貿易の振興により地域の活性化を図る。また、第二東名高速道路、中部横断自動車道等の整備により、特に、首都圏、甲信越地方との海陸を結ぶ物流拠点、産業拠点として機能を強化する。

さらに、産学官連携による駿河湾深層水を利用した新産業の創出や、しずおか夢起業支援事業の推進による創業者の支援等により、新たな時代を拓く活力ある産業の育成を推進する。

#### ニ 環境への負荷の少ない社会の構築

しずおか新エネルギー等導入ビジョン21により、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの新たな導入促進を図っていく。また、新エネルギーの活用や省エネルギー、リサイクルの推進などによる資源の効率的活用を図り、環境負荷の低減を重視した循環型社会の構築を進める。

#### ホ 観光の振興 ～感性を高め、魅力ある地域の形成～

海岸部や山間部でのレクリエーション需要に対応する拠点の整備や、広域観光ルートの開発を図るとともに、東海道四〇〇年祭や2001年しずおか緑・花・祭、全国豊かな海づくり大会、世界お茶まつり等のイベントの開催を利用し、交流人口の増大を図ることにより、活力ある地域を形成して

いく。

#### へ 山梨県、長野県との連携

隣接する山梨県や長野県との県際交流を深めることにより、中部横断自動車道の整備を推進するなど、広域的な連携を図る。

#### ト 弾力的な運用

この計画の実施に当たっては、財政状況等を考慮しつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換、既得権の変更等を要するものについては十分な調整を図る。特に、文化財の保護、農林地等の県土保全と安全性の確保、環境の保全、エネルギーの安定確保、防災対策等に留意する。

### 5 人口の規模及び労働力の需要に関する事項

- (1) 本区域の人口は、過去5年間に於いて2千人減少し平成12年には1,152千人となるが、今後の5年間に於いては、本区域の開発及び都市機能の充実により人口が1千人増加し、平成17年には1,153千人になるものと見込まれる。
- (2) 人口の年齢別構成をみると、平成12年の年少人口は173千人、生産年齢人口は782千人、高齢人口は197千人であり、平成17年には、年少人口は167千人（対平成12年比3.5%減）、生産年齢人口は760千人（対平成12年比2.8%減）、高齢人口は226千人（対平成12年比14.7%増）になるものと見込まれる。
- (3) 本区域の一般世帯数は、平成12年には389千世帯となり、今後5年間に30千世帯増加し、平成17年には419千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 産業の国際化や、情報化、技術革新の進展等により産業構造が変化している中、産業別の労働力構成は、大きく変化している。また、少子・高齢化の一層の進展によるライフスタイルの変化や生産年齢人口の減少は、労働力の需給について多様な変化をもたらし、女性や高齢者等の就業の増加が一層見込まれる。

このため、労働力需給が量的、質的に変化している中であって、需給のミスマッチの解消を図るために、新しい労働需要に適合した技能を持つ人材の

育成に努めるなどの雇用対策を進める。特に、女性、高齢者、障害者について、性別、年齢等にとらわれない個人の能力に基づく就業が可能となるような、雇用促進対策を積極的に進める。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 総論

少子・高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展など、大きな時代の変革期を迎えており、新たな社会システムへの対応が求められている。

このような中、国際的な競争の激化に対応した競争力の強い産業を育成するため、各種産業の未来を担う企業家、技術者、後継者などの人材の育成を図るとともに、急激に進行するIT革命に対処するため、情報通信基盤を着実に整備し、地域の情報化を推進する。また、男女共同参画を推進し、男女が共に働きやすい環境の整備を進める。

#### ロ 農業

本区域の農業は、牧之原台地や山間地域で展開される茶を中心に、野菜、花き、果樹、畜産など多彩な農業活動が行われている。都市近郊や平坦地では、野菜や花き類の施設園芸が盛んで、茶業とともに経営の法人化が進んでいる。しかしながら、生産構造は、依然就業者の減少と高齢化の進展などによる弱体化が問題となっている。また、地域の基幹作物である茶は、樹齢が30年近いものが多い上、農地の多くが急傾斜地となっており、生産活動の維持、拡大を図っていくうえで生産基盤の整備と安定的な生産構造の構築が急務となっている。

このため、高い生産技術と経営能力によって、消費者ニーズを的確に捉えた産物を継続的に供給することが可能なビジネス経営体を育成し、安定的な生産構造を構築する。また、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等を推進し、コストの軽減や優良農地の確保など生産性の向上を図る。さらに、農業集落排水事業、田園空間整備事業などにより、生産基盤と一体となった生活環境の整備を進め、快適な農村空間の形成を図る。

#### ハ 林業

本区域の林業は、静岡市の山間地や大井川上流域などで、古くからスギ、ヒノキの産地を形成してきた。近年、森林資源の新たな活用策として、間伐材や竹を、家具材や炭として利用する取り組みが始まっている。清水港周辺や安倍川、大井川流域などに製材工場などの木材産業が集積しているが、零細な事業者が多く、乾燥材を求める実需者の要求に応えることが困難な状況にある。また、近

年森林には、水源かん養の向上や保健休養機能が求められており、上流域の人工林の適正な維持管理が課題となっている。

このため、素材生産においては、高性能機械の導入を可能とする林道及び作業道の整備を推進するとともに、木材業界との連携強化によって、流通コストを低減し、合理的な価格で地元の優良なスギ、ヒノキ材を供給できる体制を整備する。さらに、木材の有効利用を図るため、十分な乾燥を施すことができる施設の整備を進める。

また、土砂流出の防止や水源かん養など森林が持つ機能が発揮されるように下刈りや間伐などの森林施業の適正な実施を図るとともに、健全な森づくりに地域が一体となって取り組む体制づくりを進める。

## ニ 水産業

本区域の水産業は、遠洋マグロやカツオの水揚げ基地として知られる清水港、焼津港を擁し、これらを原料とした缶詰、鰹節や鳴門巻に代表される練り製品などの水産加工業が盛んに行われてきたが、産地間競争の激化等による水揚げ高の減少がみられ、その対策としての水揚げ漁船の誘致や、生産流通施設の整備が課題となっている。沿岸漁業では、シラスやサクラエビの船びき網漁のほか、ヒラメ刺網漁、タイ網漁が行われており、シラスについては、加工業も盛んである。焼津市、大井川町では深層水の利用研究が始まり、これを利用した水産加工業の振興に期待が寄せられている。

このため、焼津漁港では、全国有数の水揚げ基地としての機能強化を図るため、外港整備を推進する。水産資源の維持、培養を図るため、漁業種類や複数の魚種を対象とした複合的な資源管理型漁業を沿岸域まで含めて定着化を図るとともに、魚礁の造成や築磯の整備を進める。

また駿河湾深層水については、県水産試験場と連携し水産加工業等への利用開発を支援する。

## ホ 工業

本区域の工業は、家具、サンダル等の地場産業や水産加工業、食品工業、電気機械、化学工業等の多様な企業が立地しているが、今後、情報通信などの付加価値の高い産業の育成や、空港をはじめとする高速交通基盤を利用した新たな産業の集積及び研究開発型企業の立地が期待されている。

このため、しずおか生活産業情報拠点構想などの推進により、地域産業の高度化や情報産業、研究開発型企業等の育成、立地を図るとともに、インキュベーター施設の整備を推進し創業者を支援していく。さらに、静岡工業技術センターを中心とした産学官連携による駿河湾深層水を利用した新産業の創出や地域産業の活性化、技術開発力の強化に努める。

## へ 商業・サービス業

本区域では、小売業等は比較的堅調に推移しているが、中心部からの大型店の撤退や空き店舗の増加が見られるなど、中心市街地の活性化が大きな課題となっている。

このため、静岡市、清水市、島田市、藤枝市などでは、中心市街地活性化基本計画に基づき、集客力の強化や拠点性の回復を図った整備と商業の活性化を総合的、一体的に推進していく。また、オムニバスタウン計画の導入や透水性の歩道、足元を照らす照明の設置等のユニバーサルデザインを導入した区画整理事業の実施など、市民と協働してまちづくりを進める。

## ト 観光

本区域は、三保、焼津から御前崎に至る西駿河湾の海岸線や牧之原台地の広大な茶園からなり、背後にはわが国有数の自然を有する南アルプスが控えている。今後、このような恵まれた立地条件を活かし、他産業と連携した新たな観光振興が求められている。

このため、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想を推進し、また東海道四〇〇年祭、2001年しずおか緑・花・祭、全国豊かな海づくり大会(2001年)、世界お茶まつり(2001年)等のイベントの開催を契機に、旧東海道をイメージしたまちづくりや、マリンスポーツ、グリーンツーリズムの振興など、豊かな自然や歴史を活かした新たな観光ルートを開発するとともに、地域観光拠点の整備を進める。さらに、舞台芸術公園やグランシップ等で行われる舞台芸術などの新たな文化創造やイベントを通じた賑わいと交流の拠点づくりを進め、世界に向けて魅力的な情報を発信していく。

## (2) 産業の規模

本区域の就業者数を従業地によってみると、平成12年には637千人、平成17年には634千人になるものと見込まれる。

産業別には、平成12年の第1次産業は32千人(5.0%)、第2次産業は229千人(36.0%)、第3次産業は376千人(59.0%)となる。平成17年には、第1次産業及び第2次産業の就業人口は若干の減少が見られ、第1次産業は3千人減少し29千人(4.6%)、第2次産業は2千人減少し227千人(35.8%)になると見込まれるのに対し、第3次産業の就業人口は2千人増加し378千人(59.6%)になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、静岡市、清水市を中心に県の中核都市圏を形成している。東海道沿線に形成された市街地では、静岡市を中心とする静清地域のベッドタウン化が進んでいる。また、区域南部では全国有数の茶産地である牧之原台地などからなっているが、今後、静岡空港、第二東名高速道路、地域高規格道路等が整備されると、国内のみならず海外との交流も格段に広がることになり、新たな産業創出も考えられ、産業や人口の動向に一層の変化が予想される。このため、地域の主要産業である茶をはじめとする農業地域との調整や自然環境の保全など秩序ある土地利用を図る必要がある。

このため、本県の国土利用計画に基づき、「県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る」ことを県土利用の基本理念とし、地域の特性を踏まえながら、土地利用基本計画をはじめとする土地に関する諸制度の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な土地利用を展開する。

## (2) 土地利用の概要

イ 市街地として利用を図る地域は、中心市街地活性化法等による既成市街地の整備や都市拠点整備事業などにより、計画的な都市基盤の整備を推進し、都市機能の強化を図る。

また、交通体系の整備による都市の外延化、人口、世帯数の増加に対処するため土地区画整理事業等により良好な住宅用地を確保し、上下水道、公園施設の整備など、都市環境や居住環境の改善を図る。

ロ 工業用地については、市街地に立地する企業の適正な再配置に努めるとともに、清水港周辺においては、低未利用地の有効活用が望まれている。

また、静岡空港、第二東名高速道路等の交通基盤の整備を念頭に置き、今後国内において成長の期待される産業の立地促進や集積など、自然と共生した計画的な工業配置に努める。

ハ 農用地については、急傾斜地のため生産条件が厳しく、栽培面積が年々減少している茶やみかんなど基幹作物の持続的な生産を確保し、産地強化を図るため、ほ場の平坦化等生産基盤整備を重点的に実施するとともに、優良農地の確保や農地の流動化を進める。また都市近郊においては、都市型利用との調整を図りながら施設園芸の振興や優良農地の確保、保全及び利用の増進に努める。

- ニ 静岡空港周辺部は、空港を核とした様々な交流が進む活力のある地域の形成を検討する。また、農用地などの自然的土地利用との調整を図りつつ、アクセス道路網を整備し、工業用地や流通施設用地などの確保に努める。
- ホ 第二東名高速道路インターチェンジ周辺部においては、高速道路及び関連するアクセス道路の整備による地域経済、都市活動の拡大が広範囲に及ぶものと予想されるため、周辺環境、景観との調和を図りながら、都市的な土地利用の計画的な誘導を図る。
- ヘ 環境問題への対応や県土保全、自然とのふれあい空間として、自然環境の維持・保全を図る。また、都市公園、緑地、河川空間等の効果的な整備を推進する。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を進めるため、環境の保全に配慮しつつ、区域の総合的な交通・情報ネットワークの形成を図る。

#### イ 道路

全国との交流・連携ネットワークの充実を図り、活力ある地域の形成や良好な市街地を形成する道路網の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

道路規格	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高規格幹線道路	第二東名高速道路	日本道路公団	区域内延長 63.0km	用地取得及び工事实施
	中部横断自動車道	日本道路公団	区域内延長 11.5km	調査、用地取得及び一部工事实施
地域高規格道路	静岡東西道路 (1号静岡バイパス)	国土交通省	計画延長 24.2km	工事实施
	静岡南北道路 (静岡市下工区)	静岡県	計画延長 3.3km	用地取得及び工事实施 道路工 1.4km
	金谷御前崎連絡道路 (150号南遠道路) (473号金谷相良道路)	静岡県	計画延長 7.1km 5.3km	用地取得及び工事实施 道路工 3.8km 道路工 3.5km

一般国道	1号藤枝岡部IC関連(藤枝市、岡部町)	国土交通省	計画延長 2.1km	用地買収及び工事実施
	52号清水IC関連(清水市)	国土交通省	計画延長 0.15km	測量設計等
	150号新日本坂トンネル(静岡市、焼津市)	国土交通省	計画延長 5.2km	工事実施
	150号 清水(清水市) 静岡(静岡市) 焼津(焼津市)	静岡県	計画延長 4.2km 2.3km 6.2km	用地取得及び工事実施 道路工 1.0km 道路工 1.0km 道路工 1.0km
	362号(静岡市) 大原～谷津	静岡県	計画延長 4.3km	用地取得及び工事実施 道路工 1.0km
主要地方道	清水富士宮線 (伊佐布工区)	静岡県	計画延長 0.5km	用地取得及び工事実施 道路工 0.3km
	島田吉田線 (阪本、神戸他)	静岡県	計画延長 5.2km	用地取得及び工事実施 道路工 2.5km
	大井川新橋(仮称)	静岡県	橋長 840m	橋梁上下部工
	焼津榛原線 (下小杉工区)	静岡県	計画延長 1.3km	用地取得及び工事実施 道路工 1.1km
街 路	静岡駅賤機線 (静岡市)	静岡県	計画延長 1.9km	用地取得及び工事実施 道路工 0.5km
	北街道線 (静岡市)	静岡県	計画延長 0.6km	用地取得及び工事実施 道路工 0.2km
その他	静岡駅前地下駐車場(静岡市)	国土交通省、静岡市	駐車台数 400台	工事実施

## ロ 鉄軌道

産業や経済の発展、生活行動の広域化に対応するとともに、利用圏域の拡大による静岡空港の利便性の向上を図るため、東海旅客鉄道東海道新幹線の空港新駅(静岡駅～掛川駅間)の設置について検討を進める。

## ハ 港 湾

船舶の大型化への対応や物流機能の強化・拡充等のため港湾施設を整備する。また、緊急時の救援活動拠点としての機能や海洋レクリエーションの場を確保するため、緑地、マリーナなどの整備を進める。

港 湾 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
特定重要港湾 清水港	国土交通省 静岡県	国際海上コンテナターミナルの整備により物流需要の増大に対応する外貿物流拠点の強化	岸壁(-15m) 350m*1B 泊地(-15m) 増深 コンテナドック等埠頭用地 28ha 緑地 1.8ha 他

重要港湾 御前崎港	国土交通 省 静岡県	多目的国際ターミナルや複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備による物流基盤の強化	岸壁（-14m） 280m*1B 防波堤（東）（西） 延伸 泊地（-7.5m） 増深 緑地 19.1ha 他
--------------	------------------	--	---

また、地方港湾相良港については、地域の特性に応じて港湾施設の整備を進める。

## ニ 漁 港

水産振興の拠点となる焼津漁港などの整備を推進する。

漁港名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
焼津漁港	静岡県	防波堤 1,594m 泊地 186 千㎡ 岸壁（-5~-9m） 985m	防波堤 157m、岸壁（舗装） 360m、道路 1,224m

## ホ 空 港

今後予想される地域間競争の激化、交流の活発化、産業・経済の国際化の進展などに対応し、県勢のより一層の発展を図るために静岡空港の整備を推進するとともに、空港及び空港新駅を機軸とした地域振興や都市開発を検討していく。

空 港 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静岡空港 （榛原町、 島田市）	静岡県	管理面積 190ha、全体 530ha 滑走路 長さ 2,500m 幅 60m 盛土量 約 2,700 万 m <sup>3</sup>	用地買収及び工事推進 H18 開港予定

## へ 通信施設

情報通信技術の飛躍的な進歩により、あらゆる情報が瞬時に世界中を流通する高度情報通信社会が到来しており、産業や生活などに大きな影響を与えている。このため、電線共同溝や移動通信網、光ファイバー網など、高度情報化に対応できる情報通信基盤の整備を進める。

また、静岡市におけるCATVやFMコミュニティ放送の整備、清水市の清水産業情報プラザ（仮称）の整備など地域情報化の推進及び拠点の整備・活用を図る。さらに、「しずおか情報化ビジョン 2005」に基づき、学校におけるインターネットの利用環境の整備や、SOHO（スモールオフィスホームオフィス）への支援などを推進する。

## (2) 宅 地

健全な市街地の形成や既存工場の移転・集団化を図るほか、新たな工場誘致を推進するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及

び農林地の保全に配慮した計画的な宅地開発、都市開発等を推進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
住宅用地	東静岡駅周辺 (土地区画整理)	静岡市	地区面積 50.6ha	建物移転・造成工事等
	焼津南部 (土地区画整理)	焼津市南部土地 区画整理組合	地区面積 166.0ha	建物移転・造成工事等
	大覚寺八楠 (土地区画整理)	焼津市	地区面積 48.9ha	建物移転・造成工事等
	中央第三 (土地区画整理)	島田市	地区面積 20.6ha	建物移転・造成工事等
	島田大津(仮称) (一般宅地開発)	静岡県 企業局	地区面積 5.0ha	造成工事・分譲
住 宅	静岡駅南口第二 (市街地再開発)	市街地再開発組 合	地区面積 0.7ha	建築工事 住宅、店舗、公益施設他
	御幸町伝馬町第一(静岡市) (市街地再開発)	市街地再開発組 合	地区面積 0.4ha	建築工事 住宅、店舗、公益施設他
	港町第二(清水市) (市街地再開発)	市街地再開発組 合	地区面積 0.4ha	建築工事 住宅、店舗他
	富士見団地 (公営住宅建替)	静岡市	計画面積 4.0ha	建替工事 (建設戸数 186戸)

### (3) 公園、緑地等

レクリエーション需要の増大・多様化に対処するとともに、東海地震等に備えた広域避難地を確保し、あわせて生活環境の向上を図るため、平成17年度における都市計画区域内の都市公園面積について、約694haを確保することを目標に公園、緑地の整備を進める。

主要な公園の整備計画は次のとおりである。

公園緑地名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
浅畑緑地	静岡市	全体計画面積 52.3ha	整備面積 22.2ha
石津西公園	焼津市	全体計画面積 4.2ha	整備面積 4.2ha
藤枝総合運動公園	藤枝市	全体計画面積 43.0ha	整備面積 30.0ha
中央公園	島田市	全体計画面積 34.3ha	整備面積 4.7ha
緑と文化の丘公園	相良町	全体計画面積 11.7ha	調査設計等

### (4) 河川、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民生活及び産業活動の安全を確保するため、総合的な国土保全対策を推進する。また、長期にわたる安定的な水確保体制を確

立する。

## イ 河 川

安倍川水系、大井川水系、巴川水系、瀬戸川水系、栃山川水系、萩間川水系等の治水事業を推進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。なお、事業実施に際しては、自然環境や生物の生育環境に配慮し良好な水辺空間の形成を図る。

また、興津川の上流に生活用水確保のための生活貯水池として布沢川ダムの建設を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
総合治水対策	巴川（静岡・清水市）	静岡県	大谷川放水路 6,300m 遊水池 214ha	遊水池整備等
広域基幹河川改修	萩間川（相良町）	静岡県	護岸工 92,764 m <sup>2</sup> 道路橋 6 橋	用地補償等
低地対策	勝間田川（榛原町）	静岡県	耐震水門 1 基	水門工
河川総合開発	布沢川ダム（清水市）	静岡県	重力式コンクリートダム 堤高 59.5m	本体工事 付替道路工事

## ロ 海 岸

高潮被害や海岸侵食などを防止し、海岸保全機能の維持や向上を図るため、高潮対策及び侵食対策事業を進める。

主要な海岸整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高潮・侵食対策	駿河海岸（焼津市、大井川町、吉田町、榛原町）	国土交通省	離岸堤 緩傾斜堤	離岸堤
高潮対策	清水西海岸（清水市）	静岡県	離岸堤 22 基 養浜 133 万 m <sup>3</sup>	離岸堤 3 基 養浜 25 万 m <sup>3</sup>
	静岡海岸（静岡市）	静岡県	離岸堤 5,593m	離岸堤嵩上 20 基
	相良海岸（相良町）	静岡県	堤防嵩上 5,061m 離岸堤 11 基	津波防災ステーション
	清水港海岸（清水市）	静岡県	突堤 1 基 胸壁 6,531m	胸壁 3,150m
侵食対策	焼津漁港海岸（焼津市）	静岡県	堤防（改良）693m 陸閘遠隔地 8 基	陸閘遠隔地 6 基

## ハ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、安倍川水系、大井川水系

等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
砂防事業	都市山麓グリーンベルト(静岡市、清水市)	静岡県	砂防ダム 42基	砂防ダム工 25基
急傾斜地崩壊対策等	油山社古土上(静岡市)	静岡県	擁壁工 120m	擁壁工 60m
地すべり対策事業	花沢(焼津市)	静岡県	排水路工 250m ボーリング工 1,090m	排水路工 250m ボーリング工 600m
	切山松島(金谷町)	静岡県	ボーリング工 540m 杭打工 104m	ボーリング工 540m
治山事業	舟ヶ久保(藤枝市)	静岡県	治山ダム工 11基 森林整備 157ha	治山ダム工 11基 森林整備 122ha
	西向(島田市)	静岡県	治山ダム工 7基 ボーリング工 950m	治山ダム工 2基 ボーリング工 220m

#### (5) 住 宅

世帯の増加、建替え等による住宅需要の増加により、計画期間内に必要な住宅建設戸数は、約 63 千戸と見込まれる。このため、適切な維持・管理により既存ストック住宅の有効活用を図るとともに、狭小・老朽化した公的住宅については計画的な建替え・増改築を進める。さらに、地域の需要に対応した民間賃貸住宅の建設を促進し、優良な賃貸住宅の供給を図る。

住宅建設に当っては、長期的使用に耐えうる質の高い住宅への誘導を図る。また、ユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、景観にも十分配慮し、人と環境にやさしい住まいづくりを推進する。

#### (6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり整備を推進する。

##### イ 水 道

平成 17 年度における給水人口約 1,212 千人を目途に、静岡市、藤枝市、島田市等における上水道施設や、大井川広域水道用水供給事業の整備を進める。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
大井川広域水道用水供給事業	静岡県大井川広域水道企業団	計画給水量、321,400m <sup>3</sup> /日 長島ダム、取水施設 導水トンネル、導送水管他	導送水管整備実施

ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口約 635 千人を目途に、静清流域下水道及び流域関連公共下水道並びに区域内 6 市町村において公共下水道等の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静清流域下水道 (静岡、清水市)	静岡県	計画処理面積 3,190ha 計画処理量 134 千 m <sup>3</sup> /日	処理場工事 水処理 8,375m <sup>3</sup> /日*2 池
公共下水道 (単独・流域 関連)	静岡市	計画処理人口 465 千人 計画処理量 466 千 m <sup>3</sup> /日 (高松、城北、中島、長田処理場)	整備面積 548ha 長田浄化センター (H14 末供用予定)
	清水市	計画処理人口 238 千人 計画処理量 114 千 m <sup>3</sup> /日 (南部、北部浄化センター)	整備面積 401ha
都市下水路	清水市	三保ポンプ場 雨水 16m <sup>3</sup> /s 管渠延長 4,800m	管渠延長 232m

ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴うごみ、し尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設等の整備を推進する。また、地域の実情に応じて、合併処理槽、コミュニティ・プラントの整備を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
ごみ焼却施設	清水市	処理能力 360t/日 120t/日*3 基	施設整備推進
	島田市・北榛原地区衛生消防組合	処理能力 148t/日 74t/日*2 基	H16 施設完成予定
灰溶融施設	静岡市	処理能力 120t/日 60t/日*2 基	H15 施設完成予定
埋立処分地施設	静岡市	処理能力 450,000m <sup>3</sup>	H16 施設完成予定 埋立期間 18 年
	島田市・北榛原地区衛生消防組合	処理能力 10,000m <sup>3</sup>	H16 施設完成予定 埋立期間 15 年

(7) 教育文化施設

イ 教育施設

国際化、情報化、学校の再編整備など社会変化に対応した教育環境の整備を図るとともに、既設校の耐震対策等の施設の整備を進める。また、県

立大学においては、高度な知識、技術を備えた看護専門職の養成を行うため、大学院看護学研究科の設置を行う。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
東益津小学校	焼津市	校舎改築（耐震）	H16 施設完成予定
島田第一中学校	島田市	校舎改築（耐震）	H15 施設完成予定

## ロ 文化施設

生活のうるおいと精神的な豊かさを確保し、地域の文化的環境の向上を図るため、静岡県武道館（仮称）、静岡市南東部地域複合施設（仮称）、静岡市北部地域複合施設（仮称）、清水市不二見公民館などの整備を行う。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
静岡県武道館（仮称）（藤枝市）	静岡県	延床面積 12,914 m <sup>2</sup> 大道場、第一、第二道場等	H13 施設完成予定
静岡市南東部地域複合施設（仮称）	静岡市	延床面積 4,500 m <sup>2</sup> 公民館、老人福祉センター等	H15 施設完成予定
静岡市北部地域複合施設（仮称）	静岡市	延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 図書館、教育センター	H14 施設完成予定

## ハ 研究施設等

産業の高度化の基盤となる技術開発力の強化と地域産業の新たな需要を創造するため、県試験機関の整備・充実を図る。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
駿河湾深層水水産利用施設（仮称）（焼津市）	静岡県	延床面積 3,800 m <sup>2</sup> 管理棟、飼育棟（4棟）他	H14 施設完成予定 （水産試験場附帯施設）

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

少子・高齢化の進行等に伴う福祉需要の増大に対処するため老人福祉施設、障害者福祉施設、また児童福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実に努める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
児童福祉施設	藤岡聖マリア保育園（藤枝市）	（福）聖母福祉会	施設増築 収容人員 150人	H14 施設完成予定
養護老人ホーム	権現荘	島田市	施設改築 収容人員 50人	H13 施設完成予定
	慈恵園	焼津市	施設改築 収容人員 60人	H14 施設完成予定

## ロ 介護老人保健施設

要介護老人の急速な増加に対処するため、看護・介護やリハビリテーション機能の充実を図るための施設整備を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
介護老人保健施設	福田ヶ谷老人保健施設（仮称）（静岡市）	（医）社団 松英会	施設新設 収容人員 100 人	H13 施設完成予定
	島田ケアセンター（島田市）	（医）社団 長啓会	施設新設 収容人員 100 人	H13 施設完成予定

## ハ 医療施設

疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大と質的变化に対処し、地域住民が安心して質の高い保健医療サービスが受けられるように、医療施設等の整備を進めるとともに、医療機関の機能分担や相互連携体制づくりを支援する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
一般病院	総合病院静岡厚生病院（静岡市）	厚生連	施設改築 病床数 265 床	H14 施設完成予定
	静岡県立こども病院（静岡市）	静岡県	施設改築 病床数 200 床	H14 施設完成予定
精神病院	溝口病院（静岡市）	医療法人 社団 リラ	施設改築 病床数 239 床	H13 施設完成予定

## ニ 職業訓練施設

地域産業の発展を担う人材を育成するため、技術の高度化や情報化の進展に対応した職業能力開発施設の訓練機器等の整備を行う。

## ホ 卸売市場

生鮮食料品の流通拠点としての機能の高度化を図るため、静岡中央卸売市場（静岡市）内施設の整備を進める。

## ヘ 農業生産施設

大規模化や省力化など生産条件を改善し農産物を安定供給するため、農業生産基盤の整備や集出荷場、加工施設の整備を進める。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
国営かんがい排水事業	大井川用水地区（島田市、焼津市他）	農林水産省	大井川水路橋、大井川サイフォン、幹線トンネル及び幹線水路改修 30km	調査設計 工事推進
畑地帯総合整備事業	牧之原榛原（榛原町）	静岡県	農道整備 84km 畑地かんがい 906ha	農道整備 13km 畑地かんがい 301ha
	牧之原金谷（金谷町）	静岡県	農道整備 49km 畑地かんがい 566ha	農道整備 14km 畑地かんがい 199ha
	牧之原相良（相良町）	静岡県	農道整備 61km 畑地かんがい 1,135ha	農道整備 9km 畑地かんがい 455ha

## ト 林道

適正な森林管理や林業の生産性の向上及びこれらを通じた山村の活性化を図るため、林道網の整備を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	路線名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
山村道路網整備事業	びく石大沢（藤枝市）	静岡県	林道開設 8.0km	林道開設 2.3km
広域基幹林道開設事業 他	八高山（金谷町他1町）	静岡県	林道開設 24.5km	林道開設 2.4km
普通林道開設事業	鍋島犬間（島田市）	島田市	林道開設 7.9km	林道開設 2.2km

## 9 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制の徹底及び指導を図るとともに、各種生活環境施設の整備による環境基準等の達成、維持に努めるなど、公害の防止に関する施策を積極的に推進する。さらに、環境基本法、静岡県環境基本条例、静岡県環境影響評価条例、平成13年度改定予定の環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する。また、静岡・清水地域公害防止計画に基づいて各種施策を推進する。

イ 大気汚染については、発生源に対する規制の徹底及び指導を図るほか、クリーンエネルギーの利用を推進する。

ロ 水質汚濁については、排出水の規制の徹底及び指導を図るほか、下水道の整備、生活排水対策、河川等の浄化対策などを推進する。また、地下水質の保全を図るため、地下水汚染対策を推進する。

ハ 自動車交通対策については、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路構造沿道対策、沿道土地利用の適正化を推進する。

- ニ 騒音・振動については、発生源に対する規制及び指導の徹底を図る。
- ホ 静岡空港の建設については、「人と自然にやさしい空港づくり」を基本として、空港周辺地域の生活環境・自然環境の保全に十分配慮して進める。また、学校、共同利用施設、住宅等の防音工事など航空機騒音対策事業を実施し騒音問題の未然防止に努める。
- ヘ 悪臭については、悪臭防止法等による規制の徹底及び指導を図る。
- ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、観測、調査研究対策を整備拡充するとともに、公害防除のための技術開発に努める。
- チ 健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林など多様な自然環境の整備・保全を推進する。
- リ 地球の温暖化や廃棄物の増大等の環境問題については、廃棄物の抑制、リサイクル・省エネルギーの推進など、環境との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進める。
- ヌ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査等を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、降水量が比較的多く、また地形が急峻で一部に軟弱な地盤が存在し、山崩れ、崖崩れ、洪水、高潮、津波など、自然災害の発生の恐れのある地域が少なくない。また、東海地震による大規模災害の発生が指摘され、全域が地震防災対策強化地域に指定されている。さらに都市化の進展により、災害の態様が複雑多様化、大規模化していることから、大規模災害の防災対策の一層の充実強化が求められている。

このため、静岡県地域防災計画等に基づき、地域住民の生命・身体・財産の安全の確保を図るため、地震や風水害、火災などに対する以下の防災対策を積極的に推進する。

### (1) 震災対策に関する事項

- イ 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策などによる防災施設の整備や、避難路、緊急輸送路の道路網整備、港湾や漁港の耐震岸壁などの整備を推進する。
- ロ 建築物の耐震化や不燃化、市街地の落下物対策、防災公園の整備などにより、災害に強い都市づくりを推進する。また、防災拠点や避難所、医療

施設、学校施設の耐震化を進めるとともに、電気、電話の電線共同溝による地中化や、水道、ガスなどのライフラインの耐震化を促進する。

- ハ 東海地震が発生しても家屋の倒壊による死者が発生しないことを目標として、住宅の耐震強化を強力に推進する。
- ニ 地震予知観測調査への協力や、予知情報の迅速で的確な情報収集を進めるとともに、観測網の充実強化や維持整備を図る。

## (2) 風水害対策に関する事項

- イ 山地災害危険地区や土砂災害危険箇所について、治山施設や砂防設備などの整備を推進する。
- ロ 洪水による災害発生防止のため、河川の整備、多目的ダムの整備など、総合的な治水対策を進めるとともに、災害情報等を管理する土木総合防災情報システムの充実を図る。
- ハ 高潮対策や海岸侵食対策として、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持や向上を進める。
- ニ 農地の公益的機能の保持、侵食や崩壊の防止、地すべり被害の防止のため、農地の保全対策や防災対策を推進する。
- ホ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため、道路のネットワーク化や道路の防災対策を推進する。

## (3) その他に関する事項

- イ 森林でのレクリエーション機会の増加などに伴い、大規模な林野火災の発生の可能性が増加していることから、初期消火のための資機材の配備等を推進する。

## 11. 遠州区域都市開発区域建設計画

静 岡 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需要に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	9
9	環境の保全に関する事項	18
10	防災対策に関する事項	19

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、遠州区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した遠州区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

### 西遠地域

浜松市、天竜市（一部）、浜北市、湖西市、浜名郡舞阪町、新居町、雄踏町、引佐郡細江町、引佐町（一部）

### 中東遠地域

掛川市、小笠郡大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町  
磐田市、袋井市、周智郡森町（一部）、磐田郡浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

### (1) 遠州区域の現状と課題

#### イ 区域の概要

本区域は、本県西部にあって浜松市や周辺都市を中心に、多彩な産業、技術、情報等が集積されてるほか、特色ある農林水産業が営まれている。また、太平洋ベルト地帯に沿った西日本国土軸と、東紀州から伊勢湾沿岸に至る地域で形成される太平洋新国土軸が連結した、交通アクセス等の恵まれた地域に位置している。

この区域を大別すると、西遠地域と中東遠地域に分かれ、両地域とも、遠州灘に面した南部の比較的平坦な平野部と、北部の牧之原、磐田原、三方原などの台地及び山間地からなっている。また、浜名湖、遠州灘海岸など豊かな自然環境に恵まれ、それらが身近なレクリエーション空間として親しまれており、マリンレジャーを中心に観光ゾーンが形成されている。

#### ロ 県内有数の農業地帯を形成する農林水産業

農林水産業については、牧之原、磐田原台地を中心とする全国有数の茶産地であるとともに、平野部の水田農業や、メロン、花きなどの高付加価値型施設園芸が盛んな県内有数の農業地帯を形成している。しかし、後継者不足に対する生産体制の改善や、農地の一部で予想以上に進んでいる遊休地化の解消が課題となっている。また、浜名湖や遠州灘において、水産業も活発に行われているが、安定した漁業生産量の確保や後継者不足が課題となっている。

#### ハ すそ野の広い工業の集積

製造業については、浜松市を中心に繊維、楽器、輸送用機械等、最近では、光・電子技術を利用したエレクトロニクス分野が伸張してきたが、世界的規模での競争が激化する中、「やらまいか精神」に代表される進取の気風に富んだ風土に則って、ものづくり産業の更なる高度化や新規成長産業の創生が急務となっている。

#### ニ 都市機能の一層の充実

浜松市を中心に、アクトシティを核として高次都市機能が集積されつつあるが、近年大型店の撤退等により、中心市街地の空洞化が深刻化しており、都市基盤の整備や文化機能の向上による都市機能の一層の充実が求められている。

#### ホ 東西交通を中心とする交通基盤の整備

従来から東西交通が発達した地域であるが、今後、新たな東西幹線となる第二東名高速道路や、平成 18 年の開港が予定されている静岡空港へのアクセスの確保など、高速交通基盤の整備を進めるとともに、地域内の連携を強化するため、東西交通は元より南北交通を強化するなど域内の主要幹線道路の充実を図っていく必要がある。

### (2) 今後の基本方針

このような現状を踏まえ、本区域は、豊かな自然とうるおいのある環境や高次な都市機能の充実の下に、高度な産業や学術・文化が集積し、緑の丘陵と実りの田園空間の中に多彩な産業が展開する創造性と活力あふれる地域をめざしていく。

#### イ 世界に開かれた都市圏の形成

静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画に基づく土地区画整理事業等の都市基盤整備による都市機能の充実強化や、2004年のしずおか国際園芸博覧会の開催による交流機会の創出、また過去の技術・知恵を学習する産業考古学館（仮称）の整備構想の検討をはじめ、静岡文化芸術大学を中心とする新たな学術・文化拠点の形成により、世界に開かれた都市圏を形成する。また、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざし、オムニバスタウン計画の実施やタウンモビリティの取組みなど、ユニバーサルデザインを導入した地域づくりを進める。

#### ロ 農産物を安定的に供給する農業の振興

田園地域においては、生産性の高い農業地帯の形成のため、農業基盤整備事業等の推進により、優良農地の確保や認定農業者など先進的な担い手への農地集積を図るとともに、メロン、花きなどの高度な施設園芸農業の振興を推進する。また、安定的な生産構造を確立していくために、ビジネス経営体の育成を図る。

#### ハ 世界に誇る先端技術産業の集積

浜松地域高度技術産業集積活性化計画に基づき、高度技術産業を担う人材の育成や地域内外の大学や研究機関との産学官連携による共同研究開発の推進、研究機能の維持・強化などにより、既存産業の高度化や超精密加工技術、光技術産業、環境関連機器開発分野などの新たな事業の創出を図る。また、交通基盤の整備による利便性を生かし、浜北新都市開発区の整備や既存工業団地の分譲を推進し、世界に誇る先端技術産業や研究・研修機関などの集積を図る。

#### ニ 地域資源を活かした観光の振興 ～多彩な交流機会の創出～

小笠山総合運動公園の整備を推進し、2002年のワールドカップサッカー大会や2003年のNEW！！わかふじ国体の開催を契機に、スポーツ拠点として活力ある地域の形成を図るとともに、遠州灘、浜名湖などのリゾート資源を活用して、自然環境と調和したマリンレジャーの振興や魅力ある観光ルートの開発を図る。

#### ホ 環境の保全 ～蘇れ、美しい自然～

浜名湖の総合的な環境整備を推進する「ブリリアント浜名湖創造作戦」による浜名湖岸の再生や下水道整備の推進、また浜名湖水環境保全計画に基づく生活排水対策や水辺の管理の実施など、自然と共生した快適な生活空間の形成を図る。また、天竜川流域圏の環境保全に係る調査・研究を行う天竜川流域圏環境保全研究会との協働により、上下流の連携を強化するとともに、天竜川流域の環境の保全を推進していく。さらに、省エネルギーやリサイクルの推進などにより、環境負荷の低減を重視した循環型社会の構築を図る。

#### ヘ 広域的な連携を図る交通ネットワークの整備

第二東名高速道路、三遠南信自動車道、地域高規格道路等の整備や伊勢湾口道路の構想を進める。また、静岡空港、御前崎港、第二東名高速道路へのアクセス道路の整備やJR新駅設置の検討を進めるとともに、情報通信基盤の整備を推進し、広域的な連携を図る交通・情報ネットワークを構築する。

#### ト 三遠南信地域との連携

隣接する愛知県、長野県との県際交流を深めることにより、三遠南信地域の一体性の強化を図った魅力ある地域づくりを推進していく。特に、三遠南信自動車道の整備の推進や三遠南信サミットの開催、地域づくりに関わる人と人とのネットワーク化等により地域間交流・連携の強化を図る。

#### チ 弾力的な運用

この計画の実施に当たっては、財政状況等を考慮しつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換、既得権の変更等を要するものについては十分な調整を図る。特に、文化財の保護、農林地等の県土保全と安全性の確保、環境の保全、エネルギーの安定確保、防災対策等に留意する。

### 5 人口の規模及び労働力の需要に関する事項

- (1) 本区域の人口は、過去5年間において34千人増加し平成12年には1,232千人となる。今後の5年間においても、本区域の開発及び都市機能の充実により人口が17千人増加し、平成17年には1,249千人になるものと見込まれる。

(2) 人口の年齢別構成をみると、平成12年の年少人口は196千人、生産年齢人口は833千人、高齢人口は203千人であり、平成17年には、年少人口は190千人（対平成12年比3.1%減）、生産年齢人口は829千人（対平成12年比0.5%減）、高齢人口は230千人（対平成12年比13.3%増）になるものと見込まれる。

(3) 本区域の一般世帯数は、平成12年には409千世帯となり、今後5年間に38千世帯増加し、平成17年には447千世帯になるものと見込まれる。

(4) 産業の国際化や、情報化、技術革新の進展等により産業構造が変化している中、産業別の労働力構成は、大きく変化している。また、少子・高齢化の一層の進展によるライフスタイルの変化や生産年齢人口の減少は、労働力の需給について多様な変化をもたらし、女性や高齢者等の就業の増加が一層見込まれる。

このため、労働力需給が量的、質的に変化している中であって、需給のミスマッチの解消を図るために、新しい労働需要に適合した技能を持つ人材の育成に努めるなどの雇用対策を進める。特に、女性、高齢者、障害者について、性別、年齢等にとらわれない個人の能力に基づく就業が可能となるような、雇用促進対策を積極的に進める。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

### (1) 産業別開発の構想

#### イ 総論

少子・高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展など、大きな時代の変革期を迎えており、新たな社会システムへの対応が求められている。

このような中、国際的な競争の激化に対応した競争力の強い産業を育成するため、各種産業の未来を担う企業家、技術者、後継者などの人材の育成を図るとともに、急激に進行するIT革命に対処するため、情報通信基盤を着実に整備し、地域の情報化を推進する。また、男女共同参画を推進し、男女が共に働きやすい環境の整備を進める。

#### ロ 農業

本区域の農業は、県下一の穀倉地帯を形成している中遠地域での稲作をはじめ、茶、果樹、野菜、花き類、畜産など、多彩な生産活動が展開されている。各地で、生産団地化等を通じた競争力のある銘柄産地が形成され、

県下の粗生産額の過半を占める特産品が数多く生産されている。しかしながら、産地の多くは、就業者の減少と高齢化の進行によって、農地の遊休地化、また生産者組織の弱体化が問題となっており、持続的な発展が可能な産地構造の構築が課題となっている。

このため、高い生産技術と経営能力によって、消費者ニーズを的確に捉えた産物を継続的に供給することが可能なビジネス経営体を育成するとともに、これらのビジネス経営体が産地の中で中心的な役割を担う新たな産地構造の構築を支援していく。また、土地利用型農業においては、ビジネス経営体の育成とともに、地域の特性に応じ、特定農業法人等の地域営農を担う組織の育成を進める。さらに、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等を推進し、コストの軽減や優良農地の確保など生産性の向上を図るとともに、農業集落排水施設、農村公園など生産基盤と一体となった生活環境の整備を進め、ゆとりと活力あふれる快適な農村空間の形成を図る。

#### ハ 林業

本区域の林業は、都市近郊に位置する北部山間地の森林が水源かん養等の機能を保全する保安林に指定され、公益的機能の発揮に配慮した林業経営が行われてきたが、林業経営が厳しさを増す中、適正な森林管理を実施することが困難になりつつある。また、古くから知られる天竜林業地帯に隣接し、天竜川沿いの地域を中心に各種の木材産業が集積しており、浜松市など木材の大消費地を抱えることから、住宅メーカー等の実需者に地域材を安定的に供給していく体制整備が課題となっている。

今後も森林が有する多様な機能を維持・強化していくため、効率的な森林管理を図る林道の整備や、造林・間伐の適正な森林施業を進めるとともに、治山・地すべり事業を計画的に実施し、森林保全に努める。また、天竜流域林業活性化センターを中心に、素材生産業、木材加工業、工務店、建築士等の連携を進め、製材品に加えて、プレカット加工品、集成材、防腐処理木材など多種多様な商品を地域内に供給できる体制を整備していく。

#### ニ 水産業

本区域の水産業は、遠州灘で、シラス、トラフグ、カツオ、ヒラメなどが、浜名湖内で、アサリやクルマエビ、ノコギリガザミなどが水揚げされ、浜名湖周辺ではウナギ、スッポンなどの養殖業が展開されている。外海や湖内の漁業では、過度な漁獲による資源の減少を防ぐために、放流事業等によって安定した漁業生産を確保するなど、資源を自主的に管理していく体制を整備することが必要となっている。

このため、増殖場等の漁業生産基盤の整備や、クルマエビ、ノコギリガザミの放流など、安定的な漁獲量を将来に渡って確保するための栽培漁業、資源管理型漁業の定着化を推進する。

また、漁業と調和を保ちつつ、観光を取り入れた多角的な漁業経営を図る。

#### ホ 工業

本区域の工業は、戦前からの繊維と楽器に、戦後、輸送用機械が加わり、最近では光・電子技術を利用したエレクトロニクス産業が成長し、すそ野の広い工業集積により県下の製造品出荷額を示しているが、経済のグローバル化などに対応した付加価値の高い産業の展開も期待されている。また、今後は新事業創出のための基盤となりうる産業や研究機能の維持・強化を図り、苗床としての機能を最大限に活用して、新たな産業の創出を図る必要がある。

このため、浜松地域高度技術産業集積活性化計画の推進により、既存産業の高度化や先端技術産業、研究・研修機関などの集積を図る。また、浜松工業技術センターを中心とした浜松地域テクノポリス推進機構や光科学技術研究振興財団等との連携により、産業の高度化、活性化を図るとともに、インキュベーターによるベンチャー企業や創業者への支援など、新産業・新事業の創出を推進する。

#### ヘ 商業・サービス業

本区域では、市街地中心部からの大型店の撤退や郊外店舗の増加により、中心市街地の空洞化が進行するとともに吸引力の低下を招いており、都市基盤の整備や中心市街地の活性化が急務となっている。

このため、静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画に基づく都市基盤の整備を推進する。特に、浜松市、掛川市等では中心市街地活性化法基本計画に基づき、市街地再開発事業を進めるとともに、小売業の高度化や都市型産業、観光、コンベンション機能の活性化を図り、集客力の強化や拠点性の回復に努める。

また、オムニバスタウン計画などユニバーサルデザインを導入した地域づくりの推進や、タウンモビリティ、トランジットモールなどの取組みを検討し、すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざす。

#### ト 観光

本区域は、浜名湖を中心としたマリンレジャーの拠点や、遠州灘海岸の自然環境、遠州三山等の文化・歴史的遺産など、多彩な観光資源に恵まれている。

このため、浜名湖、遠州灘海岸を中心にマリンレジャーの振興を図るとともに、浜名湖ガーデンパークの整備を受けて、2004年のしずおか国際園芸博覧会の開催など、多様な交流機会を創出する。また、小笠山総合運動公園の整備を進

め、2002年のワールドカップサッカー大会、2003年のNEW！！わかふじ国体の開催を契機に、スポーツ・レクリエーション空間の形成を図る。さらに、東海道四〇〇年祭の開催に合わせ、豊かな自然や歴史資産、伝統文化など地域資源を活かした観光拠点の整備を図る。

## (2) 産業の規模

本区域の就業者数を従業地によってみると、平成12年には685千人、平成17年には698千人になるものと見込まれる。

産業別には、平成12年の第1次産業は45千人(6.6%)、第2次産業は293千人(42.8%)、第3次産業は347千人(50.6%)となる。平成17年には、第1次産業及び第2次産業の就業人口は減少するものと見込まれ、第1次産業は1千人減少し44千人(6.3%)、第2次産業は16千人減少し277千人(39.7%)になると見込まれるのに対し、第3次産業は、就業人口の伸びが一段と高くなるものと予想され、30千人増加し377千人(54.0%)になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、浜松市を中心に工業集積が進んでいる。比較的平坦な南部は、水田農業を主体に農業地帯が形成されているが、市街地の拠点整備や新たな産業集積地の形成が求められており、自然や農業と共存した計画的な土地利用が必要となっている。今後、静岡空港、第二東名高速道路、三遠南信自動車道等が整備されると、国内のみならず世界との交流も期待され、産業や人口の動向に一層の変化が予想されることから、総合的、計画的な土地利用を展開していく必要がある。

このため、本県の国土利用計画に基づき、「県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る」ことを県土利用の基本理念とし、地域の特性を踏まえながら、土地利用基本計画をはじめとする土地に関する諸制度の適切な運用を図り、総合的かつ計画的な土地利用を展開する。

## (2) 土地利用の概要

イ 市街地として利用を図る地域は、中心市街地活性化法等による既成市街地の整備や都市拠点整備事業などにより、計画的に都市基盤を整備し、都市機能の拡充を図る。

また、JR新駅の開設等の交通体系の整備により、新たな市街地の形成が予想されるため、土地区画整理事業等による良好な住宅用地等の確保を推進し、上下水道、公園施設の整備など、都市環境や居住環境の改善を図る。

ロ 工業用地については、既存の中小企業の集団化や適正な再配置に努める。

また、浜松地域高度技術産業集積活性化計画に基づく浜北新都市開発整備事業等を推進し、今後成長が期待される産業の立地促進や集積を図る。周辺地域においては、第二東名高速道路、三遠南信自動車道等の交通基盤の整備が予定されているため、農業地域や自然環境と調和した計画的な土地利用を図る。

ハ 農用地については、遊休農地の増加が進んでいることから、無秩序な農地転用を防止するとともに、地域の担い手へ農地集積を図る。併せて、農業生産基盤の整備を実施し、優良農地の確保や農地の流動化を進める。

また本区域は、道路用地、工業用地、住宅用地等の都市的土地利用への需要の増加が予想されるため、これら都市的土地利用との調整を図りながら、計画的な農用地の確保、保全を推進する。

ニ 第二東名高速道路、三遠南信自動車道及び関連するアクセス道路等の整備による地域経済、都市活動の拡大が広範囲に及ぶものと予想されるため、周辺環境、景観との調和を図りながら、都市的な土地利用の計画的な誘導を図る。

ホ 環境問題への対応や県土保全、自然とのふれあい空間として、自然環境の維持・保全を図る。また、都市公園、緑地、河川空間等の効果的な整備を推進する。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を進めるため、環境の保全に配慮しつつ、区域の総合的

な交通・情報ネットワークの形成を図る。

#### イ 道路

全国との交流・連携ネットワークの充実を図り、活力ある地域の形成や良好な市街地を形成する道路網の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

道路規格	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高規格幹線道路	第二東名高速道路	日本道路公団	区域内延長 50.4km	用地取得及び工事实施
	三遠南信自動車道（三遠道路）	国土交通省	計画延長 7.7km	調査及び用地取得
一般国道	1号 日坂バイパス 浜松バイパス	国土交通省	計画延長 4.3km 18.3km	用地取得及び工事实施
	150号 磐南 福田～竜洋	静岡県	計画延長 2.8km	用地取得及び工事实施 道路工 1.0km
	152号 浜北～天竜	静岡県	計画延長 7.9 km	用地取得及び工事实施 道路工 2.3km
	362号 宮口 浜松～浜北	静岡県	計画延長 3.7km	用地取得及び工事实施 道路工 2.0km
一般県道	村櫛三方原線 浜名湖新橋（仮称）	静岡県	計画延長 1.4km 橋長 890m	工事实施 橋梁上下部工
主要地方道	浜北袋井線（浜北大橋側道橋工区）	静岡県	計画延長 1.0km	工事实施 橋梁工 0.9km
	浜松雄踏線 （佐鳴工区、志都呂工区他）	静岡県	計画延長 3.3km	用地取得及び工事实施 道路工 0.8km
	浜松環状線 （笠井工区他）	静岡県	計画延長 2.7km	用地取得及び工事实施 道路工 1.0km 橋梁工
街 路	竜禅寺雄踏線 （西） （浜松市）	静岡県	計画延長 1.3km	用地取得及び工事实施 道路工 0.7km
	南上ノ原梅田線 （湖西市）	静岡県	計画延長 0.5km	用地取得及び工事实施 道路工 0.2km
連続立体交差事業	遠州鉄道鉄道線 （浜松市）	静岡県	高架 3.3km	詳細設計等 都市計画等決定予定

#### ロ 鉄軌道

産業、経済の発展、生活行動の広域化に対応し、また、地域振興や都市開発の機軸として、東海旅客鉄道東海道本線（袋井駅～磐田駅間）の新駅設置や遠州鉄道の天竜二俣駅乗り入れについて検討を行う。

## ハ 港 湾

地方港湾浜名港については、地域の特性や機能に応じて港湾施設の整備を推進する。また、小型船の放置艇対策を進める。

## ニ 漁 港

水産振興の拠点となる福田漁港、舞阪漁港の整備を推進する。

漁 港 名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
福田漁港	静岡県	防波堤 405m 護岸 150m 防風堤 300m	防波堤 65m
舞阪漁港	静岡県	導流堤 73m 岸壁 65m 物揚場 687m 橋梁 1基	物揚場 25m

## ホ 通信施設

情報通信技術の飛躍的な進歩により、あらゆる情報が瞬時に世界中を流通する高度情報通信社会が到来しており、産業や生活などに大きな影響を与えている。このため、電線共同溝や移動通信網、光ファイバー網など、高度情報化に対応できる情報通信基盤の整備を進める。

また、浜岡町におけるCATVの整備や引佐町の地域情報ネットワークの整備など地域情報化を進め、さらに、「しずおか情報化ビジョン 2005」に基づき、学校におけるインターネットの利用環境の整備や、SOHO（スモールオフィスホームオフィス）への支援などを推進する。

## (2) 宅 地

健全な市街地の形成や先端技術産業の誘致に対処するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮した計画的な宅地開発、都市開発等を推進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

主要な施設整備計画は、次のとおりである。

施設名	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
住宅用地	東第一 (土地区画整理)	浜松市	地区面積 25.9ha	建物移転・造成工事 等
	東第二 (土地区画整理)	浜松市	地区面積 27.2ha	建物移転・造成工事 等
	志都呂 (土地区画整理)	浜松市西都土地 区画整理組合	地区面積 75.7ha	建物移転・造成工事 等
	磐田駅北 (土地区画整理)	磐田市	地区面積 20.3ha	建物移転・造成工事 等

	浜北新都市開発整備 (土地区画整理)	地域振興整備公 団	地区面積 162ha 内住宅用地 57.0ha	調査計画・造成工事 等
住 宅	浜松東第一13街区 (優良建築物等整 備)	優良建築物建設 組合	地区面積 0.5ha	建築工事
工業用地	浜北新都市開発 整備	地域振興整備公 団	地区面積 162ha 内産業用地 43.0ha	造成工事 43.0ha
	新エコポリス工業 団地	(財)掛川市土 地開発公社	計画面積 19.0ha	造成工事 19.0ha

### (3) 公園、緑地等

レクリエーション需要の増大・多様化に対処するとともに、東海地震等に備えた広域避難地を確保し、あわせて生活環境の向上を図るため、平成17年度における都市計画区域内の都市公園面積について、約1,071haを確保することを目標に公園、緑地の整備を進める。

主要な公園の整備計画は次のとおりである。

公園緑地名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
小笠山総合運動公園	静岡県	全体計画面積 242.9ha	H13 施設完成予定
浜名湖ガーデンパーク	静岡県	全体計画面積 34.6ha	H16 施設完成予定
佐鳴湖公園	浜松市	全体計画面積 175.0ha	整備面積 5.0ha
大池公園	掛川市	全体計画面積 14.1ha	整備面積 10.4ha
菊川運動公園	菊川町	全体計画面積 28.7ha	整備面積 9.1ha

### (4) 河川、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民生活及び産業活動の安全を確保するため、総合的な国土保全対策を推進する。また、長期にわたる安定的な水確保体制を確立する。

#### イ 河 川

天竜川水系、菊川水系、太田川水系、都田川水系、馬込川水系等の治水事業を推進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。なお、事業実施に際しては、自然環境や生物の生育環境に配慮し良好な水辺空間の形成を図る。

また、太田川上流に洪水調整機能や都市用水を確保するため太田川ダムの建設を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
広域基幹河川 改修	太田川 (袋井市他)	静岡県	護岸工 733,580 m <sup>2</sup> 道路橋 27 橋	護岸工、掘削工
	馬込川 (浜北市他)	静岡県	護岸工 65,565m 道路橋 55 橋	用地補償 掘削工
	都田川 (浜松市他)	静岡県	護岸工 61,320m 道路橋 33 橋	用地補償 護岸工
河川環境整備 (河川浄化)	佐鳴湖 (浜松市)	静岡県	浚渫 500,000m <sup>3</sup> 直接浄化施設 4 基	直接浄化施設
河川総合開発	太田川ダム (森 町)	静岡県	重力式コンクリートダム 堤高 72.0m	本体工事 付替道路工事

## ロ 海 岸

高潮被害や海岸侵食などを防止し、海岸保全機能の維持や向上を図るため、高潮対策及び侵食対策事業を進める。

主要な海岸整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
高潮対策	竜洋海岸 (竜洋町)	静岡県	水門工 1 基	H14 施設完成予定 水門改築
侵食対策	福田漁港海 岸 (浅羽町)	静岡県	離岸堤 549m	離岸堤 218m

## ハ 治山、砂防等

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、天竜川水系、菊川水系等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
急傾斜地崩 壊対策等	大日所ヶ谷 (袋井市)	静岡県	法枠工 330 m <sup>2</sup>	法枠工 200 m <sup>2</sup>
地すべり対 策事業	背山 (引佐町)	静岡県	排水路工 4,797m ホーリング工 4,415m	排水路工 4,722m ホーリング工 3,965m
	日坂 (掛川市)	静岡県	ホーリング工 2,100m 杭打工 40 本	ホーリング工 273m 水路工 489m
治山事業	愛野 (袋井市)	静岡県	治山ダム工 19 基 流路工 410m	治山ダム 8 基 流路工 170m
	橋 (森町)	静岡県	治山ダム工 5 基 森林整備 22.6ha	治山ダム工 1 基 森林整備 7ha

## (5) 住 宅

世帯の増加、建替え等による住宅需要の増加により、計画期間内に必要な住宅建設戸数は、約 66 千戸と見込まれる。このため、適切な維持・管理によ

り既存ストック住宅の有効活用を図るとともに、狭小・老朽化した公的住宅については計画的な建替え・増改築を進める。さらに、地域の需要に対応した民間賃貸住宅の建設を促進し、優良な賃貸住宅の供給を図る。

住宅建設に当っては、長期的使用に耐えうる質の高い住宅への誘導を図る。また、ユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、景観にも十分配慮し、人と環境にやさしい住まいづくりを推進する。

#### (6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり整備を推進する。

##### イ 水道

平成 17 年度における給水人口約 1,293 千人を目途に、浜松市、掛川市、袋井市等における上水道施設や、遠州広域水道用水供給事業等の整備・拡充を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
遠州広域水道用水供給事業	静岡県企業局	船明ダム、都田川ダム、太田川ダム 取水施設 5 箇所、浄水施設 3 箇所、導送水管	太田川ダム 取水施設 1 箇所 浄水施設、導送水管

##### ロ 下水道

公共用水域の水質の保全、生活環境の改善等に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口約 736 千人を目途に、流域下水道及び流域関連公共下水道並びに区域内 21 市町村において公共下水道等の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
西遠流域下水道 (西遠処理区)	静岡県	計画処理面積 14,817ha 計画処理量 510 千 m <sup>3</sup> /日	幹線管渠 5.3km 処理場工事 水処理 8,125m <sup>3</sup> /日*2 池
天竜川左岸流域下水道 (磐南処理区)	静岡県	計画処理面積 3,948ha 計画処理量 108 千 m <sup>3</sup> /日	処理場工事 水処理 6,875m <sup>3</sup> /日*2 池
公共下水道 (単独・流域関連)	浜松市	計画処理人口 620 千人 計画処理量 264 千 m <sup>3</sup> /日 (中部、瞳ヶ丘、舘山寺)	整備面積 1,060ha
特定環境保全公共下水道 (単独・流域関連)	浜松市	計画処理人口 52 千人 計画処理量 3,400m <sup>3</sup> /日 (湖東浄化センター)	整備面積 320ha

## ハ 廃棄物処理施設

人口の集中化及び生活水準の向上に伴うごみ、し尿の排出量の増大に対処するため、ごみ処理施設等の整備を促進する。また、地域の実情に応じて、合併処理槽等の整備を図る。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

事業名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
ごみ焼却施設	浜松市	処理能力 450t/日	施設整備推進
	掛川市・菊川町・小笠町一部事務組合(仮称)	処理能力 120～140t/日	H17 施設完成予定
リサイクルプラザ	掛川市・菊川町・小笠町一部事務組合(仮称)	処理能力 40t/日	H17 施設完成予定
埋立処分地施設	浜松市	処理能力 972,500m <sup>3</sup>	H17 施設完成予定 埋立期間 15年
	掛川市	処理能力 100,000m <sup>3</sup>	施設整備推進 埋立期間 20年
	浜北市	処理能力 60,200m <sup>3</sup>	H13 施設完成予定 埋立期間 15年
	新居町	処理能力 98,000m <sup>3</sup>	H16 施設完成予定 埋立期間 22年

## (7) 教育文化施設

### イ 教育施設

国際化、情報化、学校の再編整備など社会変化に対応した教育環境の整備を図るとともに、既設校の耐震対策等の施設の整備を進める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
大須賀中学校	大須賀町	校舎改築(耐震)	H14 施設完成予定
雄踏小学校	雄踏町	校舎改築(耐震)	H16 施設完成予定
掛川東高校	静岡県	校舎の移転改築(耐震)	H15 施設完成予定
浜名養護学校	静岡県	校舎増築	H13 施設完成予定

### ロ 文化施設

生活のうるおいと精神的な豊かさを確保し、地域の文化的環境の向上を図るため、地域の公民館、図書館や複合施設の「なゆた・浜北」などの整備を行うとともに、新居関所跡などの歴史的遺産の保存に努める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
なゆた・浜北	浜北市	延床面積 10,215 m <sup>2</sup> 生涯学習センター、図書館 情報プラザ、なゆたホール等	H13 施設オープン予定
			H14 整備完了予定
小笠町中央公民館	小笠町	延床面積 1,928 m <sup>2</sup>	H13 施設完成予定

小笠町立図書館	小笠町	延床面積 1,278 m <sup>2</sup>	H13 施設完成予定
福田町立図書館	福田町	延床面積 1,000 m <sup>2</sup>	H13 施設完成予定
特別史跡新居関所跡記念物保存整備	新居町	整備計画策定 史跡地整備	史跡整備実施

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

少子・高齢化の進行に伴う福祉需要の増大に対処するため、老人福祉施設、障害者福祉施設、また児童福祉施設など各種社会福祉施設の整備充実に努める。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
児童福祉施設	こうのとり保育園 (磐田市)	(福)聖隷福祉事業団	移転新設 収容人員 120人	H13 施設完成予定
特別養護老人ホーム	静光園 (浜松市)	(福)ひかりの園	施設改築 収容人員 130人	H13 施設完成予定
	西貝の郷(仮称) (磐田市)	(福)斉慎会(仮称)	施設新設 収容人員 80人	H13 施設完成予定

### ロ 介護老人保健施設

要介護老人の急速な増加に対処するため、看護・介護やリハビリテーション機能の充実に努めるための施設整備を推進する。

主要な施設整備計画は次のとおりである。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
介護老人保健施設	白脇ケアセンター(仮称) (浜松市)	(医)社団和恵会	施設新設 収容人員 100人	H13 施設完成予定
	花平ケアセンター(仮称) (引佐町)	(医)社団藤花会	施設新設 収容人員 80人	H13 施設完成予定

### ハ 医療施設

疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大と質的变化に対処し、地域住民が安心して質の高い保健医療サービスが受けられるように、医療施設等の整備を進めるとともに、医療施設相互間の機能連携を図る。

種別	施設名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
精神病院	神経科浜松病院	医療法人社団 澤記念会	施設改築 病床数 239床	H13 施設完成予定

### ニ 職業訓練施設

地域産業の発展を担う人材を育成するため、技術の高度化や情報化の進

展に対応した職業能力開発施設の訓練機器等の整備を行う。

#### ホ 卸売市場

生鮮食料品の流通拠点としての機能の高度化を図るため、浜松市中央卸売市場（浜松市）内施設の整備を進める。

#### へ 農業生産施設

大規模化や省力化など生産条件を改善し農産物を安定供給するため、農業生産基盤の整備や近代的な集出荷場、加工施設の整備を進める。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	地区名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
畑地帯総合整備事業	牧之原小笠 (小笠町)	静岡県	農道整備 19km 畑地かんがい 243ha	農道整備 3,590m 畑地かんがい 202ha
	牧之原菊川 (菊川町)	静岡県	農道整備 63km 畑地かんがい 696ha	農道整備 7,360m 畑地かんがい 218ha
	牧之原浜岡 (浜岡町)	静岡県	農道整備 45km 畑地かんがい 346ha	農道整備 1,777m 畑地かんがい 115ha

#### ト 林道

適正な森林管理や林業の生産性の向上及びこれらを通じた山村の活性化を図るため、林道網の整備を推進する。

主要な整備計画は次のとおりである。

事業種別	路線名	事業主体	事業内容等	期間中の計画概要
広域基幹林道 開設事業 他	大尾大日山 (掛川市他3町)	静岡県	林道開設 33.6km	林道開設 1.3km
	観音山(天竜市 他2市町)	静岡県	林道開設 17.0km	林道開設 4.4km

## 9 環境の保全に関する事項

本区域においては、公害防止関係法令に基づく規制の徹底及び指導を図るとともに、各種生活環境施設の整備による環境基準等の達成、維持に努めるなど、公害の防止に関する施策を積極的に推進する。さらに、環境基本法、静岡県環境基本条例、静岡県環境影響評価条例、平成13年度改定予定の環境基本計画等に基づき、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する。

イ 大気汚染については、発生源に対する規制の徹底及び指導を図るほか、クリーンエネルギーの利用を推進する。

ロ 水質汚濁については、排出水の規制の徹底及び指導を図るほか、下水道

の整備、生活排水対策、河川等の浄化対策などを推進する。また、地下水質の保全を図るため、地下水汚染対策を推進する。

- ハ 自動車交通対策については、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路構造沿道対策、沿道土地利用の適正化を推進する。
- ニ 騒音・振動については、発生源の規制及び指導の徹底を図る。また、在来線鉄道の新設、連続立体交差等の大規模改良に際しては、騒音問題の未然防止に努める。
- ホ 悪臭については、悪臭防止法等による規制の徹底及び指導を図る。
- ヘ これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、観測、調査研究対策を整備拡充するとともに、公害防除のための技術開発に努める。
- ト 健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保するため、市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川空間、保健休養機能を有する森林など多様な自然環境の整備・保全を推進する。
- チ 地球の温暖化や廃棄物の増大等の環境問題については、廃棄物の抑制、リサイクル・省エネルギーの推進など、環境との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進める。
- リ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査等を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は、降水量が比較的多く、また地形が急峻で一部に軟弱な地盤が存在し、山崩れ、崖崩れ、洪水、高潮、津波など、自然災害の発生の恐れのある地域が少なくない。また、東海地震による大規模災害の発生が指摘され、全域が地震防災対策強化地域に指定されている。さらに都市化の進展により、災害の態様が複雑多様化、大規模化していることから、大規模災害の防災対策の一層の充実強化が求められている。

このため、静岡県地域防災計画等に基づき、地域住民の生命・身体・財産の安全の確保を図るため、地震や風水害、火災などに対する以下の防災対策を積極的に推進する。

### (1) 震災対策に関する事項

- イ 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策などによる防災施設の整備や、避難路、緊急輸送路の道路網整備、漁港の耐震岸壁などの整備を推進する。
- ロ 建築物の耐震化や不燃化、市街地の落下物対策、防災公園の整備などに

より、災害に強い都市づくりを推進する。また、防災拠点や避難所、医療施設、学校施設の耐震化を進めるとともに、電気、電話の電線共同溝による地中化や、水道、ガスなどのライフラインの耐震化を促進する。

ハ 東海地震が発生しても家屋の倒壊による死者が発生しないことを目標として、住宅の耐震強化を強力に推進する。

ニ 地震予知観測調査への協力や、予知情報の迅速で的確な情報収集を進めるとともに、観測網の充実強化や維持整備を図る。

## (2) 風水害対策に関する事項

イ 山地災害危険地区や土砂災害危険箇所について、治山施設や砂防設備などの整備を推進する。

ロ 洪水による災害発生の防止のため、河川の整備、多目的ダムの整備など、総合的な治水対策を進めるとともに、災害情報等を管理する土木総合防災情報システムの充実を図る。

ハ 高潮対策や海岸侵食対策として、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持や向上を進める。

ニ 農地の公益的機能の保持、侵食や崩壊の防止、地すべり被害の防止のため、農地の保全対策や防災対策を推進する。

ホ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため、道路のネットワーク化や道路の防災対策を推進する。

## (3) その他に関する事項

イ 森林でのレクリエーション機会の増加などに伴い、大規模な林野火災の発生の可能性が増加していることから、初期消火のための資機材の配備等を推進する。



## 12. 東三河都市開発区域建設計画

愛 知 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	5
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	9
9	環境の保全に関する事項	14
10	防災対策に関する事項	16

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、東三河区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した東三河区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、宝飯郡音羽町、同郡一宮町、  
同郡小坂井町、同郡御津町、渥美郡田原町、同郡赤羽根町、同郡渥美町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度まで5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

（現状と課題）

本区域は、愛知県の東部に位置し、豊かな自然環境、ゆとりある空間に恵まれており、豊橋市を中心に職・住・遊・学の調和したまとまりのある圏域を形成している。

さらに、東西の大都市圏を結ぶ東名高速道路をはじめ国内幹線交通が横断し、重要港湾の三河港を擁するなど利便性の高い交通条件を備えているとともに、豊川用水による水資源確保を背景に生産性の高い農業や輸送機器産業など様々な産業活動が展開され、着実な発展を続けている。とりわけ三河港は、国際物流・業務拠点としての成長が著しく、今後はこの区域の発展に大きな役割を果たしていくことが期待されている。

また、本区域は、東三河地方拠点都市地域や三遠南信地域整備計画の対象区域でもあり、その基本計画に基づいた地域整備も進められていることから、今後、周辺地域との連携を深めつつ一層の発展を図っていく必要がある。

このため、この地域の優れた自然条件、開発余力及び交通アクセス等をいかし、隣接する都市整備区域との連携・交流を一層強めるとともに、東西及び南北方向の幹線交通軸とそのアクセス道路の整備等により西遠・南信地域との連携・交流を図りつつ、研究開発や商業・業務等の諸機能の充実と都市、産業、

港湾などの基盤整備を進めていくことが課題である。

さらに、インターネットの急速な普及や電子商取引の発展に代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な進展は、経済活動や社会構造までも変革しつつあり、IT革命への対応が大きな課題となっている。

また、この地域は三河湾や太平洋に面する豊かな自然環境に恵まれていることが大きな特色であり、こうした資源をいかしつつ他区域との連携を進め、広域的な観光リゾート拠点の形成を図ることが大切である。

一方、典型的な閉鎖性水域である三河湾は、水質汚染が問題となっていることから、水質浄化に取り組むことが重要な問題となっている。

それとともに、この地域では毎年のように渇水に見舞われ、厳しい節水を余儀なくされていることから、水資源を確保するとともに、豊川上下流の相互交流や流域が一体となった森づくりの取組を通じて、水の安定供給と水源地域の活性化を図ることが求められている。

#### （基本的な方向）

以上の現状と課題を踏まえ、本区域を伊勢湾を取り巻く東の拠点として位置づけ、隣接区域との連携・交流を進めるとともに、国際港湾物流機能の強化や新規成長分野の産業集積を高めつつ、広域観光リゾート機能を強化することにより、国際的な交流拠点性を備えた区域づくりを目指す。

#### ■重点整備の方針

##### (1) 三河港を中心とした国際物流・業務拠点の形成と交通ネットワークの整備

本区域の発展に枢要な役割を担う三河港については、コンテナ貨物にも対応した多目的国際ターミナルの整備、自動車関連の物流及びリサイクルの共同化を柱とした国際自動車コンプレックス構想を推進し、より高度な機能を備えた国際物流・業務拠点の形成を図るとともに、特定重要港湾化を目指す。

また、三河湾への大型船の安全な出入りを確保するため、中山水道航路の整備を推進する。

三河港の港湾機能を広域的に活用するために西日本国土軸と太平洋新国土軸の結節点となる本区域の地理的優位性をいかして、域外、域内の連携・交流を強化する広域交通ネットワークの整備を推進する。

そのため、第二東名高速道路、三遠南信自動車道の整備推進、伊勢湾口道路の構想を進めるとともに、国道151号など広域幹線道路へのアクセス道路、地域内諸都市間の相互連携を強化する道路を整備する。

さらに、中部国際空港のアクセスともなる名豊道路の整備及び名浜道路

の検討を進めるとともに、伊勢湾・三河湾を環状に結ぶ交通体系についての調査・検討を進める。

都市・生活基盤の整備では、都市機能の向上と快適な居住環境を確保するため、中心市街地の再生や住宅、公園、下水道等生活関連施設及び図書館など教育・文化施設の整備を図る。

## (2) サイエンス・クリエイト21計画の推進と高度情報化への取組

研究開発から生産までを行う新規産業拠点の形成に向けて、豊橋サイエンスコアを核とした豊橋技術科学大学などとの産学連携の促進やベンチャー企業の育成を図るサイエンス・クリエイト21計画を推進し、情報通信・環境関連など新規成長産業分野の育成、誘導を図る。

さらに、IT革命に対しては、産・学・行政の連携のもと積極的に対応するとともに、行政レベルでは、「電子地方政府の基盤の構築」、「産業育成、情報通信インフラ、ハード・ソフトの整備」、「人材の育成」等を積極的に推進する。

特に、「電子地方政府の基盤の構築」については、災害時の通信を確保するとともに、県と市町間の各種情報ネットワークの基盤となる地上系と衛星系の大容量多重無線による新総合通信ネットワークの形成を図る。

## (3) 高生産農業の展開と広域観光リゾート拠点の形成

本区域は施設園芸、露地野菜、畜産を中心に全国有数の農業地帯を形成しているが、国内外との競争の激化に対応するため、ほ場整備の推進など生産性の向上と低コスト・高付加価値化の促進を図る。

これからは、人・モノ・情報の地球規模での交流が一段と活発化し、社会経済の各方面において、地域と世界の関わりが深まっていく。そうした中、中部国際空港の整備や2005年日本国際博覧会の開催は、交流機会の創出や生活、産業経済など幅広い分野に大きな効果を及ぼすため、本区域内の各地域でもその発展に活用する。

とりわけ、観光リゾートの振興を図るためにも、2005年日本国際博覧会や広域交通基盤整備の効果を十分活用しつつ海洋性レクリエーション施設などの整備を図り、三河湾地域リゾート構想を推進する。

一方、三河湾では、水質汚濁の改善が進んでいないことから、引き続き三河湾富栄養化対策総合計画により富栄養化防止対策を推進していく。

さらに、安定的な水供給の確保に向けて、新たな水資源の確保を推進するとともに、水源地域の活性化に向けて、住民やNPO(民間非営利組織)の参加

による豊川の上流山村地域と下流都市地域との交流活動や流域が一体となった森林整備などを促進する。

#### ■地区別の基本方向

(1) 内陸部については、豊橋市、豊川市、新城市等を中心に工業が集積しているが、今後は産学交流型の研究開発拠点、研究開発団地の形成や商業・業務機能などの高次都市機能の充実を図りつつ、生活環境基盤の整備を進めるとともに、内陸工業用地の造成など産業基盤の整備を推進する。

特に、新城市については、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域に指定されており、地震防災強化計画に基づく防災体制の確立を図るとともに、地震対策緊急整備事業を推進し地震に強い地域づくりを進める。

(2) 三河港臨海部については、豊橋市、蒲郡市、田原町、御津町に輸送機器産業を始め多くの企業が立地しており、近年では、外資系企業による自動車関連業種の集積が進んでいる。今後も工業用地の整備を進め、企業誘致を推進するとともに、西遠・南信地域をも含めた物流機能の強化を目指す。

(3) 蒲郡（大塚）地区については、マリーナなどの集積をいかしたラグーナ蒲郡の整備を推進し、広域的な観光・リゾート拠点の形成を図る。

(4) 豊橋市や渥美半島部については、野菜、花きなどの施設園芸、畜産を始め全国有数の高生産農業が展開されており、今後も豊川用水二期事業など各種農業農村整備事業を推進し、先進的農業地帯として一層の振興を図る。

また、この地域は温暖な気候、内湾性と外海性とをあわせ持つなどの多様な自然条件に恵まれており、伊勢志摩地区、浜名湖地区、知多半島地区との連携を図りつつ、大都市近郊型・周遊型のリゾート・観光レクリエーション地域として整備を進める。

#### （配慮事項）

この計画の実施に当たっては、区域内の自然との調和など環境との共生に十分配慮する。

また、厳しい財政状況の中で投資の効率性といった視点にも配慮する必要がある。具体的には、これまでの基盤整備の蓄積、いわゆる都市のストックを有効利用するためのソフト面の施策の導入、費用対効果分析等を導入した客観的

評価制度に基づいた投資、PFI（民間資金等活用事業）の導入など、従来の手法にとらわれない様々な方法を検討・活用しながら地域整備を進めていくことが大切である。

さらに、行政だけでなく民間企業、NPO(民間非営利組織)など多様な主体が参加し、協力していくことが重要である。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成12年には727千人となり、今後5年間に8千人増加し、平成17年には734千人になるものと見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は117千人、生産年齢人口は492千人、高齢人口は116千人となり、平成17年には年少人口114千人（対12年比2.5%減）、生産年齢人口488千人（対12年比0.6%減）、高齢人口131千人（対12年比12.9%増）になるものと見込まれる。

(3) 本区域の世帯数（一般世帯）は、平成12年には280千世帯となり、今後5年間に36千世帯増加し、平成17年には316千世帯になるものと見込まれる。

(4) 労働力の需給については、少子・高齢化の進展や女性の就業の増加等により、労働力の供給構造の変化が進む一方、産業の空洞化、産業構造の変化、高度情報化の進展等により、職種の転換、能力開発の必要性が高まってきている。

こうした労働力の需給構造の量的・質的变化に対応して、職業情報の提供、職業訓練等の雇用安定対策を推進するとともに、中高齢者、障害者、女性等に対する雇用促進対策を積極的に推進する。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

本区域の農業については、我が国有数の高生産農業地帯を形成しており、今後一層、各種農業生産基盤の整備など農業の高度化を進める。

工業については、国内幹線交通体系が横断するなど交通の要衝にある上に、大きな開発余力も有するなどの諸条件に恵まれており、一層の発展が期待される地域である。

さらに商業、サービス業等については、豊橋市を中心に商業・業務管理機能の強化を図るとともに、三河港臨海部においては、国際的な流通拠点として機能の高度化を図る。

また、三河湾地域においては、リゾート・レクリエーション機能の整備を推進していくとともに、湾内での水質汚濁の問題が生じているため、水質浄化対策の実施などに努める。

## (1) 産業別開発の構想

### イ 農林水産業

本区域の農業は、大都市圏に近い立地条件、温暖な気候、豊川用水の利用等により、野菜、花き、果樹等の園芸、畜産を中心に生産性の高い全国有数の農業地帯を形成しており、今後とも一層の発展が期待されている。

このため、豊川用水二期事業などの推進により農業用水の安定供給に努めるとともに、優良農用地の確保、流通対策の推進を図り、高生産農業の維持・向上に努める。

また、国際化の進展に伴い、国内外との競争の激化などに対応するため、経営の近代化・合理化等体質改善を図りつつ、中核的担い手農家の育成・確保に努める。

さらに、バイオテクノロジー等の新技術の利用による生産性の高い農業の展開を図る。

林業については、地域材の活用を図るため、流通・加工の施設整備に努める。

漁業については、沿岸漁場の整備、つくり育てる漁業の定着化、漁港の整備等を進め、生産性の高い漁業の推進を図るとともに、海洋環境保全事業等の実施により漁場環境の保全に努める。

また、農林水産業は生産と生活の場が同一であるため、生産基盤とあわせて集落排水処理施設等の整備による快適な生活環境づくりにも努める。

### ロ 工業

本区域は、交通条件、開発余力などの諸条件に恵まれ、国際的産業・技術の創造圏域の形成を目指す中部圏における中枢的拠点の一つとして、今後、一層重要な役割を果たしていくことが期待されている。

- ・臨海部においては、輸送機器産業などの企業が進出しており、今後も流通等の用地利用を進めるとともに、工業用地の整備を進め企業立地を積極的に推進する。
- ・内陸部においては、豊橋市、豊川市、新城市等において、既に機械、食品、繊維等を中心に産業が立地している。今後は、既存工業の技術、人材等の集積をいかし、新技術を取り入れながら経営力の強化・高度化や新商品の開発に努めるとともに、山間地域住民の就労の場の確保

に留意しつつ、豊橋市・若松地区、新城市・第二東名自動車道新城インターチェンジ（仮称）周辺での内陸工業用地の整備を図り、企業誘致を推進する。

また、隣接する浜松地域、都市整備区域等との連携を強めるとともに、民間企業等との共同研究を特色の一つとする豊橋技術科学大学との連携のもとに、ベンチャー企業、人材の育成等を目指すサイエンス・クリエイト21計画を推進し、産学交流型研究開発拠点の形成を進める。

#### ハ 商業等

本区域は、豊橋市を中心に商業・業務などの都市機能が集積しているが、今後も西遠・南信地域、都市整備区域との結びつきを強めつつ、これら地域も視野に入れた三河港の物流機能の強化を図るなど、広域的な商業経済圏の形成に努める。

さらに、中心市街地の活性化を図るため、市町において中心市街地に関する基本計画を策定するとともに、商業の活性化を図る機関であるTMO（タウンマネジメント機関）への支援等を行うなど、地域の特性を生かした街づくりを進め、地域商業の円滑な発展を促進する。

また、自然条件に恵まれた三河湾地域を都市近郊型のリゾート地域として整備を進める。

- ・豊橋市においては、豊橋駅周辺地区の再開発の推進などにより、商業・業務拠点など高次の都市機能の強化・充実に努める。
- ・豊川市においては、諏訪地区・豊川駅周辺整備事業の推進とともに、商業の一層の振興を図る。
- ・蒲郡市においては、蒲郡駅周辺地区の再開発を進めるとともに、海に面した観光地の特性をいかした商業、サービス業の振興・育成を図る。
- ・新城市においては、山間地域をも含んだ広域的な商業の拠点として、その充実に努める。
- ・田原町においては、田原中央地区の市街地再開発事業を進め、市街地の再生及び商業の振興を図る。

また、三河港においては西遠・南信地域をも含めた流通機能の整備を進め、生産、物流、レクリエーション、環境などに配慮した総合港湾の形成に努める。

さらに、渥美半島部においては、三河湾地域リゾート整備構想を推進し、優れた景観をいかした賑わいの場を創出する。

#### (2) 産業の規模

産業の規模を就業者数(従業地)によってみると、平成12年には390千人となり、平成17年には395千人になるものと見込まれる。

産業別には、第1次産業及び第2次産業の就業人口は今後とも減少傾向が続くものと見込まれるのに対して、第3次産業の就業人口は増加が見込まれ、平成12年の第1次産業37千人(9.5%)、第2次産業145千人(37.2%)、第3次産業208千人(53.3%)が、平成17年には第1次産業35千人(8.9%)、第2次産業139千人(35.2%)、第3次産業221千人(55.9%)になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、恵まれた自然環境と大きな開発余力を有するとともに、首都圏及び近畿圏との東西交流、中部圏内陸部との南北交流の結節点に位置しているという優れた交通条件・地理的条件のもとに、都市と農村との調和のとれた広域生活圏を形成している。

また、本区域は、西遠・南信地域をも含めた地域の一体的な発展を担うべき中核として位置づけることができる。

今後、この区域は都市整備区域、西遠・南信地域、さらには三河山間地域など周辺地域との結びつきを一層強めながら、伊勢湾を取り巻く都市圏の東の拠点として開発整備を進める。

このため、広域幹線道路、これへのアクセス道路及び地区内道路網の整備を進めるとともに、西遠・南信地域も視野に入れた三河港の港湾機能の充実など交通基盤整備を基軸として、産業経済等の諸活動の促進を図っていく必要がある。

このように、本区域においては、今後一層の都市化・工業化の進展により、土地利用の転換が進行すると見込まれるため、環境の保全、災害の防止、農漁業との調整に留意しつつ、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用等に関する諸制度の適切な運用により、適性かつ合理的な土地利用と地価の安定を図る。

### (2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、この地域が伊勢湾を取り巻く都市圏の東の拠点として枢要な一翼を担うこと、豊橋市を中核に居住、産業、自然環境などが調和したまとまりのある生活圏を形成していること、特に産業面では、工業立地が推進されているとともに高生産農業が展開されていることなどを踏まえ、

次のとおり構想する。

イ 住宅地については、既成、新市街地での都市開発等により良好な市街地の形成を進め、都市化の進展に即応した住宅地の確保を図る。

また、都市の魅力を高め、ゆとりある居住空間を形成していくために、街並み景観に配慮した美しいまちづくりを進める。

ロ 商業地については、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市等各都市の既存商業地の利用の高度化を図るとともに、豊橋駅周辺地区の新しい都市拠点の整備等を進める。

三河港臨海部では、工業立地とあわせて外内貿ふ頭の整備などを進め、広域的な流通拠点の形成に努める。

また、蒲郡市及び渥美半島部では、三河湾地域リゾート整備構想を踏まえ、恵まれた自然条件を生かして、大都市近郊型・周遊型のリゾート・レクリエーション地帯としての整備を進める。

ハ 工業地については、既存工業地の利用の高度化に努めるとともに、内陸部及び臨海部において、新規工業用地の整備を進め、企業誘致を積極的に推進する。

また、豊橋サイエンスコアを核とした広域的な産学交流型研究開発拠点の形成を図るため、サイエンス・クリエイト21計画を推進する。

ニ 農用地については、渥美半島を中心に全国的な高生産性農業地帯を形成しており、今後とも、豊川用水二期事業など各種農業農村整備事業を推進し、農業基盤の整備を図り、都市的土地利用との調整を図りつつ、先進的農業地帯としての高度利用の促進を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本地域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域づくりを目指す。その計画の大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備に当たっては、すべての住民が自由に参加し、安全かつ快適に暮らすことができるような施設の整備等ユニバーサルデザインに基づいた施策を図る。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を推進する上で、交通通信体系の整備は極めて重要である。このため、今後における人的・物的交流、更には情報交流の増大とその

質的高度化の要請を踏まえ、環境面や安全面に配慮しつつ各種の交通施設及び通信施設の整備を推進する。

#### イ 道路

本区域と他区域とを連絡する広域幹線道路の整備を推進するとともに、区域内都市間の連携と沿線地域の開発に資する道路の整備を推進する。

特に、東西の大都市圏を結び西日本国土軸を形成する第二東名高速道路及び三遠南信地域の一体的発展に大きな影響を持つ三遠南信自動車道、また、本区域の骨格となる名豊道路の整備を推進する。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路 第二東名高速道路、三遠南信自動車道

地域高規格道路 豊橋浜松道路（国道23号）、名豊道路（国道23号）

一般国道 1号、23号、151号、247号、259号

主要地方道 東三河環状線

街 路 姫街道線、国府赤根線、小松原街道線

このほか、太平洋新国土軸の一部となる伊勢湾口道路の構想を進めるとともに、リゾート拠点整備等の促進に大きく寄与する渥美半島を縦貫する幹線道路に関する調査を進める。

また、中部国際空港のアクセスとなる名豊道路の整備及び名浜道路の検討を進める。

さらに、踏切事故防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、東海旅客鉄道東海道本線（三河三谷～三河塩津）の連続立体交差事業を推進するとともに、日常生活に密着した市町村道、交通安全施設等の整備を進める。

#### ロ 鉄軌道

東海旅客鉄道飯田線については、今後の輸送需要等を勘案して整備を検討する。

#### ハ 港湾等

重要港湾三河港については、東三河臨海道路、第二東名高速道路、三遠南信自動車道などの整備により、都市整備区域、西遠・南信地域等との連携を強化しつつ、生産・流通拠点港湾として、蒲郡ふ頭及び神野西ふ頭等の整備を進める。また、三河湾地域リゾート整備構想の推進及び良好な港湾環境の形成を図るため、大塚地区・御津地区等で緑地や海洋性レクリエーション基地の整備、海域環境創造事業など自然環境に配慮しつつ親しまれる港づくりを進める。

地方港湾については、伊良湖港等の整備を進める。

さらに、三河港を出入港する船舶の安全を確保するため、中山水道航路の整備を推進する。

## ニ 漁港

漁業の振興と水産物の円滑な流通に資するため、形原漁港での臨港道路等の整備を図る。

## ホ 情報通信施設

インターネットの急速な普及や電子商取引の発展に代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な進展は、経済活動や社会活動までも変革しつつあり、こうしたIT革命に対応する情報通信体系の整備を進める。

光ファイバー網の整備、より高速・高品質な移動通信システムの導入と普及等については、民間主導の原則の下で進め、高速・大容量の通信が可能なネットワークインフラの整備を推進し、それらの利活用を図る。

この区域では、豊橋市、蒲郡市を中心にCATV網を拡大し、このCATV網を活用したインターネットサービスなど様々な取組を進めていくとともに、蒲郡市、田原町において、行政を含む地域情報ネットワークの構築を図る。

## (2) 宅地

人口の増加や工業生産の拡大等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、生活環境、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工業用地を確保する。

### イ 住宅用地

新たに必要となる住宅用地を確保するため、公的な住宅用地造成を進めるとともに、西部（豊川市）等の土地区画整理事業を積極的に推進する。

また、民間による住宅用地の造成についても、秩序ある造成を促進する。

### ロ 工業用地

工業用地の需要に対処するため、三河港臨海部、豊橋若松地区等に工業用地を確保する。

## (3) 公園緑地

うるおいのある生活環境を形成し、災害に対する安全性を確保するとともに、増大するスポーツ・文化活動等の多様な需要に対応するため、平成17年までに1人当たり都市公園面積約10平方メートルを確保することを目標に、

新城総合公園（新城市）、東三河ふるさと公園（豊川市、御津町）、豊橋総合スポーツ公園（豊橋市）、白谷海浜公園（田原町）等の公園緑地の整備を進める。

#### (4) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定と地域経済の発展に資するため、次のとおり国土保全及び水資源開発施設の整備等を推進する。

##### イ 河川、水路

豊川、音羽川等の河川改修事業を進め、治水安全度の向上を図るとともに、生物の良好な生育環境に配慮した多自然型川づくりを推進する。

また、本区域においては、営農形態の変化に加え、人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等により、水需要の増加が今後とも見込まれるため、既存用水施設の有効利用など合理的な水利用を図りつつ豊川用水二期事業等を推進するとともに、洪水調節等とあわせ水資源開発を行う設楽ダム建設事業を推進する。

##### ロ 海岸

伊良湖港海岸、福江港海岸等の三河湾地域において、高潮及び侵食対策として海岸堤防等を整備するとともに、田原海岸環境整備事業等を推進し、海岸環境の整備を進める。また、波浪による侵食が著しい高豊漁港海岸等の遠州灘の海岸においては、海岸侵食対策として離岸堤等を整備する。

##### ハ 治山、砂防等

土砂災害を受けるおそれのある地域については、緊急に防災対策を講じるものとし、豊川水系等の治山、砂防、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進する。

#### (5) 住宅

人口、世帯数の増加、住宅の質的向上への欲求の高まり等により、平成17年度までに必要となる住宅建設戸数は約3万5千戸と見込まれる。

このため、既成市街地においては、土地の高度利用を図り良好な市街地住宅の供給を推進するため、駅西（蒲郡市）等の地区において市街地開発事業等を推進する。

また、周辺部においては、通勤通学等の輸送体系との関連を考慮しながら良質な住宅を供給する。

さらに、高齢化社会の到来に備え、シルバーハウジング・プロジェクトの実施等長寿社会対応型住宅の整備を推進する。

## (6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上及び産業の発展等に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

### イ 水道

平成17年度における給水人口約751千人を目途に、愛知県水道用水供給事業等を推進する。

### ロ 工業用水道

工業用水の需要の増加に対処するため、東三河工業用水道第2期事業を推進する。

### ハ 下水道

都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、あわせて三河湾公共用水域の水質保全に資するため、平成17年度における下水道処理区域人口約482千人を目途に、豊川流域下水道を整備するとともに、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市などにおいて公共下水道の整備拡充に努める。

また、高度処理についても導入に努める。さらに、発生汚泥量の増大に対処するため、必要に応じて下水汚泥の広域処理処分についても配慮する。

## ニ 廃棄物処理施設

人口の増加、生活様式の高度化、工業生産の拡大等に伴う廃棄物の排出量の増大に対処するため、資源循環型の処理への転換を図ることを目標に必要な施設を整備する。

このため、渥美郡3町において、一般廃棄物のごみ燃料化施設の整備（田原町内）を進める。

なお、し尿については、将来は下水道によるものとするが、当面は公共下水道の整備状況を勘案の上、コミュニティ・プラント、し尿処理施設及び合併処理浄化槽の整備を促進する。

## (7) 教育・文化、レクリエーション、研究施設

### イ 教育・文化施設

学校教育については、小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、幼稚園について計画的な施設整備を進める。

また、地域における教育の核としての高等教育機関の整備を進める。

さらに、社会教育の内容の多様化・高度化等に対処するため、田原町生涯学習センター（図書館）等の施設整備を推進する。

ロ レクリエーション施設

余暇需要の多様化・高度化に対処するため、三河湾地域リゾート整備構想の推進を踏まえつつ、大塚地区臨海リゾート（蒲郡市）などの整備を図る。さらに、ラグーナ蒲郡の整備を進める。

ハ 研究施設

本区域の研究開発機能の強化を図るため、豊橋サイエンスコアを核とした産学交流に努めつつ、その周辺に、豊橋リサーチパークなどの整備を図ることにより、サイエンス・クリエイト21計画を推進する。

(8) その他施設

イ 社会福祉施設

寝たきりや痴呆などの高齢者の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために、必要な基盤整備を高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、地域社会における児童の健全育成に資するため、保育所、児童館、児童遊園等の児童福祉施設の整備を推進する。

さらに、障害者の社会福祉施設等についても、引き続き所要の整備を図る。

ロ 保健医療施設

人口構造、疾病構造等の変化に伴う医療需要の増大に対処し、地域医療の確保を図るため、愛知県地域保健医療計画に基づき各種医療施設の整備・充実を進める。

ハ 公共職業能力開発施設

産業構造の変化と技能労働の高度化に対処し、必要な技能労働者を養成するため、東三河高等技術専門校の整備を推進する。

ニ 木材流通加工施設

三河材の産地化を促進するため、三河山間部の木材の集積地である新城市において、木材の流通と加工を一体化した近代的な拠点施設の整備を推進する。

9 環境の保全に関する事項

本区域の環境は、大気汚染、三河湾等の水質汚濁、工場や交通機関からの騒音・振動の発生、悪臭等の問題に加え、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、廃棄物、近隣騒音などが大きな問題となってきている。

また、近年、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少など地球

環境問題も深刻化しており、環境問題は多様化・複雑化している。

このため、この本区域では、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等による公害の防止はもとより、環境基本法、環境基本条例及び環境基本計画等に基づく環境影響評価の実施、環境教育の推進等環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進する。

また、地域の環境条件をいかしつつ土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を環境保全の立場からも計画的に推進することにより、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図る。

さらに、愛知県地域公害防止計画に基づき、環境基準等の達成・維持のため各種施策の実施を図る。特に、臨海部においては、環境保全に配慮して適正な産業構造の形成に努めるとともに、三河湾の水質浄化を推進する。

イ 大気汚染防止については、硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物低減策の実施、ダイオキシンなど有害化学物質の監視や排出抑制についての指導を強めるとともに、大気汚染測定網の整備を図るなど総合的な大気汚染防止対策を推進する。

ロ 水質汚濁防止については、水質総量規制等による工場、事業場に対する規制の強化、水質監視の充実に努めるとともに、下水道の整備、生活排水対策・河川の浄化対策の推進等に努め、総合的な水質汚濁防止対策を推進する。

ハ 自動車の排気ガス対策として、最新規制適合車への転換促進、低公害車の普及促進に努めるとともに、幹線道路周辺での大気汚染や騒音等の実態を踏まえ、環境施設帯、遮音壁の設置等の施策を講じる。

また、公共交通機関の整備、バイパスの建設等による交通流の適切な分散及び貨物輸送の効率化等による交通負担の低減を図るなど、総合的な環境保全対策を進める。

ニ 新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに、沿線の土地利用の適正化を図る。また、在来線の新設、連続立体交差等の大規模改良に際しては、騒音問題の未然防止に努める。

さらに、工場等からの騒音・振動については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じ騒音・振動発生工場等の適地への移転等の施策を推進する。

ホ 地盤沈下については、地盤沈下が起こり得る地域を中心に水準測量及び地下水位観測を継続実施するとともに、水利用の合理化指導を進める。

- へ 廃棄物問題については、廃棄物の減量化・再利用化の促進を図り、循環型廃棄物処理を推進する。また、産業廃棄物の適正処理を推進する。
- ト 近隣騒音については、防止のためのモラル高揚を図るため、広報等で啓発活動を推進する。
- チ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- リ これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定及び調査研究体制を整備拡充するとともに、環境保全のための技術開発を図る。
- ヌ 公害の防止に資するとともに、自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺における都市公園、緑地、河川、海岸等における生物の生息・生育空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、生物の多様性と自然との共生の場を確保する。
- ル 地球環境保全のため、環境基本法や環境基本条例、環境基本計画、ローカルアジェンダ21等に基づき、省エネルギーや資源リサイクルを始め持続的に発展する社会づくりに向けた取組を行政、事業者、住民が一体となって進める。
- ヲ 環境にやさしい地域づくりを進めるため、企業等における環境管理システムに関する規格 I S O 14001 の認証取得を促進する。
- ワ 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ事前に環境影響評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講じる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域は愛知県の東部に位置し、東三河平野、渥美半島丘陵地及び東三河丘陵地で形成され、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所などの土砂災害危険箇所が点在している。

豊川の旧河道沿いには軟弱な地層が分布し、三河湾の海岸沿いには造成に伴う埋立地を有している。

本区域では、県下で唯一の東海地震に係る地震防災強化地域に指定されている新城市が含まれているため、駿河湾沖を震源とする東海地震の発生が懸念されるとともに、中央構造線、深溝断層などの活断層も存在することから、内陸直下型地震の発生の危険性を内包している。

産業経済活動の活発化により、豊橋市を中核とした都市部においては、市街地の拡大、建物の過密化・高層化など都市化の進展に伴い、大規模な地震災害及びそれに伴う二次災害等の拡大に対して、危険性を内包している都市構造となっている。

また、各種産業が展開する臨海部では、石油コンビナートなどの危険物施設が立地している。

以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、この区域における防災対策は、地域住民の生命及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期するため、県・市町地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的に各種防災対策を推進する必要がある。

#### (1) 震災対策に関する事項

##### イ 地震に強い都市構造の形成

(イ) 急斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区等災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。また、地盤沈下の防止対策の推進を図る。

(ロ) 防火地域、準防火地域の指定に基づく建築物の防火規制や、建築物の火災耐力等増強策の推進により、建築物の不燃化の促進を図る。

また、都市公園の整備や緑地保全地区の指定等防災空間の整備拡大を図る。さらに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

(ハ) 道路、河川など骨格的な基盤施設の耐震性向上の確保を図るための整備等を推進する。特に幹線道路等の多重化・ネットワーク化を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

##### ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震診断、耐震改修の普及など耐震化を促進する。

##### ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設等の耐震化を図るととともに、電線共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。

##### ニ 液状化対策

液状化発生が予想される地域の施設の設置については、地盤改良等により発生の防止を図る。

##### ホ 危険物施設等の安全確保

石油コンビナート等の危険物施設等については、石油コンビナート等防災計画等に基づき、施設の保全及び耐震性の強化を図る。

## へ 広域防災拠点の整備

情報の収集伝達に多角的な手段を持ち、防災ヘリコプターの有効活用が可能であるなどの後方支援機能を有する広域防災拠点を整備し、被災市町村の要請に応じた様々な支援を臨機応変に行うほか、緊急物資の海上輸送手段確保等のため、臨海部における防災施設の整備を推進する。

## ト 避難所等の充実

学校等の避難所を地域の防災拠点として活用するため、学校教育活動等に支障が生じないように配慮しながら、避難所資機材整備を進めるとともに、都市公園等の整備の中で、耐震性備蓄倉庫や耐震性貯水槽の配備を図り、防災拠点づくりを進める。

## (2) 風水害対策に関する事項

### イ 風水害に強いまちの形成

- (イ) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区等災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。
- (ロ) 洪水による災害発生を防止するため、河川や多目的ダムの整備を図るとともに、低下した保水・遊水機能を確保するような施設整備（流域対策）を行い、総合的な治水対策を推進する。
- (ハ) 高潮や海岸侵食の防止などのため、堤防、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持・向上を進める。
- (ニ) 農地の公益的機能の保持、侵食や崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。
- (ホ) 道路、河川、港湾など骨格的な基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備等を推進する。特に、幹線道路等の多重化・ネットワーク化を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

### ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。

また、強風による落下物防止対策に努めるとともに、防水板など建築物や地下街等を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

### ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設等の風水害に

対する安全性の確保を図るとともに、電線共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。



## 13. 伊勢区域都市開発区域建設計画

三 重 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	4
6	産業の業種、規模等に関する事項	5
7	土地の利用に関する事項	8
8	施設の整備に関する事項	9
9	環境の保全に関する事項	14
10	防災対策に関する事項	15

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、伊勢地区都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した伊勢区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

津市、伊勢市（一部）、松阪市、鈴鹿市、亀山市（一部）、久居市、鈴鹿郡関町（一部）、安芸郡河芸町、同郡芸濃町（一部）、同郡美里村（一部）、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡嬉野町（一部）、同郡三雲町、度会郡小俣町、同郡御薊村、多気郡明和町

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運営を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

（現状と課題）

本区域は、三重県のほぼ中央に位置し、伊勢湾沿岸の平坦部には古くから発達した都市が多く、面積は全県の約15%を人口では約38%を占め、本県の行政、文化、経済等において主要な役割を果たしてきた。

また、本区域は中部圏と近畿圏の結節点に位置し、とりわけ本区域の北部に位置する津市、鈴鹿市、亀山市等の地域は、国会等移転審議会の答申において「三重・畿央地域」として将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定されており、中部圏、近畿圏の大都市地域との連携に優れ、これらの都市機能等を効果的に活用できる地域である。

本区域の主要都市である、津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、久居市においては、都市機能の集積が進みつつあるが、さらに高次の都市機能を持つ地域の拠点としての役割が一層期待されている。

こうした中、本区域は豊かな自然や歴史文化などの資源に恵まれた地域ではあるが、これらの資源が必ずしも十分に集客交流に活用できていない状況にある。このため、特に伊勢市を中心とした地域では、2005年日本国際博覧会の開

催や中部国際空港の開港に対応した世界に開かれた交流都市として、魅力ある都市空間づくりが求められている。

また、産業の分野では、先端技術産業や研究開発機能の集積を図り、多重的な産業構造を構築していく必要がある。特に隣接する志摩地域に陸揚げされる海外海底ケーブルや超高速光ファイバー基幹通信網(ギガビットネットワーク)等を活用した新しいスタイルの情報産業の創造が求められているとともに、クリスタルバレー構想(液晶産業拠点)と連携した先端技術産業の集積が期待されている。

一方、本区域の貴重な共有資産である伊勢湾については、海岸保全施設の老朽化が著しく、施設の再整備が喫緊の課題となっている。また、水質面では、閉鎖性内湾という特徴から、流入する汚濁負荷をはじめとする様々な負荷要因により富栄養化が進んでいる。このため、総合的・広域の見地から流域圏が一体となって伊勢湾の総合的な利用と保全に努める必要がある。

#### (基本的な方向)

以上のような現状及び課題を踏まえ、本区域の今後の整備及び開発の基本方向を次のとおりとする。

本区域においては、今後も本県の行政・文化・経済等の中枢機能を担う区域として、また、産業・技術や国際交流の中枢圏域として期待が高まっている中部圏の一翼を担う区域として発展することが求められている。

このため、本区域の拠点となる津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市等の主要都市とその周辺地域が地域の特性や個性を生かしながら自立的に発展するとともに、各々が相互に機能を補完・分担し、さらには区域内相互及び隣接都市整備区域等と交流・連携し、区域全体の総合力を高める必要があり、総合的な地域整備を推進する。

本区域が、区域内のつながりを深め、隣接する中部圏都市整備区域、近畿圏都市開発区域等との一体性を高めるため、高規格幹線道路の整備を推進するとともに、幹線道路網の調査及び整備を推進し、高速道路との良好なアクセスを確保する。また、中部国際空港の建設事業の進捗に合わせ、中部国際空港との海上アクセスの整備を図るとともに、長期的な視点に立った航空ネットワーク構想についても検討を重ねる。

鉄道については、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

また、東西軸の多重化を図り、太平洋新国土軸の形成や環伊勢湾地域の広域

的連携を進めるため、伊勢湾口道路及び東海南海連絡道の構想を進める。

これら交通基盤の整備・充実とともに集客交流への取組については、2005年日本国際博覧会の開催をきっかけとして地域を活性化していくため、2005年を目標とした集客交流戦略を内容とする「2005年日本国際博覧会三重戦略プラン」を策定したところであり、これに基づいて集客交流戦略を計画的・重点的に推進していく。

このため、伊勢地域では、神宮に象徴される日本の精神文化の源泉をなす「生なり文化」をはじめとする優れた歴史的・文化的資源や「もてなしの心」を生かし、集客交流戦略を具体化するため、推進体制の整備とともに、集客交流産業の振興を図り都市空間等の魅力を高め、国内外から多くの人を訪れる地域づくりを進める。

また、松阪地域では、国史跡齋宮跡や伊勢街道等の歴史・文化遺産を生かして景観やまちなみ保存を広域的に推進し、観光資源として集客交流の活用も図りながら、うるおいと活気のある地域づくりを推進する。

本区域は、隣接する四日市市等の都市整備区域とともに、本県の農業・工業・商業等の産業を先導する地域として、また、産業技術の一翼を担う地域としての役割が求められていることから、三重ハイテクプラネット21構想や中勢北部サイエンスシティの推進とともに、クリスタルバレー構想（液晶産業拠点）やパールバレー構想（情報関連拠点）、四日市市等の半導体産業拠点を含めたシリコンバレー構想（半導体産業拠点）との連携を進める。

また、新産業の創出については、財団法人三重県産業支援センターを核として、起業、新産業を促進する環境整備を進める。

さらには、このような取組とともに新しい時代のモデルとなるニューファクトリーひさい工業団地等の整備により、産業構造の高度化と情報などの機能を総合的に備えた新しい研究開発型産業や先端技術産業を集積し、雇用の場の確保につなげる。

高度情報化への対応としては、市街地通信可能型CATV局のエリア拡大や県内他ケーブルテレビ局とのネットワークの形成について検討するとともに、志摩サイバーベース・プロジェクト（パールバレー構想）の進行に併せて新しいスタイルの情報通信産業の振興を図っていく。

また、津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市等では中心市街地の活性化に対処するため、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心とした地域特性を生かした商業の活性化を図る。

さらには、障害者、高齢者をはじめすべての住民が自由に行動し、安全かつ

快適に暮らすことができるバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、流域下水道や都市の公共下水道、都市公園などの都市施設の整備を進め、快適で良質な住宅の供給を促進し、本県の中核機能を担うにふさわしい区域として生活基盤の整備を進める。

高等教育機関については、三重大学を中心に整備が進んでいるが、今後とも、大学院の整備等、教育・文化機関の充実により中枢性を強化する。また、津駅前には、市街地再開発事業により、みえ県民交流センターをはじめとする新たな交流拠点機能を備えた施設が整備されたことから、これらを生かしたまちづくりを進める。

伊勢湾については、老朽化した海岸保全施設の再整備を推進するとともに、環境保全や安全の確保、多面的な利用など多様化・高度化する要請に対処するため、関係自治体等広域的な連携のもと、総合的な利用と保全に向け諸施策を推進する。併せて、宮川、雲出川、鈴鹿川などの流域圏では、宮川流域ルネッサンス事業など、上下流の地域間交流や行政、住民、事業者等の各主体の連携を推進し、人間の諸活動を持続可能とするような健全な水循環の確保に向けた総合的な取り組みを推進する。

#### (配慮すべき事項)

この計画の実施に当たっては、厳しい財政状況に鑑み、事業効果や投資の効率性について十分考慮する必要がある。このため、効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスの透明化を図るため、県においては、事業主体として実施する公共事業の事前評価を行い、その評価結果を公表することとする。評価にあたっては、分野の異なる公共事業を同一基準で比較するとともに、環境面の効果を数値化して評価に組み入れることとする。

また、地方公共団体のみならず、個人、NPO、企業等多様かつ広範な主体の参画が求められるので、これら多様な主体がこの計画に対する理解を深め、積極的に参画ができるよう必要な情報提供や支援策を講じることに努めるものとする。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成12年は711千人となり、今後、快適な住環境、魅

力ある安定した就業の場の確保及び高等教育機関の拡充等による定住基盤の整備により 10 千人増加し、平成 17 年には 721 千人に達するものと見込まれる。

- (2) 年齢階層別人口をみると、平成 12 年の年少人口は 109 千人、生産年齢人口は 475 千人、老年人口は 127 千人であり、平成 17 年には年少人口は 106 千人（対 12 年比 2.8%減）、生産年齢人口は 475 千人（対 12 年比 0%）、老年人口は 140 千人（対 12 年比 10.2%増）になると見込まれる。
- (3) 本区域の世帯数（普通世帯）は、平成 12 年には 247 千世帯であり、今後 5 年間に 11 千世帯増加し、平成 17 年には 258 千世帯に達するものと見込まれる。
- (4) 労働力の需給については、需要面では技術革新、サービス経済化の進展等により、専門的職種の需要が増加しており、一方供給面においては労働力人口の高齢化や出生率の低下、若年労働者の減少、女性の職場進出等が一層進展する傾向がある。こうした労働力需給の量的、質的变化に対応して、職業訓練、職業指導等の雇用安定対策を推進するとともに、中高年齢者、障害者等に対する雇用促進対策を積極的に進める。

## 6 産業の業種、規模に関する事項

本区域は、温暖な気候、豊富な水資源に恵まれ、広大な農用地や豊かな森林、また、貴重な共有資産である伊勢湾を有しており、今後も中部圏の産業経済の発展に大きな役割を担っていくことが期待されている。

このため、本区域が有する様々な地域資源や各種の産業集積を活用するとともに、新規・成長産業について積極的に誘導、育成を図り、さらには、地域の情報発信力を高め、産業の振興及び産業技術の強化に努める。

### (1) 産業別開発の構想

イ 本区域の集客交流に対する取組については、「2005 年日本国際博覧会三重戦略プラン」に基づき、2005 年をめざした集客交流戦略を具体化する。このため、本県の中心的観光地である伊勢地域については、地域の主体的な取組によりモデル地域として再生を図るため、推進体制の整備や地域資源のブラッシュアップなどの取組を展開する。

また、歴史街道構想などの促進により、自然環境や歴史・文化的遺産を

生かした広域的な地域振興・観光振興を図る。

- ロ 農林水産業については、消費者の嗜好、価値観が多様化する中、食の安全性に対する関心が高まってきており、地域で生産される農林水産物を地域で消費するという「地産地消」に取り組み、安全で安心できる食料の安定的な供給を図るとともに、食を通じた住民の健康づくり、食料自給率の向上、地域の環境保全、活性化につなげるものとする。

このため、農業では、水田農業の展開や茶、野菜、花き、花木、果樹などの特産地化を促進し、丘陵地から山間地域にかけては、和牛の地域内一貫生産体制の確立、茶の産地育成等を推進する。また、広域営農団地農道（グリーンロード他2地区）の整備をはじめ、基幹農道の整備、さらには、宮川用水第二期やほ場整備を進める等生産基盤の充実に努めるとともに、これら基盤の整備と一体となった農業集落排水施設等農村の生活環境の整備を図る。

林業については、低コスト林業の確立や優良な林業種苗生産を推進するほか、都市住民らが自然とふれあう場としての多面的な森林の整備を行う。また、松阪市においては、「木材コンビナート」整備を進めるとともに特用林産物の振興を図る。

水産業については、のり養殖の経営安定と貝類を主とした種苗放流など水産資源の維持増大を図るとともに、資源管理型漁業の推進を図る。また、伊勢湾の水質浄化及び水産生物の幼稚仔の育成場でもある藻場・干潟造成の調査検討を行い、エビ類を主とする中間育成場整備を進める。

なお、農林漁業の担い手の育成を図るとともに、自然や景観を楽しんだり農林水産作業を体験することができる体験型のゾーンの整備を進め、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、森林オーナーなどにより、第1次産業の持つ資源を都市との交流に活用する。

- ハ 工業については、既に鈴鹿内陸部には輸送機械工業、中部臨海部には世界でも有数の造船等重工業の立地を見ているが、全体としてはまだかなりの開発余力を残している。このため、中勢北部サイエンスシティの整備促進や三重ハイテクプラネット21構想の推進とともにシリコンバレー構想（半導体産業拠点）との連携を進め、産業構造の高度化と情報などの機能を総合的に備えた新しい研究開発型産業や先端技術産業の集積を図る。

また、新産業の創出については、起業、新産業を促進する環境整備を進める。このため、財団法人三重県産業支援センターにおいて、企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援を一元的に提供する等新産業の創出を総合的に支援する。

企業立地については、近畿自動車道伊勢線の4車線区間の延伸等、幹線道路網の整備により、区域外を含む沿線部で企業立地が進んでいることから、インターチェンジ周辺に工業団地や物流拠点の整備を進め、今後とも、先端技術産業や流通産業、試験研究機関などの誘致を進める。

また、新しい時代の工業団地のモデルとなるニューファクトリーひさい工業団地や中勢北部サイエンスシティ（第1期）、松阪中核工業団地（西地区）、亀山・関テクノヒルズなど、産業活力拠点の形成を図る工業立地を進める。

特に、鈴鹿市・亀山市周辺を中心とする地域については、先端技術産業の導入や国際交流の推進などにより、四日市市等の都市整備区域とともに創造性に富む産業と技術の中核圏域並びに国際交流の拠点の形成を図る。

山間部においては、農村地域工業等導入地区に付加価値が高く、既存の企業とも連携する工業の誘導を図る。

地場産業については、木材加工や伝統的工芸品等の振興を図るため、公設試験研究機関等の技術支援により、デザイン開発力の強化、新商品、新技術の開発、販路の拡大に努める。

特に木材加工については松阪木材コンビナートの施設整備を進め、過去から蓄積された製材・加工技術を基盤として、顧客の満足度を高めるための新たな技術・デザインを導入し、高付加価値・高機能の木材・木製品を低コストで安定して供給できる体制を整備する。

ニ 商業については、商店数、従業員数、販売額とも県下における相当のウエイトを占めており、商業の盛んな地域である。しかし、区域の中心都市においてはいずれも中心市街地における商業機能が低下、空洞化が進んでおり、中心商店街の活性化が求められている。そこで、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定を進め、市街地の再開発・街路の整備・緑地空間・駐車場などの整備とともにTMOを中心に地域特性を生かした商業の活性化を図る。

## (2) 産業の規模

産業の規模を就業者（従業員）によってみると、就業者数は、平成12年には355千人であり、平成17年には358千人と見込まれる。

産業別には、第1次産業及び第2次産業の就業人口が減少し、第3次産業の就業人口が増加する。平成12年の第1次産業16千人、第2次産業123千人、第3次産業216千人が、平成17年には第1次産業14千人、第2次産業119千人、第3次産業225千人になると見込まれる。

その構成比をみると、平成12年には、第1次産業4.5%、第2次産業34.6%、第3次産業60.9%であるのに対して、平成17年には、それぞれ第1次産業3.9%、第2次産業33.2%、第3次産業62.9%になると見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本地区は、臨海平坦部に鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、伊勢市の伊勢湾環状都市が、内陸部に亀山市があり、このうち鈴鹿市は内陸型工業地帯として発展し、近年は、国際交流を通じて国際都市としての整備が進んでいる。亀山市も道路網の整備により、交通条件の優位性の上に内陸型工業の集積が進みつつある。津市は、教育、文化、経済、行政の中核として、また、隣接の久居市と共に、快適な居住適地として、松阪市は、かつては商都として、また、最近では、県南地域に対する教育、文化、情報等都市機能の集積する拠点都市として、伊勢市は、国際リゾート・交流都市として発展してきている。鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市等では市街地域の拡がりとともに都市機能の集積が進んでおり、さらに、これらの都市の周辺丘陵地には、住宅団地の整備が進んでいる。本区域の課題は、伊勢湾沿いを連珠状に一定の間隔において発展をみている都市相互の有機的な機能分担及びそれらの都市における秩序ある市街地の形成並びに都市施設の整備及び諸機能の拡充、強化を図ることにある。

また、沿岸域の開発については、自然環境、生態系の保全、水産業との調整に十分配慮して総合的、計画的な利用を図る。内陸部においては、農地、森林等緑地の適正な保全に努めるとともに、保健、教育、文化の場としての利用を促進する。

今後の土地利用は、国土利用計画及び三重県土地利用基本計画に基づき、総合的、計画的に推進することとし、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的条件等に配慮して計画的な調整、誘導により、適正かつ合理的な土地利用を図る。

さらに、本区域の北部に位置する津市、鈴鹿市、亀山市、関町、河芸町の地域は、国会等移転審議会答申において将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定されていることから、移転先の決定に向けた国会での検討状況を十分踏まえた土地利用を図るとともに、今後地価が急激に上昇する恐れもあるため、監視区域に指定し、土地の投機的取引及び地価の高騰を未然に防止できるよう努めていくものとする。

## (2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、各区域の現在の土地利用状況、自然的条件及び社会経済的諸条件を勘案し、長期的な視野にたつて、本区域を工業地域、商業等の業務区域、住宅地域、農業地域及び緑地等の保全地域に基本的な区分を行うこととし、このような区分を通じて市街地の無秩序な拡大を防止するように努め、自然景観を保全し、快適な環境を創造する。

イ 工業用地については、国の施策との調和を図りながら、津松阪港を中心とした臨海部、相当の工業集積を有する鈴鹿内陸部、一般国道 25 号（名阪国道）沿線の亀山市に拠点的に配置し、生産性の高い中核工業都市として基盤整備を推進する。また、区域南部の適地については工業団地を計画的に造成し、新たな工業立地基盤の整備を図り、既存産業への波及効果や地域への貢献度の高い優良工業を導入し、地場産業、中小企業の振興を図る。

ロ 住宅地については、区域内における土地利用上の用途の区分の明確化を図るため、工業地域及び業務地域への交通条件並びに居住環境を配慮して、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、松阪市及び伊勢市の各都市とその周辺町村の適地に住宅地の配置を図る。

ハ 優良農用地については、広域基幹農道など農業生産基盤の整備に努め、農業地域としてその保全、確保に努めるとともに、非農業的土地需要に対しては、農業上の利用に支障が生じないように計画的な土地利用を図る。

今後の都市部における人口の増加、工業の立地等により、環境が悪化しないよう、生活排水及び工場排水の処理施設の整備、計画的な緑地造成等による緑豊かな市街地の形成を図るなど、快適な生活環境の保持と自然環境の保全に留意しながら秩序ある土地利用により、農業振興施策を推進する。

ニ この区域の恵まれた自然環境及び豊かな緑地を保全し、住民の身近に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション地域として公園緑地等の整備促進を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

この区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境及び生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進めるものとし、その大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備にあたっては、障害者、高齢者をはじめすべての住民が自由に行動し、安全かつ快適に暮らすことができるようバリアフリー化を図る。

## (1) 交通施設及び通信施設

本区域の整備開発を推進するため、輸送需要の増大、輸送構造の高度化、各交通機関の近代化の趨勢及び道路交通環境対策等環境の保全に配慮しつつ、次に掲げる施設を整備して、都市及び産業の配置に対応する総合的な交通体系の確立を図るとともに、高度情報化時代に対応した情報通信ネットワークの整備を推進する。

### イ 道路

本区域と他区域とを連結する幹線道路の整備を推進するとともに、区域内都市間を連絡する道路の整備を推進する。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	近畿自動車道伊勢線、同名古屋大阪線 第二名神高速道路
一般国道	1号、23号、25号、42号、163号、306号
主要地方道	鳥羽松阪線、久居美杉線
街 路	秋葉山高向線、相川小戸木橋線、豎町十日 市線

また、伊勢湾口道路及び東海南海連絡道の構想を進め、さらに、鈴鹿亀山道路に関する調査を推進する。

### ロ 鉄軌道

輸送需要の動向等を勘案しつつ、本区域の幹線である近畿日本鉄道名古屋線及び同大阪線の輸送力の強化、東海旅客鉄道関西本線の複線電化等並びに同紀勢本線及び同参宮線の整備並びに第三セクター鉄道として運行されている伊勢鉄道の複線化等について検討を行う。

さらに、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

### ハ 港湾

重要港湾津松阪港については、津松阪地方が地方拠点都市地域に指定されたことから、三重県における交流・産業・文化の中核圏域として発展することが期待されており、県南地域の物流の拠点として港湾機能を強化するとともに、中部国際空港との海上アクセスや海洋性レクリエーション・国際交流・文化等の多様な機能の整備を図る。

### ニ 漁港

水産基盤の確立、水産物流の円滑化に資するため、漁港施設等の整備を

図る。

#### ホ 空港等

中部国際空港への海上アクセスの整備を図る。また、長期的な視点に立った航空ネットワーク構想を検討する。

#### ヘ 通信施設

電気通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対応し、光ファイバー網等を活用した高度情報通信システムの整備推進を図るとともに、その有効利用ができるようにアクセシビリティの向上を図る。また、民間活力を導入した地域情報拠点の整備等を推進する。

また、災害時等における電気通信網の機能確保を図るため、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進して、安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。特に、亀山市及び関町等のCATV等の情報通信基盤の整備を図る。

さらに、増大する郵便需要に対処するとともに、サービスの高度化のため、郵便局施設の整備改善を図る。

### (2) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

#### イ 住宅用地

白江（鈴鹿市）、中川駅周辺（嬉野町）等において、関連施設の整備を図りつつ良好な住宅用地の開発を行う。

#### ロ 工場用地

工場の立地動向を勘案しつつ、中勢北部サイエンスシティ（津市及び河芸町）、亀山・関テクノヒルズ（関町）、ニューファクトリーひさい工業団地（久居市）を造成し、工場用地の確保に努める。

### (3) 公園緑地等

住民のレクリエーション施設の充実、秩序ある市街地の形成、文化財の保存活用及び自然の保護を図るため、総合公園として大仏山公園（玉城町・小俣町・明和町）、深谷公園（鈴鹿市）、中勢グリーンパーク（津市）等の整備を進めるとともに、都市緑地として海のみえる岸岡山緑地（鈴鹿市）等の整備を促進する。

また、高まるスポーツ需要に対応するため、松阪市総合運動公園を整備す

る。

#### (4) 河川、海岸、治山、砂防等

##### イ 河川

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、安濃川、志登茂川、大堀川、堀切川等の治水事業を推進するとともに、田中川等におけるマリーナ等を拠点とした河川の利用推進や安濃川等の水辺空間の整備を含め、河川環境の整備を図る。

また、木曾川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等の一級水系の豊富な水資源の総合利用について調査検討を進める。

事業実施に際しては、自然環境に配慮した多自然型川づくり等を行っていく。

##### ロ 海岸

高潮及び侵食対策として、下箕田海岸、千代崎港海岸、津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸、村松海岸等の伊勢湾岸の海岸堤防等を整備し、安全・安心かつ豊かな親水性や自然環境を有する潤いのある海浜空間の創造を図る。

##### ハ 治山、砂防

土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、鈴鹿川水系、雲出川水系、三渡川水系、宮川水系等における治山、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

#### (5) 住宅

生活水準の向上、世帯の分離等による住宅需要に対応するため、必要な住宅の建設を促進する。

このため、快適な住環境に配慮しつつ、高岡山（鈴鹿市）等、公共機関等による住宅供給を推進するとともに民間住宅の適正な供給を誘導する。

#### (6) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、人口の増加及び産業の発展に対応し、公共用水域の水質保全に資するため、次の供給・処理施設の整備を推進する。

##### イ 水道

平成17年度における給水人口約896千人を目途に、鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、伊勢市等を中心に上水道の整備を図るとともに、北中勢水道用水供給事業の整備を図る。

##### ロ 工業用水道

工業用水の安定給水を図るため、北伊勢工業用水道の整備を進める。

#### ハ 下水道

都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、あわせて伊勢湾等の公用水域の水質保全に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口 308.5 千人を目途に、北勢沿岸流域下水道、中勢沿岸流域下水道、宮川流域下水道の整備を図るとともに、津市、松阪市、鈴鹿市等の公共下水道、都市下水路の整備を図り、芸濃町、美里村等の特定環境保全公共下水道の整備を促進する。

#### ニ 廃棄物処理施設

都市人口の増大等に即応するため、鈴鹿市、津市、松阪市等にごみ処理施設の整備を図る。

また、合併処理浄化槽の整備を図る。

### (7) 教育文化研究等施設

#### イ 教育施設

児童生徒数の増減に対応し、小・中学校等の計画的な施設整備を進めるとともに、既存校についても老朽校舎の改築等所要の整備を進める。

高等教育機関については、既存大学等の整備充実を進めることとし、三重大学等において、大学院を含め、情報・社会福祉・医療技術・先端科学技術などの分野の拡充に努める。

#### ロ 文化施設

新たな交流拠点施設であるみえ県民交流センター等の活用により、市民活動や文化・国際・青少年等の各種交流を支援する。

また、三重県総合文化センター等を中核として、文化活動施設、社会教育施設の整備充実を図るとともに、歴史的資料として重要な公文書等の収集・保存・調査研究を行う三重県公文書館について調査を進める。

さらには、県下の博物館の中核となる新たな県立博物館の建設について調査を進めるとともに、国史跡齋宮跡の整備を進める。

#### ハ 研究施設

振興拠点地域基本構想「三重ハイテクプラネット 21 構想」に基づく中核的施設等の整備を促進するとともに、三重県農業技術センター等の研究機能の強化を図る。

### (8) その他の施設

#### イ 社会福祉施設

寝たきりや痴呆などの高齢者の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために必要な基盤整備を介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、現在、社会福祉基礎構造改革が行われつつあり障害者福祉施設整備もこうした変革に対応した基盤整備を推進する。

さらに、子育て家庭を社会全体で支援するため、地域の子育ての機能を担えるような保育所や児童館等の整備を推進する。

#### ロ 医療施設等

人口の増加、疾病構造の変化に伴う医療需要の増大、多様化に対処するため、一般医療はもとより、高度特殊医療に対応しうる医療施設の整備を図り、救急医療体制を強化する一環として救急医療情報システムの充実に努める。

また、健康づくり対策として市町村保健センターの整備を進める。

### 9 環境の保全に関する事項

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、近年、大気汚染、水質汚濁、交通騒音、生活騒音、悪臭などの都市・生活型公害とともに、廃棄物処理問題や廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類問題、環境ホルモンによる環境汚染等が問題となっている。

本区域における環境問題は、伊勢湾やその流域圏にも深く関わっていることから、本区域の地勢上の特性を的確に踏まえ、計画的に環境保全に努める必要がある。

このため、公害関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等の推進により、環境基準等の達成、維持に努めるなど環境の保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全対策はもとより、三重県環境基本条例、三重県環境基本計画、さらには、複雑かつ多様な環境問題に対応し、産業公害の防止に加え生活環境の保全を図ることを目的とした三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用や適正処理を推進し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

イ 大気汚染及び水質汚濁については、監視測定体制の充実、水質総量規制基準等による規制措置の徹底、下水道の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等を推進する。

- ロ 道路交通環境対策については、自動車排出ガス測定局の整備を進める等現状の把握に努め、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じ環境施設帯、遮音壁の設置等の対策を講ずる。
- ハ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- ニ これらの諸施策とあわせて、調査研究体制を整備拡充するとともに、環境保全のための技術開発を図る。
- ホ 森林等良好な自然環境の保全・整備を進めるとともに、市街地及びその周辺等における都市公園、緑地、河川空間の保全整備等を推進し、人と自然の触れ合いを保ち、生態系の多様性の確保を図る。
- ヘ 地球環境問題の解決のため、環境基本法や三重県環境基本条例、三重県環境基本計画に基づき、行政、事業者、住民が一体となった取り組みを進める。また、地域としての対応も重要なことから、資源の循環的な利用や風力発電、太陽光発電等の新エネルギーの有効利用を進め、環境にやさしい地域づくりを進める。
- このため、地域住民、事業者、行政における環境管理システム ISO14001 の認証取得を促進する。
- ト 事業の実施に当たっては、必要に応じ事前に環境影響評価等を実施し、その結果に応じて見直しを行なうなど所要の措置を講ずることにより、環境汚染の未然防止に努める。

## 10 防災に関する事項

本区域は、主に、鈴鹿川・安濃川・雲出川・櫛田川・宮川など東西に流れる河川によって形成された扇状地・沖積層と伊勢湾に面した海岸平野から形成され、県の中央部に位置している。気候は温暖で、降水量は平均的である。

秋期には、太平洋上で発達した台風が通過しやすく、過去にも伊勢湾台風をはじめとした大型の台風が通過し、甚大な被害に見舞われている。

また、海洋プレートの運動により南海トラフ上でしばしば大地震が発生し、近年では昭和 19 年に発生した東南海地震において震度 6 の記録を残している。駿河湾沖で発生が懸念されている東海地震においても震度 5 が予想されており、海岸線は広範囲にわたって液状化現象が生じると予想され、多数の木造家屋の倒壊やライフラインに被害が見込まれる。さらには、中央構造線以北に多数の活断層が分布しており、この活動による直下型地震も心配されている。

さらに、本区域は伊勢湾岸沿いに位置し、伊勢湾台風を契機に高潮対策事業

として海岸施設の改良工事を行ったが、建設からすでに約 40 年が経過しており、老朽化が著しく、海岸保全が心配されている。

なお、本地域は、北から鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市と 10 万都市が南北に並び、市街地の拡大や建物の過密化が進んでおり、また、津市は、県の防災対策の軸となる災害対策本部（県庁）が所在する。

以上のような状況を踏まえ、この区域においては、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期すため、県地域防災計画等に基づき総合的かつ計画的に各種の防災対策を推進する。

#### (1) 震災対策に関する事項

##### イ 地震に強い都市構造の形成

計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図るとともに、地盤沈下の防止や液状化対策の推進を図る。また、建築物の不燃化を促進し、防災空間の整備拡大を図り、災害に強い都市構造の形成を図る。

道路、河川、など骨格的な基盤施設については、耐震性向上の確保を推進する。特に、災害時の緊急輸送道路の確保を推進する。

##### ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震化を推進する。

##### ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図るとともに、代替施設の整備を進める。

##### ニ 液状化対策

液状化発生が予想される地域の施設の設置については、地盤改良等により発生の防止を図る。

##### ホ 広域防災拠点の整備

災害時における応急対策、情報収集、通信、物資輸送、対策要員の詰所等となる防災拠点を整備する。

##### ヘ 通信手段の確保

有線通信の途絶に備え、通信手段の多角化、多重化を推進する。

#### (2) 風水害に関する事項

##### イ 風水害に強いまちの形成

計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図るとともに、地盤沈下の防止

や液状化対策の推進を図る。

洪水による災害発生の防止や流水の正常な機能維持のため、総合的治水対策を進め、高潮や海岸侵食防止などのため津松阪港海岸や伊勢湾西南海岸等において海岸保全施設の整備を進めるとともに海岸保全機能の維持、保全対策を推進する。

また、洪水シュミレーションを実施し、想定氾濫区域図を作成して、市町村におけるハザードマップ作成を支援する。

さらには、農地防災対策、農地保全対策を推進するとともに、都市基盤施設の安全性の確保を図るための整備に努め、特に、災害時の輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の安全化及びライフライン施設等の機能確保風水害に対しても対応できるよう、安全性、ライフライン施設等の機能確保に配慮する。

### (3) 自主防災組織活動の展開

防災対策の推進にあたっては、地域住民や消防団等と連携した情報収集連絡体制の強化、自主防災組織の育成、防災ボランティアの支援等、災害発生時に対応力の強い自主防災組織活動の展開を促進する。



## 1 4 . 琵琶湖東北部区域都市開発区域建設計画

滋 賀 県

# 目 次

1	計画の性格	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
4	整備及び開発の基本構想	1
5	人口の規模及び労働力の需給に関する事項	3
6	産業の業種、規模等に関する事項	4
7	土地の利用に関する事項	6
8	施設の整備に関する事項	8
9	環境の保全に関する事項	13
10	防災に関する事項	14

## 1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、琵琶湖東北部区域都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

## 2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した琵琶湖東北部区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

彦根市、長浜市、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町（一部）、坂田郡山東町、同郡米原町、同郡近江町、東浅井郡浅井町、同郡虎姫町、同郡湖北町、同郡びわ町

## 3 計画の期間

この計画は、平成13年から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

## 4 整備及び開発の基本構想

本区域は、滋賀県の東北部に位置し、西は琵琶湖に接し、東は伊吹、鈴鹿山系の広がる、豊かな自然に包まれた地域であり、四季の変化に富む田園風景は、地域の生活に溶け込み、うるおいのある生活環境を形成している。

また、歴史も古く、縄文・弥生期から人々が定住し、奈良、平安期を経て、戦国時代には合戦の舞台となるとともに、国土のほぼ中央に位置し、北陸、中京及び近畿圏の結節点にあたることから、古くから交通の要衝として、ひとや文化の往来が活発で数多くの文化財を有する地域でもある。

現在においても、中央自動車道西宮線、北陸自動車道、国道8号、21号などの主要幹線道路や東海道新幹線、東海道本線、北陸本線などの鉄道網が集中する国土交通の要衝地域である。

こうした自然的、文化的、社会的条件を背景に、工場の新規立地が現在も進展し、商業・サービス業の集積も、彦根市及び長浜市を中心に進んできており、引き続き都市機能の集積と居住環境の向上を図り、地方拠点都市地域の整備を推進する必要がある。

また、人口は穏やかに増加しつつあるが、高齢者の割合が高まってきていることから、活力ある長寿社会の実現と、若者が定住する地域づくりを進めてい

く必要がある。

まちづくりに対する住民の意欲は旺盛であり、今後も、地域における個性的な取り組みを誘導し、各地域のアイデンティティの確立を促すとともに、区域外との交流を促進し、区域全体の活性化を一層図っていく必要がある。

環境の時代と言われる21世紀の入口に立った今、エコロジーとエコノミーの両立した持続ある発展を維持し、住民生活を真に豊かにしていくために、自然の生態系の中で自然との良き共存関係を生むことを基本として施策を進めることとし、今後の開発整備の方向として、環境負荷に配慮した産業活動の展開を行うことで豊かな自然環境を保全し、近江歴史回廊構想をはじめ、固有の文化や歴史を生かした文化都市圏の形成をめざすとともに、効果的かつ効率的な地域経営を図るため、県域を越えた連携として、環境・文化・観光・産業などをテーマとした福井・岐阜・三重・滋賀4県の連携事業の取り組みを推進する。

本区域のうち、高速自動車国道周辺では、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進んでおり、今後は、滋賀大学、滋賀県立大学などにさらなる高度な試験研究機能を整備し、地域産業と結びつけるシステムを構築するとともに、21世紀におけるキーテクノロジーの活用を地域振興に結びつけるため、（仮称）長浜バイオ大学を核とした産業集積の形成をめざす。

また、バルブ、仏壇、ちりめん等の地場産業をはじめとする既存産業については、その新製品の開発や販路開発などによる高付加価値化で産業振興を図る。

さらに、琵琶湖及びその周辺地域については、琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとし、健全な姿で次世代に継承するため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等、様々な施策を総合的に実施するものとする。

ここでは「琵琶湖と人との共生」を基本理念として掲げ、多様な価値を有する琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民、事業者、行政等のパートナーシップに基づき、それぞれが主体的な取り組みを進める。

また、2001年の「第9回世界湖沼会議」「びわ湖国際環境ビジネスメッセ2001」、2003年の「第3回世界水フォーラム」の本県開催を通じ、国際間・地域間のパートナーシップをより深める機会とし、新たな世紀にふさわしいライフスタイルのあり方を構築する。

全域を通じて、広域交通網の要衝としての優位性を十分活用し、さらに広域的な交流機能等を強化して、工業、商業、観光産業等の振興や生活環境の向上を図るため、北陸本線と湖西線、東海道本線、東海道新幹線等との連携をはじめ、これら公共交通機関の利便性向上と輸送力増強及び琵琶湖環状運行の実現を図るため、北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間の直流電化方式への転換の実現に向けた検討を進めるほか、一般国道、県道、都市計画街路などの整備を進め

るとともに、びわ湖情報ハイウェイをはじめとする高度情報通信基盤の整備を進める。

こうした全域的な整備及び開発の基本構想を受け、本区域の中心都市である彦根市及び長浜市においては、商業・業務機能および住宅機能の集積拡大、自然・歴史・文化を生かした商業の立地促進、滋賀大学、滋賀県立大学等を中心とした高次の教育・文化機能の充実、既成市街地の計画的な再整備や新市街地の開発などにより、都市機能の創出を図り、都市環境の創造を進めるとともに、周辺地域と一体となった開発整備を図る。

また、各拠点地域においては、産業の振興、居住環境の整備等を図り、中心都市地域との連携による都市機能の強化を図る。

一方、湖辺及び山間部においては、湖岸域や山系等の自然環境の保全を図りながら、近畿・中部圏を含めた広域圏、さらには国際的視野に立つての人々の需要に応えるふるさととして、自然景観や歴史資源などを素材に、誰もが気軽に繰り返し利用でき、しかも、ゆとりある滞在生活を通じて心身のリフレッシュが図れるよう、環境等に十分配慮した自然と歴史のふれあうリゾート地の整備を進めるとともに、彦根城、長浜城等に代表される観光地や黒壁、彦根キャッスルロードなど観光資源を生かした街づくりをはじめ、歴史的な街道等圏域を超えた広域観光ルートの整備を進めるなど、国民的な知的休養の場として魅力ある地域づくりに努める。

なお、この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ、弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、これらと十分調整を図るほか、国土の保全や安全性の確保、エネルギーの安定確保や省エネルギー化、公害の防止、とりわけ琵琶湖の水環境を中心とした環境の保全及び景観の形成に留意する。

## 5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の総人口は、平成12年 250千人となり、今後、交流機能の強化等に伴う産業基盤の整備や、京阪神地域への通勤圏の拡大などにより、平成17年には 259千人に達するものと見込まれ、平成12年に対して9千人の増加となる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口は41千人、生産年齢人口は169千人、老年人口は40千であり、平成17年には、年少人口41千人（対12年比 0.0%）、生産年齢人口 172千人（対12年比 1.8%増）、老年人口46千人（対12年比15.0%増）になるものと見込まれる。

- (3) 労働力の需給関係については、技術革新や経済構造のソフト化・サービス化、少子・高齢化等に伴う労働環境の構造変化に対応し、バランスのとれた雇用の場を創出するとともに、職業能力の開発、向上を図る。特に、高齢者、女性、障害者などの就業機会の拡大に努めることとする。

## 6 産業の業種、規模等に関する事項

- (1) 本区域の産業は、かつて農業や繊維などの地場産業に支えられてきたが、近年は高齢化の傾向が見られ、このような産業の発展にも大きな影響を及ぼしている。

また、本区域は、近畿圏域と中部圏域を結ぶ重要な役割を果たしてきており、幹線交通網の結節点ともなっているが、今日、高速交通基盤の整備が全国的に進む中で、相対的な企業立地の優位性が低下しつつある。今後は、アジア諸国等の国外へも目を向けた広域的な視点に立って産業構造の高度化、ソフト化に向けて、引き続き快適で利便性の高い地域づくりに努め、学術・研究開発機能や高次の商業・サービス機能等の育成を図っていく。また産学官が積極的に交流・連携する中で、その知的資源を融合させながら、人や環境にやさしい独創的な技術・ノウハウを生み出すなど新しい産業の創設を図る。

また特に、当地域は、伊吹山、竹生島、賤ヶ岳、小谷城跡など豊かな自然と歴史文化の観光資源に恵まれており、これらを生かした観光地づくりに加え、新しいまちづくりが行われている彦根、長浜などと広域的な観光地づくりを進める。

イ 農業については、依然、近年の情勢変化の中で担い手不足や兼業化、混住化などの多くの課題を抱えていることから、地域の特性に応じた自然的環境の保全や多面的機能の十分な発揮に配慮しつつ、ほ場の大区画化を含めた農業生産基盤の整備を推進し、担い手への農地の集積を促進することにより、安定的かつ効率的な経営体や集落営農など多様な担い手の育成を図るとともに、就農条件の整備に努め、青年農業者の育成・確保を図る。

林業については、森林の有する水源のかん養等公益的機能の発揮を図りつつ、健全で活力ある森林の育成のために間伐等の保育管理や林道網の整備を進める。

また、木材価格の低迷、林業就労者の高齢化や減少等林業を取りまく状況は依然として厳しく、林業生産活動を通じた持続可能な森林経営を維持するために林家等の森林所有者の経営の安定化を図るほか、森林組合の組

織的な活動を促進し、林業の担い手の育成を図るとともに、木材の需要拡大にも努める。

さらに、森林の持つ多面的な機能を有効利用して、観光・レクリエーション等による地域の活性化を目指す。

水産業については、つくり育てる漁業をめざし、琵琶湖の水産物が安定的に生産されるよう栽培漁業の振興に努めるとともに、漁業後継者の育成や漁業組織の健全な育成を図る。

ロ 工業集積も、湖南地域等と比較すると相対的に低いものの、一定の集積が図られてきているが、進出企業の多くは生産現業部門であることなど選択性に乏しく、新規若年労働者にとって魅力が薄いとといった課題があり、今後は研究開発機能や中枢管理機能の集積が必要である。こうしたことから、既存産業の高度化、高付加価値化を進めるとともに、新産業分野に係る研究開発機能とその生産機能等が集積する複合型の新しい産業創造拠点の整備を図る。

具体的には、企業立地は、景気の低迷による企業の設備投資意欲の減退とともに、経済構造や産業構造の変化によって、海外への進出が進んでいることなどから、立地件数、面積とも減少傾向にあるので、東西交通網の結節点という地理的条件を生かした企業誘致を進める。

次に、滋賀県立大学などとの産学官連携を促進するとともに地域に根ざした新しい産業の創造が必要であり、公的試験研究機関の活性化に努め、産・学・官が多様なネットワークを形成して技術開発力を高めていけるような連携システムの構築を図る。

さらに地場産業については、内需不振、受注単価の低下、構造的な競合輸入品増加、熟練技術、技能工の確保難などにより厳しい状況にあり、地場産業組合等が行う新商品・新技術の開発、販路開拓、人材育成、新事業分野への進出等を支援する。

ハ 商業・サービス業については、京阪神といった大都市の近隣に位置する影響を受け、本地域は、卸売業、小売業ともに、1店当たりおよび従業員1人当たり年間販売額は全国平均を下回っているなか、小売業においては、その順位は改善される傾向にある。また、本区域内においては、彦根市、長浜市を中心に商圈が形成されているが、その他の地域の商業集積は低い。なお、彦根市、長浜市では中心市街地活性化法を活用し、市街地の整備に順次取り組んでいる。

二 観光については、豊かな自然や多くの文化遺産に恵まれている一方、近年は長浜の黒壁や彦根キャッスルロードなど観光施設を活かしながら一体

となったまちづくりが行われており、こうした観光地を拠点とした広域観光と、従来からの伝統あるまつりや風俗といった歴史文化遺産も最大限に活用し、通年滞在型観光の確立を図る。

(2) 産業の規模を従業地就業者数で見ると、就業者数は、平成12年には127千人であり、平成17年には、134千人に達するものと見込まれる。

産業別では、第1次産業就業者数は減少傾向が続き、平成12年は5千人（3.9%）、第2次、第3次産業は55千人（43.3%）、67千人（52.8%）である。今後、平成17年には第1次産業就業者数は5千人（3.7%）、第2次、第3次産業就業者数はそれぞれ58千人（43.3%）、71千人（53.0%）になるものと見込まれる。

## 7 土地の利用に関する事項

### (1) 土地利用の基本構想

本区域は、北陸、中京および京阪神圏の結節点という地理的条件や名神高速道路、北陸自動車道、東海道本線、北陸本線等の交通の利便性に恵まれた区域であり、工業用地や宅地の開発が進み、人口は堅調に増加してきた。

本区域では、滋賀県立大学が開学されるなど、高等教育機関の充実も進み、今後も人口の穏やかな増加が続くものと考えられる。産業面では、既存の工業団地などの集積を生かすとともに、滋賀県立大学等の学術研究機能との連携や広域交通基盤を活用した新しい産業立地が今後も期待されている。また、国道8号米原バイパスなど、「環びわこ放射状ネットワーク」構想に基づく交通網の充実や、拠点都市地域の整備が行われる予定であり、都市地域の拡大と都市機能の集積が見込まれている。

今後、都市化の進展や主要交通基盤の整備等を背景として、人口の増勢は鈍化するものの着実な人口の伸びが予想され、新たな定住や交流のための都市的土地利用への転換が見込まれる。

今日、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用に当たっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっており、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、土地利

用の質的向上を一層積極的に図る。

## (2) 土地利用の概要

利用区分ごとの土地利用の概要は、次のとおりとする。

イ 農用地については、食料の長期的な需給動向を考慮し、生産性の高い農業を目指し、地力の維持増進、地域の実情に応じ環境に配慮した農業生産基盤の整備、効率的かつ安定的な農業を営む経営体への農用地の集積を進め、必要な優良農用地の保全・確保を図る。

また、農用地の不断の良好な管理を通じて、県土保全、田園景観の保全等農用地の多面的な機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境調和型農業の推進により、環境負荷の低減に努める。

ロ 森林については、地球環境問題の高まり等を踏まえ、木材生産等の経済的機能に加え、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図る。

特に近畿圏の重要な水源の安定供給に寄与している琵琶湖の集水域の森林については極力保全整備し、その機能を維持増進するために間伐等保育管理を推進するとともに、貴重な動植物等の生息、生育する森林等の適正な維持管理を進める。また、良好な生活環境を確保するために森林を積極的に緑地として保全・整備しつつ、多様な県民ニーズに即した総合的・計画的な利用を図る。

ハ 住宅地については、人口および世帯数の増加、高齢化の進行、都市化の進展の動向等に対応しつつ、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適正な土地利用を図る。

特に、既成市街地等では、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な土地利用を図る。

ニ 工業用地については、水質汚濁の防止その他環境の保全等に十分配慮し、ボーダレス化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、企業の立地動向に対応しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

新規の立地に際しては、工場の進出が及ぼす周辺地域への影響に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。

ホ その他の宅地（事務所、店舗用地等）については、市街地等の再開発等

による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化・業務機能の集積および良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化、サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

へ 産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の生活上必要な施設は、産業の進展、人口の動向、廃棄物の減量等を見通し、あらかじめ計画的に必要な用地の確保を図る。

ト 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設の公用・公共用施設については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、琵琶湖の湖辺域は、琵琶湖と一体となった景観を形成しており、ヨシ原や樹林地、内湖等は水域と陸域との遷移帯としての生物の成育地帯として重要である。一方、水産業、観光、レクリエーション等多種多様な期待もあることから、琵琶湖の保全の重要性を踏まえ、水域と陸域との一体性に配慮しつつ、自然湖岸、内湖、湖畔林等の貴重な自然地の保全、新たな緑地の整備、既存緑地の再整備等により調和ある土地利用を図る。

## 8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境及び生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

### (1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を推進し、良好な生活環境を確保するため、環境の保全に配慮しつつ、総合的、体系的な交通施設の整備を図るとともに、増大する情報通信の需要に対処するための通信施設の整備を総合的に進める。

また、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通システムを構築するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、いわゆる交通バリアフリー法に則り市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化等を重点的・一体的に推進する。

#### イ 道路

域内交通と通過交通の分離を図るとともに、本区域の経済的、社会的活動を支える都市間、さらに地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めるほか、良好な都市空間を形成するために必要な道路、街路の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

一般国道 8号  
主要地方道 大津能登川長浜線、愛知川彦根線  
街 路 原長曾根線、豊公園森線、彦根駅大藪線、長浜駅宮司  
七条線、河瀬停車場線他1線、稲枝停車場線

また、日常生活に密着した一般県道、市町村道、交通安全施設等の整備を進める。

さらに、本区域と他区域との交流を促進するため、区域外と連絡する道路の整備を進める。

#### ロ 鉄軌道

地域間交流の促進と県土の均衡ある発展および住民の利便性向上のため、交流電化区間である北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間を直流化し琵琶湖環状運行の実現に向けた検討を進めるとともに、老朽化、狭隘度等を考慮して老朽駅舎の整備を図る。

また、既存の近江鉄道、信楽高原鐵道の沿線である湖東・東近江・甲賀地域から京都府南部地域を経て大阪方面とを結ぶとともに、震災時にはバイパス機能を備えた新たな鉄道として、「びわこ京阪奈（仮称）鉄道」の実現について検討を進める。

#### ハ 港 湾

琵琶湖の水環境改善のため、長浜港において海域環境創造事業により、底泥の浚渫を行う。

#### 二 通信施設

情報通信技術の進歩による情報そのものの価値の高まりや情報通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対処するため、光ファイバ網や無線の活用など地域の特性に応じた情報通信ネットワークの整備を図り、情報通信システムの有効利用による行政効率化はもとより、ネットワークを通じた県民への情報提供、さらには双方向の情報交流を進める。

また、災害時における電気通信網の機能確保と、防災情報の円滑な収集・伝達などを図るため、衛星通信等を活用した防災行政通信システムの充実を図るとともに、市町村防災行政無線（同報系）の整備推進を図るなど、伝送路の多ルート化等を推進し、安定性・信頼性の高い、情報通信ネットワークの整備を図る。

#### (2) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農用地や森林の保全に配

慮しつつ、計画的な宅地の開発を促進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

#### イ 住宅用地

住宅需要の増大に対処するとともに、望ましい居住水準を達成し、良好な住環境を維持・形成するため、土地区画整理事業等の促進を図り、良好な住宅用地の確保を図る。

#### ロ 工場用地

計画的な工業開発を進めるため、（仮称）長浜サイエンスパーク（長浜市）及び柏原東部工業団地（山東町）等の整備を促進する。

#### ハ 商業業務地

鉄道駅と国道8号が近接する交通至便地区である米原駅東部地区（米原町）および彦根駅東地区（彦根市）に土地区画整理事業を推進し、主として商業・業務機能の集積を図り、都市的なサービス機能を強化する。

### (3) 公園緑地

スポーツ・レクリエーション需要の高まりに対応するとともに、生活環境の向上を図るため、平成17年度末における住民1人当たり都市公園面積約12.0㎡を確保することを目途に、千鳥ヶ丘公園（彦根市）、荒神山公園（彦根市）、神照運動公園（長浜市）及び甲良町運動公園等の公園緑地の整備拡充を図る。

なお、公園緑地の整備に当たっては、琵琶湖等の優れた自然や豊かな歴史的・文化的資源を生かすとともに、これらとの調和を保ちながら適正な配置に努める。

### (4) 河川、治山、砂防等

地域住民の生命及び財産の安全を確保し、地域経済の発展に資するため、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、次のとおり国土保全施設の整備を推進する。

#### イ 河川

河川の氾濫を防止して、自然災害に対する治水安全度を高めるため、愛知川、犬上川、長浜新川、矢倉川等の河川改修および、琵琶湖をはじめとする淀川水系の河川浄化事業を推進するとともに、河川環境の整備の保全を図り、親しみとるおいのある水辺づくりを推進する。

また、洪水調節とあわせて、増大する水需要に対処するため、丹生ダムの建設を促進する。さらに、洪水調整のため、姉川ダム、栗栖ダムの建設

を推進する。

ロ 治山・砂防等

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、淀川水系の治山事業を推進する。

また、土砂生産抑制及び土砂災害の防止、自然環境の保全等を図るため、淀川水系の砂防事業等を推進する。

(5) 住 宅

人口の増加、世帯の細分化、建替え等による住宅需要の増加により、平成17年度までに必要な住宅建設戸数は約12千戸と見込まれる。このため、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の計画的な住宅供給を促進するとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

(6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、生活様式の変化、産業の発展等に対処するとともに、生活環境の向上、閉鎖性水域である琵琶湖等公共用水域の水質保全などの自然環境の保全に資するため、次のとおり供給施設及び処理施設の整備を推進する。

イ 水 道

上水道の需要は、給水人口の増加、生活様式の変化等に伴ってさらに増大するものと見込まれるため、平成17年における給水人口約 273千人を目途に、彦根市、米原町等において上水道拡張事業を推進する。

ロ 下水道

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全及び生活環境の改善等に資するため、平成17年度における下水処理区域人口約 171千人を目途に、琵琶湖流域下水道事業（東北部処理区）及び彦根市、長浜市等における流域関連公共下水道事業を推進する。

また、処理施設については、閉鎖性水域である琵琶湖の富栄養化を防止し、水質の保全・向上を図るため、引き続き窒素、リンを取り除く高度処理を推進する。

ハ 廃棄物処理施設

ごみ排出の状況は、近年の横ばい状況から再び増加の様相を見せ始めており、生活様式の変化等からその内容も多種多様化している。

このため、平成9年度に策定した「滋賀県環境総合計画」に基づき、排出量を2分の1にすることを目標に再資源化・有効利用による減量化をさ

らに推進するとともに、施設の整備にあたっては、資源化施設、エネルギー利用施設等の廃棄物循環型社会基盤施設の設置の促進を図ることとし、湖北広域行政事務センター（長浜市他）等において埋立処分地施設を整備するほか、大阪湾圏域における広域処理場の整備を推進する。

また、し尿処理施設については、下水道の整備を進めていくとともに、地域の事情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等による対策を推進し、併せて汚泥再生処理センターの整備を図る。

## (7) 教育文化施設等

### イ 教育施設

児童・生徒数は全般的に減少傾向にあるものの、増加が見込まれる地域では、小・中学校の施設整備を図るほか、その他の地域においては、今後、余裕教室の有効利用（多目的スペース等への転用）のための施設整備を図る。また、高等学校等も含めた既存校舎の改築や屋内運動場の整備・改修を推進する。

さらに、高等教育については、高学歴化、高度技術化・情報化等が進む中で、地域産業の高度化や技術力の向上などに重要な役割を担う人材を育成するため、県立大学等の整備充実を図る。

### ロ 文化施設

心を豊かにし、自己実現しようとする志向が高まるなかで、住民がより充実した生活を送れるよう、豊かな自然環境や優れた歴史・文化遺産等を生かして、創造性や感性を養うことのできる場や、地域の活動拠点となる施設の整備など地域の文化環境の整備に努めるとともに、地域において住民が自己の能力を高め、生きがいをもち、より豊かな生涯を送れるよう、生涯学習機会の拡充を図ることとし社会教育施設や文化施設の整備を推進する。

また、今後の地域のスポーツ、レクリエーション需要の増大に対処するため、社会体育施設を各地で整備するほか、地区レベルにおける文化活動等の活性化を図るための拠点となる集会施設やひろば等の施設の整備を促進する。

## (8) その他の施設

### イ 社会福祉施設

高齢社会の到来等に伴う寝たきり老人や痴ほう性老人の増加に対処するため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を進めるとともに、デ

イ・サービスやショートステイの機能をもつ施設を各地に確保する。また、障害者のケアや授産訓練、社会参加と自立を促進するための各種障害者福祉施設の整備を推進する。

さらに、子育て支援のための保育所を整備するとともに、子どもの健全育成の拠点である児童館の整備を推進する。

#### ロ 医療施設等

人口の増加や高齢社会の到来等に伴う疾病構造の変化等に対処するため、専門的かつ高度な医療技術を具備した医療施設の充実確保及び救急医療体制の確保を図る。

#### ハ 農業用水施設等

農業の持続的な発展を図るためには、安定的な農業用水の確保は必要不可欠であることから、国営農業用水再編対策事業「新湖北地区」等により、農業用水施設の整備ならびに更新等の推進を図る。

## 9 環境の保全に関する事項

環境問題は、地球的規模という空間的な広がりや次代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となって来ており、酸性雨、温暖化、熱帯雨林の減少など、各国、各地域で足元からの取り組みが求められている。

また、日常生活においてはより環境にやさしいライフスタイルが求められている。そのような中で、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭及びその他の公害を防止することはもとより、環境基本法、滋賀県環境基本条例、滋賀県環境総合計画、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築をめざすこととし、関係法令に基づく、各種発生源に係る排出規制や公害防止施設等の整備を進め、環境基準や目標等の維持・達成に努める。

特に、世界有数の古代湖であり、重要な水源である琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として策定した「マザーレイク21計画－琵琶湖総合保全整備計画－」に基づき、水質の保全、水源のかん養および自然的環境・景観の保全の3つの観点から、県民、事業者、行政等のパートナーシップに基づき、各種保全施策を総合的、計画的に推進する。

さらに、各種の土地利用や交通体系などに関連する諸施策については、地域の環境特性に配慮し、水、大気、土地、緑等の環境資源が有限であることを認識し、適正な循環利用がなされ、健全で質の高い環境の確保に努める。

- イ 水質汚濁については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画等により、工場・事業場の排水規制、および琵琶湖流域下水道整備等の生活排水対策ならびに農業排水対策等諸施策を推進し、汚濁負荷量の削減を図るとともに、河川流域の特性に応じた流域管理を住民のパートナーシップのもとに推進する。
- ロ 大気汚染については、大気状況を的確に把握し、発生源に対する規制及び指導の徹底を図る。また、オゾン層保護や地球温暖化対策等の地球環境問題への対応策を講じる。
- ハ 自動車交通対策については、環境基準の達成に向け自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて緩衝帯の設置、遮音壁の設置、交通規制等の施策を講ずる。
- ニ 新幹線鉄道の騒音、振動公害については、発生源対策及び障害防止対策を推進するとともに沿線の土地利用の適正化を図る。
- ホ 近隣騒音公害については、カラオケに代表される深夜営業騒音や拡声器騒音等に対する適切な対応を図るとともに、生活騒音に対する防止方策等を検討するなど、環境基準達成のための施策を講ずる。
- ヘ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備拡充する。
- チ 公害の防止に資するとともに、自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺における自然公園、都市公園、緑地、良好な河川空間、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進するとともに、健全な生態系を維持あるいは回復し、自然と人間との共生を確保する。
- リ 太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの利活用について検討を進め、地域特性を生かした新エネルギー導入と省エネルギー対策を推進し、省資源型・省エネルギー型社会の実現を進める。
- ヌ 事業の計画、実施に当たっては、環境破壊を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

## 10 防災対策に関する事項

本区域の防災対策は県及び市町村における地域防災計画に基づき総合的かつ計画的に実施するものである。

本区域は、比較的降雪が多く、北部山間地域では豪雪に見舞われることがあ

り、適切な除雪・防雪対策を講じることが求められている。

また、地勢上、流路延長が短く急峻で水源山地の地質的条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また、琵琶湖流入付近では上流河川から多数の小河川が枝分かれしているため河積が極端に小さい、いわゆる尻無川が多く見られ、過去に幾度かの水害が発生しており、治水事業の促進が求められている。

また、当該区域の土砂災害危険箇所は約 400箇所です砂防設備等の整備はまだ低い水準であり、加えて近年の広範囲な都市化の進行に伴う宅地開発により、都市周辺の丘陵部、山麓部においては、崖崩れや土砂の流出等、土砂災害危険度が高まっており、安全な生活基盤のため砂防施設等の整備が急務となっている。

地震に関しては、全国でも活断層分布密度の最も多い地域であり、過去、柳ヶ瀬断層の活動と考えられる大規模な姉川地震が発生しており、今後も地震の発生の危険性が極めて高い地域である。

このような自然災害の危険性を多く抱える一方で、高度経済成長期に形成された市街地を中心として、狭隘道路が多いなど道路等の都市基盤整備の不備が目立っている。また、公立病院等においては順次改築が進められ、大地震に対応し得る構造・設備となってきたものの、潜在的な危険性のある建造物が多い地域もあるため、特にライフラインの確保と耐震性の強い医療機関の整備が必要である。

本区域では、特に、中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要衝にあり、震災等による交通の途絶を防ぐため、道路等の耐震対策及びバイパス機能を持つ代替ルートの整備が必要となる。

近年においては、国土利用の変化あるいは高齢化社会の進展など社会経済環境の変化に伴い、災害の態様は複雑多様化・大規模化しており、このような災害に対応するためには、災害弱者にも配慮した防災施設の整備、都市の不燃化・耐震化など防災都市対策や地盤の液状化対策を推進する必要がある。

また、地震等の観測体制を充実する一方、災害の発生する危険のある地域の公表等により住居地の危険性への認識を深めるとともに、このような地域での適切な土地利用を進めていくことも不可欠である。

以上の観点を踏まえた計画はつぎのとおりである。

#### (1) 地域防災体制の充実

災害時には災害応急対策の活動拠点として機能し、平常時には防災に関する啓発などの活動の場として機能する防災センターの整備の推進を図る。

## (2) 防災資機材の整備

消防力の強化を図るとともに、自主防災活動に必要な資機材の整備を促進する。

また、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な水防資材の備蓄の充実を図る。

## (3) 情報通信体制の整備

イ 各種防災情報の収集・整理・分析、被害程度等の把握、災害情報の送受信、防災関係機関の意思決定支援を行うための防災情報システムを整備し、市町村、防災関係機関との災害情報収集の効率化・迅速化および災害対策本部の機能強化を図る。

ロ 洪水や土砂災害に対応する河川情報システムおよび土砂災害情報システムの拡充を図る。また土砂災害に関しては住民への予知情報提供システム等の警戒避難体制を整備する。

## (4) 災害に強い都市基盤・県土づくり

イ 災害に強いまちづくりの総合的かつ一体的な整備を推進し、特に都市基盤施設、公共・公益的施設については集中的に整備し、被災時に都市機能を維持できる防災安全街区の整備等、安全・安心市街地の形成を図る。

ロ 緊急輸送路等として十分機能できる道路及び避難地や防災活動の拠点となるべき公園、河川等の根幹的公共施設を計画的・重点的に整備する。

ハ 根幹的な治水対策を推進し、特に主要な交通施設等を守る土砂対策や下水道・河川の連携による総合的な都市雨水対策を講じる。

ニ 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため幹線道路等の多重化を推進するとともに、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実、流雪溝等の整備を推進するとともに、降積雪情報等を収集・提供するための情報システムを整備する。

## (5) 地震対策の推進

イ リダンダンシー（代替性）をもたせた高規格幹線道路、地域高規格道路等の幹線道路網等を整備し、震災等に強い県土構造の形成を推進するとともに、緊急輸送道路の整備推進を図る。また、本県と京都・大阪方面を結ぶ大量の旅客輸送を担う東海道本線のバイパス機能を持つ代替ルート of 鉄道整備の検討を進める。

- ロ 住宅、建築物、鉄道施設等の公共施設については、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の消火用水・生活用水等を確保するため下水道、河川等の整備を図る。
- ハ ライフライン共同収容施設ネットワークの整備計画の策定などライフラインの防災性の向上を推進する。

